

カンボジア王国政府

行政改革評議会

公的サービスに関する 情報大要

カテゴリー4（パート1）

貿易、中小企業、投資環境、インフラの建設と維持管理
への民間セクターの参加に関連するサービス

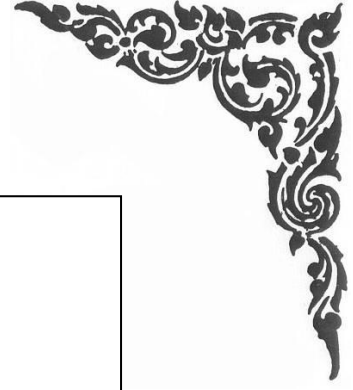
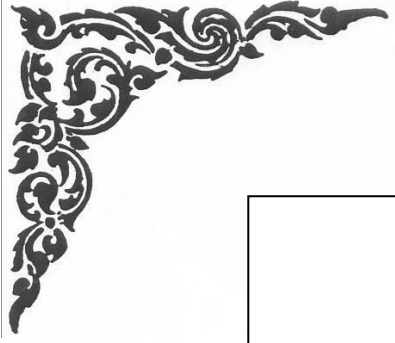
2010年8月

非公式翻訳

本資料はカンボジア総合研究所に委託し、英文仮訳（Unofficial Translation）をJETROの支援で和文に仮訳したものです。投資を検討する参考資料として活用いただければ幸いです。

本資料はあくまで仮訳であり、JETROはその内容及び本資料を利用したことにより生じたいかなる損害についても、一切責任を負うものではありません。

正式な法令・政令はカンボジア語のみとなります。解釈等については原典（カンボジア語）も照らし合わせてご確認いただくことをお勧めいたします。



フン・セン首相
写真

サムダッチ・アカ・モハ・セナ・パデイ・デチョ・

フン・セン

カンボジア王国政府首相
国家改革最高評議会議長



巻頭言

公的サービス提供の改善は、行政改革プログラムの重要な優先戦略である。これはまた、成長・雇用・公平・効率のための四辺形戦略や、国家戦略開発計画、その他のカンボジア王国政府の政策プログラムの核となっている。

質の高い公的サービスは、重要なツールであるが、簡単に得られるものではない。人々のニーズに従って国全体にサービスの提供の実施を確保し、適時に人々に届けていくことには、大変な注意を払う必要がある。これはまた、カンボジアミレニアム目標と貧困削減を達成することに貢献するものである。平和、安定、安全は、王国政府の大きな実績であり、それらはまた、人々の国や組織に対する信頼を強化する基礎となるものである。その信頼は、持続可能な開発、社会的正義、貧困削減にとって本質的に必要なものである。これらの実績は、人々が必要とする公的サービスの質を強化することによって更に補強されなければならない。

王国政府は、2006年5月5日に公的サービス提供に関する政策を採用した。この政策は、公的サービスを改善するための共通原則を設定した。この重要な政策は、冊子として出版され、広く配布された。この政策の実施には、政府職員が、その行動を変化させ、公的サービスの提供方法も変えていくことが必要である。この意味で、公的行政は、公的サービスを、効率的なサービス提供者と信頼される開発パートナーに変身させていくための深い改革を実施する必要がある。

公的サービス提供に関する政策に規定されているように、人々により良く尽くすために、公務員は4つのコアバリューを保持しなければならない。

1. やる気： 仕事の実施に全力を尽くす
2. 忠節： 人々に、組織に、王国政府に。
3. 専門性： 質とアカウンタビリティをもつ業務能力を確保する
4. サービス： 国民の実際のニーズに応える。また、国民のためにより良いサービスを提供できるように仕事を完成する方式を改正する。

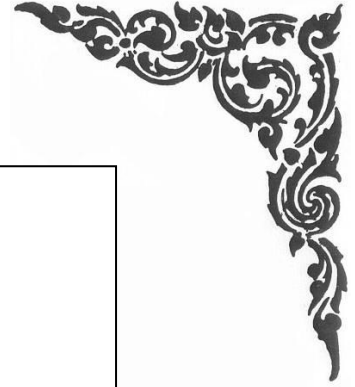
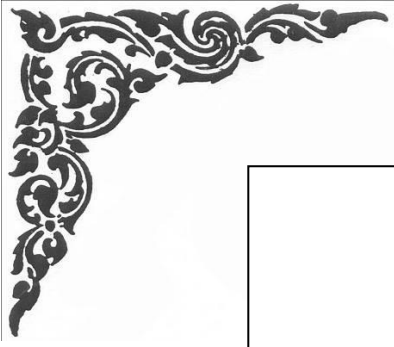
公的サービスに関する大要の広範な普及は、政府とユーザーに対してそれぞれの公的サービスに関する必要な情報を提供するための重要なステップである。大要の範囲は非常に広く、保健や教育から、企業家のためのサービス、建設、インフラ維持管理までをカバーしている。

公的サービスに関する情報は、透明性とアカウンタビリティに向けての重要なステップである。省庁はこの冊子で説明されている自らのそれぞれのサービスをレビューし、それらをより透明で、責任があり、効率的でアカウンタビリティを持つものとしていかななくてはならない。更に、それぞれのサービスを受ける方に対して、便利で親切なサービスをできるだけ短時間で提供する。

人々により良く尽くしていくことは、人々の幸福と我が国の繁栄に必要不可欠なものである。

プノンペン 2009年11月22日

サムダッチ・アカ・モハ・セナ・パデイ・テコ・フン・セン
カンボジア王国政府首相、国家改革最高評議会議長



ソク・アン副首相
写真

ソク・アン

副首相

閣僚評議会担当大臣

国家改革最高評議会常任副委員長

行政改革評議会議長



序文

行政改革国家プログラムの目的は、行政を効率的なサービス提供者、信頼できる開発パートナーに変身させることにより、人々により良く尽くすために、公的行政を近代化することにある。この目的を達成するため、王国政府は、広範、包括的、詳細な手段を設定した。国家プログラムは、5つの目的に代えて5つの目標を明確に定義している。5つの目標は、① 行政サービスの質を向上させる過程の透明性、② 行政サービスの効果の向上、③ 職員および組織の能力の向上、④人事および給与の管理、⑤幹部の監理と公務員の分散、である。

公的サービス提供政策は、行政改革の中核となるものである。この政策は、公的サービス提供とその質の改善のための基準とメカニズムを各省庁に提供している。このプログラムは、人々のニーズに適時により良く応えることにより、公的サービスを更に信頼できるものとし、ニーズに応えるものとし、提供プロセスを更に透明化し、アクセスを容易にするためのガイドラインを省庁に提供している。これは、全てのサービスユーザーが、公的サービスに関する信頼できる関連情報に容易にアクセスできるようにしなければならないことを意味する。

省庁によって人々に提供されている公的サービスは、7つのカテゴリーに分類される。行政改革評議会は、各省庁と密接に連携しつつ、7つのカテゴリーごとにサービスに関する情報を提供する冊子を準備し発行してきた。「**貿易、中小企業、投資環境、インフラの建設と維持管理への民間セクターの参加に関連するサービス**」に関する本冊子は、シリーズの最初となるものである。

提供されている情報は、サービス提供者、サービス目的、法的基盤、適格基準、サービス基準、サービスにアクセスするための必要書類、支払うべき手数料等を明確化している。

この機会に、省庁の参加と努力、そして情報を集積するための密接な協力を多としたい。私は、この冊子により提供された情報に示された通りに、効率的にサービスが提供されるよう、各省庁が引き続き努力していくことを強く奨励したい。

プノンペン 2009年7月23日

ソク・アン

副首相、閣僚評議会担当大臣、国家改革最高評議会常任副委員長、行政改革評議会議長

国民により良いサービスを提供することは、国民の幸福と我が国の繁栄のために重要である。

行政サービスに関する情報大要

1. 序文

カンボジアの公的行政は、多くの変更と改革を経験してきたが、グローバル化を背景として急速に増大している、この国の需要を満たすには至っていない。

この意味で、カンボジアにおいては、他国と同様に、行政管理官とサービス供給者の関係を新しい関係に変形させるという方法で、そのサービスの提供を変化させてきた。サービス提供者とサービス消費者との関係について言えば、サービス消費者は、数多くのサービス提供者の管理事務所で多くの書類を処理するという事はなくなる。以前のように許認可を得るために多くの時間と費用を費やす必要はない。それは、このような書類仕事は、国が処理しなくてはならない行政の仕事であり、人々自らにやらせるべきではないからである。

国を発展させるために重要なパートナーである民間部門への公的サービス提供を強化するためには、民間部門の成長もまた、国にその組織と役割を強化することを求める条件である。公的サービスの改善は、国の目的を達成するための改革枠組における具体的な対策である。その目的とは、改善・簡素化された手続と、質と対費用効果が高い方法を通じた、時宜を得た、透明で、効果的で、安い費用で、汚職と関係ない方法で、人々が公共サービスにアクセスできるようにすることである。

公的サービスの改善は、実務的に組織化された方法で実施されなくてはならない。その方法とは、公的サービスを、良質で、対費用効果が高く、時宜を得た、簡単で、信頼性が高く、必要に対して素早く対応し、サービス利用者が簡単にアクセスできるようなものにする事である。

道のりは長く、使用できる手段も限られているが、我々は大量・緊急な需要を抱えている。従って、活動の優先順位付と分類を慎重に行う必要がある。サービスの提供により貧困削減を行うだけでなく、そのための組織についてもより良く改善するためのメカニズムとしても行わなければならない。更に、行政は人々の最も近くになくてはならないだけでなく、人々に素早い、汚職と関係ないサービスを提供するために最善を尽くさなければならない。公的サービスの向上は、公務員と公的サービス利用者の行動と態度を変化させるであろう。

2. 公的サービス提供政策

サービス提供改善のゴールは、分権化・分散化のために、民営化や契約による民間委託、特に、特別運営機関 (Special Operating Agency) の組織と機能といった、その他のサービス提供形態の適用を含む統合的手段を活用して、各サービスのそれぞれの種類に従って様々な公的サービス提供の質を向上させることにある。

公的サービス提供政策は、全ての省庁、機関との協議と議論、省庁間会議を経て、カンボジア王国政府により、策定されたものである。そしてこの政策は、2006年5月5日に閣僚評議会本会議により承認された。

公的サービス提供政策が成功裏に実施されるために、カンボジア王国政府は、行政改革評議会に、この政策を、技術的にも実務的にも実施するために、立案・調整・推進・監理し、省庁・機関・地方自治体と密接に協力する権限を与えた。

更に、全ての省庁・機関・地方自治体は、それぞれの管轄内で公的サービス提供とその質に責任を有し、各省庁の大臣が各セクターでの改革を実行する指導的役割を果たす。そこで、全ての省庁・機関・全てのレベルの地方自治体・公務員・軍人・市民社会組織・開発パートナー・ドナー機関の積極的参加が、改善された質・効果・アカウンタビリティを有するサービスを人々に提供するために必要とされる。

にもかかわらず、改革プログラムの成功はまた、サービスの提供者から管理職までのサービス提供公務員の態度と実務の変更の速度にもよるところが大きい。持続可能な変化が、カンボジアのリーダーシップとオーナーシップを強化するのである。

われわれ全てに関連する、公的部門近代化のための考え方とビジョンを共有できる。そして、カンボジアは、持続可能な開発を確保するために前進し、地域的・国際的ステージで更に重要な役割を果たすことになる。

1- 過去 10 年間の行政改革の経験は、その成功が下記のような要因によっていることを示している。

- ・ 公務員・機関の文化的規範・実務の変化
- ・ 近代化努力は、その国の状況と必要性に沿ったものでなければならない。
- ・ 国は、完全な改革戦略を策定する前に、行政システムの力学に十分留意しなければならない。公的当局は、公的統治と行政が密接に関連し相互に不可欠なものであることに留意しなければならない。
- ・ 社会は絶え間なく前進しており、行政はいつまでもこの発展に適合していかななくてはならないので、改革・近代化は、長いプロセスとなる。

2- カンボジア王国政府が将来獲得したいと望む公的部門の変化とは、多くの先進国と同様に、下記の通りである。

- ・ 開放的行政。特に情報技術（IT）を通じて、人々が知りたい情報を開示し、人々が国の機関についてより良く理解し、意思決定過程に参加できるようにする。これは、文化の重要な変化である。従って、開放的行政は、カンボジア王国政府の正当性と信用を強化し、サービス需要に政府が応じることを助け、人々がよりアクセスしやすく高品質な情報を受け取ることができるようにする。
- ・ マネジメントと労働の構造を変化させるのに必要なものは、効果を確保するために必要な人的・資金的供給、仕事のマネジメント、行政の構造を最新のものにしていくことである。近代的な執行組織のためには、権限を付与する機会において、公的部門の配置を変更することが実際非常に重要である。会計と情報技術の進歩により、公的機関（公的組織、公的企業、規制機関等）には、自律的経営が与えられなければならない。これは、特定の専門的領域において責任を有する多くの国営企業の存在を可能とするだけでなく、より便利なものである。作られるべき行政構造の創設、管理の分散化、市場的なサービス提供は、効果と結果を向上させる。
- ・ 市場的メカニズムは、公的部門に更に適用されてきている。公的当局は、一定の活動領域でのサービスを民間に移譲していくこと（契約による民間委託）、政府民間パートナーシップ（Public-Private Partnership）等、公的サービスの効果を改善する活動を行っている。
- ・ 公的業務の近代化はまた、分散化、管理の柔軟性を増加させるための人的資源に関する責任、賃金支払い、公的機能の変形と能力についての支援を含む、公務員の業務そのものをも目標としている。

従って、公的サービスに関する情報大要の策定は、カンボジアの省庁・機関の公的サービスについて、人々へのサービスをさらに改善するため、効果・透明性・説明責任の高い方法で、本質的で関連性の高い情報を提供する最も重要なステップである。

公的サービスに関する情報大要の使用方法

1. 定義

公的サービスに関する情報大要は、公的サービス情報へのアクセスのための推進手段であり、一言でいうと「便利にする」ということである。これは、時宜を得た、信用できる、正確で、人々に受け入れ可能なものという意味である。このプロセスは、サービス利用者が利用可能な冊子の形態でなされるべきである。あるいは、行政改革評議会のウェブサイト、サービス提供者のその他のウェブサイト上で閲覧可能なレポートとしてデザインすることも可能である。

これに加えて、省庁・機関は、その管轄内で関連する情報開示や質の向上のためのシステムを持ち、下記の点に焦点を当てる。

- ・ サービスを利用する際の利便性
- ・ サービス利用者への注目、礼儀、親切度
- ・ 特定の期間内に簡素な回答をすること
- ・ サービス利用者のそれぞれが必要とすることの説明をすること

2. この大要の目的

公的サービスに関する情報大要の主要な目的は以下の通りである。

- ・ カンボジアの公的サービスに情報基準を設けること
- ・ サービス利用者と提供者の双方に適用される書類を提供すること
- ・ 様々な公的サービスの情報を簡単にすること
- ・ 人びとにより良く奉仕すること

3. この大要の構造

公的サービスに関する情報大要は、省庁・機関の責任に従って、部門別に編集される。公的サービス提供政策は、以下のような7つの分類に分けられる。

(1) 国家主権に関するサービス

国家主権に関するサービスは、国の専権事項であり、国の機関または、国が公法によりその実施の権限を与えた法人によって、提供される。国家主権に関するサービスとは、許可、ライセンス、市民権証明、出生証明、自動車識別ナンバー、商標権証明、クメール国民証明、家族登録、公認等である。

これらのサービスに関連した組織やその提供実施は、国または国の機関の責任である。

(2) 安全保障、公的秩序、社会的安全に関するサービス

これらは、安全保障、公的秩序、宿泊、旅行、通信、社会的安全に関するサービスである。これらは、権限を有する当局、警察、国軍の権限の範囲内である。これらのサービスは国の開発、貧困削減、人々の幸福と平静、事業を行う事業者や投資家からの信頼等にとって非常に重要である。

これらのサービスに関連した組織設立やサービス提供実施は、国または国の機関の責任である。

(3) 司法及び仲裁に関するサービス

これらは、個人対個人、個人対政府、個人対民間部門、政府対民間部門等の中の紛争の仲裁、司法に関するサービスである。これらのサービスは、二つの機関によって提供される。

- ・ 仲裁委員会。これは、裁判所の訴訟の負荷を減らし、裁判所システム外で両者を納得させるための軽易な訴訟を解決するための調整役である。
- ・ 裁判所。仲裁委員会による解決を受け入れない訴訟の場合。

サービス消費者、その他の関係者からの信用は、法のルールを維持するという観点で、法の実施の効果、質、モラル、正義、透明性等によるものとなる。従って、仕事を改善する全ての活動は、司法サービスの質と効果を高める観点から、ステップバイステップで、慎重に計画されなくてはならない。

(4) 貿易、中小企業、投資環境、インフラの建設と維持管理への民間部門の参加等を強化することに関するサービス

A- 貿易の振興

カンボジア王国政府は、民間企業を振興する環境を整える責任を有し、開発過程の戦略と管理をなす者として、民間部門を成長のエンジンと考えている。特に優先しているのは、下記のような様々なステップを通じて全体的環境を構築する手段の準備である。

- i. 公的部門・民間部門双方のガバナンスの強化
- ii. 輸出入に関連する省庁・機関の官僚主義と過重な手続の軽減
- iii. ワンストップ管理の効果的プロセスを振興することによる、省庁・機関で重複する義務・業務の撤廃
- iv. 国際国境での「ワン・ウィンドウ」事務所メカニズムの実施強化

B- 中小企業 (SME)

カンボジア王国政府は、下記のような政策を通じて、中小企業の発展を振興し続けている。

- i. 中小企業の振興、特に中長期金融の供与
- ii. 全ての種類の脱税の防止
- iii. 全ての企業の登録・運営に必要な手続の軽減
- iv. ライセンス・許可申請に関する複雑な手続の軽減を通じた、輸出入の促進
- v. ワンストップサービス・メカニズムの実施による、生産を行う中小企業へのライセンス供与の期間とコストの削減
- vi. 適切なタイミングでの企業への支援の供与
- vii. 中小企業と大企業の提携の促進

上記の目的を達成するため、カンボジア王国政府は、下記に注意の焦点を当てている。

- i. 地域統合とグローバリゼーションに対応し、地元での物品製造とその製造拠点を戦略的に増加させる方向で、消費財を輸入する代わりに、国内市場に供給する消費財生産振興のための優遇措置の促進
- ii. 中小企業のための競争力強化のための戦略策定
- iii. 中小企業の活動を支援し、モニターする規則と行動計画の策定

C- 投資環境、インフラの建設と維持管理への民間部門の参加

この業務については、カンボジア王国政府は、投資・事業環境を改善・強化するために必要な行動をとる。これには、優遇政策、インフラの維持管理・建設への民間部門の参加を促進・ガイドする法的手段等を含む。

まだ、事業運営、投資、民間部門開発を促進するのに必要なニーズに十分応えていないこれらのサービス群の構造は、適切かつ直ちに、現実の状況と既存の資源に従ったものに変更されなくてはならない。

(5) 社会、文化、女性問題に関するサービス

これらのサービスには、教育サービス（万人への教育、教科書、基礎教育へのアクセス権に関するサービスの質の向上）、健康・保健サービス（アクセス可能性、質、人々、特に貧困層・最も脆弱な層への、公平で持続可能な基礎的保健サービスの提供の効果）、娯楽サービス、社会サービス、孤児・脆弱な子供たち・障害者等を保護するサービス、女性の経済発展への参加を促進するサービス、貧困削減を支援するその他のサービス等を含む。

(6) 物理的インフラ開発に関連するサービス

物理的インフラ開発に関連するサービスは、人々の貧困を削減し、経済成長を促進・スピードアップする中でも、王国政府が優先している主要事項である。

物理的インフラの開発については、道路・橋梁・鉄道・水運・港湾・空港等の運輸システム、病院、学校、井戸、上水システム、灌漑システム、電力、情報技術、郵便、通信等の更なる建設に焦点を充てる必要がある。これらのサービスについては、王国政府は、全ての関係者、特に民間部門の参加を振興する優遇政策を促進している

(7) 歳入徴収、支出合理化、支払に関するサービス

困難を最小化するための、歳入管理、より透明で効果的な支出の改善に関連するこれらのサービスは、サービス利用者に直面しているものである。

その実施を促進するため、行政改革評議会は、健全な歳入徴収を適切に準備・実施する上記の全てのサービスに、その責任を有する省庁・機関と密接に協力し続けていく。

4. 情報を最新化する責任

省庁・機関は、その管轄内のサービスの範囲内にある情報の質と開示を改善する責任を負う。

5. どのような書類が利用可能か

この公的サービスに関する情報大要のうち、上記（4）**貿易、中小企業、投資環境、インフラの建設と維持管理への民間部門の参加等を強化することに関するサービス**、に関連するサービス情報に関する全ての書類。他のサービス群については、情報は、行政改革評議会が全ての省庁・機関と密接に協力して継続的に収集・編集する。

上記（4）のサービスは次ページ以降の様に編集されている。

目次

商業省 7

商業登記証.....	8
登録商標および生産地製品商標.....	10
最恵国システム（MFN）における輸出登記証明書及び原産地証明書‘C/O’.....	13
アジアと大洋州への輸出の原産地証明書.....	17
ヨーロッパ、アフリカへの輸出の原産地証明書と輸出入許可に関するサービス.....	20
リスクマネジメントによる貿易振興に基づく関税消費税総局と共同の輸出入商品の査察サービス、輸入国の要求に応えるために申請者から要請される輸出商品の証明書、市場監視と詐欺防止による消費者保護サービスの提供、等に関するサービス.....	23
トレードフェアの開催、定款の登記、事業運営証明の発行、役務と貿易、外貨建てで価格表示を行うための貿易業者への許可証の発行、ビジネス取引についての相談の受付、貴石アクセサリー営業許可の発行、等に関連するサービス.....	26
抵当権設定通知書の登録.....	28

鉱工業エネルギー省 30

工場と手工芸設立申請.....	31
工場・手工芸住所変更、工場・手工芸生産増加、工場・手工芸所有者変更に関する許可....	32
工場・手工芸実施に関する証明書.....	33
手工芸登録証明書.....	34
上水供給事業の生産ライセンスに関する申告.....	35
鉱物資源登録証書.....	36
6種類の鉱物資源ライセンスの発行.....	38
採鉱露天掘りと採石場に関するライセンス.....	40
貴石鉱山の開発ライセンス.....	43
鉱物製錬ライセンス.....	45
探鉱ライセンス.....	47
鉱物資源の産業化・商業化に関するライセンス.....	49
鉱物資源に関するライセンスの権利の譲渡契約の署名.....	51
発電・送電・配電に関する投資許可.....	53
発電・送電・配電の投資の権利譲渡に関する許可.....	55
送電、太陽発電・水力発電、電力再利用の企画調査に関する許可.....	56
化学品使用の標準と対象物に関する証明書.....	58

製品商標使用に関するライセンス	59
-----------------------	----

経済財政省 60

物品貿易の分野における協定国との自由貿易及び アセアン自由貿易に関する情報	61
保険事業ライセンス	63
専門家証明書、鑑定サービス及び不動産サービス ライセンス	65
不動産開発に関するライセンス	67
不動産開発事業管理の独立設計会社に関するライセンス	70
税務登録：付加価値税・納税者識別番号	72
輸出入関税許可	78
商品取引の税関申告書の手続き	80
原産地関税価格・乗物輸出入領収書証明書の確認	82
関税コミッションライセンス・保税倉庫企業ライセンス	84
関税に関する広報業務及びその他のサービス	86

国土整備・都市化・建設省 87

建設事業運営許可証	88
建設許可	90

観光省 91

ホテル・ゲストハウスサービスの観光ライセンス	92
ツアーガイドサービスの観光ライセンス	94
ナイトクラブ・ディスコサービスの観光ライセンス	96
カラオケサービスの観光ライセンス	98
マッサージサービスの観光ライセンス	100
リゾートサービスの観光ライセンス	102
陸運旅行サービスの観光ライセンス	104
水運旅行サービスの観光ライセンス	106
レストランサービスの観光ライセンス	108
ツーリストスポーツサービスの観光ライセンス	110
旅行代理店サービスの観光ライセンス	112
ホテル等級付け・旅行者宿泊サービス	114

環境省 115

環境保護契約.....	116
コミュニティ保護地域の設立に関する許可	117
廃棄物処理許可または固形廃棄物・有害廃棄物の輸出 に関する許可.....	119
固定発生源から環境への有毒物質及び騒音の排出に関する許可	120
可燃性物質の輸入に関する許可.....	121
廃水の排出に関する許可	122
オゾン層破壊物質（ODS）の輸出入に関する許可.....	123
環境影響評価報告書の承認通知書	124
環境保護契約の承認通知書.....	126
自然保護地区内の研究の許可	127
自然保護地区からの植物・昆虫類・爬虫類等の試験的生物の持出許可.....	128

公共事業運輸省 129

貨物及び旅客輸送事業に関するライセンス	130
造船所及び船舶修理所に関するライセンス	139
越境自動車に関するライセンス.....	145
自動車及びオートバイ運転教習所に関するライセンス.....	159

農林水産省 165

農業資材（AMS）に関する取引許可（1）	166
農業資材（AMS）登録証（2）	168
農業投入財の輸出入許可	170
ゴム加工工場及び地方試験所の登録.....	174
地方試験所の承認.....	176

郵便電気通信省 179

周波数ライセンスの発行	180
無線通信設備輸入エージェント、無線通信設備輸入・販売・修理に関するライセンス、および無線通信設備認可書.....	183
インターネットサービスおよび付加サービスに関するライセンス.....	185
ネットワークサービスおよび全ての電気通信サービスに関するライセンス.....	187
国際スピード郵便（EMS）に関するライセンス	189
郵便エージェントに関する許可.....	191

教育・青少年・スポーツ省..... 192

教育機関の設立に関するライセンス.....	193
私立幼稚園の設立に関するライセンス.....	195
私立初等教育機関の設立に関するライセンス.....	197
私立中等教育機関の設立に関するライセンス.....	199
公立と私立高等教育機関の設立に関するライセンス.....	202
学士資格、証明書に関するライセンス.....	204
教科書・書類の出版および報道に関する許可.....	206

カンボジア開発評議会..... 208

適格投資プロジェクトの登録.....	209
法律関係業務サービス.....	211
適格投資プロジェクトのための生産設備・建設資材・生産投入財の輸入申請の審査 — 輸入 関税は政府負担の場合.....	213
経済特別区の設立に関するライセンス.....	215

保健省..... 217

看護室開設許可.....	218
妊娠婦人診察室開設許可.....	220
マッサージ治療室開設許可.....	222
病気の治療・診察室開設許可.....	224
口と歯の診察・治療室開設許可.....	226
医学実験所開設に関する公告.....	228
産科病院開設に関する公告.....	230
口と歯科病院開設許可.....	232
病気の診察・治療病院開設許可.....	234
病気の診療ポリクリニック開設許可.....	236
近代薬・伝統薬およびサプリメント、医学用具、化粧用の試薬・告示書に関する証明書およ び登録.....	238
薬局・ドラッグストアの開設・閉鎖・場所変更に関する許可.....	243
美容手術室開設の公告.....	245
保健省の証明登録用の薬品・医学用具生産品質分析の告示.....	247
薬品・医学用具・食品の品質分析の告示.....	248
薬品製造機関の開設・閉鎖・場所変更の許可に関する公告.....	249

食堂およびレストランの清潔証明書.....	250
薬品輸出入貿易事業所の開設・閉鎖・場所変更、伝統薬品販売店・薬品と薬原料輸出入に関する許可、化粧品運営事業に関する決定.....	251
水資源・気象省	254
水ライセンス.....	255
文化芸術省	256
ビデオ・映画サービスの輸出入会社のライセンス	257
ビデオ・映画サービスの画像スタジオのライセンス.....	258
ビデオ・映画サービスのプロダクションのライセンス	259
外国プロダクションの映画・ビデオ制作ライセンス.....	260
国内の映画・ビデオプロダクションの映画・ビデオサービスに関する製作のライセンスと証明書発行	261
映画・ビデオサービスの登録に関するライセンスと証明書発行	262
映画・ビデオサービスのアフレコスタジオに関するライセンス	263
芸術品の輸出入監視と許可.....	264
著作権保護登録および無国籍または遺産著作についての営業権の申請	266
国立博物館入場券の販売サービスに関するライセンス	268
労働・職業訓練省	269
教育機関の設立に関するライセンス.....	270
60人以上を雇用する工場、企業、機関、会社の技能習得者へのトレーニング	272
企業設立、被雇用者に関する通達公告	274
機関の労務記録書.....	276
企業・機関の労務内規.....	277
給与帳.....	278
カンボジア人労働者を募集、訓練、海外へ送る会社への許可に関する公告の発行	279
情報省	280
情報提供契約.....	281
ウェブサイトでの情報サービス提供と写真提供	283
カンボジア王国におけるイベントに関する写真と書類の提供サービス.....	284
読書およびその他の書類調査サービス	285

情報提供契約.....	286
出版所営業許可の発行.....	287
新聞、雑誌、告示の事業運営許可の発行.....	289
ラジオ・テレビ・ケーブルテレビおよびその他のラジオ・テレビ放送システムの事業運営に 関する許可.....	291

民間航空局 293

航空訓練学校.....	294
-------------	-----

主要な住所とウェブサイト..... 295

商業省

Ministry of Commerce

Lot No.19-61, MoC Street (St.113B) Sangkat Teuk Thla,

Khan Sensok, Phnom Penh

Tel : 023 866 050

ウェブサイト : www.moc.gov.kh

商業登記証

サービス名	商業登記証
サービス供給者	<p>商業省</p> <ul style="list-style-type: none"> - 商業登記部 (Department of Commercial Register) - Lot No. 19-61, MoC Street (St. 113B) Sangkat Teuk Thla, Khan Sensok, Phnom Penh - Tel : 023 866 050 - E-mail : d.reg_moc@yahoo.com
サービス目的	<ul style="list-style-type: none"> - 商業登記証を発行することにより、民間企業に法人格を付与する。 - 商業登記を維持し、民間企業・事業者のデータと名前を管理する。 - 事業を登記し、民間企業・事業者の法的資格を管理する。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 商業規定と商業登記の法律の公布に関する勅許 No. NS/RKM/0695/04、1995年6月26日 ● 商業規定と商業登記の法律を改正する法律の公布に関する勅許 No. NS/RKM/1199/12、1995年11月18日。 ● 民間企業法の公布に関する勅許 No. NS/RKM/0605/019、2005年6月19日。 ● 商業登記における登記に関する商業省省令 No. 098 MOC/SM2008、2008年4月7日 ● 民間企業の年次申告の完了に関する商業省省令 No. 104 MOC/SM2008、2008年4月7日 ● 企業の定款の変更に関する手続と法的行為に関する商業省省令 No. 099 MOC/SM2008、2008年4月7日 ● 商業登記に関する事務手数料に関する商業省と経済財政省の省庁間省令 No. 679 SHV. BrK.CMB、2007年8月7日 ● 商業省商業登記部における申請手続きと登記所要期間に関する通達 No. 0551 MOC/SM2008、2008年3月12日 ● 民間企業の年次申告の完了と商業登記証の新しいフォームへの交換に関する商業省通達 No, 0849 MOC/SM2008、2008年4月8日 ● 事業会社資本の銀行での預金に関する商業省通達 No. 0844 MOC/SM2008、2008年4月7日

	<ul style="list-style-type: none"> ● 新商業登記の ID 番号の付与に関する通達 No. 3773、2009 年 12 月 31 日
適格基準	事業を運営する、またはそれを恒久的個人業務と見做し得る、法人または個人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 商業規程と商業登記に関する法律及び民間企業に関する法律、世界の国々の商業登記手続に則り、商業登記サービスを提供する。例えば、商業登記に申請された会社名を検証し、登記済の会社名と同一または類似している場合にはこれを拒否する。 - 一般的には、商業登記は、商業登記申請に関する書類が要求通りに完全な場合には 3 日間から 5 日間を要する。 - 商業登記の事務手数料は以下のように定められている： <ul style="list-style-type: none"> 1. 個人事業主又は所得税対象の事業者： <ul style="list-style-type: none"> ● <u>登記申請</u> 120,000 リエル ● <u>登記解除</u> 60,000 リエル ● <u>その他の証明書</u> 20,000 リエル 2. 民間会社： <ul style="list-style-type: none"> ● <u>登記申請</u> 420,000 リエル ● <u>登記解除</u> 200,000 リエル ● <u>その他の証明書</u> 60,000 リエル
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業者 <ul style="list-style-type: none"> - 登記申請書 3 部 - 経営者の身分証明書又はパスポート 3 枚 (コピー) - 経営者の写真 (4cm×6cm) 3 枚 2. 企業 <ul style="list-style-type: none"> - 登記申請書 3 部 - 株主と取締役の身分証明書又はパスポート 3 枚 (コピー) - 株主と取締役の写真 (4cm×6cm) 3 枚 - 銀行残高証明書 (4 百万リエル) 1 部 (原本) - 定款 3 部 (コピー)
備考	全ての事業者と民間企業は、カンボジア国内に施設、支店、駐在員事務所、子会社又はその他のエージェントを有する場合には、現行法に従って早急に商業省の商業登記部で登記しなくてはならない。登記を行わない場合は、法に定める罰則が適用されることになる。

登録商標および生産地製品商標

サービス名	1- 登録商標 2- 生産地製品商標
サービス提供者	商業省 知的財産部 (Department of Intellectual Property) - 住所 : Lot No. 19-61, MoC Street (St. 113B) Sangkat Teuk Thla, Khan Sensok, Phnom Penh Tel: (855) 23 866 115 Fax: (855) 23 866 114 Email: dipr.moc@gmail.com
サービスの目的	カンボジア王国内の登録商標に登録された商標・商標名と生産地製品商標の保護、商標と商標名の作成と使用に関する不正競争行為の防止。更に、国内需要に応えるための生産能力の拡大・輸出振興・海外投資誘致を通じた中小企業の振興と保護。
法的基盤	1- 商標、商標名と不正競争行為に関する法律の公布に関する勅許 No. NS/RKB/0202/006 2002年2月7日。 2- 商標、商標名と不正競争行為に関する法律の施行に関する政令 No. 64 2006年7月12日。 3- 商標登録にかかる手数料、その他関連事務手数料に関する商業省と経済財務省の省庁間省令 No. 457 2007年6月8日。 4- 生産地を表示する商標登記と保護の立法上の指導に関する省令 No. 105 MOC/SM, 2009年5月18日
適格性基準	法人又は個人
サービス標準	- コンピュータ化された IPAS システムのために世界知的所有権機関 (World Intellectual Property Organization: WIPO) が定めた国際基準に適合した商標登録サービスのカンボジア王国内での提供。IPAS システムは、定義、音声、読み方、可視画像等を含むステップベース商標を管理し、物品及び同一・同種・密接に関連したサービスの比較を行う。同時に、国際基準で定められた、標語や普通名称、種類、数量、品質、その他の項目を管理する。 - カンボジア王国における商標登記は3ヶ月～4ヶ月の時間がかかる。但し、第三者が異議を唱える場合や多くの申請がある場合には更に時間がかかる場合もある。アセアン諸

国の商標登録と比べると、これらの諸国では手続きに6ヶ月から12ヶ月かかり、米国では12ヶ月から18ヶ月かかる。

商標登録手数料は以下の通り：

I-商標登録

- 1- 一つのカテゴリの商標登録一件の申請は20,000リエル。
- 2- 10年間有効の一つのカテゴリの商標登録一件は180,000リエル。
- 3- 登録された商標を官報に公告する事務手数料は別途確定される。

II-商標の使用又は不使用の証明

一つのカテゴリの商標登記一件に関する商標の使用又は不使用の申請と確認の費用は40,000リエル。

III-その他の変更

- 一つのカテゴリの商標登記一件に関する商標の所有権の譲渡 (Assignment) に関する登録は40,000リエル
- 一つのカテゴリの商標登記一件に関する商標所有者の登録・氏名変更または併合 (Name Change and Merger) は40,000リエル
- 一つのカテゴリの商標登記一件に関する他の訂正 (誤りの訂正等) は40,000リエル
- 一つのカテゴリの商標登記一件に関する住所変更登録 (Address Change) (住所だけの変更の場合) は40,000リエル

IV-商標解除

- 一つの証明書に関する商標登記解除は200,000リエル (解除希望者が支払う)

V-商標再登記

- 一つの証明書に関する商標登記解除は200,000リエル (解除希望者が支払う)

VI-公告印刷 (必要な場合)

- A4の3分の1未満のサイズは40,000リエル
- A4の3分の1のサイズは80,000リエル
- A4の半分のサイズは120,000リエル
- A4の4分の3のサイズは200,000リエル

	<ul style="list-style-type: none"> - A4 のサイズは 400,000 リエル
必要書類	<p>商標登録に必要な書類は以下の通り：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 申請書 モデル #001 に基づく - 商標コピー モデル #15 - 委任状 モデル #002 に基づく（代理エージェントを任命する場合）
備考	<p>同一・同種の商標の使用に関する争議や偽造を避けるため、商業省知的財産部は個人、法人、事業者と企業家の全員に、下記のように、商標を使用する独占権を獲得するために、それぞれの商標を登録することを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 商品やサービスに関する登録商標については、登録された所有者以外の者がその商標の利用を希望する場合、登録された所有者の事前同意を得なければならない。 ▪ 登録された商標所有者は、同意なしで自分の商標を乱用する者に対して裁判所に訴える権利がある。 ▪ 登録された商標所有者は、一般大衆に混乱を招きかねない、登録商標と似通った商標の使用、登録商標と関連する商品・サービスと似通った商品・サービスに関する商標の使用に関して異議を申し立てる権利がある。商標を保護するための登録を行わなかった場合、商標の保護ができない、自己の商標と同一・同種の商標の不正使用に関する当局への異議申立ができない、登録商標の他社への譲渡が難しい等の様々な結果を招くこととなる。

最恵国システム（MFN）における輸出登記証明書及び 原産地証明書 ‘C/O’

サービス名	最恵国システム(MFN)における輸出登記証明書及び原産地証明書‘C/O’
サービス提供者	<ul style="list-style-type: none"> - 商業省 (MoC) 貿易特惠部 (Department of Trade Preference) - 住所 : Lot No.19-61, MOC Street (St.113B), Sangkat Teuk Thla, Khan Sensok, Phnom Penh - Tel/Fax: 023 866 173 - E-Mail: mak@camnet.com.kh
サービス目的	<ul style="list-style-type: none"> i. MFN において輸出登記証明書を発行して商業企業に法的適法性を提供する。 ii. 商業企業と会社の生産力を登記し管理する。 iii. 輸出者にカンボジアからアメリカ大陸への原産地証明書 ‘C/O’ を提供する。 iv. 輸出者に商品の原産地規則を指導し、詳細説明を行う。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 衣服輸出の原産地証明書の発行に関する商業省省令 No. 014 1998 年 1 月 19 日。 ● 輸出用の原産地証明書に関する手数料の決定に関する商業省省令 No. 1695 2000 年 5 月 22 日。 ● 非政府組織 (NGO s) ための原産地証明書の発行に関する商業省省令 No. 265 MoC/M 2002 2002 年 11 月 29 日。 ● 国内製の手工芸品ための原産地証明書の発行に関する商業省省令 No. 021 MoC/M 2004 2004 年 2 月 10 日。 ● 原産地証明書、インボイス及び輸出許可書の発行手続きに関する商業省省令 No. 159 MoC/M 2004 2004 年 8 月 19 日。 ● 原産地証明書、インボイス及び輸出許可書の発行の手續きの改訂に関する商業省省令 No. 186 MoC 2004 年 9 月 15 日 ● 原産地証明書、インボイスと輸出許可書を発行する手續きの改訂に関する商業省省令 No. 070 MoC/M 2005 2005 年 1 月 21 日。 ● 原産地証明書、インボイスと輸出許可書を発行する手續きの改訂に関する商業省省令 No. 261 MoC/M 2005 2004 年 12 月 29 日。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 空路にて米国へ輸出する際の実産地証明書、インボイスと輸出許可書を発行するための手続きの改訂に関する商業省省令 No. 104 MoC/M 2005 2005年2月28日。 ● 実産地証明書を発行する手続きに関する商業省省令 No. 273 MoC 2005年9月27日。 ● 輸出管理手数料の決定に関する商業省省令 No. 285 MoC 2005年10月18日。 ● 廃棄及び保護製品の輸出管理手数料の支払いに関する商業省省令 No. 193 MoC/SM、2006 2006年10月19日。 ● 特惠貿易スキーム下の輸出管理に必要な対策に関する商業省省令 No. 176 MoC/SM、2006 2006年9月4日。 ● 輸出管理費の支払遅延に対する罰金の賦課に関する商業省省令 No. 232 MoC/SM、2006 2006年12月1日。 ● 商業省の特惠貿易システム部の組織と機能に関する省令 No. 216 MoC/SM2007 2007年9月18日。 ● 改正された輸出管理手数料とその関係経費の決定に関する商業省省庁間省令 No. 044 MoC/SM2007 2007年2月9日。 ● 改正された輸出管理手数料に関する商業省省庁間省令 No. 097 MoC/SM2007 2007年6月11日。 ● パラ、ライトグリーンやカーキなどの迷彩色の衣服の輸出に関する商業省省令 No. 045 MoC/SM2008 2007年2月19日。 ● 空路輸送の商品に対する実産地証明書発行に関する商業省省令 No. 106 MoC/SM2008 2007年4月10日。 ● 特惠貿易スキームにおいて事業者/手工業の輸出権利の登録に関する商業省省令 No. 110 MoC/SM2008 2007年4月11日。 ● 輸出管理手数料の決定の改訂に関する商業省省令 No. 274 MoC/SM 2008年12月9日。 ● 実産地証明書許可書の発行の手続きの改訂に関する商業省省令 No. 179 MoC/SM 2009年8月10日
適格性基準	法人
サービス標準	省令 No. 159 MoC/ M2004 2004年8月19日に従って特惠貿易部で申請書を提出した時から実産地証明書を提供するまでの手続き総時間は11時間55分と定められている。書類を受領する際に輸出者の代表者は受領証または委任状を提出しなければならない。
必要書類	1- 特惠貿易スキームにおける輸出登録に必要な書類

	<ul style="list-style-type: none"> ●登録申請書 ●証明書及び商業登記証（原本又は都/州当局の公印のあるコピー） ●カンボジア開発評議会（CDC）の許可証（原本又は都/州当局の公印のあるコピー） ●会社の定款及び経済報告フォーム（定款－原本又は都/州当局の公印あるコピー） ●省令による工業認可（原本又は都/州当局の公印あるコピー） ●カンボジア縫製製造業協会及びILOの証明書 ●不動産所有権または賃貸借契約書、カンボジア人の場合（原本又は都/州当局の公印あるコピー） ●建築許可 ●工場建設計画 ●パスポート又はカンボジア人国民IDカード及び写真1枚 ●会社役員から代理人への委任状のコピー（代理人のパスポート又はカンボジア人の身分証明書と写真を提出しなければならない） ●工場の写真2枚 ●生産ラインの写真2枚と製品の写真2枚 <p>2- 手工芸業/事業者が、特惠貿易スキーム下で輸出権を登録する場合は以下の書類の添付が必要となる：</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関連省の証明書 ●証明書及び商業登記証 ●会社の定款 ●パテント ●事務所の賃貸借契約書類 ●パスポート又はIDカード ●事務所と製品の写真 <p>3- 船便での貨物や航空便での貨物の原産地証明書の申請には以下の必要な書類を添付しなければならない：</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原産地証明書の申請書 ●カンボジア輸出入査察・詐欺防止部（CAMCONTROL）及び税関消費税局による、輸出品の共同査察記録
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ●海路の場合は船積書類（B/L）、空路で運送の場合は空輸貨物運送状 ●カンボジアアウトワード申告書 ●インボイス ●パッキングリスト ●売買契約 ●事務手数料及び輸出管理手数料の小切手
備考	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者及び会社に提供される登録サービスは、カンボジアに対して特惠貿易資格を提供する国の原産地に関する全ての手続きを遵守することを強化することを狙いとしている。更に、上述の事業者及び会社はILOと協力し社会的責任〔労働者の権利〕に十分配慮することが義務付けられている。 ● 貿易振興政策の実施は国の歳入の徴収に関して若干のマイナスの影響がある。これは、カンボジア輸出者が原産地証明書を申請する前に輸出することをこの政策が容易にするためである。原産地証明書が申請された場合にだけ、輸出者が国に前記の料金を支払う義務を負う。今まで、いくつかの会社は商品を輸出したが、国への支払いはまだ果たしていないままに、その会社は閉鎖され又は破産してしまった。結果としてこれは国の歳入にとっても損失となっている。

アジアと大洋州への輸出の原産地証明書

サービス名	アジアと大洋州への輸出の原産地証明書
サービス提供者	<ul style="list-style-type: none"> - 商業省 (MoC) 多国間貿易部 (Department of Multilateral Trade) - 住所 : Lot No. 19-61, MoC Street (St. 113B), Sangkat Teuk Thla, Khan Sensok, Phnom Penh - Tel: 012 629 628、097 936 8888 - Fax : 023 866 058
サービス目的	カンボジア生産の商品の原産地を証明する
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 衣服輸出の原産地証明書の発行に関する商業省省令 No. 014 MoC 1998年1月19日。 ● 原産地証明書、暫定許可書及び輸出ビザの新しい手続きの決定に関する商業省省令 No. 515 MoC 1999年2月17日。 ● 輸出用の原産地証明書に関する手数料を決定することに関する商業省省令 No. 1695 MoC 2000年5月22日。 ● 非政府組織 (NGO s) ための原産地証明書の発行に関する商業省省令 No. 265 MoC/M 2002 2002年11月29日。 ● 国内製の手工芸品ための原産地証明書の発行に関する商業省省令 No. 021 MoC/M 2004 2004年2月10日。 ● 原産地証明書、インボイス及び輸出許可書の発行の手續きに関する商業省省令 No. 159 MoC/M 2004 2004年8月19日。 ● 原産地証明書、インボイス及び輸出許可書の発行の手續きの改訂に関する商業省省令 No. 186 MoC 2004年9月15日 ● 原産地証明書、インボイスと輸出許可書を発行する手續きの改訂に関する商業省省令 No. 070 MoC/M 2005 2005年1月21日。 ● 商業省における原産地証明書、インボイスと輸出許可書を発行する手續きの改訂に関する省令 No. 261 MoC/M 2005 2004年12月29日。 ● 空路にて米国へ輸出する際の原産地証明書、インボイスと輸出許可書を発行するための手續きの改訂に関する商業省省令 No. 104 MoC/M 2005 2005年2月28日。 ● 原産地証明書を発行する手續きに関する商業省省令 No. 273 MoC 2005年9月27日。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸出管理手数料の決定に関する商業省省令 No. 285 MoC 2005 年 10 月 18 日。 ● 廃棄及び保護製品の輸出管理手数料の支払いに関する商業省省令 No. 193 MoC/SM、2006 2006 年 10 月 19 日。 ● 特惠貿易スキーム下の輸出管理に必要な対策に関する商業省省令 No. 176 MoC/SM、2006 2006 年 9 月 4 日。 ● 輸出管理費の支払遅延に対する罰金の賦課に関する商業省省令 No. 232 MoC/SM、2006 2006 年 12 月 1 日。 ● 改正された輸出管理手数料とその関係経費の決定に関する商業省省令 No. 044 MoC/SM2007 2007 年 2 月 9 日。 ● 改正された輸出管理手数料に関する商業省省令 No. 097 MoC/SM2007 2007 年 6 月 11 日。 ● パラ、ライトグリーンやカーキなどの迷彩色の衣服の輸出に関する商業省省令 No. 045 MoC/SM2008 2007 年 2 月 19 日。 ● 空路輸送の商品に対する原産地証明書発行に関する商業省省令 No. 106 MoC/SM2008 2007 年 4 月 10 日。 ● 特惠貿易スキームにおいて事業者/手工業の輸出権利の登録に関する商業省省令 No. 110 MoC/SM2008 2007 年 4 月 11 日。
適格性基準	法人
サービス標準	原産地証明書の発行時間は 11 時間 55 分。
必要書類	<p>船便の貨物及び航空便の貨物の原産地証明書の申請には以下の書類を添付することが必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 原産地証明書の申請書 ● カンボジア輸出入査察・詐欺防止部 (CAMCONTROL) 及び税関消費税局による、輸出品の共同査察記録 ● 海路の場合は船積書類 (B/L)、空路で運送の場合は空輸貨物運送状 ● カンボジアアウトワード申告書 ● インボイス ● パッキングリスト ● 売買契約 ● 事務手数料及び輸出管理手数料の小切手
備考	会社、工場及び事業者すべては多国間貿易部 (Multilateral Trade Department) に原産地証明書を申請するためには、まず

	<p>登記しなければならない。</p> <p>登記申請の基本必要な書類：</p> <ul style="list-style-type: none">a) 多数国間貿易部における会社登記申請書のコピー1部b) 商業省の商業登記の公式な確証書のコピー1部c) 商業登記証のコピー1部d) パテントのコピー1部e) VAT 登録証明書のコピー1部f) 会社の定款のコピー1部g) ID書類〔パスポート〕のコピー1部h) 写真 4cmX 6cm 2枚 <p>会社や事業者すべては、輸入国の要求に従って証明書を要請するため、又は輸出品が輸入国の特惠貿易資格を得ることを確実にするために、申請書を提供しなければならない。</p>
--	--

ヨーロッパ、アフリカへの輸出の原産地証明書と輸出入許可に関するサービス

サービス名	<ul style="list-style-type: none"> ● ヨーロッパ、アフリカへの輸出の原産地証明書 ● 輸出入許可
サービス提供者	<ul style="list-style-type: none"> - 商業省 (MoC) 二国間貿易部 (Department of Bilateral Trade) - 住所 : Lot No. 19-61, MoC Street (St. 113B), Sangkat Teuk Thla, Khan Sensok, Phnom Penh - Tel: 023 866 056 - E-mail: FTD4444@yahoo.com.kh
サービス目的	<ul style="list-style-type: none"> ● カンボジアの生産商品の原産地を証明する ● カンボジア王国政府により定義された法律及び規制に従って輸出入商品を管理する
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林法 2002年8月31日 ● 輸出入のための材木以外の木材製品の種類に関する政令 No. 131 2006年11月28日 ● 禁止・制限商品のリストの導入に関する政令 No. 209 2007年12月31日 ● 原産地証明書、インボイス及び輸出許可書の発行の手続きに関する商業省省令 No. 159 MoC/M 2004 2004年8月19日。 ● 改正された輸出管理手数料とその関係経費の決定に関する商業省省庁間省令 No. 044 MoC/SM2007 2007年2月9日。 ● 改正された輸出管理手数料に関する商業省省庁間省令 No. 097 MoC/SM2007 2007年6月11日。 ● 商業省通達 No. 0176 MoC/SM、2008 2008年1月23日。
適格性基準	個人又は法人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 原産地証明書について“申請書が二国間貿易部に提出された時から書類が発行される時まで”は、商業省の省令 No. 159MoC/M 2004, 2004年8月19日によって11時間55分(営業時間)以内とされているが、実績は7時間37分(営業時間)。 ➤ 輸出入許可は2時間(営業時間)。
必要書類	原産地証明書の発行には以下の書類が必要となる：

海路での輸出の場合

- 輸出者の申請書
- カンボジア輸出入審査・詐欺防止部（CAMCONTROL）及び税関消費税局による輸出品の共同査察記録
- 船積書類（B/L）
- インボイス
- パッキングリスト
- 売買契約
- カンボジアアウトワード申告書
- 事務手数料及び輸出管理手数料の小切手

空路での輸出の場合

- 輸出者の申請書
- インボイス
- パッキングリスト
- 売買契約
- 事務手数料及び輸出管理手数料の小切手。

商品が輸出済の場合は、以下の書類も追加して添付する必要となる：

- カンボジア輸出入審査・詐欺防止部（CAMCONTROL）及び税関消費税局による輸出品の共同査察記録
- 空輸貨物運送状
- カンボジアアウトワード申告書

輸出入許可の発行には以下の書類が必要となる：

1. 材木製品と非材木製品：

- 政府の‘原則的（In principle）’許可書
- 材木製品と非材木製品の輸出入に投資する会社の代理で農林水産省が商業省に提出する申請書
- 会社の輸出入許可申請書
- 売買契約書
- 商業省の輸出入許可書及び森林管理局長により事前

	<p style="text-align: center;">に与えられたビザ</p> <p>2. 加工ゴム製品</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 政府の‘原則的 (In principle) ’ 許可書 ● 材木製品と非材木製品の輸出入に投資する会社の代理で農林水産省が商業省に提出する申請書 ● 会社の輸出入許可申請書 ● 売買契約書 ● 商業省の輸出入許可書及び会社役員により与えられたビザ <p>3. 政令 No. 209 2007 年 12 月 31 日の添付書類 1 (ANNEX1) に従って、材木製品・非材木製品及び加工ゴム製品以外の禁止・制限製品のリストの品目は、輸出入許可と商業省の許可書が必要。</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸出者は原産地証明書を申請しなければならない、それは輸出者には以下のように利益があるからである： <ul style="list-style-type: none"> ● カンボジア生産の製品の原産地証明書 ● 輸出国から免税を得る。 ● 政府による禁止・制限されたすべての重要な製品の輸出入は、法律と規制に従って輸出入許可によって商業省の認可が必ず必要となる。

リスクマネジメントによる貿易振興に基づく関税消費税総局と共同の輸出入商品の査察サービス、輸入国の要求に応えるために申請者から要請される輸出商品の証明書、市場監視と詐欺防止による消費者保護サービスの提供、
等に関するサービス

サービス名	<ul style="list-style-type: none"> ● リスクマネジメントによる貿易振興に基づく関税消費税総局と共同の輸出入商品の査察サービス ● 輸入国の要求に応えるために申請者から要請される輸出商品の証明書 ● 市場監視と詐欺防止による消費者保護サービスの提供
サービス提供者	<ul style="list-style-type: none"> - 商業省 (MoC) カンボジア輸出入査察及び詐欺防止総局 (General Department of Cambodia Import Export Inspection and Fraud Repression) - 住所: #50Eo, St. 144, Phnom Penh, Cambodia - Tel/Fax: 855-23-426 166 - E-mail: cpd@camnet.com.kh
サービス目的	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 製品の品質と安全（食品と非食品類）、サービス及び消費者保護を確保する。 ▪ 公正な貿易保護を確保する。 ▪ 貿易に関する法律の要求に適合することを確保する。 ▪ 第3者としての貿易管理サービスを提供する。 ▪ 市場に売られた食品類と非食品類製品の品質・安全性を確保し、消費者保護を促進する。 ▪ 市場監視と詐欺防止により消費者保護サービスを提供する。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 商品とサービスの安全管理及び品質に関する法律の公布に関する勅許 No. NS/RKM/0600/001 2000年4月21日 ▪ カンボジア輸出入査察及び詐欺防止部 [Cambodia Import Export Inspection and Fraud Repression Department]

	<p>(CAMCONTROL) をカンボジア輸出入査察及び詐欺防止総局 [General Department of Cambodia Import Export Inspection and Fraud Repression Department] (CAMCONTROL) に昇格させることに関する政令 No. 59 2008 年 5 月 29 日。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 輸出入管理の経費に関する商業省及び経済財務省の省庁間通達 No. 256 1994 年 10 月 17 日。 ▪ 商業省の司法警察官が使用する製品・サービスの品質・安全性に関する違反行為解決書のドラフトに関する小間省令 No. 01 BrK/KY/PN 2004 2004 年 2 月 27 日 ▪ 鶏・卵・新鮮鶏肉・冷凍鶏肉と鶏肉の製品の輸入を臨時に予防する政策に関する省令 No. 007 MoC/M 2004 2004 年 1 月 16 日 ▪ リスクマネジメントによる貿易振興の実施に関する小間省令 No. 994 SHR/BrK 2009 年 11 月 6 日
適格性基準	商品の輸入・輸出・生産・加工・保管及び流通等の貿易関連の全ての事業者
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> ● CAMCOTROL 総局が商品査察手続を完了する標準時間は 8 時間～16 時間である。 ● 商品管理サービス料は CIF の 0.1%。査察内容によって手数料が変更されることがある。 ● 液体の商品管理サービス料 CIF の 0.03%。
必要書類	<p>リスクマネジメントを実施する枠組において、実際の輸出入の申請書提出による輸出入の適格性査察申請には、以下の添付書類が必要となる：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 船積書類 (B/L) ● インボイスとパッキングリスト ● 必要に応じて、商品の品質保証・安全・(実際の商品の) 消費適性に関する書類。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ● リスクマネジメントによる貿易振興に基づき、顧客が正直かつ公正に事業を行う意図を確保するという観点から、商品・製品及びサービスの安全管理と品質を向上させるために、本サービスは最も重要な法的基準である。 ● 本サービスは (第 3 者としての貿易管理を除く) 法的性質を有するものである。 ● 第 3 者としての商業管理については、総局の貿易管理部 (Trade Control Unit) が、多くの外国顧客から信用を獲得

	してきた。本サービスの利用は、顧客の希望を満足させることは確実である。
--	-------------------------------------

トレードフェアの開催、定款の登記、事業運営証明の発行、
 役務と貿易、外貨建てで価格表示を行うための貿易業者へ
 の許可証の発行、ビジネス取引についての相談の受付、
 貴石アクセサリ―営業許可の発行、等に関連するサービス

サービス名	<ul style="list-style-type: none"> - トレードフェアの開催 - 定款の登記 - 事業運営証明の発行 - 役務と貿易 - 外貨建てで価格表示を行うための貿易業者への許可証の発行 - ビジネス取引についての相談の受付 - 貴石アクセサリ―営業許可の発行
サービス提供者	<ul style="list-style-type: none"> - 商業省 (MoC) 貿易振興部 (Trade Promotion Department) <ul style="list-style-type: none"> - 住所： #65-69、St. 136、Sangkat Psar Kandal 1、 Khan Daun Penh、Phnom Penh、Cambodia - Tel: 023-21 7353 Fax: 023-21 1745 - Website: www.tpd.gov.kh
サービス目的	<p>全国で貿易活動を促進し、輸出を増進する。これには、市場価格の安定管理も含む。</p>
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 商業規則と商業登記の法律の公布に関する勅許 No. NS/RKM/0695/04、1995年6月26日。 ● 商業規則と商業登記の法律を改正する法律の公布に関する勅許 No. NS/RKM/1199/12、1995年11月18日。 ● 貿易企業法の公布に関する勅許 No. NS/RKM/0605 /019、2005年6月19日。 ● 会社定款の登記に関する商業省省令 No. 267 MOC、2000年9月21日。 ● 全ての種類の商品とサービスの価格表示に関する商業省省令 No. 125 MOC/SM 2008、2008年5月8日。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 商業・サービス及び貿易の管理に関する商業省省令 No. 123 MOC/SM 2008、2008年5月8日。 ● 貴石アクセサリ―営業管理に関する省令 No. 228 MOC/SM 2009 2009年10月14日
適格性基準	一般貿易者は等しく権利がある。
サービス標準	サービスは素早く、遅れない。専門スタッフが強力な注意を払って行動する（週7日間）。
必要書類	会社又は貿易者の申請書
備考	<ul style="list-style-type: none"> － 貿易者・ビジネスマン及び生産者は、市場の需要に適合した製品を開発できるようにするため、どのような製品に需要があるかについて、市場のニーズを発見し、製品のための市場を開拓するため、更に大きく、国内・国際市場の双方に参入すべきである。 － 世界のビジネス協会、国内のビジネス協会、関係機関とのコミュニケーションの強化、持続可能な活動の実施を促進するために、会社定款を登記する。 － 営業者の合法性を証明するための営業運営証明書を申請する。 － 商品に価格表示をつけることは、自由市場経済の開発、公正な競争のためであり、特に消費者に利益を与えるものである。 － 商業・投資活動を成功させるため、ビジネスの実施を容易にする基盤として、重要な情報を得るためのビジネス相談を行う。 － 金属貴石のアクセサリ―事業の運営証明書を申請する。この意味では法的に詐欺を予防できる。

抵当権設定通知書の登録

サービス名	抵当権設定通知書の登録
サービス提供者	<ul style="list-style-type: none"> - 商業省 (MoC) 法務部 (Legal Affairs Department) - 住所: Lot No. 19-61, MoC Street (St. 113B), Sangkat Teuk Thla, Khan Sensok, Phnom Penh, - Website: www.setfo.gov.kh - E-mail: www.setfo.moc@gmail.com
サービス目的	<ul style="list-style-type: none"> - 資産を担保資産として利用する - 資産を担保資産として利用して金融信用を増加させる
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 担保取引に関する法律の公布に関する勅許 No. NS/RKM/0507/012、2007年5月24日。 ● 抵当権設定通知書の登録及び検索に係る手数料に関する商業省と経済財務省の省庁間省令 No. 825、2007年9月3日。 ● 電子的手段による抵当権設定通知書の登録と記録の検索に関する商業省通達 No. 3058、2007年12月27日。
適格性基準	カンボジア人又は外国人の個人及び法人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> ● 担保取引に関する法律の公布に関する勅許 No. NS/RKM/0507/012、2007年5月24日。 ● 抵当権設定通知書の登録及び検索に係る手数料に関する商業省と経済財務省の省庁間省令 No. 825、2007年9月3日。 ● 電子的手段による抵当権設定通知書の登録と記録の検索に関する商業省通達 No. 3058、2007年12月27日。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> - カンボジア人国民 ID カード (カンボジア人の場合) - パスポート (外国人の場合) - 法人の登記書又は証明書
備考	<ul style="list-style-type: none"> - 担保付取引の登録を行わなかった場合、担保資産の権利放棄につながる可能性がある。 - また、複数の債権者による担保資産請求に関する紛争の原因となり得る。
最新情報	<ul style="list-style-type: none"> - 商業省はこのサービスを担保付取引登録事務所 (Secured Transaction Filing Office) で行っている。この事務所のウェブサイト (www.setfo.gov.kh) も設立され完全に作動し

	<p>ている。</p> <ul style="list-style-type: none">- このサービスは、取引登録及び手数料支払いについて省間省令の規程に従い、電子システムで実施されている。
--	--

鉱工業エネルギー省

MINISTRY OF INDUSTRY, MINES AND ENERGY

Building #45, Norodom Blvd, Phnom Penh, Cambodia

Tel: (855)-23 723 077/ 428 263/ 427 852

Fax: (855-23) 428 263

E-mail: mime@cambodia.gov.kh

Website: <http://www.mime.gov.kh>

工場と手工芸設立申請

サービス目的	工場と手工芸設立申請
サービス提供者	<p>鉱工業エネルギー省 (Ministry of Industry, Mines and Energy) Building No. 45, Norodom Blvd, Phnom Penh, Cambodia Tel: (855-23) 210 810</p> <p>産業関係部・小産業と手工業関係部・Department of Industry Affairs and Department of Small Industry and Craft Affairs</p>
サービス目的	工場・手工芸設立申請、産業部の産業生産活動管理の目的を持って、工場・手工芸管理、工場・手工芸設立・運営を法律に従って行い、社会・環境と公衆幸福に責任を持たせること。
法的基盤	工場と手工芸の管理に関する法律 第4条、第7条、第11条、第12条、第13条、第20条、第23条。
適格性基準	カンボジア人、外国人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 設立申請を得るには適切な登録書類を受け取ってから7営業日を要する。 ▪ 工場・手工芸設立申請に関する手数料は（省庁間省令はまだ施行中）
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 申請書と投資相当資金申告書 ▪ 身分証明書またはパスポートのコピー ▪ 商業登記証明書—法人（可能の場合） ▪ 場所に関する関係地区当局の承認証明書（可能の場合） ▪ 図面・生産チェーン図表と実施 ▪ 環境影響基本的な評価表（可能の場合） ▪ 投資に関する協約政策（可能の場合） ▪ 他の書類（申請者が追加希望）

工場・手工芸住所変更、工場・手工芸生産増加、工場・手工芸所有者変更に関する許可

サービス目的	工場・手工芸住所変更、工場・手工芸生産増加、工場・手工芸所有者変更に関する許可
サービス提供者	<p>鉱工業エネルギー省 (Ministry of Industry, Mines and Energy) Building No.45, Norodom Blvd, Phnom Penh, Cambodia Tel: (855-23) 210 810</p> <p>産業関係部・小産業と手工業関係部・Department of Industry Affairs and Department of Small Industry and Craft Affairs</p>
サービス目的	工場・手工芸住所変更、工場・手工芸生産増加、工場・手工芸所有者変更に関する許可の発行は、実施中の生産活動とビジネス、活動の延期や事業経営の中止を監督するためである。また、工場はデータや月次、四半期、半期と年次のレポートを申告する必要がある。これを、鉱工業エネルギー省はカンボジア政府の国家開発企画に従って工業開発を管理する基盤として使用することができる。
法的基盤	工場と手工芸の管理に関する法律。
適格性基準	カンボジア人、外国人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 設立申請を得るには適切な登録書類を受け取ってから7営業日を要する。 ▪ 工場・手工芸設立申請に関する手数料は省庁間省令で定める。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 要望申請書__1部 ▪ 会社の持主および関係の株主全員のIDカードまたはパスポートのコピー__1部 ▪ 株主の写真4cmX6cm __2枚 ▪ 工場の設計図のコピーと工場建設許可書__1部 ▪ メカニックパートと機械の図__2部 ▪ 工場経営者名変更契約書または工場経営権利譲渡契約書(工場持主変更の場合)

工場・手工芸実施に関する証明書

サービス目的	工場・手工芸実施に関する証明書
サービス提供者	<p>鉱工業エネルギー省 (Ministry of Industry, Mines and Energy) Building No. 45, Norodom Blvd, Phnom Penh, Cambodia Tel: (855-23) 210 810</p> <p>産業関係部・小産業と手工業関係部・Department of Industry Affairs and Department of Small Industry and Craft Affairs</p>
サービス目的	<p>工場・手工芸設立に関する承認の発行は、規制化して実施中の生産活動とビジネス、活動の延期や事業経営の中止を監督するためである。また、工場はデータや月次、四半期、半期と年次のレポートを申告する必要がある。これを、鉱工業エネルギー省はカンボジア政府の国家開発企画に従って工業開発を管理する基盤として使用することができる。</p>
法的基盤	工場と手工芸の管理に関する法律。
適格性基準	登記した工場・手工芸または設立許可の承認を受けた工場・手工芸
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 設立申請を得るには適切な登録書類を受け取ってから7営業日を要する。 ▪ 規制化に関する手数料は（省庁間省令はまだ施行中）
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 要望申請書__1部 ▪ 株主の写真 4cmX6cm __1枚 ▪ 年次の生産活動とビジネスレポート__1部 ▪ 規制化手数料支払いの領収書__1部

手工芸登録証明書

サービス目的	手工芸登録証明書
サービス提供者	都/州の鉱工業エネルギー当局 (Provincial/Municipal Department of Industry, Mines and Energy)
サービス目的	手工芸設立に関する証明書の発行は、鉱工業エネルギー省からの許可申請不要の手工芸の実施中の生産活動とビジネス、活動の延期や事業経営の中止を監督するためである。また、工場はデータや月次、四半期、半期と年次のレポートを申告する必要がある。これを、鉱工業エネルギー省はカンボジア政府の国家開発企画に従って工業開発を管理する基盤として使用することができる。
法的基盤	工場と手工芸の管理に関する法律。
適格性基準	法人又は個人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 設立申請を得るには適切な登録書類を受け取ってから 7 営業日を要する。 ▪ 登録申請に関する手数料は (省庁間省令はまだ施行中)
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 申請書と投資相当資金申告書__1 部 ▪ 身分証明書またはパスポートのコピー__1 部 ▪ 工場・手工芸の持主の写真 4cmX6cm __1 枚 ▪ 商業登記証明書—法人の場合__1 部

上水供給事業の生産ライセンスに関する申告

サービス目的	上水供給事業の生産ライセンスに関する申告
サービス提供者	<p>鉱工業エネルギー省 (Ministry of Industry, Mines and Energy)</p> <p>#45、Norodom Blvd, Sangkat Chey Chumneas, Khan Daun Penh</p> <p>Tel: 023 986 900</p> <p>上水供給部 (Water Supply Department)</p>
サービス目的	事業者・民間会社が鉱工業エネルギー省において許可申告するべき理由は鉱工業エネルギー省は浄水と送水部門に関する管理・規制を行うためである。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> - 上水提供と衛生に関する国家政策 - 工場と手工芸の管理に関する法律。
適格性基準	法人又は個人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 設立申請を得るには適切な登録書類を受け取ってから7営業日を要する。 ▪ 上水道・浄水送水事業の申告申請に関する手数料 (省庁間省令はまだ施行中)
必要書類	<p>各申請に事業者・民間会社は、下記のものが必要となる：</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 上水提供事業の生産申請書 ▪ 供給地域の経済調査報告書 ▪ 設計書

鉱物資源登録証書

サービス名	鉱物資源登録証書
サービス提供者	<p>鉱工業エネルギー省 (MIME)</p> <p>鉱物資源総局 (Mineral Resource General Department)</p> <p>Building #45、Norodom Blvd、Phnom Penh、Cambodia</p> <p>Tel: (855) 23-211 141/210 811</p> <p>Fax: (855) 23-428 263/210 811</p>
サービス目的	鉱物資源登録証書 — 鉱物資源の探鉱・開発に関する鉱物資源ライセンスを申請する権利を取得する。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉱物資源の開発・管理に関する法律 ● 鉱物資源ライセンスの権利の更新又は譲渡の登録及び必要条件に関する鉱工業エネルギー省省令 No. 340、2004年5月25日。 ● 鉱物資源ライセンスの登録申請料金、延長及び権利の譲渡の手数料の決定、鉱物資源探鉱・開発と鉱物資源の配当目的のための政府の授与土地1年の賃貸料に関する鉱工業エネルギー省省令 No. 172 URT/HTR/B r K と省間省令 No. 291 SHV/B r K、2009年3月27日。
適格性基準	カンボジア人、外国人、法人又は個人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉱物資源登録証書を発行するには適切な登録書類を受け取ってから7営業日を要する。 ● 鉱物資源の登録料金は以下のように分けられる： <ol style="list-style-type: none"> 1. 鉱物資源手工芸ライセンス _____ 40,000 リエル 2. 以下の目的の探鉱露天掘りと採石場に関するライセンス： <ol style="list-style-type: none"> 2.1 建設用砂・ラテライト・粘土__ 40,000 リエル 2.2 建設用の石・砂利・石膏、及び同種のその他の石 _____ 80,000 リエル 3. 宝石・貴石鉱山の開発ライセンス 2,000,000 リエル 4. 鉱物資源の加工ライセンス _____ 400,000 リエル 5. 探鉱ライセンス _____ 800,000 リエル 6. 鉱物資源の採鉱産業ライセンス__ 1,200,000 リエル
必要書類	1. 鉱物資源手工芸ライセンスと鉱物資源の加工ライセンスの

	<p>場合の必要書類：</p> <p>a) 登録申請書（印税 1,000 リエル） ____1 部</p> <p>b) 地方当局証明済の履歴書（4cmX6cm 写真付き） 1 部</p> <p>c) 身分証明書・出生証明書または家族帳原本 ____1 部</p> <p>2. 他の鉱物資源ライセンスの場合の必要書類：</p> <p>a) 登録申請書（印税 1,000 リエル） ____1 部</p> <p>b) 地方当局証明済の履歴書（4cmX6cm 写真付き） 1 部</p> <p>c) 有効な身分証明書・パスポート 証明付きコピー 1 部</p> <p>d) 都/州当局発行の登記済会社事務所証明書のコピー 1 部</p> <p>e) 商業所への商業登記証の証明済コピー 1 部</p> <p>f) 合弁事業の定款のコピー ____1 部 （合弁事業の場合、連絡先、負債・株式と役員との分担に関する詳細 ____1 部）</p>
備考	<p>カンボジア人又は自然人又は法人は、以下に関する鉱物資源ライセンスの登録を要望する場合、下記の場所において登録しなければならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 鉱物資源手工芸ライセンス 2. 採鉱露天掘りと採石場に関するライセンス 3. 宝石・貴石鉱山の開発ライセンス 4. 鉱物資源の加工ライセンス 5. 探鉱ライセンス 6. 鉱物資源産業ライセンス又は物資源ライセンス所有者から権利の移転・譲与を要望する場合、下記の場所において登録しなければならない： <p>a) 鉱物資源手工芸ライセンスの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請者は鉱物資源の探鉱と開発を行う当該地域の都/州の鉱工業エネルギー局において登録しなければならない。但し、鉱工業エネルギー省の特定州・郡への鉱工業エネルギーに関する権限の地方分権化に関する省令によって規定された鉱物資源手工芸ライセンスの登録手続を除く。 <p>b) 他の鉱物資源ライセンスの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請者は鉱工業エネルギー省鉱物資源総局において登録しなければならない。

6 種類の鉱物資源ライセンスの発行

サービス名	鉱物資源手工芸に関するライセンス
サービス提供者	<p>鉱工業エネルギー省 (MIME)</p> <p>鉱物資源総局 (Mineral Resource General Department)</p> <p>Building #45、Norodom Blvd、Phnom Penh、Cambodia</p> <p>Tel: (855) 23-211 141/210 811</p> <p>Fax: (855) 23-428 263/210 811</p>
サービス目的	<p>鉱物資源手工芸ライセンスは、地元の伝統的設備を利用する個人または 7 人以下の家族経営による鉱物資源の探鉱と開発の目的で供与される。</p>
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> • 鉱物資源の開発・管理に関する法律 • 鉱物資源ライセンスの権利の更新又は譲渡の登録及び必要条件に関する鉱工業エネルギー省省令 No. 340、2004 年 5 月 25 日。 • 鉱物資源ライセンスの登録申請料金、延長及び権利の譲渡の手数料の決定、鉱物資源探鉱・開発と鉱物資源の配当目的のための政府の授与土地 1 年の賃貸料に関する鉱工業エネルギー省省令 No. 172 URT/HTR/B r K と省間省令 No. 291 SHV/B r K、2009 年 3 月 27 日。 • 鉱物資源手工芸ライセンス 1 年有効
適格性基準	カンボジア人のみ
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> • 鉱物資源登録証書を発行するには適切な登録書類を受け取ってから 45 営業日を要する。 • 鉱物資源手工芸ライセンスに関する手数料は 40,000 リエル 鉱物資源の採鉱産業ライセンス_1,200,000 リエル
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 鉱工業エネルギー省により、鉱物資源の探鉱と開発を行うコンセッション地区にアクセスするための許可が必要となる。 • 鉱物資源手工芸ライセンス申請に関する必要書類は： <ul style="list-style-type: none"> a) 鉄物資源手工芸ライセンス申請書 (印税 1,000 リエル) _____1 部 b) 都/州当局又は鉱物資源総局発行の登記済会社事務所証明書のコピー__1 部 c) 予定地の計画図 (地方当局の許可済) _____1 部

	d) 雇用人レポート・設備リスト__1部
備考	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉱物資源手工芸ライセンスの場合、申請者は鉱物資源の探鉱と開発を行う当該地域の都/州の鉱工業エネルギー局において登録しなければならない。但し、鉱工業エネルギー省の特定州・郡への鉱工業エネルギーに関する権限の地方分権化に関する省令によって規定された鉱物資源手工芸ライセンスの登録手続を除く。 ● 鉱物資源手工芸ライセンス所有者は、鉱山が経済的に使い切られるまで、何度でも新ライセンスの申請ができる。但し、検討と決定のため、現在の鉱物資源手工芸ライセンス有効期限の30日前までに、都/州の鉱工業エネルギー局経由で鉱工業エネルギー省に申請しなければならない。 ● 鉱物資源手工芸ライセンス所有者は、権利の質入れ、交換、返却、譲渡、遺産として相続させることはできない。

採鉱露天掘りと採石場に関するライセンス

サービス目的	採鉱露天掘り・採石場に関するライセンス
サービス提供者	<p>鉱工業エネルギー省 (MIME)</p> <p>鉱物資源総局 (Mineral Resource General Department)</p> <p>Building #45、Norodom Blvd、Phnom Penh、Cambodia</p> <p>Tel: (855) 23-211 141/210 811</p> <p>Fax: (855) 23-428 263/210 811</p>
サービス目的	採鉱露天掘り・採石場に関するライセンスは、採鉱露天掘り・採石場から採掘された建設用の鉄物資源の探鉱と開発および鉱物資源産業を振興して化学産業建設・加工産業を振興するためである。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉱物資源の開発・管理に関する法律 ● 全種の鉱物資源の投資原則の決定に関する政令 No. 08、2005年1月31日。 ● 全種の鉱物資源の投資原則の決定に関する政令 No. 08、2005年1月31日第1条の改正に関する政令 No. 113、2005年9月29日。 ● 鉱物資源ライセンスの権利を更新又は譲渡するための登録及び必要事項に関する鉱工業エネルギー省省令 No. 340、2004年5月25日。 ● 鉱物資源登録申請料金 (ライセンス代金)、延長及び権利の譲渡の手数料の決定、鉱物資源探鉱・開発と鉱物資源の配当目的のための政府の授与土地1年の賃貸料に関する鉱工業エネルギー省省令 No. 172 URT/HTR/B r K と省間省令 No. 291 SHV/B r K、2009年3月27日。 - 採鉱露天掘りと採石場に関するライセンスは1年間有効。
適格性基準	カンボジア人、外国人、法人又は個人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 技術的に適切な申請書類の受取を確認してから45日間を要する。 ■ 以下の目的のために露天掘り・採石場ための鉱物資源手工芸ライセンス手数料： <ul style="list-style-type: none"> ● 建設用の砂・ラテライト・粘土____600,000 リエル ● 集成岩・砂岩・ラテライト・石膏とその同類採石_____1,600,000 リエル ● 露天掘り・採石場のライセンスの更hands手数料： <ul style="list-style-type: none"> ● 集成岩・ラテライト・粘土_____420,000 リエル

	<ul style="list-style-type: none"> ● 集成岩・砂岩・ラテライト・石膏とその同類採石____ ____1, 120, 000 リエル
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ■ 鉱工業エネルギー省により、鉱物資源の探鉱と開発を行うコンセッション地区にアクセスするための許可が必要となる。 ■ 鉱工業エネルギー省との建設材料・石の開発に係る契約書。探鉱露天掘りと採石場に関するライセンスの申請には以下の書類も必要： <ul style="list-style-type: none"> a) 鉱物資源ライセンスの申請書（印税 1, 000 リエル） 1 部 b) 鉱物資源総局における登録証書のコピー____1 部 c) 予定地の計画図（地方当局の許可済）____1 部 d) 独立金融機関又はカンボジア王国内で営業している公認会計監査人により証明された過去 3 年間の貸借対照表または財務報告書____1 部 e) 鉱物資源の探鉱と開発のスケジュール及び鉱物資源操作中の予算____1 部 f) 鉱物資源又は関連の事業に関する会社の経験のコピー____1 部 g) 環境影響評価、管理計画、修復計画、及び修復用にリザーブされた予算____1 部 h) カンボジア労働者の雇用計画及びトレーニングプログラム____1 部
備考	<p>探鉱露天掘り・採石場ライセンス所有者は、鉱山が経済的に使い切られるまで、何度でも新ライセンスの申請ができる。但し、検討と決定のため、現在の探鉱露天掘り・採石場ライセンス有効期限の 30 日前までに、都/州の鉱工業エネルギー局経由で鉱工業エネルギー省に申請しなければならない。申請書には下記の書類を添付しなければならない。：</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 探鉱露天掘り・採石場ライセンスの更新申請書 1 部 b) 旧ライセンスの期間に実施された鉱物資源の開発と探鉱による発見に関するレポート____1 部 c) 探鉱場の内外の環境保護レポート及び都/州の環境局に許可された修復計画の実行に係るレポート 1 部 d) 修復資金の残高とトレーニングプログラム__1 部 e) ロイヤリティ、年間土地代金、国への関連税金等の支払いのレポート、証憑書類（原本、コピー）1 部

	f) 延長期間の鉱物資源の探鉱と開発計画、跡地修復計画、及びトレーニングプログラム_____1部
--	--

貴石鉍山の開発ライセンス

サービス名	貴石鉍山の開発ライセンス
サービス提供者	<p>鉍工業エネルギー省 (MIME)</p> <p>鉍物資源総局 (Mineral Resource General Department)</p> <p>Building #45、Norodom Blvd、Phnom Penh、Cambodia</p> <p>Tel: (855) 23-211 141/210 811</p> <p>Fax: (855) 23-428 263/210 811</p>
サービス目的	貴石鉍山の開発に関するライセンスは、貴石、準貴石、装飾用の石の探鉍と開発のためである。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉍物資源の開発・管理に関する法律 ● 全種の鉍物資源の投資原則の決定に関する政令 No. 08、2005年1月31日。 ● 全種の鉍物資源の投資原則の決定に関する政令 No. 08、2005年1月31日第1条の改正に関する政令 No. 113、2005年9月29日。 ● 鉍物資源ライセンスの権利を更新又は譲渡するための登録及び必要事項に関する鉍工業エネルギー省省令 No. 340、2004年5月25日。 ● 鉍物資源登録申請料金 (ライセンス代金)、延長及び権利の譲渡の手数料の決定、鉍物資源探鉍・開発と鉍物資源の配当目的のための政府の授与土地1年の賃貸料に関する鉍工業エネルギー省省令 No. 172 URT/HTR/B r K と省間省令 No. 291 SHV/B r K、2009年3月27日。 <p>－ 貴石鉍山の開発に関するライセンスは1年間有効。</p>
適格性基準	カンボジア人、外国人、法人又は個人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 技術的に適切な申請書類の受取を確認してから45日間を要する。 ▪ 貴石鉍山の開発ライセンス手数料__8,000,000 リエル ● 貴石鉍山の開発ライセンス更新手数料5,600,000 リエル
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 鉍工業エネルギー省により、鉍物資源の探鉍と開発を行うコンセッション地区にアクセスするための事前許可が必要となる。 ▪ 鉍工業エネルギー省における貴石鉍山の開発に関する契約書に署名する必要がある。 ▪ 貴石鉍山の開発に関するライセンスの申請に必要な書類：

	<ul style="list-style-type: none"> a) 鉱物資源ライセンスの申請書（印税 1,000 リエル） 1 部 b) 鉱物資源部における登録証のコピー____1 部 c) 予定地の計画図（地方当局の許可済）_____1 部 d) 独立金融機関又はカンボジア王国内で営業している公認会計監査人により証明された過去 3 年間の貸借対照表または財務報告書_____1 部 e) 鉱物資源の探鉱と開発のスケジュール及び鉱物資源操作中の予算_____1 部 f) 鉱物資源又は関連事業に関する会社の経験のコピー_____ _____1 部 g) 環境影響評価、管理計画、修復計画、及び修復用にリザーブされた予算_____1 部 h) カンボジア労働者の雇用計画及びトレーニングプログラム_____1 部
備考	<p>貴石鉱山の開発ライセンス所有者は、鉱山が経済的に使い切られるまで、何度でも新ライセンスの申請ができる。但し、検討と決定のため、現在の鉱物資源手工芸ライセンス有効期限の 30 日前までに、都/州の鉱工業エネルギー局経由で鉱工業エネルギー省に申請しなければならない。申請書には下記の書類を添付しなければならない。：</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 貴石鉱山の開発ライセンスの更新申請書 1 部 b) 旧ライセンスの期間に実施された鉱物資源の開発と探鉱による発見に関するレポート_____1 部 c) 探鉱場の内外の環境保護レポート及び都/州の環境局に許可された修復計画の実行に係るレポート 1 部 d) 修復資金の残高とトレーニングプログラム資金 1 部 e) ロイヤリティ、年間土地代金、国への関連税金等の支払いのレポート、証憑書類（原本、コピー） 1 部 f) 延長期間の鉱物資源の探鉱と開発計画、跡地修復計画、及びトレーニングプログラム_____1 部

鉍物製錬ライセンス

サービス名	鉍物製錬ライセンス
サービス提供者	鉍工業エネルギー省 (MIME) 鉍物資源総局 (Mineral Resource General Department) Building #45、Norodom Blvd、Phnom Penh、Cambodia Tel: (855) 23-211 141/210 811 Fax: (855) 23-428 263/210 811
サービス目的	1. 鉄物資源加工に関するライセンスは、貴石、準貴石、装飾用の石を製錬するためである。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉍物資源の開発・管理に関する法律 ● 鉍物資源ライセンスの権利を更新又は譲渡するための登録及び必要事項に関する鉍工業エネルギー省省令 No. 340、2004年5月25日。 ● 鉍物資源登録申請料金(ライセンス代金)、延長及び権利の譲渡の手数料の決定、鉍物資源探鉱・開発と鉍物資源の配当目的のための政府の授与土地1年の賃貸料に関する鉍工業エネルギー省省令 No. 172 URT/HTR/B r K と省間省令 No. 291 SHV/B r K、2009年3月27日。 - 鉍物資源の加工に関するライセンスは1年間有効。
適格性基準	カンボジア人、外国人、法人又は個人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 技術的に適切な申請書類の受取を確認してから45日間を要する。 ■ 鉍物資源の加工ライセンス手数料： <ul style="list-style-type: none"> -被雇用者7人未満_____800,000 リエル -被雇用者7人~14人____1,600,000 リエル -被雇用者14人超_____3,200,000 リエル ● 鉍物資源の加工ライセンスの更新手数料： <ul style="list-style-type: none"> -被雇用者7人未満_____560,000 リエル -被雇用者7人~14人____1,120,000 リエル -被雇用者14人超_____2,240,000 リエル
必要書類	鉍物資源の加工ライセンス申請に必要な書類： <ul style="list-style-type: none"> a) 鉍物資源ライセンスの申請書(印税1,000リエル) 1部 b) 鉍物資源総局における登録証のコピー____1部 c) 予定地の計画図(地方当局の許可済) _____1部

	<p>d) 鉱物資源又は関連事業に関する会社の経験のコピー__ _____1部</p> <p>e) カンボジア労働者の雇用計画及びトレーニングプログラム_____1部</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> • 鉱物資源の加工ライセンス申請を希望するカンボジア人、個人又は法人は、鉱工業エネルギー省鉱物資源総局に申請書を提出しなければならない。 • 鉱物資源の加工ライセンスの更新は、鉱工業エネルギー省における検討と決定のために、現在のライセンス有効期限 30 日前までに申請しなければならない。

探鉱ライセンス

サービス名	探鉱ライセンス
サービス提供者	<p>鉱工業エネルギー省 (MIME)</p> <p>鉱物資源総局 (Mineral Resource General Department)</p> <p>Building #45、Norodom Blvd、Phnom Penh、Cambodia</p> <p>Tel: (855) 23-211 141/210 811</p> <p>Fax: (855) 23-428 263/210 811</p>
サービス目的	探鉱ライセンスは、鉱物資源を探鉱し鉱物資源の潜在性を検討するためである。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉱物資源の開発・管理に関する法律 ● 全種の鉱物資源の投資原則の決定に関する政令 No. 08、2005年1月31日。 ● 全種の鉱物資源の投資原則の決定に関する政令 No. 08、2005年1月31日第1条の改正に関する政令 No. 113、2005年9月29日。 ● 鉱物資源ライセンスの権利を更新又は譲渡するための登録及び必要事項に関する鉱工業エネルギー省省令 No. 340、2004年5月25日。 ● 鉱物資源登録申請料金 (ライセンス代金)、延長及び権利の譲渡の手数料の決定、鉱物資源探鉱・開発と鉱物資源の配当目的のための政府の授与土地1年の賃貸料に関する鉱工業エネルギー省省令 No. 172 URT/HTR/B r K と省間省令 No. 291 SHV/B r K、2009年3月27日。 <p>－ 探鉱ライセンスは2年有効。</p>
適格性基準	カンボジア人、外国人、法人又は個人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 技術的に適切な申請書類の受取を確認してから45日間を要する。 ■ 探鉱ライセンス手数料_____6,000,000 リエル ■ 探鉱ライセンス更新手数料_____4,200,000 リエル
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ■ 鉱工業エネルギー省により、鉱物資源の探鉱と開発を行うコンセッション地区にアクセスするための許可が必要となる。 ■ 鉱工業エネルギー省との鉱物資源の調査に関する契約書に署名する必要がある。 ■ 探鉱ライセンス申請必要書類： <ul style="list-style-type: none"> a) 鉱物資源ライセンスの申請書 (印税 1,000 リエル) 1

	<p>部</p> <p>b) 鉱物資源総局における登録証書のコピー_____1部</p> <p>c) 予定地の計画図（地方当局の許可済）_____1部</p> <p>d) 独立金融機関又はカンボジア王国内で営業している公認会計監査人により証明された過去3年間の貸借対照表または財務報告書_____1部</p> <p>e) 鉱物資源の探鉱と開発のスケジュール及び鉱物資源操業中の予算_____1部</p> <p>f) 鉱物資源又は関連事業に関する会社の経験のコピー_____1部</p> <p>g) 環境影響評価、管理計画、修復計画、及び修復用にリザーブされた予算_____1部</p> <p>h) カンボジア労働者の雇用計画及びトレーニングプログラム_____1部</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> ● 探鉱ライセンス所有者は、2年間有効の更新を2回まで申請することができる。 ● ライセンス所有者は、鉱工業エネルギー省における検討と決定のため、現在のライセンス有効期限の30日前までに、探鉱ライセンス更新を申請しなければならない。申請書には下記の書類を添付しなければならない。： <ul style="list-style-type: none"> a) 探鉱ライセンスの更新申請書1部 b) 旧ライセンスの期間に実施された鉱物資源の開発と探鉱による発見に関するレポート_____1部 c) 探鉱場の内外の環境保護レポート及び都/州の環境局に許可された修復計画の実行に係るレポート 1部 d) ロイヤリティ、年間土地代金、国への関連税金等の支払いのレポート、証憑書類（原本、コピー）1部 e) 延長期間の探鉱計画、トレーニングプログラム1部 ● 鉱物資源の探鉱ライセンスの6年目末か探鉱ライセンスの最終年末に、ライセンス所有者が鉱山の経済的フィージビリティ調査に更に時間を要するとする場合又は探鉱ライセンスの境界内の地域で鉱物資源の開発ライセンスを申請する場合は、鉱工業エネルギー省は限定追加期間を決定してライセンスの延長ができる。

鉱物資源の産業化・商業化に関するライセンス

サービス名	鉄物資源の産業化・商業化に関するライセンス
サービス提供者	<p>鉱工業エネルギー省 (MIME)</p> <p>鉱物資源総局 (Mineral Resource General Department)</p> <p>Building #45、Norodom Blvd、Phnom Penh、Cambodia</p> <p>Tel: (855) 23-211 141/210 811</p> <p>Fax: (855) 23-428 263/210 811</p>
サービス目的	<p>鉱物資源の産業化・商業化に関するライセンスは、鉱物資源を採鉱し、採鉱ライセンスに記載された限定地域内の経済的に有効な鉱山を獲得するためのものである。</p>
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉱物資源の開発・管理に関する法律 ● 全種の鉱物資源の投資原則の決定に関する政令 No. 08、2005年1月31日。 ● 全種の鉱物資源の投資原則の決定に関する政令 No. 08、2005年1月31日第1条の改正に関する政令 No. 113、2005年9月29日。 ● 鉱物資源ライセンスの権利を更新又は譲渡するための登録及び必要事項に関する鉱工業エネルギー省省令 No. 340、2004年5月25日。 ● 鉱物資源登録申請料金 (ライセンス代金)、延長及び権利の譲渡の手数料の決定、鉱物資源採鉱・開発と鉱物資源の配当目的のための政府の授与土地1年の賃貸料に関する鉱工業エネルギー省省令 No. 172 URT/HTR/B r K と省間省令 No. 291 SHV/B r K、2009年3月27日。 － 鉱物資源の開発産業ライセンスは5年間有効。
適格性基準	カンボジア人、外国人、法人又は個人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 技術的に適切な申請書類の受取を確認してから45日間を要する。 ■ 鉱物資源の採鉱産業ライセンス手数料_12,000,000 リエル ■ 鉱物資源の採鉱産業ライセンスの更新手数料_8,400,000 リエル
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ■ 鉱工業エネルギー省により、鉱物資源の採鉱と開発を行うコンセッション地区にアクセスするための許可が必要となる。 ■ 鉱工業エネルギー省との鉱物資源の調査に関する契約書に署名する必要がある。

	<ul style="list-style-type: none"> ■ カンボジア開発評議会からの文書による事前許可証 <p>その後、鉱工業エネルギー省における検討と決定のために、以下の書類を添付して鉱物資源の産業化・商業化ライセンス申請書を提出しなければならない：</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 鉱物資源開発予定地の地図__1部 b) 処理、精製及び完成製品用の鉱山リグ計画__1部 c) 用地と工場建設の計画と設備明細書__1部 d) 環境影響評価、管理計画、修復計画、及び修復用にリザーブされた予算_____1部 e) 最終製品のマーケティングと販売計画__1部 f) 財務、資本金及びコストの分析レポート__1部 g) カンボジア労働者の雇用計画及びトレーニングプログラム_____1部 h) カンボジアにおいて購入可能な物品の消費及びサービスの使用の計画__1部
備考	<p>建設業者は鉱業採鉱産業ライセンスの更新を有効期限の 90 日前までに申請することができる。省の検討と決定のために技術レポートと以下の書類を申請書に添付しなければならない：</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 採鉱所見レポート及び発生コストのレポート__1部 b) 環境影響と修復レポート__1部 c) カンボジア労働者の雇用及びトレーニングのレポート__1部 d) 土地コンセッション費用、ロイヤリティ、関税、税金、及び他経費のレポート。証憑書類を添付__1部 e) 年次財務書類__1部 f) 延長期間の採鉱開発場所の計画__1部 g) 延長期間の採鉱及び経費計画__1部 h) 環境影響評価、管理計画、修復計画、及び修復用にリザーブされた予算_____1部 i) カンボジア労働者の雇用計画及びトレーニングプログラム_____1部 j) カンボジアにおいて購入可能な物品の消費及びサービスの使用の計画__1部

鉱物資源に関するライセンスの権利の譲渡契約の署名

サービス名	鉄物資源に関するライセンスの権利の譲渡契約の署名
サービス提供者	<p>鉱工業エネルギー省 (MIME)</p> <p>鉱物資源総局 (Mineral Resource General Department)</p> <p>Building #45、Norodom Blvd、Phnom Penh、Cambodia</p> <p>Tel: (855) 23-211 141/210 811</p> <p>Fax: (855) 23-428 263/210 811</p>
サービス目的	<p>鉱物資源に関するライセンスの権利の譲渡契約の署名は、第三者が実在の鉱物資源の探鉱と開発の協約により鉱物資源の探鉱と開発を持続する目的での、その第三者への権利譲渡を承認するためである。</p>
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 鉱物資源の開発・管理に関する法律 ● 鉱物資源ライセンスの権利を更新又は譲渡するための登録及び必要事項に関する鉱工業エネルギー省省令 No. 340、2004年5月25日。 ● 鉱物資源登録申請料金(ライセンス代金)、延長及び権利の譲渡の手数料の決定、鉱物資源探鉱・開発と鉱物資源の配当目的のための政府の授与土地1年の賃貸料に関する鉱工業エネルギー省省令 No.172 URT/HTR/B r K と省間省令 No. 291 SHV/B r K、2009年3月27日。 － 鉱物資源の開発産業ライセンスは5年間有効。
適格性基準	カンボジア人、外国人、法人又は個人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 技術的に適切な申請書類の受取を確認してから45日間を要する。 ■ 鉄物資源に関するライセンスの権利の譲渡契約の署名に関する手数料は以下のように区別される： <ol style="list-style-type: none"> 1- 以下の目的のために露天掘り・採石場ための鉱物資源手工芸ライセンス手数料： <ul style="list-style-type: none"> ● 建設用の砂・ラテライト・粘土___2,000,000 リエル ● 集成岩・砂岩・ラテライト・石膏とその同類採石_____8,000,000 リエル 2- 貴石鉱山の開発ライセンス手数料___16,000,000 リエ 3- 鉱物資源の加工ライセンス手数料： <ul style="list-style-type: none"> －被雇用者7人未満_____2y,000,000 リエル

	<p>-被雇用者 7 人～14 人____4,000,000 リエル</p> <p>-被雇用者 14 人超_____6,000,000 リエル</p> <p>4- 探鉱ライセンス_____20,000,000 リエル</p> <p>5- 鉄物資源産業化・商業化ライセンス____24,000,000 リエル</p>
備考	<p>- 鉱物資源手工芸ライセンスを除き、他の鉱物資源に関するライセンス所有者は第三者へそのライセンスを完全に権利譲渡したい場合、監視と決定のため鉱工業エネルギー省に譲渡申請書を提出し、以下の書類を添付しなければならない。</p> <p>a) 譲渡者の明確な理由を証明する鉄物資源ライセンスの完全に権利譲渡申請書_____1 部</p> <p>b) 譲受人の明確な理由を証明する鉄物資源ライセンス権利譲受して完全に責任を持つ申請書____1 部</p> <p>c) 債務の返還、土地コンセッション費用、ロイヤリティ、関税、税金、及び他経費のレポート。証憑書類を添付__1 部</p> <p>d) 独立金融機関又はカンボジア王国内で営業している公認会計監査人により証明された譲受人の過去 3 年間の貸借対照表または財務報告書_____1 部</p> <p>e) 譲受人の環境影響評価、管理計画、修復計画、及び修復用にリザーブされた予算_____1 部</p> <p>f) カンボジア労働者の雇用計画及びトレーニングプログラム_____1 部</p> <p>g) 譲り受け会社は十分な技術能力と財務能力を持って、権利譲渡契約に署名された日から契約条件に従って鉱物資源事業を持続し、法律を遵守して契約に定められた地区内の鉱物資源事業と、国への金融債務に関して鉱工業エネルギー省に対して責任を持つべきである。</p>
最新情報	<p>この欄に表示された情報は確実に更新された。</p> <p>鉄工業エネルギー大臣</p>

発電・送電・配電に関する投資許可

サービス名	発電・送電・配電に関する投資許可
サービス提供者	<p>鉱工業エネルギー省 (MIME)</p> <p>Building #45、Norodom Blvd、Phnom Penh、Cambodia</p> <ul style="list-style-type: none"> - エネルギー開発部 (Department of Energy Development) <p>または</p> <ul style="list-style-type: none"> - 州/都の鉱工業エネルギー局
サービス目的	許可の発行は、投資活動・発電・送電又は配電の監視を目的としている。これにより省又は州/都の担当局は、電力セクターに関する政府の事業政策・戦略・計画を準備して管理する基礎を得る。また、投資家は、データ・統計を提供し、四半期、半期、年次報告を行うことを求められる。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> • カンボジア王国の電力法 (第 3 条及び第 4 条) の公布に関する勅許 No. NS/RKM/0201/03、2001 年 2 月 02 日。
適格性基準	カンボジア人、外国人又は法人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 省のレベル：省が許可書を発行する前に、省は 6 か月から 24 か月 (投資の規模による) 有効の「暫定」許可を発行する。これにより、申請者・民間会社は技術的・経済的、環境的な仕様に関して詳細な調査が可能となる。この調査結果は、省による検討と決定の基礎となる。 ▪ 州/都の局のレベル：州/都局が投資許可を発行する前に事業者又は民間会社は上記に述べた書類 (許可の発行に必要な書類) を完成しなければならない。
必要書類	<p>省レベルでは、発電能力 125KVA 超、送電ネットワークは 22KVA 超を担当：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 投資申請書 1 部 • 履歴書 1 部 (申請者又は会社取締役) • 会社の登記証明書又は身分証明書又はパスポートのコピー 1 枚 • 詳細調査関係書類 (調査後) のコピー 2 部 • 株主名簿 (必要な場合) のコピー 1 枚 <p>州/都の局のレベルでは、発電は 125KVA 以下と配電ネットワークは 220V を担当：</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 投資申請書 1 部

	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 履歴書 1部 (申請者又は会社取締役) ▪ 会社の登記証明書又は身分証明書又はパスポートのコピー 1枚 ▪ ネットワーク及び/又は発電所の計画のコピー 1部 ▪ アセスメント表のコピー 1部 ▪ 特定地に事業又は工場を置くフィージビリティに関する調査書のコピー 1部 ▪ 投資プロジェクト表のコピー 1部 ▪ 株主名簿 (必要な場合) のコピー 1部
備考	<p>発電・配電に投資するための許可を受領後に、申請者又は民間会社は、発電・送電・配電事業を行うためのライセンスをカンボジア電力庁 (EDC) に申請することができる。</p>

発電・送電・配電の投資の権利譲渡に関する許可

サービス名	発電・送電・配電の投資の権利譲渡に関する投資許可
サービス提供者	<p>鉱工業エネルギー省 (MIME)</p> <p>Building #45、Norodom Blvd、Phnom Penh、Cambodia</p> <p>Tel: (855) 23-211 141</p> <p>Fax: (855) 23-428 263</p> <p>- エネルギー総局 (General Department of Energy)</p>
サービス目的	許可の発行は、発電会社の監視を目的として、電力セクター開発計画に従って実施し、各種の発電、配電に関しては社会関心事項を保護するためである。
法的基盤	カンボジア王国の電力法 (第 3 条及び第 4 条) の公布に関する勅許 No. NS/RKM/0201/03、2001 年 2 月 02 日。
適格性基準	カンボジア人、外国人又は法人
サービス標準	権利譲渡に関する許可の発行又は拒否は、申請書類を受け取ってから 14 日間が必要となる。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 投資権利譲渡申請書 1 部 ● 履歴書 1 部 (申請者又は会社取締役) ● 会社の略歴と発電関係の経験_1 部 ● 会社の商業省登記証又は身分証明書又はパスポートの正式コピー 1 枚 ● 州知事役所署名の会社の住所証書_1 部
備考	投資計画権利譲渡申請者・会社は、鉱工業エネルギー省が譲渡に関する許可を監査して決定した結果についての鉱工業エネルギー省からの正式返答状を受けてから、カンボジア電力庁 (EDC) に発電事業に関するライセンスを申請することができる。

送電、太陽発電・水力発電、電力再利用の企画調査に関する許可

サービス名	送電、太陽発電・水力発電と電力再利用の企画調査に関する許可
サービス提供者	<p>鉱工業エネルギー省 (MIME)</p> <p>Building #45、Norodom Blvd、Phnom Penh、Cambodia</p> <p>Tel: (855) 23-211 141</p> <p>Fax: (855) 23-428 263</p> <p>エネルギー総局 (General Department of Energy)</p>
サービス目的	許可の発行により、電力セクターと他の電力の使用と管理に関する電力政策・戦略・計画を準備し、民間会社の関心を保証・保護しつつ、電力セクターに関する調査・準備・計画実施などを促進する。
法的基盤	カンボジア王国の電力法 (第 3 条及び第 4 条) の公布に関する勅許 No. NS/RKM/0201/03、2001 年 2 月 02 日。
適格性基準	カンボジア人、外国人又は法人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 調査に関する許可の発行又は拒否は、申請書類を受け取ってから 14 日間が必要となる。 ▪ 省が許可書を発行する前に、省は 6 か月から 24 か月 (投資の規模による) 有効の「暫定」許可を発行する。これにより、申請者・民間会社は技術的・経済的、環境的な仕様に関して詳細な調査が可能となる。この調査結果は、省による検討と決定の基礎となる。 ▪ 省に詳細な調査を提出した後、省は調査結果が可能か不可能かに関して申請者・申請会社へ返答する。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 投資権利譲渡申請書 1 部 ● 履歴書 1 部 (申請者又は会社取締役) ● 会社の歴史と発電関係の経験_1 部 ● 会社の商業省に登記証明書又は身分証明書又はパスポートの正式コピー 1 枚 ● 州知事役所の署名された会社の住所証書_1 部 ● 詳細調査関係書類 (調査後) のコピー 2 部 ● 株主名簿 (必要な場合) のコピー 1 枚
備考	投資計画調査申請者・会社は、鉱工業エネルギー省が調査に関する

	<p>許可を監査して決定した結果となる鉱工業エネルギー省からの正式返答状を待たなければならない。原則同意された場合、省がカンボジア政府に依頼して省庁間委員会を設立し、技術的・経済的、環境的な仕様に関して詳細な調査を監査すると決定するためには、更に6か月から24か月（投資の規模による）が必要となる。計画実施の許可を得てから申請者はカンボジア電力庁（EDC）に電力事業ライセンスを申請することができる。</p>
--	--

化学品使用の標準と対象物に関する証明書

サービス目的	化学品使用の標準と対象物に関する証明書
サービス提供者	<p>鉱工業エネルギー省 (Ministry of Industry, Mines and Energy) カンボジア標準試験所管理部 (Department of Regulation of Standard Institute of Cambodia)</p> <p>Building#538, National Road 2, Sangkat Chak Angre Leu, Khan Mean Chey, Phnom Penh, Cambodia</p> <p>Tel: (855-12) 929 522 Fax: (855-23) 425 052</p> <p>Website: www.isc.gov.kh</p>
サービス目的	産業セクターにおける正しい使用のため、輸入された化学品が明確な対象と基準を有することを証明する。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 薬品管理法 ▪ 化学兵器禁止条約の批准に関する法律 ▪ カンボジア標準に関する法律 ▪ カンボジア標準設立の準備・実行に関する政令 No. 62 ANK r・BK 2008年6月4日 ▪ 産業セクターにおける化学品の輸出入・配達 of 管理・監視に関する省令 No. 110 URT/SUK/BrK 2004年2月11日
適格性基準	カンボジア人、外国人、生産事業会社
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> ● 証明書の発行期間は一週間 ● 手数料 (経済財務省へ提案中)
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 申請書_1部 ▪ 鉱工業エネルギー省生産場設立の告示 ▪ 商業登記ライセンス ▪ 申請者の身分証明書又はパスポート ▪ 化学用品に関する技術書類と参照書類
備考	<p>上述の法的基盤に基づき、社会的安全に影響を与えるような化学品の輸入と使用を防止するため、また税関当局の監視活動を促進するため、すべての会社は証明書の適用に関してさらに注意を払うべきである。</p>

製品商標使用に関するライセンス

サービス目的	製品商標使用に関するライセンス
	<p>鉱工業エネルギー省 (Ministry of Industry, Mines and Energy) カンボジア標準試験所管理部 (Department of Regulation of Standard Institute of Cambodia)</p> <p style="padding-left: 40px;">Building#538, National Road 2, Sangkat Chak Angre Leu, Khan Mean Chey, Phnom Penh, Cambodia</p> <p style="padding-left: 40px;">Tel: (855-12) 929 522</p> <p style="padding-left: 40px;">Fax: (855-23) 425 052</p> <p style="padding-left: 40px;">Website: www.isc.gov.kh</p>
おサービス目的	顧客の要望又は国の技術規制により、製品がカンボジア標準又は国際標準どちらかに適合していることを承認するためである。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> - カンボジア標準に関する法律 - No. 62 - カンボジア標準設立に関する告示 - 製品商標使用ライセンスの発行に関する条件に関する省令 No. 621 URT/SUK/B r K 2005年8月23日
適格性基準	カンボジア人、外国人、生産事業会社
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> ● ライセンスの発行は15日間（営業日） ● 手数料（省間省令を準備中）
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ■ 申請書_1部 ■ カンボジア標準機関が承認した研究所の調査結果又は調査証明書 ■ 関係技術参照書類 ■ 鉄工業エネルギー省生産場設立の告示 ■ 商業登記ライセンス ■ 申請者の身分証明書又はパスポート
備考	一般に国内又は国際貿易において、商標は、購入客、商売者、関係者がいずれも必要とするものである。当該製品が、カンボジア標準又は国際標準に正確に適合しており、通常に受け入れ可能という顧客からの信頼を得るためにも重要である。

經濟財政省

Ministry of Economy and Finance

Street#92, Sangkat Wat Phnom, Khan Daun Penh,

Phnom Penh, Cambodia

Tel: (855-23) 428 806

Fax: (855-23) 427 935

Website: www.mef.gov.kh

物品貿易の分野における協定国との自由貿易及び

アセアン自由貿易に関する情報

サービス名	物品貿易の分野における協定国との自由貿易及びアセアン自由貿易に関する情報
サービス提供者	<p>経済財政省</p> <p>Street #92, Sangkat Wat Phnom, Khan Daun Penh, Phnom Penh, Cambodia</p> <p>Tel: (855-23) 724 664</p> <p>Fax: (855-23) 477 798</p> <p>経済統合部 ASEAN 自由貿易地域室</p> <p>Tel: (855-23) 724 375/ 724 374</p> <p>Fax: (855-23) 724/374</p> <p>E-mail: Ftab-mef@yahoo.com</p>
サービス目的	<p>ASEAN 自由貿易地域及び貿易協定国における物品貿易についての情報を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市場アクセス ● 最恵国待遇税率 (MFN 税率) ● 優遇税率 ● 関税削減予定/輸入税控除 ● 原産地規則 (Rule of Origine) ● 非関税規則 (Non Tariff Measures) ● 非関税障壁 ● ASEAN 優遇統合システム (AISP) ● 紛争解決戦略
法的基盤	ASEAN 自由貿易地域との全ての商品協定、カンボジアが調印済の全ての協定国との自由貿易協定
適格性基準	国の機関、研究機関、民間部門、その他の機関で必要性のあるもの
サービス標準	公休日・休日を除き毎日営業 (8 時間×5 日)
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 責任機関からの正式レタ ● サービス需要に関連するその他の書類
備考	<p>経済財務省経済統合・ASEAN 部は ASEAN 自由貿易地域との全ての協定 (AFTA) に関する情報を報告することができる。</p> <p>ASEAN-China 自由貿易協定 (ACFTA)、ASEAN-Korea 自由貿易協定</p>

	<p>(AKFTA)、ASEAN-Japan 包括的経済連携協定 (AJCEP)、ASEAN-Australia-Newzealand 自由貿易協定 (AANZFTA)、ASEAN-Indea 自由貿易協定 (AIFTA)。</p> <p>上記のサービスは、最恵国待遇税率 (MFN 税率) ・関税削減予定/輸入税控除・原産地規則・製品の別の規則・法施行・証明書・紛争解決戦略などをカバーする商品貿易についてだけでなく、非関税規則・非関税障壁・クォータ・貿易コーディネートに関する情報の提供もできる。貿易協定や投資協定も準備されている。自由貿易協定から利益をえるために、カンボジア民間セクターと研究機関へ助力を行う準備は既にできている。</p>
--	--

保険事業ライセンス

サービス名	保険事業ライセンス
サービス提供者	<p>経済財政省</p> <p>Street #92, Sangkat Wat Phnom, Khan Daun Penh, Phnom Penh, Cambodia</p> <p>Tel: (855-23) 428 935</p> <p>Fax: (855-23) 427 901</p> <p>Website: www.mef.gov.kh//http://llfid.mef.gov.kh</p> <p>金融産業部</p> <p>金融産業部 一般保険室</p>
サービス目的	カンボジアにおいて一般保険、生命保険、小型保険を提供する。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険法 2000年6月20日付 ● 保険に関する政令 No. 106 2001年10月22日付 ● 保険エージェント・保険委託・保険障害監視会社に保険ライセンスの発行に関する省令 No. 865 SHV/TJ/MP 2001年11月23日 ● 保険会社・保険エージェント・保険委託の看板の使用に関する省令 No. 933 SHV/BrK 2001年12月17日 ● 保険実施の一般限定に関する省令 No. 934 SHV/BrK 2001年12月17日 ● 保険エージェントと保険委託に対する実行に関する規定に関する省令 No. 176SHV/UH 2002年1月24日 ● 自動車又は第三者に関する保険義務・責任に関する省間省令 No. 653 BrK/SHV/SK/TJ/MP 2002年10月16日 ● 乗車に関する保険義務に関する省間省令 No. 654 BrK/SHV/SK/TJ/MP 2002年10月16日 ● 用地に関する保険義務・責任に関する省間省令 No. 655 BrK/SHV/DNS/MP 2002年10月16日 ● 自動車保険納税印紙に関する省令 No. 002 SHV/BrK 2006年1月17日 ● 保険会社への一般保険、生命保険ライセンスの供与に関する省令 No. 098 SHV/BrK 2007年1月17日 ● 保険会社の事務に関する省令 No. 185 SHV/BrK 2007年3月20日

	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般保険会社の財務能力に関する省令 No. 186 SHV/B r K 2007年3月20日 ● 火災に関する保険料に関する省令 No. 470 SHV/B r K 2007年6月14日 ● 一般保険事業の会計原則指導に関する省令 No. 549 SHV/B r K 2008年7月30日 ● 生命保険事業ライセンスに関する省令 No. 608 SHV/B r K 2008年8月12日
適格性基準	個人及び法人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 登録資本金 7,000,000 米ドル - ライセンス手数料 50,000,000 リエル - 最初のライセンスは5年 - 更新ライセンスは3年
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ● ライセンス申請書：保険会社申請、下請け保険会社申請、保険エージェント申請、保険委託申請 ● 保険会社の定款 ● 最初の会計年度の予測財務諸表 ● 株主リストと各株主の持株 ● 取締役と予定主要管理職の履歴書、無犯罪記録 ● 今後3年のビジネスプラン ● 事業を運営する予定の会社の住所に関する情報 ● 保険契約モデル、追加契約、一般大衆に配布される印刷物、運営の各分野での配布物 ● 経済財政省が要求する必要書類
備考	カンボジアで保険サービスを提供する場合、一般保険会社、生命保険会社、外国の保険会社の支社又は子会社、保険下請会社、保険エージェント、保険委託者は、保険事業を運営する法的権利を得るために、経済財政省にライセンスを申請しなければならない。

専門家証明書、鑑定サービス及び不動産サービス ライセンス

サービス名	専門家証明書、鑑定サービス及び不動産サービスライセンス
サービス提供者	<p>経済財政省</p> <p>Street 92, Sangkat Wat Phnom, Khan Daun Penh, Phnom Penh, Cambodia</p> <p>Tel: (855-23) 427 935</p> <p>Fax: (855-23) 427 901</p> <p>Website: www.mef.gov.kh/ http://fid.mef.gov.kh</p> <p>金融産業部 不動産事業管理室</p>
サービス目的	専門家証明書、鑑定サービス及び不動産サービスライセンスを供与する。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 2007年予算管理法 第2章税規制 第5条 ● 専門家証明書、鑑定サービス及び不動産サービスライセンスの発行に関する省令 No. 142 2007年2月13日付 ● 専門家証明書、鑑定サービス及び不動産サービスライセンスの発行に関する省令の施行に関する通達 No. 002 2008年8月3日付
適格性基準	カンボジア人及び外国人（個人及び法人）
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 証明書手数料は 200,000 リエル、 - ライセンスは 500,000 リエル
必要書類	<p>1. 専門家証明書（個人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請者の写真（4×6） 4枚 ● 司法省発行の申請者の無犯罪証明 ● 出身国発行の申請者の無犯罪証明（外国人） ● 就職会社からの専門家規則と事務に関する認証書 ● 市役所の公認の資格と関係証明書のコピー ● 申請者の証明書関係の6ヶ月就職経験認証書 ● 職能書に記載されたような証明書代金の支払い済ました <p>2. ライセンス持主（法人）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ● 証明書申請者の写真（4×6）4 枚 ● 商業省登記済の会社の定款 ● 過去 1 年会社のサービスの明細書（営業中の会社） ● 最新料金リスト（営業中の会社） ● 司法省発行の会社取締役の無犯罪証明書 ● 出身国発行の会社取締役の無犯罪証明書（外国人） ● 会社代表者の履歴書のコピー ● 無犯罪証明書：出身国関係局による証明書の翻訳 ● 顧客に対するサービス手数料の最新料金表 ● 規程された証明書代金の支払済領収書
備考	<p>このサービスの提供において、会社は、事業を運営する法的権利を得るために経済財政省にライセンスの申請を行わなければならない。</p>

不動産開発に関するライセンス

サービス名	不動産開発に関するライセンス															
サービス提供者	<p>経済財政省</p> <p>Street #92, Sangkat Wat Phnom, Khan Daun Penh, Phnom Penh, Cambodia</p> <p>Tel: (855-23) 427 935</p> <p>Fax: (855-23) 427 901</p> <p>Website: www.mef.gov.kh/ http://fid.mef.gov.kh</p> <p>金融産業部 不動産事業管理室</p>															
サービス目的	<ul style="list-style-type: none"> - 不動産開発事業計画の監視、不動産開発口座・財務計画の管理、売買契約の監査によって、信頼できて受け入れ可能な不動産開発を促進するためである。 - 国の経済と国の特性と国際標準に従った不動産開発を保証する。 - 不明・不適當な不動産の開発を妨止する。 - 税金徴集やその他のサービス料の支払いを収集して国の収入を獲得する。 															
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 2007年予算管理法 第2章税規制 第5条 ● 不動産開発事業管理の省間ワークチームの設立に関する省令 No. 216 SHV/B r K/UH 2008年3月19日 ● 不動産開発事業管理に関する省令 No. 1222 SHV/B r K 2009年12月15日 															
適格性基準	カンボジア人及び外国人（個人及び法人）															
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - ライセンスを得るには15日間から45日間が必要。 - ライセンス代金 <ul style="list-style-type: none"> a) マンション <table border="1" style="margin-left: 40px; width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">サイズ</th> <th style="width: 35%;">ライセンス代金（リエル）</th> <th style="width: 35%;">有効期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4～10軒</td> <td style="text-align: center;">1,500,000</td> <td style="text-align: center;">2年間</td> </tr> <tr> <td>11～50軒</td> <td style="text-align: center;">3,000,000</td> <td style="text-align: center;">3年間</td> </tr> <tr> <td>51～100軒</td> <td style="text-align: center;">5,000,000</td> <td style="text-align: center;">4年間</td> </tr> <tr> <td>101軒以上</td> <td style="text-align: center;">8,000,000</td> <td style="text-align: center;">5年間</td> </tr> </tbody> </table> 	サイズ	ライセンス代金（リエル）	有効期間	4～10軒	1,500,000	2年間	11～50軒	3,000,000	3年間	51～100軒	5,000,000	4年間	101軒以上	8,000,000	5年間
サイズ	ライセンス代金（リエル）	有効期間														
4～10軒	1,500,000	2年間														
11～50軒	3,000,000	3年間														
51～100軒	5,000,000	4年間														
101軒以上	8,000,000	5年間														

	<p>b) 大邸宅</p> <table border="1" data-bbox="517 315 1366 562"> <thead> <tr> <th>サイズ</th> <th>ライセンス代金 (リエル)</th> <th>有効期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3～10 軒</td> <td>3,000,000</td> <td>3 年間</td> </tr> <tr> <td>11～50 軒</td> <td>6,000,000</td> <td>4 年間</td> </tr> <tr> <td>51～100 軒</td> <td>11,000,000</td> <td>5 年間</td> </tr> </tbody> </table> <p>c) アパート又はコンド</p> <table border="1" data-bbox="517 656 1366 1048"> <thead> <tr> <th>サイズ</th> <th>ライセンス代金 (リエル)</th> <th>有効期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4～10 ユニット</td> <td>1,500,000</td> <td>2 年間</td> </tr> <tr> <td>11～50 ユニット</td> <td>3,000,000</td> <td>3 年間</td> </tr> <tr> <td>51～100 ユニット</td> <td>5,000,000</td> <td>3 年間</td> </tr> <tr> <td>101～200 ユニット</td> <td>8,000,000</td> <td>4 年間</td> </tr> <tr> <td>201～400 ユニット</td> <td>10,000,000</td> <td>5 年間</td> </tr> <tr> <td>400 ユニット以上</td> <td>12,000,000</td> <td>5 年間</td> </tr> </tbody> </table>	サイズ	ライセンス代金 (リエル)	有効期間	3～10 軒	3,000,000	3 年間	11～50 軒	6,000,000	4 年間	51～100 軒	11,000,000	5 年間	サイズ	ライセンス代金 (リエル)	有効期間	4～10 ユニット	1,500,000	2 年間	11～50 ユニット	3,000,000	3 年間	51～100 ユニット	5,000,000	3 年間	101～200 ユニット	8,000,000	4 年間	201～400 ユニット	10,000,000	5 年間	400 ユニット以上	12,000,000	5 年間
サイズ	ライセンス代金 (リエル)	有効期間																																
3～10 軒	3,000,000	3 年間																																
11～50 軒	6,000,000	4 年間																																
51～100 軒	11,000,000	5 年間																																
サイズ	ライセンス代金 (リエル)	有効期間																																
4～10 ユニット	1,500,000	2 年間																																
11～50 ユニット	3,000,000	3 年間																																
51～100 ユニット	5,000,000	3 年間																																
101～200 ユニット	8,000,000	4 年間																																
201～400 ユニット	10,000,000	5 年間																																
400 ユニット以上	12,000,000	5 年間																																
必要書類	<p>1. 上記の3種類の不動産開発者は以下の書類が必要：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 不動産開発ライセンス申請書 ● 不動産開発者の写真 (4×6) ● 定款と商業省商業登記証明書 ● 司法省発行の不動産開発者の無犯罪証明 ● 出身国発行の不動産開発者の無犯罪証明 ● 不動産開発者のカンボジア人身分証明書のコピー又はパスポートのコピーとカンボジア入国ビザのコピー (外国人) ● 不動産開発住所に関する関係局の認証 ● 各地区の不動産開発に関する政府の原理許可 (必要の場合) ● 建築許可・建築用地設立許可・国土整備・都市化・建設省と都/州当局に署名された設計図 ● 銀行の認証書・財務事業の認証書：企画の全体的又は段階的開発資金 (第1種と第2種のみ)、不動産開発のための商業銀行の口座番号 (第3種のみ) ● 省令 No. 1222 SHV の条件 15 に説明された保証金の預金に関する証書 (第3種のみ) ● 国内の保険会社により発行された保険証、市役所が認証した不動産 																																	

	証明書又は長期間賃貸借契約のコピー、用地に関する責任、関係書類と他の情報（省間ワークチームの要求による）。
備考	合法的な事業運営権利を得るために、不動産開発会社は経済財務省にライセンスの申請をしなければならない。

不動産開発事業管理の独立設計会社に関するライセンス

サービス名	不動産開発事業管理の独立設計会社に関するライセンス
サービス提供者	<p>経済財政省</p> <p>Street 92, Sangkat Wat Phnom, Khan Daun Penh, Phnom Penh, Cambodia</p> <p>Tel: (855-23) 427 935</p> <p>Fax: (855-23) 427 901</p> <p>Website: www.mef.gov.kh/ http://fid.mef.gov.kh</p> <p>金融産業部 不動産事業管理室</p>
サービス目的	<ul style="list-style-type: none"> - 不動産開発事業管理に関する省令No. 1222 SHV/BrK 2009年12月15日付に従ってカンボジアの不動産開発を管理するためのものである。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 不動産開発事業管理の省間ワークチームの設立に関する省令 No. 216 SHV/BrK/UH 2008年3月19日 ● 不動産開発事業管理に関する省令 No. 1222 SHV/BrK 2009年12月15日 ● 不動産開発事業管理の独立会社へのライセンスを付与するに関する省令 No. 102 SHV/BrK 2010年2月18日
適格性基準	カンボジア人及び外国人（個人及び法人）
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - ライセンス料金 2,000,000 リエル
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 独立設計者事業に関するライセンスの申請書 ● 不動産開発者の写真（4×6） ● 不動産開発ライセンス申請書 ● 会社の取締役と関係設計者の履歴書 ● 定款と商業省商業登記証明書 ● 司法省発行の不動産開発者の無犯罪証明 ● 出身国発行の不動産開発者の無犯罪証明 ● 不動産開発者のカンボジア人身分証明書のコピー又はパスポートのコピーとカンボジア入国ビザのコピー（外国人） ● 取締役のカンボジア住所、滞在証明書添付 ● 建築許可・建築用地設立許可・国土整備・都市化・建設省に個人登録の建物設計証明書 ● カンボジア設計委員会の設計職業証明書

	<ul style="list-style-type: none"> • 会社の取締役の経験証書 • 専門保険証、カンボジア国内の保険会社による • 関係書類と他の情報（省間ワークチームの依頼による）。
備考	合法的な不動産開発事業管理の権利を得るために、独立設計会社は経済財務省にライセンスの申請をしなければならない。

税務登録：付加価値税・納税者識別番号

サービス名	税務登録
サービス提供者	<p>経済財政省</p> <p>－ 税務総局</p> <p>Lot No. 522-524, Corner of Mao Tse Zedong Blvd (245) and Russian Federation Blvd (110) , Khan Toul Kok, Phnom Penh, Cambodia Tel: (855-23) 886 708 E-mail: info@tax.gov.kh</p> <p>－ 納税者・税金負債者局の 納税者登録ユニット</p> <p>Lot No. 522-524, Corner of Mao Tse Zedong Blvd (245) and Russian Federation Blvd (110) , Khan Toul Kok, Phnom Penh, Cambodia Tel: (855-23) 886 726 E-mail: dltsta@tax.gov.kh</p> <p>－ 大規模納税者登録ユニット</p> <p>Lot No. 522-524, Corner of Mao Tse Zedong Blvd (245) and Russian Federation Blvd (110) , Khan Toul Kok, Phnom Penh, Cambodia Tel: (855-23) 886 711 E-mail: dlsta@tax.gov.kh</p> <p>－ プノンペン7区税務署の納税者登録ユニット</p> <p>－ Khan RusseyKeo 税務署</p> <p>House No. 1442, National Road No. 5, Sangkat Russey Keo, Khan Russey Keo, Phnom Penh E-mail: russeykeo@tax.gov.kh</p> <p>－ Khan Doun Penh 税務署</p> <p>House No. 166, St. 130, Sangkat Psar Kandal 2, Khan Doun Penh, Phnom Penh Tel: (855) 12-725 673 E-mail: dounpenh@tax.gov.kh</p> <p>－ Khan 7 Makara 税務署</p> <p>House No. 25B, St. Samdech Pan (214), Sangkat Boeung Raing, Khan 7 Makara, Phnom Penh Tel: (855) 12-590 005 E-mail: 7makara@tax.gov.kh</p> <p>－ Khan Mean Chey 税務署</p> <p>House No. 1707, National Road No. 2, Sangkat Chak Angre</p>

	<p>Krom, Khan Mean Chey, Phnom Penh E-mail: meanchey@tax.gov.kh</p> <p>– Khan Chamkarmorn 税務署 House No.28, St.488, Sangkat Psar Deum Thkov, Khan Chamkar Morn, Phnom Penh E-mail: chamkarmorn@tax.gov.kh</p> <p>– Khan Tuol Kork 税務署 House No.24, St.287, Sangkat Boeung Kak 1, Khan Tuol Kork, Phnom Penh Tel: (855) 12-621 485 E-mail: tuolkork@tax.gov.kh</p> <p>– Khan Dangkor 税務署 House No.234B, St.2007, Sangkat Kakab, Khan Dangkor, Phnom Penh E-mail: dangkor@tax.gov.kh</p> <p>– 23 州税務局の納税者登録ユニット</p> <p>– Kandal Province 税務局 House No.103, St.108, Sangkat Takmao, Khan Takmao, Kandal Province. Tel: (855) 23 983 423 Email: kandal@tax.gov.kh</p> <p>– Kampong Cham Province 税務局 House No.05, St.Khemarak Phumin, Sangkat Kampong Cham, Khan Kampong Cham, Kampong Cham Province. Tel: (855) 42 391 539 Fax: (855) 42 391 539 Email: kampongcham@tax.gov.kh</p> <p>– Battambang Province 税務局 House No.2, National Road No.5, Sangkat Rattanak, Krong Battambang, Battambang Province. Tel: (855) 53 953 963 Fax: (855) 53 953 963 Email: battambang@tax.gov.kh</p> <p>– Prey Veng Province 税務局 Phum No.2, Sangkat Kampong Liav, Krong Prey Veng, Prey Veng Province</p>
--	---

	<p>Tel: (855) 16 419 977 E-mail: preyveng@tax.gov.kh</p> <p>– Siam Reap Province 税務局 House No. A17-18, St. Charl De Gaul, Mondul 2, Sangkat Svay Dangcum, Krong Siam Reap, Siam Reap Province E-mail: siamreap@tax.gov.kh</p> <p>– Kampong Thom Province 税務局 Phum No. 6, Sangkat Damrei Chuan Khla, Krong Steung Sen, Kampong Thom Province Tel: (855) 975 151 668 / 012 659 765 / 012 960 142 / 011 775 296 E-mail: kampongthom@tax.gov.kh</p> <p>– Takeo Province 税務局 St. Phum 1, Sangkat Rokar Knong, Krong Doun Keo, Takeo Province Tel: (855) 32 931 239 Fax: (855) 32 931 447 E-mail: takeo@tax.gov.kh</p> <p>– Svay Rieng Province 税務局 St. Phum Raung Banle, Sangkat Svay Rieng, Krong Svay Rieng, Svay Rieng Province Tel: (855) 44 945 741 Fax: (855) 44 945 741 E-mail: svayrieng@tax.gov.kh</p> <p>– Pursat Province 税務局 National Road No. 5, Sangkat Pteah Prey, Krong Pursat, Pursat Province Tel: (855) 52 740 074 E-mail: pursat@tax.gov.kh</p> <p>– Kampong Chhnang Province 税務局 Khum Pha-er, Srok Kampong Chhnang, Kampong Chhnang Province Tel: (855) 26 770 004 E-mail: kampongchhnang@tax.gov.kh</p> <p>– Kampong Speu Province 税務局 National Road No. 4, Sangkat Rokar Thom, Krong Chbar</p>
--	---

	<p>Morn, Kampong Speu Province Tel: (855) 23 987 119 E-mail: kampongspeu@tax.gov.kh</p> <p>– Kampot Province 税務局 St. Phum 1 Usaphea, Sangkat Kampong Kandal, Krong Kampot, Kampot Province Tel: (855) 33 932 711 Fax: (855) 33 931 711 E-mail: kampot@tax.gov.kh</p> <p>– Preah Sihanouk Province 税務局 St. 19 Mithona, Sangkat No. 3, Krong Preah Sihanouk, Preah Sihanouk Province Tel: (855) 34 934 447 / 034 943 454 Fax: (855) 34 934 454 E-mail: preahsihanouk@tax.gov.kh</p> <p>– Koh Kong Province 税務局 Sangkat Smach Mean Chey, Krong Khemarak Phumin, Koh Kong Province Tel: (855) 35 936 041 Fax: (855) 35 936 041 E-mail: kohkong@tax.gov.kh</p> <p>– Preah Vihear Province 税務局 St. Phum Thmei, Sangkat Kampong Prornark, Krong Preah Vihear, Preah Vihear Province Tel: (855) 97 707 2117 E-mail: preahvihear@tax.gov.kh</p> <p>– Kratie Province 税務局 Sangkat Kratie, Krong Kratie, Kratie Province Tel: (855) 72 971 444 E-mail: kratie@tax.gov.kh</p> <p>– Ratanakkiri Province 税務局 St. Phum 1, Sangkat Labansiek, Krong Banlung, Ratanakkiri Province Tel: (855) 12 778 849 / 075 6363 008 E-mail: ratanakkiri@tax.gov.kh</p> <p>– Mondulkiri Province 税務局</p>
--	--

	<p>Sangkat Spean Meanchey, Krong Senmonorum, Mondulkiri Province</p> <p>Tel: (855) 97 628 2929</p> <p>E-mail: mondulkiri@tax.gov.kh</p> <p>- Banteay Meanchey Province 税務局</p> <p>Blong Uy, Sangkat Serey Sorphoan, Banteay Meanchey Province</p> <p>Tel: (855) 54 958 992</p> <p>E-mail: banteaymeanchey@tax.gov.kh</p> <p>- Stoeng Treng Province 税務局</p> <p>St. Phum Spean Thmor, Sangkat Stoeng Treng, Krong Stoeng Treng, Stoeng Treng Province</p> <p>Tel: (855) 74 630 3366</p> <p>E-mail: stoengtren@tax.gov.kh</p> <p>- Keb Province 税務局</p> <p>St. 33A, Sangkat Keb, Krong Keb, Keb Province</p> <p>Tel: (855) 12 828 799 / 012 779 456</p> <p>E-mail: keb@tax.gov.kh</p> <p>- Paillin Province 税務局</p> <p>Sangkat Paillin, Krong Paillin, Paillin Province</p> <p>Tel: (855) 16 882 905</p> <p>E-mail: paillin@tax.gov.kh</p> <p>- Uddor Meanchey Province 税務局</p> <p>Phum Chhouk, Sangkat Samraong, Uddor Meanchey Province</p> <p>Tel: (855) 97 779 5868</p> <p>E-mail: ordormeanchey@tax.gov.kh</p> <p>- 法人企業と個人企業に関する VAT 新規則</p>
サービス目的	パテント登録受付と VAT 証明書の発行
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> 勅許 No. NS/RKM/0297/03、1997 年 2 月 24 日付で公布された税法第 101 条、第 102 条、第 103 条、第 128 条
適格性基準	個人及び法人
サービス標準	<p>経済的に営業して 15 日間後、税務当局に登録の申請をする者は、以下に関する手数料を支払わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 登録書と情報スリップ料金__5,000 リエル - 捺印料金 (法人企業) __100,000 リエル - 年次特許税__1,140,000 リエル

	<ul style="list-style-type: none"> - 特許税支払い手数料__1,000 リエル - 付加価値税登録証__1,000 リエル - 収入印紙手数料__16,000 リエル <p style="text-align: center;">合計：1,263,000 リエル</p>
必要書類	<p>A- 法人事業者</p> <p>捺印済の商業登記証と下記の書類のコピー：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商業登録申請書 ● 定款及び内規 ● 官報公告申請書 ● 非公務員・無犯罪証明書 ● IDカードまたは家族帳（外国人はパスポート） ● 銀行預金証明書 ● 関係局署名の事業許可：不動産サービス専門証明書、ホテル・レストラン営業証明書、建築事業活動などに関する証明書 ● カンボジア投資委員会、カンボジア SEZ 委員会または小委員会の登録証、又は州・都の投資許可（投資計画が適正な性質の場合） ● 事業のために場所を賃貸している場合は賃貸契約書 ● 写真 4×6 2枚（1枚はパテント用、もう1枚は予備） <p>B- 個人事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> - 商業登記証と下記の書類のコピーを添付する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ● 商業登記申請書 ● 事業主の IDカードまたは家族帳（外国人はパスポート） ● 関係局の署名の事業許可：不動産サービス専門証明書、ホテル・レストラン営業証明書、建築事業活動などに関する証明書 ● 事業のために場所を賃貸している場合は賃貸契約書 ● 写真 4×6 2枚（1枚はパテント用、もう1枚は予備）
備考	<p>税務登録は、納税者に対して税務登録手続きを快適にして、税法に従って税務当局が課税対象者を管理することを可能とする。</p>

輸出入関税許可

サービス名	輸出入関税許可
サービス提供者	<p>経済財政省</p> <p>－ 税関・消費税総局</p> <p>House No. 6-8, Preah Norodom Blvd, Phnom Penh, Cambodia Tel: (855-23) 722 767 E-mail: info-pru@customs.gov.kh Website: www.customs.gov.kh</p> <p>－ 関税体制局（禁止品目・制限品目・品目制限と特惠品目） － 消費税局（石油製品・電気関係・免税店の商品） － 州/都関税・消費税当局</p>
サービス目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際貿易活動に対する関税事務の改善 ● 禁止品目・制限品目の輸出入管理と監視、投資法に基づく民間投資会社の輸入活動の監視と管理、機関・大使館・組織団体と他の個人の品目制限と特惠品目輸出入活動の監視と管理 ● 在庫品輸入管理、石油製品・電気関係・免税店の商品移動の管理
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 税関法、2007年6月22日に下院により承諾された ● 経済財務省の関税・消費税総局の管理下の消費税局の設立・関税局の設立・非関税地区管理局の設立に関する政令 No. 152 ANKr・BK 2008年10月6日 ● 禁止品目・制限品目の使用に関する政令 No. 209 ANK r・BK 2007年12月31日 ● カンボジア関税・消費税総局の関税体制の設立と執行に関する省令 No. 1561 SHV 2008年12月18日 ● カンボジア関税・消費税総局の消費税体制の設立と執行に関する省令 No. 254 SHV/BrK 2010年3月18日 ● 免税品の管理に関する省令 No. 105 SHV/BrK 2008年2月15日 ● 臨時認可に従う臨時輸入に関する省令 No. 928 SHV/B r K 2008年10月2日 ● 在庫品輸入管理、石油製品輸入管理の規定に関する広告 No. 004 SHV 2000年2月23日

	<ul style="list-style-type: none"> ● 免税店の商品輸入管理手続きの改訂に関する広告 No. 005 SHV 2000年3月2日 ● 免税店の販売体制の決定に関する通知 2001年11月21日 ● 投資家・事業者を快適にするために関税施策の改訂と条項の追加に関するレターNo. 286 AKR 2010年3月30日
適格性基準	個人及び法人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 輸出入申請書が正確で十分である場合、最低1営業日か2営業日必要。又は - 輸出入申請書が不正確で不十分である場合、さらに調査と監視期間が必要のため、更に時間がかかる。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ● この業務を必要とする機関・大使館・組織団体・会社・事業者本人の申請書 ● 商品関係証書（領収書・パッキングリスト・運送関係書類） ● 適格者への権利譲渡証書 ● ライセンスと他の関係書類（必要の場合）
備考	<p>関税許可收受時間を減少させ、相互協調の雰囲気を振興するためには、顧客はさらに法律・関係規則・自己の事業の商品に関する知識・能力を強化する必要がある。関税法と規制などは www.customs.gov.kh ウェブサイトにてアクセスできる。また個人事業組合、特に商工会議所と GMAC にもコピーが準備されている。</p>

商品取引の税関申告書の手続き

サービス名	税関から商品を引き出す申請手続き
サービス提供者	<p>経済財政省</p> <p>－ 税関・消費税総局</p> <p>House No. 6-8, Preah Norodom Blvd, Phnom Penh, Cambodia Tel: (855-23) 722 767 Fax: (855-23) 722 768 E-mail: info-pru@customs.gov.kh Website: www.customs.gov.kh</p> <p>－ 消費税局（石油製品・電気関係・免税店の商品）</p> <p>－ 州/都権威の関税・消費税室</p> <p>－ 郵便関税・消費税室（郵便物）</p> <p>－ 輸出関税・消費税室（Phnom Penh・Kampong Speu・Kandal 州に事業地がある投資形態の輸出商品の場合）</p>
サービス目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸出入と商品の在庫・取引に関する関税法とほかの法律や規制などに従って全種商品輸出入関係の手数料・税金の収集と管理・監視の責任を持つ。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 税関法、2007年6月22日に下院により承諾された ● 経済財務省の関税・消費税局、税務局、出納局を経済財務省の管理下に関税・消費税総局、税務総局と出納総局に格上げすることに関する政令 No. 134 ANK r・BK 2008年9月15日 ● 禁止品目・制限品目の使用に関する政令 No. 209 ANK r・BK 2007年12月31日 ● カンボジア関税・消費税総局の消費税体制の設立と執行に関する省令 No. 254 SHV/BrK 2010年3月18日 ● 関税・消費税室の設立と施行に関する省令 No. 920 SHV/KR/BrK 2003年11月12日 ● 関税申告の規制と施策に関する省令 No. 1447 SHV/BrK 2007年12月26日 ● 輸出品のレポート・取引・在庫に関する省令 No. 107 SHV/BrK 2008年2月15日 ● 在庫品輸入管理、石油製品輸入管理の規定に関する広告 No. 004 SHV 2000年2月23日 ● 免税店の商品輸入管理手続きの改訂に関する広告 No. 005

	<p>SHV 2000年3月2日</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 免税店の販売体制の決定に関する通知 2001年11月21日 ● 電子方式 ASYCUDA ワールド (Sihanouk 港湾) による関税申告手続き (一事務書類) に関する詳細施策と責任に関する案内状 No. 304 KR ● 投資家・事業者を快適にするための関税施策の改訂と条項の追加に関するレターNo. 286 AKR 2010年3月30日
適格性基準	個人及び法人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 輸出入申請書が正確で十分である場合、1 営業日以内にできる。 - 手数料 - 申告料金_1 申告につき 15,000 リエル
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 一事務書類 (SAD) 又は関税申告 ● 商品関係証書 (領収書・パッキングリスト・運送関係書類) ● パテント登録証書と付加価値税登録証 (個人企業) ● 関税許可 (予防商品・制限商品・目標制限と特惠商品) ● 適格者への権利譲渡証書 ● 輸出織物製品の監視レポート (輸出関税・消費税室) ● 証明書・ライセンス・原産地証明書・保険証明書・その他の関係書類 (必要の場合)
備考	<ul style="list-style-type: none"> - 商品輸出入に関する法律・規制の知識は、税関から商品を引き出す手続きに対する不活発な行動を減少させることができ、サービス收受者と税関職員との協調雰囲気をも促進することもできる。 - 関税法と規制などは www.customs.gov.kh ウェブサイトにてアクセスできる。また個人事業組合、特に商工会と GMAC にもコピーがある。 - 税関から商品を出す手続きの遅延を防止するためには、サービス收受者は必要書類を十分に正確にして税関職員へ提出しなければならない。

原産地関税価格・乗物輸出入領収書証明書の確認

サービス名	原産地関税価格・乗物輸出入領収書証明書
サービス提供者	<p>経済財政省</p> <p>－ 税関・消費税総局</p> <p>House No. 6-8, Preah Norodom Blvd, Phnom Penh, Cambodia Tel: (855-23) 722 767 Fax: (855-23) 722 768 E-mail: info-pru@customs.gov.kh Website: www.customs.gov.kh</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 計画・技術・国際協力局（関税価格確認） ● 郵便関税。消費税局（プノンペンへのバイクや自転車輸入領収書の確認） <p>－ 州/都権威の関税・消費税室</p>
サービス目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 関税率表と関税価格・輸出入商品税に関する規制の実施を管理・更新・監視して、商品原産地の決定を短時間で完了し、国家経済開発および国際貿易促進に一致させるためである。 ● オートバイ証明書申請書類に関する輸入領収書の正確性を明確にする ● 関税違反・密輸入の防止と予防に参加する。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 税関法、2007年6月22日に下院により承諾された ● 経済財務省の関税・消費税局、税務局、出納局を経済財務省の管理下に関税・消費税総局、税務総局と出納総局に向上に関する政令 No. 134 ANK r・BK 2008年9月15日 ● 禁止品目・制限品目の使用に関する政令 No. 209 ANK r・BK 2007年12月31日 ● カンボジア関税・消費税総局の計画・技術・国際協力局の設立と実施に関する省令 No. 1263 SHV/B r K ● 輸入商品関税価格の決定に関する省令 No. 387 SHV/KR/B r K ● 関税・消費税室の設立と施行に関する省令 No. 920 SHV/KR/B r K 2003年11月12日 ● 全種自動車輸入税領収書の証明管理手続き改訂に関する追加案内状 No. 668 KR ● 全種バイクと自転車輸入税領収書の証明管理手続き改訂に関する追加案内状 No. 793 KR ● 投資家・事業者を快適にするための関税施策の改訂と条項の

	追加に関するレターNo. 286 AKR 2010年3月30日
適格性基準	個人及び法人
サービス標準	<p>関税価格確認：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 輸出入申請書が正確で十分である場合、最低1営業日か2営業日以内にできる。 <p>自動車税領収書証明：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 公共事業・運輸省から正確で十分な書類を受けてから、最低3営業日以内にできる。 <p>バイクと自転車税領収書証明：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 1営業日か2営業日以内にできる。
必要書類	<p>関税価格確認：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● サービス要求者の本人・会社・設立の申請書 ● 商品関係証書（領収書・パッキングリスト・運送関係書類・購入注文書・銀行送金証書・原産地証明書・保険証） ● パテント登録証書と付加価値税登録証（個人企業） ● 適格者への権利譲渡証書（会社の株主が直接これない場合） ● 関係当局の署名ライセンス・その他の関係書類（規制により必要の場合） <p>自動車税領収書証明：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本人の自動車輸入申請書 ● カンボジア人身分証明書のコピー__1部 ● 輸入税領収書__1部 <p>バイクと自転車税領収書証明：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本人の自動車輸入申請書 ● 本人の右親指押印付のカンボジア人身分証明書のコピー__1部 ● バイク輸入税領収書原本__1部、とコピー__2部
備考	サービスを受ける適格の個人と法人は自分の輸出入に関する証拠書類の提出を準備し、さらに必要な場合には関税・消費税職員への説明を準備しなければならない。

関税コミッションライセンス・保税倉庫企業ライセンス

サービス名	関税コミッションライセンス・保税倉庫企業ライセンス
サービス提供者	<p>経済財政省</p> <p>－ 税関・消費税総局</p> <p>House No. 6-8, Preah Norodom Blvd, Phnom Penh, Cambodia Tel: (855-23) 722 767 Fax: (855-23) 722 768 E-mail: info-pru@customs.gov.kh Website: www.customs.gov.kh</p> <p>－ 法律業務・改正・広報業務局</p>
サービス目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 布告規制に従って関税コミッションを管理する ● 免税地区・同一事業場の保税倉庫の設立申請の監視・監視参加、布告規制と契約に従ってそのサービスを供与する事業所の監視を行う。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 税関法、2007年6月22日に下院により承諾された ● 経済財務省の関税・消費税局、税務局、出納局を経済財務省の管理下に関税・消費税総局、税務総局と出納総局に格上げすることに関する政令 No. 134 ANK r・BK 2008年9月15日 ● 関税コミッションの設立と施行に関する省令 No. 115 SHV/B r K ● 保税倉庫に関する省令 No. 116 SHV/B r K
適格性基準	個人及び法人
サービス標準	現在決定なし
必要書類	<p>関税コミッション申請書に必要書類：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請者名・住所（カンボジア人又はカンボジア居住者）。法人の場合、指導者と関係役人の名前・住所の証書が必要 ● 施行になる関税コミッション事業場 ● 適格な関税コミッション名（関税コミッション試験合格）・実行場所 ● 申請者は十分な財務資産を持って事業できることを証明できる財務報告書 ● 関係当局発行の無犯罪証明書 ● 付加価値税登録証 ● 規制適用関係の必要書類と情報

	<p>保税倉庫ライセンスを得るに関する条件：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 関係当局発行の無犯罪証明書 • 保税倉庫事業実施のために、事業場・設備・従業員と重要なサービスを供給するための十分な債務資産を持つ証明 • 税務義務に関する経験 • 本申請は経済有効性であることと関税行政当局からの証明 • 申請保税倉庫は、商品を倉庫に安全的に保管できるような十分な広いヤードがあり、関税室・重要な道路から適正な距離に位置すること • 関税行政当局は申請保税倉庫内に管理できること
備考	

関税に関する広報業務及びその他のサービス

サービス名	関税に関する広報業務及びその他のサービス
サービス提供者	経済財政省 － 税関・消費税総局 House No. 6-8, Preah Norodom Blvd, Phnom Penh, Cambodia Tel: (855-23) 722 767 Fax: (855-23) 722 768 E-mail: info-pru@customs.gov.kh Website: www.customs.gov.kh
サービス目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間セクターからの依頼と異議を受け付けて、特に輸出入関係者は布告規制に従って解決し、税務道徳と貿易業務を最大限尊重する。特に、布告規制に関する知識の要求は法律の適用性を促進し、関税施策の標準化は関税手続きに関する経費や遅延などを減少させる。 ● カンボジア関税・消費税総局の発展に関する情報を公共に周知する。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 税関法、2007年6月22日に下院により承諾された ● 経済財務省の関税・消費税局、税務局、出納局を経済財務省の管理下に関税・消費税総局、税務総局と出納総局に格上げすることに関する政令 No. 134 ANK r・BK 2008年9月15日 ● カンボジア関税・消費税総局の法律業務・改正・広報業務局の管理下の広報業務ユニットの設立に関する決心書 No. 1412 AKR
適格性基準	個人及び法人
サービス標準	
必要書類	
備考	

国土整備・都市化・建設省

Ministry of Land Management, Urban Planning &
Construction

Building #771-773, Monivong Blvd, Sangkat Beung Trabek,
Khan Chamkar Mon, Phnom Penh.

Tel: (855-23) 366-871

Fax: (855-23) 426-396

E-mail: gadmin-mlmupc@camnet.com.kh

(General Dept. of Admin.)

gdcg-mlmupc@camnet.com.kh (General Dept. of Cadastre & Geo.)

gdlmup-mlmupc@camnet.com.kh (General Dept. of Land Mgt…)

gdc-mlmupc@camnet.com.kh (General Dept. of Construction)

Website: www.mlmupc.gov.kh

建設事業運営許可証

サービス名	建設事業運営許可証
サービス提供者	<p>国土整備・都市化・建設省</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建設総局 ● 事業計画調査部 事業手続室 <p>Building #771-773, Monivong Blvd, Sangkat Boeung Trobaek, Chamkar Mon, Phnom Penh</p> <p>Tel: 023 219 534</p> <p>Fax: (855) 023 219 534</p>
サービス目的	建設の質と安全性を強化するために、企業、事業計画調査、建設会社を監督する。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 国土整備・都市化・建設省の組織と機能に関する政令 No. 62 1999年7月20日付 ● 事業計画調査、建設会社・事業者の管理に関する省令 No. 75 1999年9月2日付 ● 事業計画調査、建設会社・事業者の管理に関する省令 No. 75 1999年9月2日付の第4条と第7条の修正に関する省令 No. 166 2007年10月8日付
適格性基準	カンボジア人、外国人、法人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 事業運営許可証の発行には15営業日を要する。 - 手数料（建設サービスのコストに関する省庁間省令 No. 033 2006年1月12日付に定めるところによる） - 事業者と企業の事業運営許可証の有効期間は3年間である。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業運営申請フォーム 3部 ● 事業者の取締役の履歴書 3部 写真 4×6 3枚 ● 地方当局による事業者・会社取締役の居住証明 1部 ● 技術役員の履歴書 3部 写真 4×6 3枚 ● 地方当局認証済の事業者・会社の定款 3部 ● 技術役員または事業役員としての技術専門家と事業者・会社との間の雇用契約 3部 ● 地方当局認証済の技術専門家の卒業証書 3部 ● 事業者・会社の組織図と技術専門家の氏名リスト 3部 ● 事業者・会社の事業計画調査の設備リスト 3部 ● 事業者・建設会社の建設機械・設備のリスト 3部

	<ul style="list-style-type: none"> ● 初めて登録する事業者・会社は銀行による資本証明 1 部 ● 事業者・会社の納税領収書・パテント 1 部 ● 初めて登録する事業者・会社は商業登記証 1 部 ● 第 1 及び第 2 分類の事業者・会社の実績書類 3 部
備考	<p>カンボジア王国内で運営する全ての事業計画調査、建設会社・事業者は、国土整備・都市化・建設省の監督を受けなければならない。</p> <p>事業を運営するためには、まず商業省で商業登記証を得るために登記しなければならない。事業計画調査、建設会社・事業者が事業を運営するためには、国土整備・都市化・建設省の省令の定めるところにより、事業運営許可証を得るために同省に事業運営を登録しなければならない。</p> <p>事業運営許可証は 3 年間有効である。失効 30 日前までに、事業者・会社は、国土整備・都市化・建設省に再度許可を申請しなければならない。</p>

建設許可

サービス名	建設許可
サービス提供者	<p>国土整備・都市化・建設省</p> <p>Building #771-773, Monivong Blvd, Sangkat Boeung Trobaek, Chamkar Mon, Phnom Penh</p> <p>Tel: 023 219 534</p> <p>Fax: (855) 023 219 534</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国土整備・都市化総局 • 都市化部
サービス目的	建設許可登録は、公衆幸福と安全を確保することを目的とする。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> • 国土整備・都市化・建設法 • 建設許可に関する政令 No. 86 1997 年 12 月 19 日付 • 建設サービス手数料に関する国土整備・都市化・建設省と経済財政省の省庁間省令 No. 033 2006 年 4 月 12 日付 • 州・都の国土整備・都市化・建設局の建設許可の申請の管理と組織に関する国土整備・都市化・建設省通達 No. 01 SNN 2006 年 2 月 24 日付 • 自動車・オートバイの駐車場の基準の導入に関する国土整備・都市化・建設省決定 No. 01 SSR 2007 年 1 月 29 日付
適格性基準	カンボジア人、外国人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 許可の供与には 45 日間を要する。 - 2 種類の手数料がある <ol style="list-style-type: none"> 1. 第一：住宅建設 2. 第二：住宅建設以外の建設
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> • 建設許可申請フォーム 3 部 • 土地権利証 3 部 • 用地検査報告 3 部 以下を確認できる計画書を添付のこと <ul style="list-style-type: none"> • 申請の目的となっている土地の住所 • 隣接する土地の住所 • 土地への道路とその状況 • 大通り、小道の名称または番号 • 土地の面積
備考	

観光省

MINISTRY OF TOURISM

Building #3A, Sangkat Veal Vong, Khan 7 Makara, Phnom Penh,

Cambodia

Tel: (855-23) 884 972

Fax: (855-23) 884 974

E-mail: admin@mot.gov.kh

Website: www.mot.gov.kh

ホテル・ゲストハウスサービスの観光ライセンス

サービス名	ホテル・ゲストハウスサービスの観光ライセンス
サービス提供者	観光省 Building #3A, Sangkat Veal Vong, Khan 7 Makara, Phnom Penh, Cambodia Tel: (855-23) 884 972 Fax: (855-23) 884 974 E-mail: admin@mot.gov.kh Website: www.mot.gov.kh 観光省の観光ライセンスに関するワーキンググループ
サービス目的	観光サービスの品質の向上と改善のために観光活動と事業管理に関する監督を行う。これには、統計表の作成、国内・海外市場の開拓を含む。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> • 政令 No. 34, 1997年8月5日付 • 政令 No. 26, 2000年5月3日付 • ホテル等級付けと観光客の宿泊サービスに関する政令 No. 16 ANK r・BK 2004年6月11日 • 旅行代理店への観光ライセンスの発行に関する省令 No. 063 2007年7月18日付
適格性基準	カンボジア人、外国人、法人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - ライセンスの供与には28日を要する。 - 手数料：1年有効 <p>A. ホテル、アパートメントホテル、スイートホテル、リゾートホテル、バンガロー、モーテル、ロッジ、貸家は以下の手数料を支払う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 10室以下 150,000 リエル - 11室～20室 250,000 リエル - 21室～30室 400,000 リエル - 31室～60室 600,000 リエル - 61室～100室 800,000 リエル - 101室～150室 1,200,000 リエル - 151室～200室 1,600,000 リエル - 201室～300室 2,000,000 リエル - 300室超 2,400,000 リエル <p>B. ゲストハウスは1室あたり10,000リエル(1年)を支払わなく</p>

	<p>てはならない。</p> <p>C. キャンピングエリアは、下記の1年有効のライセンス料を支払わなくてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 4ヘクタール以下 600,000 リエル - 4ヘクタール超 1,000,000 リエル <p>D. ビジネス営業の更新は、A, B, Cの各項目の50%</p> <p>E. マネージャーの交代は、A, B, Cの各項目で規定された手数料の10%</p>
必要書類	<p>以下の書類を添付のこと</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地方当局発行の事業場所許可 1部 2. 土地管理・都市計画・建設省または、州の土地管理・都市計画・建設局発行の建築許可または改造許可 1部 3. 商業登記の登記確認書または登記証 1部 4. 内務省または州・都の警察署長発行の電気管理・セキュリティシステム証明書 1部 5. 保健省または州の保健局発行の衛生証明書 1部 6. IDカードまたはパスポート コピー1部 7. 会社の株主の正式同意書（会社の取締役が株主でない場合） 8. 事業者の観光管理能力に関する教育を証明する卒業証書または証明書 1部 9. 国の法に従った契約書 1部 10. 事業者の写真 4×6 3枚
備考	<p>事業が観光ライセンスを保有していない場合、その会社は、観光省の行政処分の対象となる。</p>
最新事業	<p>参照：観光法に関する勅許 No. NS/RKM/0609/007 2009年6月10日 観光省は観光法に従って省令・案内広告などを改正している。</p>

ツアーガイドサービスの観光ライセンス

サービス名	ツアーガイドサービスの観光ライセンス
サービス提供者	観光省 Building #3A, Sangkat Veal Vong, Khan 7 Makara, Phnom Penh, Cambodia Tel: (855-23) 884 972 Fax: (855-23) 884 974 E-mail: admin@mot.gov.kh Website: www.mot.gov.kh 観光省の観光ライセンスに関するワーキンググループ
サービス目的	観光サービスの品質の向上と改善のために観光活動と事業管理に関する監督を行う。これには、統計表の作成、国内・海外市場の開拓を含む。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光省の設立と施行に関する政令 No. 34, 1997年8月5日付 ● 観光省の職務と義務の改正、法律業者グループの設立・ASEAN国際協力局に関する政令 No. 26, 2000年5月3日付 ● 旅行代理店への観光ライセンスの発行に関する省令 No. 073 2006年9月14日付
適格性基準	カンボジア人、外国人、法人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - ライセンスの供与には28日を要する。 - 手数料：有効性は1年間 A. 最初の年の観光ライセンスは180,000リエル B. 更新した年の観光ライセンスは120,000リエル
必要書類	以下の書類を添付のこと <ul style="list-style-type: none"> ● IDカードまたはパスポートのコピー 1部 ● 観光省発行のガイドに関する卒業試験合格証 1部 ● 観光局又は医師職業局の発行の健康診断、身体的適性 1部 ● 司法省発行の無犯罪証明又は滞在地方警察官発行の態度証明書 1部 ● 写真付履歴書 1部 ● 居所証明書又は事業社長の認証 1部 ● 写真 4×6 3枚
備考	事業が観光ライセンスを保有していない場合、その会社は、観光省

	の行政処分の対象となる。
最新事業	参照：観光法に関する勅許 No. NS/RKM/0609/007 2009年6月10日 観光省は観光法に従って省令・案内広告などを改正している。

ナイトクラブ・ディスコサービスの観光ライセンス

サービス名	ナイトクラブ・ディスコサービスの観光ライセンス
サービス提供者	観光省 Building #3A, Sangkat Veal Vong, Khan 7 Makara, Phnom Penh Tel: (855-23) 884 972 Fax: (855-23) 884 974 E-mail: admin@mot.gov.kh Website: www.mot.gov.kh 観光省の観光ライセンスに関するワーキンググループ
サービス目的	観光サービスの品質の向上と改善のために観光活動と事業管理に関する監督を行う。これには、統計表の作成、国内・海外市場の開拓を含む。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光省の設立と施行に関する政令 No. 34, 1997年8月5日付 ● 観光省の職務と義務の改正、法律業者グループの設立・ASEAN国際協力局に関する政令 No. 26, 2000年5月3日付 ● ナイトクラブサービス・ディスコサービスとナイトクラブ・ディスコサービスへの観光ライセンスの発行に関する省令 No. 064 BrK 2006年8月11日付
適格性基準	カンボジア人、外国人、法人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - ライセンスの供与には28日を要する。 - 手数料：ライセンスの有効性は1年 <ul style="list-style-type: none"> A. ナイトクラブ、ディスコ <ul style="list-style-type: none"> - 100名以下 300,000 リエル - 101名～150名 400,000 リエル - 151名～200名 600,000 リエル - 201名以上 800,000 リエル B. 事業の更新は、Aの各項目の50%
必要書類	以下の書類を添付のこと <ul style="list-style-type: none"> ● 地方局発行の事業場所許可 1部 ● 土地管理・都市計画・建設省または、州の土地管理・都市計画・建設局発行の建築許可または改造許可 1部 ● 内務省または州・都の警察署長発行の電気管理・セキュリティシステム証明書 1部 ● 保健省または州の保健局発行の衛生証明書 1部

	<ul style="list-style-type: none"> ● 商業登記の登記確認書または登記証（定款） 1部 ● パテント税登録証明書 1部 ● 環境省または州の環境局発行の許可書 1部 ● 公衆責任感に関する保証証明書 1部 ● IDカードまたはパスポート コピー1部 ● 会社の株主の正式同意書(会社の取締役が株主でない場合) ● 観光省又は州の観光局が要求する他の必要書類 1部 ● 国の法を遵守する契約書 1部 ● 事業者の写真 4×6 3枚
備考	<p>事業が観光ライセンスを保有していない場合、その会社は、観光省の行政処分の対象となる。</p>
最新事業	<p>参照：観光法に関する勅許 No. NS/RKM/0609/007 2009年6月10日</p> <p>観光省は観光法に従って省令・案内広告などを改正している。</p>

カラオケサービスの観光ライセンス

サービス名	カラオケサービスの観光ライセンス
サービス提供者	観光省 Building #3A, Sangkat Veal Vong, Khan 7 Makara, Phnom Penh, Cambodia Tel: (855-23) 884 972 Fax: (855-23) 884 974 E-mail: admin@mot.gov.kh Website: www.mot.gov.kh 観光省の観光ライセンスに関するワーキンググループ
サービス目的	観光サービスの品質の向上と改善のために観光活動と事業管理に関する監督を行う。これには、統計表の作成、国内・海外市場の開拓を含む。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光省の設立と施行に関する政令 No. 34, 1997年8月5日付 ● 観光省の職務と義務の改正、法律業者グループの設立・ASEAN 国際協力局に関する政令 No. 26, 2000年5月3日付 ● カラオケサービスへの観光ライセンスの発行に関する省令 No. 074 BrK 2008年6月13日付
適格性基準	カンボジア人、外国人、法人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - ライセンスの供与には28日を要する。 - 手数料：ライセンスの有効性は1年間 A. カラオケ <ul style="list-style-type: none"> - 1～5室 400,000 リエル - 6～10室 600,000 リエル - 11～20室 1,000,000 リエル - 21室以上 1,400,000 リエル B. 事業の毎年の更新は、Aの各項目の50%
必要書類	以下の書類を添付のこと <ul style="list-style-type: none"> ● 地方局発行の事業場所許可 1部 ● 商業登記の登記確認書または登記証（定款） 1部 ● 内務省または州・都の警察署長発行の電気管理・セキュリティシステム証明書 1部 ● 保健省または州の保健局発行の衛生証明書 1部

	<ul style="list-style-type: none"> ● ID カードまたはパスポート コピー1部 ● 公衆責任感に関する保証証明書 1部 ● 会社の株主の正式同意書(会社の取締役が株主でない場合) ● 取締役のホスピタリティー又は旅行経営卒業証又は証明書 1部 ● 国の法を遵守する契約書 1部 ● 事業者の写真 4×6 3枚
備考	事業が観光ライセンスを保有していない場合、その会社は、観光省の行政処分の対象となる。
最新事業	参照：観光法に関する勅許 No. NS/RKM/0609/007 2009年6月10日 観光省は観光法に従って省令・案内広告などを改正している。

マッサージサービスの観光ライセンス

サービス名	マッサージサービスの観光ライセンス
サービス提供者	観光省 Building #3A, Sangkat Veal Vong, Khan 7 Makara, Phnom Penh, Cambodia Tel: (855-23) 884 972 Fax: (855-23) 884 974 E-mail: admin@mot.gov.kh Website: www.mot.gov.kh 観光省の観光ライセンスに関するワーキンググループ
サービス目的	観光サービスの品質の向上と改善のために観光活動と事業管理に関する監督を行う。これには、統計表の作成、国内・海外市場の開拓を含む。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光省の設立と施行に関する政令 No. 34, 1997 年 8 月 5 日付 ● 観光省の職務と義務の改正、法律業者グループの設立・ASEAN 国際協力局に関する政令 No. 26, 2000 年 5 月 3 日付 ● 健康マッサージ・スパサービスへの観光ライセンスの発行に関する省令 No. 075 BrK 2008 年 6 月 13 日付
適格性基準	カンボジア人、外国人、法人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - ライセンスの供与には 28 日を要する。 - 手数料：ライセンス有効性は 1 年間 <p>A. マッサージ</p> <ul style="list-style-type: none"> - 5 床以下 200,000 リエル - 6～10 床 400,000 リエル - 11～15 床 600,000 リエル - 16～20 床 800,000 リエル - 21 床以上 1,000,000 リエル <p>B. スパライセンス料金は 400,000 リエル。スパはマッサージサービスと同営業の場合、ライセンス料金は上記の A1 マッサージライセンス料金と同料。:</p> <p>C. 場所、マネージャーの変更は、A の各項目で規定された金額の 30%</p>
必要書類	以下の書類を添付のこと

	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地方局発行の建築許可または改造許可 1部 / 健康 マッサージ・スパ目的の新建築許可は土地管理・都市計 画・建設省または、州の土地管理・都市計画・建設局発 行の許可 一部 2. 商業登記の登記確認書または登記証（定款） 1部 3. 内務省または州・都の警察署長発行の電気管理・セキュ リティシステム証明書 1部 4. 保健省または州の保健局発行の衛生証明書 1部 5. IDカードまたはパスポート コピー1部 6. 公衆責任感に関する保証証明書 1部 7. 会社の株主の正式同意書（会社の取締役が株主でない場 合） 8. 取締役のホスピタリティー又は旅行経営卒業証又は証明 書 1部 9. 国の法を遵守する契約書 1部 10. 事業者の写真 4×6 3枚
備考	<p>事業が観光ライセンスを保有していない場合、その会社は、観光省 の行政処分の対象となる。</p>
最新事業	<p>参照：観光法に関する勅許 No. NS/RKM/0609/007 2009年6月10日 観光省は観光法に従って省令・案内広告などを改正している。</p>

リゾートサービスの観光ライセンス

サービス名	リゾートサービスの観光ライセンス
サービス提供者	<p>観光省</p> <p>Building #3A, Sangkat Veal Vong, Khan 7 Makara, Phnom Penh, Cambodia</p> <p>Tel: (855-23) 884 972</p> <p>Fax: (855-23) 884 974</p> <p>E-mail: admin@mot.gov.kh</p> <p>Website: www.mot.gov.kh</p> <p>観光省の観光ライセンスに関するワーキンググループ</p>
サービス目的	観光サービスの品質の向上と改善のために観光活動と事業管理に関する監督を行う。これには、統計表の作成、国内・海外市場の開拓を含む。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光省の設立と施行に関する政令 No. 34, 1997年8月5日付 ● 観光省の職務と義務の改正、法律業者グループの設立・ASEAN国際協力局に関する政令 No. 26, 2000年5月3日付 ● 観光リゾートサービスへの観光ライセンスの発行に関する省令 No. 062 2007年7月18日付
適格性基準	カンボジア人、外国人、法人
サービス標準	
必要書類	<p>以下の書類を添付のこと</p> <p>新事業申請：</p> <p>1- 地方局発行の事業場所許可 1部</p> <p>2- 下記の関係局の認証：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自然観光リゾートの場合、環境省又は州の環境局認証 1部 ● 文化・歴史の観光リゾートの場合、文化芸術省又は州の文化芸術局認証 1部 ● トリムリゾート建築または改造の場合、土地管理・都市計画・建設省または、州の土地管理・都市計画・建設局の認証 1部 ● 業務とリゾートの計画の技術経済広告表 1部 ● 取締役の旅行専門卒業証又は証明書 1部

	<ul style="list-style-type: none"> • 商業登記の登記確認書または登記証（定款） 1部 • IDカードまたはパスポート コピー1部 • 公衆責任感に関する保証証明書 1部 • 内務省または州・都の警察署長発行の電気管理・セキュリティシステム証明書 1部 • 会社の株主の正式同意書（国の法を遵守する契約書）1部 • 申請書準備の支払領収書 1部 • 事業者の写真 4×6 4枚
備考	事業が観光ライセンスを保有していない場合、その会社は、観光省の行政処分の対象となる。
最新事業	参照：観光法に関する勅許 No. NS/RKM/0609/007 2009年6月10日 観光省は観光法に従って省令・案内広告などを改正している。

陸運旅行サービスの観光ライセンス

サービス名	陸運旅行サービスの観光ライセンス
サービス提供者	観光省 Building #3A, Sangkat Veal Vong, Khan 7 Makara, Phnom Penh, Cambodia Tel: (855-23) 884 972 Fax: (855-23) 884 974 E-mail: admin@mot.gov.kh Website: www.mot.gov.kh 観光省の観光ライセンスに関するワーキンググループ
サービス目的	観光サービスの品質の向上と改善のために観光活動と事業管理に関する監督を行う。これには、統計表の作成、国内・海外市場の開拓を含む。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光省の設立と施行に関する政令 No. 34, 1997年8月5日付 ● 観光省の職務と義務の改正、法律業者グループの設立・ASEAN 国際協力局に関する政令 No. 26, 2000年5月3日付 ● 陸運旅行サービスの観光ライセンスの発行に関する省令 No. 064 BrK 2007年7月18日付
適格性基準	カンボジア人、外国人、法人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - ライセンスの供与には28日を要する。 - 手数料：ライセンス有効性は1年間 <p>A. 陸運旅行サービス（観光バス）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 5席 80,000 リエル - 6～17席 120,000 リエル - 18～45席 160,000 リエル - 46席以上 200,000 リエル <p>B. マネージャーの変更は、Aの各項目で規定される金額の10%</p> <p>C. 11台以上のバスを保有する会社は、Aの50%を支払わなければならない。</p>
必要書類	以下の書類を添付のこと 1- IDカードまたはパスポート コピー1部 2- 公共事業運輸省または州の公共事業運輸局発行の車両登録証 1部

	<p>3- 運転免許証のコピー 1部</p> <p>4- 公共事業運輸省または州の公共事業運輸局発行の技術検査帳（有効なもの） 1部</p> <p>5- 商業登記証（観光運輸会社のもの） 1部</p> <p>6- 乗客保険カード（観光運輸会社のもの） 1部</p> <p>7- 観光運輸事業者または運転手の観光管理能力に関する教育を証明する卒業証書または証明書 1部</p> <p>8- 国の法を遵守する契約書 1部</p> <p>9- 車輛の写真 10×15 1枚</p> <p>10- 事業者の写真 4×6 3枚</p>
備考	<p>事業が観光ライセンスを保有していない場合、その会社は、観光省の行政処分の対象となる。</p>
最新事業	<p>参照：観光法に関する勅許 No. NS/RKM/0609/007 2009年6月10日 観光省は観光法に従って省令・案内広告などを改正している。</p>

水運旅行サービスの観光ライセンス

サービス名	水運旅行サービスの観光ライセンス
サービス提供者	<p>観光省</p> <p>Building #3A, Sangkat Veal Vong, Khan 7 Makara, Phnom Penh, Cambodia</p> <p>Tel: (855-23) 884 972</p> <p>Fax: (855-23) 884 974</p> <p>E-mail: admin@mot.gov.kh</p> <p>Website: www.mot.gov.kh</p> <p>観光省の観光ライセンスに関するワーキンググループ</p>
サービス目的	観光サービスの品質の向上と改善のために観光活動と事業管理に関する監督を行う。これには、統計表の作成、国内・海外市場の開拓を含む。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光省の設立と施行に関する政令 No. 34, 1997年8月5日付 ● 観光省の職務と義務の改正、法律業者グループの設立・ASEAN 国際協力局に関する政令 No. 26, 2000年5月3日付 ● 水運旅行サービスの観光ライセンスの発行に関する省令 No. 065 BrK 2007年7月18日付
適格性基準	カンボジア人、外国人、法人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - ライセンスの供与には28日を要する。 - 手数料：ライセンス有効性は1年間 <p>A. 観光船舶</p> <ul style="list-style-type: none"> - 5～10席 50,000リエル - 11～30席 100,000リエル - 31～50席 240,000リエル - 51～100席 400,000リエル - 101席以上 600,000リエル <p>B. マネージャーの変更は、Aの各項目で規定される金額の10%</p>
必要書類	<p>以下の書類を添付のこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IDカードまたはパスポート コピー1部 ● 公共事業運輸省または州の公共事業運輸局発行の船舶登録証 1部 ● 公共事業運輸省または州の公共事業運輸局発行の運転免許証（運転手）及び整備工証明書（整備工） 1部

	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共事業運輸省または州の公共事業運輸局発行の技術検査帳（有効なもの） 1部 ● 商業登記証（観光運輸会社のもの） 1部 ● 乗客保険カード（観光運輸会社のもの） 1部 ● 観光運輸事業者または運転手の観光管理能力に関する教育を証明する卒業証書または証明書 1部 ● 国の法を遵守する契約書 1部 ● 船舶の写真 10×15 1枚 ● 事業者の写真 4×6 3枚
備考	事業が観光ライセンスを保有していない場合、その会社は、観光省の行政処分の対象となる。
最新事業	参照：観光法に関する勅許 No. NS/RKM/0609/007 2009年6月10日 観光省は観光法に従って省令・案内広告などを改正している。

レストランサービスの観光ライセンス

サービス名	レストランサービスの観光ライセンス
サービス提供者	観光省 Building #3A, Sangkat Veal Vong, Khan 7 Makara, Phnom Penh, Cambodia Tel: (855-23) 884 972 Fax: (855-23) 884 974 E-mail: admin@mot.gov.kh Website: www.mot.gov.kh 観光省の観光ライセンスに関するワーキンググループ
サービス目的	観光サービスの品質の向上と改善のために観光活動と事業管理に関する監督を行う。これには、統計表の作成、国内・海外市場の開拓を含む。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光省の設立と施行に関する政令 No. 34, 1997年8月5日付 ● 観光省の職務と義務の改正、法律業者グループの設立・ASEAN 国際協力局に関する政令 No. 26, 2000年5月3日付 ● レストランサービス・食堂の観光ライセンスの発行に関する省令 No. 076 BrK 2008年6月13日付
適格性基準	カンボジア人、外国人、法人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - ライセンスの供与には28日を要する。 - 手数料：ライセンス有効性は1年間 <p>A. 最初の年ライセンス料金</p> <ul style="list-style-type: none"> - 豪華レストラン： <ul style="list-style-type: none"> ● 101～200人 600,000 リエル ● 201～300人 1,000,000 リエル ● 301人以上 1,200,000 リエル - 通常のレストラン Bistro： <ul style="list-style-type: none"> ● 50～100人 400,000 リエル ● 50人以下 200,000 リエル - ビールガーデン： <ul style="list-style-type: none"> ● 51人以上 400,000 リエル ● 50人以下 200,000 リエル <p>B. 場所、マネージャーの変更は、11A の各項目で規定された金額</p>

	の 10%
必要書類	<p>以下の書類を添付のこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地方局発行の建築許可または改造許可 1部 / 健康マッサージ・スパ目的の新建築許可は土地管理・都市計画・建設省または、州の土地管理・都市計画・建設局発行の許可 一部 ● 商業登記の登記確認書または登記証（定款） 1部 ● 内務省または州・都の警察署長発行の電気管理・セキュリティシステム証明書 1部 ● 保健省または州の保健局発行の衛生証明書 1部 ● IDカードまたはパスポート コピー1部 ● 会社の株主の正式同意書（会社の取締役が株主でない場合） ● 観光運輸事業者の観光管理能力に関する教育を証明する卒業証書または証明書 1部 ● 国の法を遵守する契約書 1部 ● 事業者の写真 4×6 3枚
備考	事業が観光ライセンスを保有していない場合、その会社は、観光省の行政処分の対象となる。
最新事業	参照：観光法に関する勅許 No. NS/RKM/0609/007 2009年6月10日 観光省は観光法に従って省令・案内広告などを改正している。

ツーリストスポーツサービスの観光ライセンス

サービス名	ツーリストスポーツサービスの観光ライセンス
サービス提供者	観光省 Building #3A, Sangkat Veal Vong, Khan 7 Makara, Phnom Penh, Cambodia Tel: (855-23) 884 972 Fax: (855-23) 884 974 E-mail: admin@mot.gov.kh Website: www.mot.gov.kh 観光省の観光ライセンスに関するワーキンググループ
サービス目的	観光サービスの品質の向上と改善のために観光活動と事業管理に関する監督を行う。これには、統計表の作成、国内・海外市場の開拓を含む。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光省の設立と施行に関する政令 No. 34, 1997年8月5日付 ● 観光省の職務と義務の改正、法律業者グループの設立・ASEAN 国際協力局に関する政令 No. 26, 2000年5月3日付 ● ツーリストスポーツサービスの観光ライセンスの発行に関する省令 No. 029 BrK 2001年5月2日付
適格性基準	カンボジア人、外国人、法人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - ライセンスの供与には28日を要する。 - 手数料：ライセンス有効性は1年間 <p>A. ツアースポーツ</p> <ul style="list-style-type: none"> - ビリヤード 5台以上 200,000 リエル - ボーリング場 <ul style="list-style-type: none"> ● 1～9 レーン 400,000 リエル ● 10 レーン以上 600,000 リエル - ゴルフ場 <ul style="list-style-type: none"> 4～8 ホール 2,000,000 リエル 9 ホール以上 4,000,000 リエル - 車レーシング場 400,000 リエル - ダーツ、射撃場 800,000 リエル - サーカス 400,000 リエル - サイクリング 200,000 リエル

	<ul style="list-style-type: none"> - 乗馬・象 200,000 リエル - トラムカー、エレクトリックカー 400,000 リエル - 水上スキー、サーフボード、フローティングボート、水泳、ダイビング 400,000 リエル - 気球、ケーブルカー 600,000 リエル - 飛行機・ヘリコプター遊覧 800,000 リエル <p>B. 事業の毎年の更新は、Aの各項目の50%</p> <p>C. マネージャーの変更は、Aの各項目で規定された金額の30%</p>
必要書類	<p>以下の書類を添付のこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地方局発行の建築許可または改造許可 1部 / 健康マッサージ・スパ目的の新建築許可は土地管理・都市計画・建設省または、州の土地管理・都市計画・建設局発行の許可 一部 ● 内務省または州・都の警察署長発行の電気管理・セキュリティシステム証明書 1部 ● 経済技術報告書 1部 ● 商業登記の登記確認書または登記証 1部 ● IDカード、パスポート コピー1部 ● 国の法を遵守する契約書 1部 ● 保険会社からの保険証 1部 ● 申請書準備の支払領収書 1部 ● 写真 4×6 3枚
備考	<p>事業が観光ライセンスを保有していない場合、その会社は、観光省の行政処分の対象となる。</p>
最新事業	<p>参照：観光法に関する勅許 No. NS/RKM/0609/007 2009年6月10日 観光省は観光法に従って省令・案内広告などを改正している。</p>

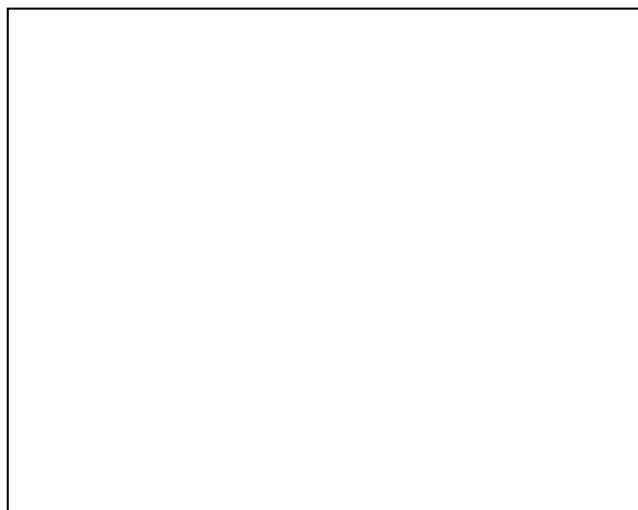
旅行代理店サービスの観光ライセンス

サービス名	旅行代理店サービスの観光ライセンス
サービス提供者	<p>観光省</p> <p>Building #3A, Sangkat Veal Vong, Khan 7 Makara, Phnom Penh, Cambodia</p> <p>Tel: (855-23) 884 972</p> <p>Fax: (855-23) 884 974</p> <p>E-mail: admin@mot.gov.kh</p> <p>Website: www.mot.gov.kh</p> <p>観光省の観光ライセンスに関するワーキンググループ</p>
サービス目的	観光サービスの品質の向上と改善のために観光活動と事業管理に関する監督を行う。これには、統計表の作成、国内・海外市場の開拓を含む。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光省の設立と施行に関する政令 No. 34, 1997年8月5日付 ● 観光省の職務と義務の改正、法律業者グループの設立・ASEAN国際協力局に関する政令 No. 26, 2000年5月3日付 ● 旅行代理店への観光ライセンスの発行に関する省令 No. 061 2007年7月18日付
適格性基準	カンボジア人、外国人、法人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - ライセンスの供与には28日を要する。 - 手数料：ライセンス有効性は1年間 <p>A. 旅行代理店</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本店を開設するための観光ライセンス <ul style="list-style-type: none"> - 本店を開設するための観光ライセンス（最初の年） 1,200,000 リエル - 本店を開設するための観光ライセンス（更新の年） 600,000 リエル ● 支店を開設するための観光ライセンス <ul style="list-style-type: none"> - 支店を開設するための観光ライセンス（最初の年） 800,000 リエル - 支店を開設するための観光ライセンス（更新の年） 400,000 リエル

	B. マネージャーの変更は、120,000 リエル
必要書類	<p>以下の書類を添付のこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ID カード又はパスポート コピー1部 ● 商業登記の登記確認書または登記証 1部 ● Foreign Trade Bank の預金証明書 1部 ● 旅行代理店事務所の確認書 1部 ● 保険会社からの保険証 1部 ● 会社の株主の正式同意書(会社の取締役が株主でない場合) ● 観光運輸事業者の観光管理能力に関する教育を証明する卒業証書または証明書 1部 ● 国の法を遵守する契約書 1部 ● 申請書準備の支払領収書 1部 ● 写真 4×6 3枚
備考	事業が観光ライセンスを保有していない場合、その会社は、観光省の行政処分の対象となる。
最新事業	参照：観光法に関する勅許 No. NS/RKM/0609/007 2009年6月10日 観光省は観光法に従って省令・案内広告などを改正している。

ホテル等級付け・旅行者宿泊サービス

サービス名	ホテル等級付け・旅行者宿泊サービス
サービス提供者	観光省 Building #3A, Sangkat Veal Vong, Khan 7 Makara, Phnom Penh, Cambodia Tel: (855-23) 884 972 Fax: (855-23) 884 974 E-mail: admin@mot.gov.kh Website: www.mot.gov.kh 観光省の観光ライセンスに関するワーキンググループ
サービス目的	観光サービスの品質の向上と改善のために観光活動と事業管理に関する監督を行う。これには、統計表の作成、国内・海外市場の開拓を含む。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 政令 No. 34, 1997年8月5日付 ● 政令 No. 26, 2000年5月3日付 ● ホテル等級付けと観光客の宿泊サービスに関する政令 No. 16 ANK r・BK 2004年6月11日 ● ホテル等級付けに関する省令 No. 105 BrK 2009年7月17日付
適格性基準	カンボジア人、外国人、法人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> ● ライセンスの供与には28日を要する。 ● 手数料：ホテル等級有効性は2年間 <ul style="list-style-type: none"> - 5つ星 1,200,000 リエル - 4つ星 1,000,000 リエル - 3つ星 800,000 リエル - 2つ星 600,000 リエル - 1つ星 400,000 リエル - 等級されないホテル 200,000 リエル
必要書類	以下の書類を添付のこと <ul style="list-style-type: none"> ● ホテル等級申請書 ● 有効観光ライセンス ● 星等級申請手数料
備考	すべてのホテルは必ず等級される。
最新事業	参照：観光法に関する勅許 No. NS/RKM/0609/007 2009年6月10日 観光省は観光法に従って省令・案内広告などを改正している。



環境省

MINISTRY OF ENVIRONMENT

#48, Preah Sihanouk Street, Sangkat Tonle Bassak, Khan Chamkar

Morn, Phnom Penh

Tel: 023 213 906

Fax: 023 212 540

E-mail: gdancp@yahoo.com

環境保護契約

サービス名	環境保護契約
サービス提供者	環境省 Building #48, Preah Sihanouk Street, Sangkat Tonle Bassak, Khan Chamkar Morn, Phnom Penh Tel: 023 213 906 Fax: 023 212 540 自然保護保存管理総局 (GDANCP) Tel: 023 721 073 E-mail: gdanpc@yahoo.com
サービス目的	環境品質の保護と開発の持続可能性を確保する
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境保護と天然資源管理に関する法律第 5 章第 8 条及び第 10 条 ● 保護地域法 第 4 章第 11 条第 3 項
適格性基準	個人または法人、カンボジア人または外国人
サービス標準	手数料： 負担可能な標準手数料を検討中
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境省の要求する「原則的」政府認可がなくてはならない。 ● 明確な基準による土地の大きさの決定がなくてはならない。 ● カンボジア開発評議会の合意がなくてはならない。 ● 会社の設立、組織に関する書類がなくてはならない。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ● 開発と保護の間の持続可能性、生物多様性とエコロジーの保護を確保する。 ● 王国政府の四辺形戦略に従い、国家経済の振興、貧困削減への寄与、人々への雇用機会の供与を目的として、農業関連産業への投資を促進する。 ● 自然・社会・文化環境を保護・維持する。 ● 環境的保健・安全保護のための基準に従う。 ● 人々と自然への損害と妨害を防止する。 ● 王国政府の全ての規程と基準を完全に遵守する。

コミュニティ保護地域の設立に関する許可

サービス名	コミュニティ保護地域の設立に関する許可
サービス提供者	環境省 Building #48, Preah Sihanouk Street, Sangkat Tonle Bassak, Khan Chamkar Morn, Phnom Penh Tel: 023 213 906 Fax: 023 212 540 自然保護保存管理総局 (GDANCP) Tel: 023 721 073 E-mail: gdancp@yahoo.com
サービス目的	<ul style="list-style-type: none"> 地方コミュニティの天然資源管理への参加を促進する 天然資源の使用と持続的管理への参加を通じて、地方コミュニティの生活環境の改善に寄与する。
法的基盤	保護地域法 第6章 第21条、第22条、第25条、第26条、第28条、第7章 第29条、第31条
適格性基準	保護地域内または保護地域近くに居住する、地方コミュニティ、原住コミュニティ
サービス標準	手数料： 負担可能な標準手数料を検討中
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティ保護地域設立申請書 コミュニティ保護地域内規 コミュニティ保護地域管理に関する協定 コミュニティ保護地域管理計画
備考	コミュニティ保護地域組成のサービスの提供は、保護地域内の資源の使用と管理に参加する法的権利にコミュニティがアクセスできるようにすることを目的とする。書類準備サービスに加えて、総局は、地方コミュニティの生活水準改善におけるニーズの重要性に応じて、コミュニティ保護地域における効率性を向上させる手段として、教育、トレーニング、キャパシティビルディングを実施してきた。
アップデート情報	2009年現在、下記の合計84のコミュニティ保護地域が存在する <ul style="list-style-type: none"> 75ヶ所のコミュニティは、国境地方に位置している。7ヶ所は実施中、2ヶ所はまだ準備していない。 63か所のコミュニティは、定款を準備済で、認証されている。11ヶ所は準備中、10ヶ所はまだ準備していない。 4ヶ所のコミュニティは、管理計画を作成済。16ヶ所は準備中、

	<p>64ヶ所はまだ準備していない。</p> <ul style="list-style-type: none">• 4ヶ所のコミュニティは、協定に調印済。12ヶ所は準備中、68ヶ所はまだ準備していない。• 47ヶ所のコミュニティは、環境省が承認した書類を保有している。11ヶ所は準備中、26ヶ所はまだ準備していない。• 77ヶ所のコミュニティは、管理実施している。7ヶ所のコミュニティはまだ安定していない。
--	--

廃棄物処理許可または固形廃棄物・有害廃棄物の輸出 に関する許可

サービス名	廃棄物処理許可または固形廃棄物・有害廃棄物の輸出に関する許可
サービス提供者	環境省 Building #48, Preah Sihanouk Street, Sangkat Tonle Bassak, Khan Chamkar Morn, Phnom Penh Tel: 023 213 906 Fax: 023 212 540 環境汚染管理局 Tel: 023 210 492
サービス目的	廃棄または輸出のための許可または証明書を申請する
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境保護と天然資源管理に関する法律第 5 章第 12 条及び第 13 条、第 6 章第 14 条 ● 固形廃棄物管理に関する政令 No. 36 1999 年 4 月 27 日付第 2 章第 8 条、第 9 条、第 3 章第 17 条、第 20 条
適格性基準	カンボジア人、外国人、法人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 申請書受領後 15 日間を要する - 手数料を支払う必要はない。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書フォーム ● 企業の開設、事業運営に関する許可 ● 環境省からライセンスを得ている廃棄物（有害廃棄物）輸送サービス会社との契約書
備考	廃棄物（家庭ごみ）と有害廃棄物の処理は、固形廃棄物管理に関する政令 No. 36 の規程に従い、別々に行われなければならない。廃棄物及び有害廃棄物の海外への輸出は、環境省の許可、商業省の輸出ライセンス、輸入国の許可がある場合にのみ可能である。また、その輸出は、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約の条項と原則に則らなくてはならない。

固定発生源から環境への有毒物質及び騒音の排出に関する 許可

サービス名	固定発生源から環境への有毒物質及び騒音の排出に関する許可
サービス提供者	環境省 Building #48, Preah Sihanouk Street, Sangkat Tonle Bassak, Khan Chamkar Morn, Phnom Penh Tel: 023 213 906 Fax: 023 212 540 環境汚染管理局 Tel: 023 210 492
サービス目的	洗浄後の廃棄物の処理の許可を申請する
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境保護と天然資源管理に関する法律第 5 章第 12 条及び第 13 条、第 6 章第 14 条 ● 大気汚染と騒音の管理に関する政令 No. 42 ANK r・BK 2000 年 7 月 10 日付 第 3 章第 13 条、第 14 条
適格性基準	カンボジア人、外国人、法人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 申請書受領後 15 日間を要する - 手数料を支払う必要はない。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書フォーム ● 企業の開設、事業運営に関する許可 ● 製造事業に使用される化学物質のリスト
備考	有害物質、騒音等の大気中への排出を含む企業、事業の操業には、大気汚染と騒音の管理に関する政令 No. 42 の規程に従い、製造過程や事業に使用される化学物質の輸入の許可も含めて、環境に関する証明書の申請への参照を使用する。

可燃性物質の輸入に関する許可

サービス名	可燃性物質の輸入に関する許可
サービス提供者	環境省 Building #48, Preah Sihanouk Street, Sangkat Tonle Bassak, Khan Chamkar Morn, Phnom Penh Tel: 023 213 906 Fax: 023 212 540 環境汚染管理局 Tel: 023 210 492
サービス目的	輸入の証明を申請する
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境保護と天然資源管理に関する法律第 5 章第 12 条及び第 13 条、第 6 章第 14 条 ● 大気汚染と騒音の管理に関する政令 No. 42 ANK r・BK 2000 年 7 月 10 日付 第 3 章第 13 条、第 14 条
適格性基準	カンボジア人、外国人、法人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 申請書受領後 15 日間を要する - 手数料を支払う必要はない。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書フォーム ● 企業の開設、事業運営に関する許可 ● 製造事業に使用される化学物質のリスト
備考	大気汚染と騒音の管理に関する政令 No. 42 で定義されているように、輸入管理当局により求められている可燃性物質の輸入許可に関する補完書類として使用される。

廃水の排出に関する許可

サービス名	廃水の排出に関する許可
サービス提供者	環境省 Building #48, Preah Sihanouk Street, Sangkat Tonle Bassak, Khan Chamkar Morn, Phnom Penh Tel: 023 213 906 Fax: 023 212 540 環境汚染管理局 Tel: 023 210 492
サービス目的	処理後の排水の排出の許可を申請する
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境保護と天然資源管理に関する法律第 5 章第 12 条及び第 13 条、第 6 章第 14 条 ● 水質汚染管理に関する政令 No. 27 ANK r ・ BK 1999 年 4 月 6 日付
適格性基準	カンボジア人、外国人、法人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 申請書受領後 15 日間を要する - 手数料を支払う必要はない。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書フォーム ● 企業の開設、事業運営に関する許可
備考	水質汚染管理に関する政令 No. 27 ANK r ・ BK に規定される必要事項と排水管理のための義務を満たすこと

オゾン層破壊物質（ODS）の輸出入に関する許可

サービス名	オゾン層破壊物質（ODS）の輸出入に関する許可
サービス提供者	<p>環境省</p> <p>Building #48, Preah Sihanouk Street, Sangkat Tonle Bassak, Khan Chamkar Morn, Phnom Penh</p> <p>Tel: 023 213 906</p> <p>Fax: 023 212 540</p> <p>環境汚染管理局</p> <p>Tel: 023 210 492</p> <p>オゾン層ユニット</p> <p>Tel: 023 222 439</p> <p>E-mail: nou@online.com.kh</p>
サービス目的	輸出入許可の申請
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境保護と天然資源管理に関する法律第 5 章第 12 条及び第 13 条、第 6 章第 14 条 ● オゾン層破壊物質の管理に関する政令 No. 47 ANK r・BK 2000 年 3 月 17 日付 第 2 章第 4 条、第 5 条、第 11 条
適格性基準	カンボジア人、外国人、法人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 申請書受領後 10 日間を要する - 手数料を支払う必要はない。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書 ● パテント ● 付加価値税証明書
備考	税関当局によって決定される、オゾン層破壊物質の管理に関する政令 No. 47 ANK r・BK に規定される必要事項を補完する。

環境影響評価報告書の承認通知書

サービス名	環境影響評価報告書の承認通知書
サービス提供者	環境省 Building #48, Preah Sihanouk Street, Sangkat Tonle Bassak, Khan Chamkar Morn, Phnom Penh Tel: 023 213 906 Fax: 023 212 540 環境影響評価局 Tel/Fax: 023 217 464
サービス目的	持続可能な開発と環境持続可能性を確保する
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境保護と天然資源管理に関する法律第3章第6条及び第7条 ● 環境影響評価手続きに関する政令 No. 72 ANK r・BK 1999年8月11日付 ● 環境影響評価のレビューとモニタリングに係る手数料に関する省庁間省令
適格性基準	カンボジア人、外国人、法人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 申請の日から30営業日を要する。 - 事業者は、環境省と経済財政省の省庁間省令に従って手数料を支払わなくてはならない。
必要書類	<p>A. 公共企画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. カンボジア語と英語の最初又は全体の環境影響評価報告書 (レビューに参加する人々の要求による) 2. 環境省と経済財政省の省庁間省令に従って手数料の支払 3. 事業フィージビリティスタディと達成報告書 コピー3部 4. 建設計画または地図 コピー3部 5. その他の関係書類 <p>B. 民間の企画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1- カンボジア語と英語の最初又は全体の環境影響評価報告書 (レビューに参加する人々の要求による) 2- 環境省と経済財政省の省庁間省令に従って手数料の支払 3- 事業フィージビリティスタディと評価報告書 コピー3部 4- 会社の定款 3部

	<p>5- 商業登記の登記証 3部</p> <p>6- カンボジア開発評議会又は州/都投資副議会の条件の登録認可書 3部</p> <p>7- 当該地方当局からの許可書 コピー3部 (必要の場合)</p> <p>8- 建設計画または地図 コピー3部</p> <p>9- 所有権証明書又は賃貸契約書 コピー3部</p> <p>10- 会社取締役会長又は個人会社の社長のカンボジアIDカードまたはパスポート コピー3部</p> <p>11- 定款に記載された会社取締役全員又は個人会社の社長の写真 4×6 3枚</p> <p>12- 他の関係書類</p> <p>社長は州/都の役所から B-5～10 までの書類の法的認証を受けなければならない。</p>
備考	<p>環境影響評価書は、環境影響評価手続きに関する政令 No. 72 の添付文書で規定されている全ての事業に適用されなくてはならない。事業者は、初期環境影響評価報告書 (IEIA) または環境影響評価報告書 (EIA) を準備し、環境省にレビューとコメントのために提出しなければならない。環境影響評価書の適用は、事業活動によって引き起こされる負の社会・環境インパクトを最小化することを目的とする。</p>

環境保護契約の承認通知書

サービス名	環境保護契約の承認通知書
サービス提供者	環境省 Building #48, Preah Sihanouk Street, Sangkat Tonle Bassak, Khan Chamkar Morn, Phnom Penh Tel: 023 213 906 Fax: 023 212 540 環境影響評価局 Tel/Fax: 023 217 464
サービス目的	持続可能な開発と環境持続可能性を確保する
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境保護と天然資源管理に関する法律第3章第6条及び第7条 ● 環境影響評価手続きに関する政令 No. 72 ANKr.BK 1999年8月11日付
適格性基準	カンボジア人、外国人、法人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 申請の日から最大28営業日を要する - カンボジア開発評議会経由の場合は手数料無料
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境影響評価書レビュー申請書 原本1部コピー3部 ● 事業フィージビリティスタディ コピー3部 ● カンボジア開発評議会の承認書 コピー3部 ● 商業省の商業登記証 コピー3部 ● 当該地方当局からの許可書 コピー3部 ● 会社定款 コピー3部 ● 建設計画または地図 コピー3部 ● 賃貸契約書 コピー3部 ● 会社取締役のカンボジアIDカードまたはパスポート コピー3部 ● 会社取締役の写真 4×6 3枚
備考	政令の添付文書で規定される全ての縫製投資事業、環境影響評価手続きに関する政令の添付文書で規定されていないその他の投資事業、優遇措置のある投資事業、環境影響が少ない事業は、環境保護契約を作成しなければならない。これは、持続可能な開発と環境持続可能性を確保するために環境影響を最小限に減少させることを目的とする。

自然保護地区内の研究の許可

サービス名	自然保護地区内の研究の許可
サービス提供者	<p>環境省</p> <p>Building #48, Preah Sihanouk Street, Sangkat Tonle Bassak, Khan Chamkar Morn, Phnom Penh</p> <p>Tel: 023 213 906</p> <p>Fax: 023 212 540</p> <p>自然保護保存管理総局 (GDANCP)</p> <p>Tel/Fax: 023 721 073</p> <p>E-mail: gdancp@yahoo.com</p>
サービス目的	<ul style="list-style-type: none"> ● カンボジア学生と国際学生を含む研究生に自然保護地区内の情報・データを研究する機会を提供する。 ● 自然保護地区内の自然資源保存管理維持に参加するための情報とデータを受領し、それを配布する。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然保護地区に関する法律 第8条、第35章と38章
適格性基準	カンボジア人、外国人、法人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 手数料：負担可能な標準手数料を検討中
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> 1- 申請書と他の関係書類 2- 自然保護地区内の自然資源保存管理協定 3- 研究・分析・評価
備考	環境省の省令に従って新しい申請手続と新しい承認通知書が決定された後、申請手続と許可様式見本の改正を行う。

自然保護地区からの植物・昆虫類・爬虫類等の試験的生物 の持出許可

サービス名	自然保護地区からの植物・昆虫類・爬虫類等の試験的生物の持出許可
サービス提供者	環境省 Building #48, Preah Sihanouk Street, Sangkat Tonle Bassak, Khan Chamkar Morn, Phnom Penh Tel: 023 213 906 Fax: 023 212 540 自然保護保存管理総局 (GDANCP) Tel/Fax: 023 721 073 E-mail: gdancp@yahoo.com
サービス目的	<ul style="list-style-type: none"> • 技術と科学研究を振興する。 • 自然保護地区管理のための科学的・近代的情報とデータを受領する。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> • 自然保護地区に関する法律 第8条の第35章、38章、38章、と第10条の第58章
適格性基準	環境省との良い関係および保存・開発パートナーとなる科学研究組織団体、国際団体、学生、研究生。
サービス標準	- 手数料：負担可能な標準手数料を検討中
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> 1- 申請書と許可手続き関係書類 2- 自然保護地区内の自然資源保存管理協定 3- 研究・分析・評価
備考	このサービスは、利益の収集や商業目的ではない。



公共事業運輸省

MINISTRY OF PUBLIC WORK AND TRANSPORT

Building #106, Norodom Blvd, Phnom Penh, Cambodia

Tel: 023 427 862

Fax: (855-23) 427 862

E-mail: mpwt@mpwt.gov.kh

Website: <http://www.mpwt.gov.kh>

貨物及び旅客輸送事業に関するライセンス

サービス名	貨物及び旅客輸送事業に関するライセンス
サービス提供者	<p>公共事業運輸省</p> <p>1- 道路運輸部：道路により州・都を超える貨物及び旅客輸送事業及び国境を超える事業に許可を与える。 住所：Street 598, Sangkat Chrang Chamreh, Khan Russei Keo, Phnom Penh, Cambodia Tel/Fax: 023 864 102</p> <p>2- 水上運輸部：水路により州・都を超える貨物及び旅客輸送事業及び国境を超える事業に許可を与える。 住所：Street 598, Sangkat Chrang Chamreh, Khan Russei Keo, Phnom Penh, Cambodia Tel/Fax: 023 864 083 E-mail: sireyvadh@gmail.com</p> <p>3- 商船部：沿岸部で州・都を超える貨物及び旅客輸送事業及び海路で国境を超える事業に許可を与える。 住所：Street 598, Sangkat Chrang Chamreh, Khan Russei Keo, Phnom Penh, Cambodia Tel/Fax: 023 864 110 E-mail: mmd@online.com.kh</p> <p>4- 州・都の公共事業運輸部：各州・都内の貨物及び旅客、学生輸送事業に許可を与える。</p> <p>5- 担当者：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 州・都の公共事業運輸部長 ● 運輸事務所：その他の州の公共事業運輸部 <p>6- 住所とコンタクト先</p> <p>6-1- プノンペン：</p> <p>St. 211, Sangkat Veal Vong, Khan Prampey Makara, Phnom Penh, Cambodia. Tel/Fax: 023 880 857</p> <p>6-2- コンポンチャム州：</p> <p>Villar #23, Kemara Phomin Street , Kampong Cham Commune, Krong Kampong Cham, Kampong Cham. Tel/Fax: 042 941 233</p>

	<p>E-mail: kcdpwt@camintel.com</p> <p>6-3- プレイヴェン州 :</p> <p>Village 1, kampong Leav Commune, Krong Prey Veng, Prey Veang Province</p> <p>Tel/Fax: 043 944 512/ 043 944 570</p> <p>E-mail: pwtpv@camintel.com</p> <p>6-4- スヴァイリエン州 :</p> <p>On the corner of road 1 chash and road 107, Svay Reang Commune, Krong Svay Reang, Svay Reang Province</p> <p>Tel/Fax: 044 945 721</p> <p>E-mail: mpwt.svr@camnet.com.kh</p> <p>6-5- カンダール州 :</p> <p>St. 206, Deum Mean Village, Deum Mean Commune, Krong Thakmao, Kandal Province</p> <p>Tel/Fax: 023 983 402</p> <p>E-mail: pwd_kd@yahoo.com</p> <p>6-6- コンボンスプー州 :</p> <p>National Road No.4, Boreykamkar Village, Roka Thom Commune, Krong Kampong Speu, Kanpong Speu Province</p> <p>Tel/Fax: 023 987 233</p> <p>E-mail: mpwt.ksp@camnet.com.kh</p> <p>6-7- タケオ州 :</p> <p>St.21, Snou Village, Roka Khnong Commune, Krong Daun Keo, Takae Province</p> <p>Tel/Fax: 032 931 228/ 032 931 275</p> <p>E-mail: dpwttk@yahoo.com</p> <p>6-8- カンポット州 :</p> <p>National Road 3, Krang Village, Krang Ampil Commune, Krong Kampot, Kampot Province</p> <p>Tel/Fax: 033 932 845</p> <p>E-mail: kampotdpwt@gmail.com</p> <p>6-9- シアヌークビル :</p> <p>Vithei Phae Road, Villge 3, Sangkat 1, Krong Preah Sihanouk, Preah Sihanouk Province</p> <p>Tel/Fax: 034 933 403</p> <p>E-mail: nopheng@yahoo.com</p>
--	---

	<p>6-10- コッコン州 : Village 2, Dang Tung Commune, Krong Khemarak Phumin, Koh Kong Province Tel: 035 936 576 Fax: 035 936 0196 E-mail: dpwt_kkg@camintel.com</p> <p>6-11- ケップ : Road 33, Kep Village, Sangkat Kep, Krong Kep, Kep Province E-mail: mpwt-kep@camintel.com</p> <p>6-12- パイリン : Road 57, Bordenneav Village, Sangkat 2, Krong Pailin, Pailin Province Tel/Fax: 055 956 091 E-mail: dpwtpl@yahoo.com</p> <p>6-13- バンテアイミエンチェイ州 : National Road 5, Keap Village, Tuk Thla Commune, Krong Serei Sophorn, Banteay Mean Chey Province Tel/Fax: 054 958 858 E-mail: dpwt_bm@yahoo.com</p> <p>6-14- バッタバン州 : National Road No.10, Damnak Hluong Village, Wat Kor Commune, Krong Battambang, Battambang Province Tel/Fax: 053 952 590 E-mail: pwtbb001@yahoo.com</p> <p>6-15- プルサット州 : Peal Nhek 2, Phteah Prey Commune, Krong Pursat, Pursat Province Tel/Fax: 052 951 454 E-mail: mpwtps@camintel.com</p> <p>6-16- コンボンチュナン州 : Khlaing Prak Village, Pae Commune, Krong Kampong Chhnang, Kampong Chhnang Province Tel: 026 770 080 Tel/Fax: 026 770 049 E-mail: dpwtkch@camintel.com</p> <p>6-17- シェムリアップ州 :</p>
--	---

	<p>Archaswar Road, Sala Kamroek Commune, Krong Siem Reap, Siem Reap Province Tel/Fax: 063 954 635</p> <p>6-18- オッドーミエンチェイ州 : Ansayrak Village, Samrong Commune, Krong Samronag, Uddor Meanchey Province E-mail: vyrinky@yahoo.com</p> <p>6-19- プレアビヒア州 : Road 2, Kampong Pranark Commune, Krong Tbang Meanchey, Preah Vihear Province E-mail: dpwtpvh@camintel.com</p> <p>6-20- コンボントム州 : Tirak Vithey Stung Sen Road, Kampong Thom Village, Kampong Thom Commune, Krong Stung Sen, Kampong Thom Province Tel/Fax: 062 961 249 E-mail: maolin_kth@yahoo.com</p> <p>6-21- ストウトウレン州 : Road 1, Prek Village, Steong Treng Commune, Krong Steong Treng, Steong Treng Province Tel/Fax: 074 973 735 E-mail: pwt.st@camintel.com</p> <p>6-22- クラティエ州 : Moha Khsattreyyany Kosamak Road, Kraties Commune, Krong Kraties, Kraties Province Tel: 072 794 545 Tel/Fax: 072 971 713 E-mail: dpw_krt@cmintel.com</p> <p>6-23- モンドルキリ州 : Chrey Sen Village, Monorom Commune, Krong Sen Monorom, Mondolkiri Province E-mail: dpwt_mkprovince@yahoo.com</p> <p>6-24- ラタナキリ州 : Road 78, Labanseak Commune, Krong Banlung, Ratanakiri Province Tel/Fax: 075 974 081 E-mail: dpwtrtk@yahoo.com</p>
--	--

サービス目的	州・都を越えて、あるいは国境を越えて外国までの運輸サービスを行う全ての種類の乗り物を管理することは、法により定められた義務である。これは、安全、公的秩序、社会秩序、人々の移動の安全を確保し、国家経済成長のために国の歳入のための料金を徴収することを目的とする。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 勅許により公布された道路交通法 No. NS/RKM/0207/007 2007年2月8日付 ● 自動車ナンバープレートの発行に関する政令 No. 77 2003年 11月28日付 ● 航行安全及び港湾安全に関する政令 No. 40 2006年5月9日 付 ● 公共事業、道路運輸、水上運輸、商船に係る手数料に関する 公共事業運輸省と経済財政省の省庁間省令 No. 534 2007年 12月11日付 ● 自動車ナンバープレートの発行に関する政令 No. 77 2003年 11月28日付を施行するための公共事業運輸省通達 No. 001 2004年1月14日付 ● カンボジア国内の道路・水上の乗り物の管理に関する公共事 業運輸郵便省の通達 No. 002 1998年12月18日付 ● 登録、運転試験、車両の技術的検査、道路輸送事業の運営の 管理に関する公共事業運輸省省令 No. 363 ● 航行セクターの管理に関する公共事業運輸省通達 No. 006 1999年10月1日付 ● 水上運輸の管理に関する公共事業運輸省省令 No. 003 2000 年6月27日付 ● 国境を超える車輛の管理に関する公共事業運輸省省令 No. 374 2006年10月5日付
適格性基準	道路、水上、海上輸送の手段を保有し、これらを州・都を越え、あるいは国境を越えて、貨物・旅客輸送に使用したいとする全ての顧客・事業者
サービス標準	<p>1. 道路運輸</p> <p>1.1 書類手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請書 200 リエル ● 印紙 7,000 リエル <p>1.2 事業ライセンス手数料</p>

	<p>1.2.1 トラック（トレーラーなし）</p> <p>1.2.1.1 旅客輸送</p> <p>a) 旅客輸送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 州・都内 15 席未満 13,500 リエル ・ 州・都内 15 席以上 15,000 リエル ・ 州・都を越える 15 席未満 16,000 リエル ・ 州・都を越える 15 席以上 20,000 リエル ・ 国境を超える 200,000 リエル <p>b) 職員、学生、旅行客の輸送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バス 15 席未満 10,000 リエル ・ バス 15 席以上 15,000 リエル <p>1.2.1.2 貨物輸送</p> <p>a) 個人輸送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 トン未満 12,000 リエル ・ 5 トン以上 10 トン未満 15,000 リエル ・ 10 トン以上 20,000 リエル <p>b) 州・都内輸送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 トン未満 12,000 リエル ・ 5 トン以上 10 トン未満 15,000 リエル ・ 10 トン以上 20,000 リエル <p>c) 州・都を越える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 トン未満 15,000 リエル ・ 5 トン以上 10 トン未満 20,000 リエル ・ 10 トン以上 25,000 リエル ・ 国境を超えるもの 200,000 リエル <p>1.2.2 自動車以外の車両等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トレーラールモー 10,000 リエル ・ プラットフォームルモー 15,000 リエル ・ 国内組み立ての加工車輛 10,000 リエル ・ 自動車スペアパーツ 15,000 リエル ・ 旅客・貨物用オートバイトレーラー 2,000 リエル ・ 旅客・貨物用 3 輪オートバイトレーラー 3,000 リエル ・ 貨物・旅客輸送用日誌 1,500 リエル ・ 日誌の変更 2,000 リエル
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業ライセンスの複製 6,000 リエル ・ 第三事業ライセンス 9,000 リエル
	<p>2. 水上運輸</p>
	<p>2.1 書類手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書 200 リエル ・ 印紙 7,000 リエル
	<p>2.2 事業ライセンス手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 州・都を超える輸送 30,000 リエル ・ 州・都内の輸送 30,000 リエル ・ 国境を越える 200,000 リエル ・ エンジン船 30,000 リエル ・ バージ 15,000 リエル ・ 旅行ビザ帳 2,000 リエル ・ 整備帳 2,000 リエル ・ 航海日誌 2,000 リエル ・ 航海日誌の変更 2,000 リエル ・ 事業ライセンスの複製 3,000 リエル ・ 第三事業ライセンス 4,000 リエル
	<p>2.3 必要事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水上船の所有者は、運輸業の時間、運輸業の方向性、事業取引の目的を尊重しなければならない。 ・ 事業取引の目的・方向の変更は、事業者が6か月以上運営を行った後にのみ可能となる。 ・ 事業者は、公式事業運営のライセンス受領後30日以内に船舶を運用開始しなければならない。 ・ 船舶を運用開始できない場合には、事業者は、州・都の公共事業運輸局に理由と開始時期を明示して、延長申請しなければならない。上記の延長期間が尽きた場合は、事業者は再度の延長を申請可能である。もし船舶を4か月以内に運用開始できない場合には、事業ライセンスは無効となる。
	<p>3. 沿岸・海上運輸</p>

	<p>3.1 書類手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書 200 リエル ・ 印紙 7,000 リエル <p>3.2 事業ライセンス手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 州・都を超える輸送 70,000 リエル ・ 州・都内の輸送 30,000 リエル ・ 国境を越える 200,000 リエル ・ エンジン船 40,000 リエル ・ 全ての種類のフェリー 100,000 リエル <p>運輸事業ライセンスは1年間有効である。ライセンスと同一州・都内、指定された事業目的に限って有効である。</p>
必要書類	<p>a. 道路運輸</p> <p>州・都内、及び州・都を越える運輸</p> <ol style="list-style-type: none"> 1- 押印済の事業申請書フォーム 1部 2- 車輛登録書 1部 3- IDカード、居住証明、または家族帳 1部 4- 車輛の技術的検査帳 1部 5- 州・都の公共事業運輸局、運輸総局の道路運輸部発行の職業運転手帳 1部 <p>国境を越える運輸</p> <ol style="list-style-type: none"> 1- 押印済の事業申請書 1部 2- 会社の定款 1部 3- 事業登記証 1部 4- 無犯罪証明書 1部 5- 年次貸借対照表 1部 6- 保険ライセンス 1部 <p>b. 水上運輸</p> <ol style="list-style-type: none"> 1- 押印済の事業申請書 1部 2- 船舶登録証 1部 3- 船舶の技術的検査帳 1部 4- 船舶運転ライセンス・整備工ライセンス 1部 5- 旅行ビザ帳 1部

	<p>6- 航海日誌 1部 7- 納税領収書 1部</p> <p>c. 沿岸・海上運輸</p> <p>沿岸地域</p> <p>1- 押印済の事業申請書 1部 2- 船舶登録証 1部 3- 船舶の技術的検査帳 1部</p> <p>船舶所有者は、事業目的が変更となった場合には、新たなフォームに記入、申請しなければならない。</p> <p>定期的に国境を越える運輸、海外事業</p> <p>1- 押印済の事業申請書 1部 2- カンボジア船舶登録管理委員会発行の船舶登録証 1部 3- 商業省の会社登記証 1部 4- 保険ライセンス 1部 5- 国際条約に適合するその他の証明書 1部 6- 納税領収書 1部</p>
備考	<p>州・都内、州・都を越える、国境を越える、貨物・旅客運輸事業のライセンス発行、車両の登録は、安全保障、公的秩序、社会的安全を確保し、中小企業の発展を支援し、事業環境を改善することに寄与する。</p>

造船所及び船舶修理所に関するライセンス

サービス名	造船所及び船舶修理所に関するライセンス
サービス提供者	<p>公共事業運輸省</p> <p>1- 水上運輸部：カンボジア王国の河川における、事業目的の航行のための全ての種類の水上船舶の造船所・修理所の開設の許可を与え、造船・修理の許可を与える。但し、カンボジア海軍、警察に属する船は除く。</p> <p>住所：Street 598, Sangkat Chrang Chamreh 2, Khan Russei Keo, Phnom Penh, Cambodia Tel/Fax: 023 864 083</p> <p>2- 商船部：全ての種類の商船の造船所・修理所の開設の許可を与え、造船・修理の許可を与える。但し、カンボジア海軍、警察に属する船は除く。</p> <p>住所：Street 598, Sangkat Chrang Chamreh 2, Khan Russei Keo, Phnom Penh, Cambodia Tel/Fax: 023 881 846 E-mail: mmd@online.com.kh</p> <p>3- 州・都の公共事業運輸部：公共事業運輸省が定める、当該州・都内の全ての種類の水上船舶の造船所・修理所の開設の許可を与え、造船・修理の許可を与える。</p> <p>担当者：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 州・都の公共事業運輸部長 - 運輸事務所：その他の州の公共事業運輸部 <p>4- 住所とコンタクト先</p> <p>4-1- プノンペン：</p> <p>St. 211, Sangkat Veal Vong, Khan Prampey Makara, Phnom Penh, Cambodia. Tel/Fax: 023 880 857</p> <p>4-2- コンボンチャム州：</p> <p>Villar #23, Kemara Phomin Street , Kampong Cham Commune, Krong Kampong Cham, Kampong Cham.</p>

	<p>Tel/Fax: 042 941 233 E-mail: kcdpwt@camintel.com</p> <p>4-3- プレイヴェン州 : Village 1, kampong Leav Commune, Krong Prey Veng, Prey Veang Province Tel/Fax: 043 944 512/ 043 944 570 E-mail: pwtpv@camintel.com</p> <p>4-4- カンダール州 : St. 206, Deum Mean Village, Deum Mean Commune, Krong Thakmao, Kandal Province Tel/Fax: 023 983 402 E-mail: pwd_kd@yahoo.com</p> <p>4-5- タケオ州 : St. 21, Snou Village, Roka Khnong Commune, Krong Daun Keo, Takae Province Tel/Fax: 032 931 228/ 032 931 275 E-mail: dpwttk@yahoo.com</p> <p>4-6- カンポット州 : National Road 3, Krang Village, Krang Ampil Commune, Krong Kampot, Kampot Province Tel/Fax: 033 932 845 E-mail: kampotdpwt@gmail.com</p> <p>4-7- シアヌークビル : Vithei Phae Road, Villge 3, Sangkat 1, Krong Preah Sihanouk, Preah Sihanouk Province Tel/Fax: 034 933 403 E-mail: nopheng@yahoo.com</p> <p>4-8- コッコン州 : Village 2, Dang Tung Commune, Krong Khemarak Phumin, Koh Kong Province Tel: 035 936 576 Fax: 035 936 0196 E-mail: dpwt_kkg@camintel.com</p> <p>4-9- ケップ : Road 33, Kep Village, Sangkat Kep, Krong Kep, Kep Province E-mail: mpwt-kep@camintel.com</p>
--	---

	<p>4-10- バッタバン州 : National Road No.10, Damnak Hluong Village, Wat Kor Commune, Krong Battambang, Battambang Province Tel/Fax: 053 952 590 E-mail: pwtbb001@yahoo.com</p> <p>4-11- プルサット州 : Peal Nhek 2, Phteah Prey Commune, Krong Pursat, Pursat Province Tel/Fax: 052 951 454 E-mail: mpwtps@camintel.com</p> <p>4-12- コンボンチュナン州 : Khlaing Prak Village, Pae Commune, Krong Kampong Chhnang, Kampong Chhnang Province Tel: 026 770 080 Tel/Fax: 026 770 049 E-mail: dpwtkch@camintel.com</p> <p>4-13- シェムリアップ州 : Archaswar Road, Sala Kamroek Commune, Krong Siem Reap, Siem Reap Province Tel/Fax: 063 954 635</p> <p>4-14- コンボントム州 : Tirak Vithey Stung Sen Road, Kampong Thom Village, Kampong Thom Commune, Krong Stung Sen, Kampong Thom Province Tel/Fax: 062 961 249 E-mail: maolin_kth@yahoo.com</p> <p>4-15- ストウントゥレン州 : Road 1, Prek Village, Steong Treng Commune, Krong Steong Treng, Steong Treng Province Tel/Fax: 074 973 735 E-mail: pwt.st@camintel.com</p> <p>4-16- クラティエ州 : Moha Khsattreyyany Kosamak Road, Kraties Commune, Krong Kraties, Kraties Province Tel: 072 794 545 Tel/Fax: 072 971 713 E-mail: dpw_krt@cmintel.com</p>
--	---

サービス目的	<p>このサービスの目的は以下を支援することである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 水上・海上での貨物・旅客輸送のための全ての種類の船舶の造船、修理、加工に携わる人々の毎日の生活、すぐに必要なもの。これにより、生活条件を改善し、貧困削減に貢献する。 公的秩序、安全保障、水上・海上の貨物・旅客運輸の安全を確保し、加工された船舶の無秩序な使用により引き起こされる可能性がある交通事故を減少させる。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> 公共事業、道路運輸、水上運輸、商船に係る手数料に関する公共事業運輸省と経済財政省の省庁間省令 No. 534 2007年12月11日付 カンボジアにおける道路・水上車両の管理に関する通信・運輸・郵便省の通達 No. 002 1989年12月18日付 航行セクターの管理に関する公共事業運輸省通達 No. 006 1999年10月1日付 水上運輸の管理に関する公共事業運輸省省令 No. 003 2000年6月27日付
適格性基準	<p>水上・海上で、漁業、旅行、観光航行、貨物・旅客を輸送する商船等として使用される全ての種類の船舶の造船・修理を行おうとする者</p>
サービス標準	<p>1. 水上運輸</p> <ul style="list-style-type: none"> 造船所、修理所の開設のためのライセンス 150,000 リエル 造船ライセンス 20,000 リエル 必要書類 400 リエル <p>2. 商船</p> <ul style="list-style-type: none"> 20 トン以上 30,000 リエル 20 トン未満 24,000 リエル 船舶修理許可 20,000 リエル 造船所、修理所の開設許可 300,000 リエル 必要書類 400 リエル
必要書類	<p>1. 造船所、修理所の開設のためのライセンス申請</p> <p>a. 水上運輸</p> <ol style="list-style-type: none"> 押印済の事業申請書 1部 地方当局証明済の土地権利書 1部 予定地地図 1部

	<p>4- 居住証明書または ID カードまたは家族帳のコピー 1部 5- 納税領収書 1部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ライセンスのための申請フォームは、申請者が居住する州・都の公共事業運輸局を通じて、水上運輸部に提出しなければならない。 <p>b. 商船</p> <p>1- 押印済の事業申請書 1部 2- 造船所、修理所の、地方当局証明済の土地権利書または、第三者から賃貸の証明 1部。賃貸の場合は、賃貸契約書を添付しなければならない。 3- 環境影響評価書、初期環境影響評価書 1部 4- 居住証明書または ID カードまたは家族帳のコピー 1部 5- 州・都の公共事業運輸局証明済の予定地地図 1部 6- 納税領収書 1部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ライセンスのための申請フォームは、申請者が居住する州・都の公共事業運輸局を通じて、水上運輸部に提出しなければならない。 <p>2. 造船・修理のライセンス申請</p> <p>a. 水上運輸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 造船 <p>1- 押印済の申請書 1部 2- 設備適用計画 1部 3- 水上船船舶の設計書 1部 4- 居住証明書または ID カードまたは家族帳のコピー 1部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ライセンスのための申請フォームは、申請者が居住する州・都の公共事業運輸局を通じて、水上運輸部に提出しなければならない。 ・ 船舶修理 <p>1- 押印済の申請書 1部 2- 修理設備計画 1部 3- 水上船船舶の設計書 1部 4- 技術的検査帳 1部 5- 水上船舶記録 1部</p>
--	---

	<p>6- 居住証明書または ID カードまたは家族帳のコピー 1部 7- 水上船舶修理証明書 1部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ライセンスのための申請フォームは、申請者が居住する州・都の公共事業運輸局を通じて、水上運輸部に提出しなければならない。 <p>b. 商船</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 造船 <ol style="list-style-type: none"> 1- 押印済の申請書 1部 2- 設備適用計画 1部 3- 水上船舶の設計書 1部 4- 居住証明書または ID カードまたは家族帳のコピー 1部 5- 造船所の名称と住所 1部 <ul style="list-style-type: none"> ・ ライセンスのための申請フォームは、申請者が居住する州・都の公共事業運輸局を通じて、水上運輸部に提出しなければならない。 ・ 船舶修理 <ol style="list-style-type: none"> 1- 押印済の申請書 1部 2- 修理設備計画 1部 3- 水上船舶の造船・修理設計書 1部 4- 技術的検査帳 1部 5- 水上船舶記録 1部 6- 居住証明書または ID カードまたは家族帳のコピー 1部 7- 水上船舶修理場所証明書 1部 <ul style="list-style-type: none"> ・ ライセンスのための申請フォームは、申請者が居住する州・都の公共事業運輸局を通じて、水上運輸部に提出しなければならない。
備考	<p>造船所・修理所の開設、水上運輸、商船等の全ての種類の船舶の造船・修理には、安全、技術仕様、環境、社会的安全についての明確な管理・モニタリング方針を持つ必要がある。従って、手続や規則に則ってこの種の事業を運営・管理することが、持続可能な国家経済成長を前進させるため、運輸インフラセクターの開発への民間部門の参加を促進することに必要不可欠である。</p>

越境自動車に関するライセンス

サービス名	越境自動車に関するライセンス
サービス提供者	<p>国家通過運輸調整委員会 NTCC</p> <ul style="list-style-type: none"> - 通過運輸調整機関 <p>国家通過運輸調整委員会 NTCC の技術事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> - 住所: Street598, Sangkat Chrang Chamreh, Khan Russei Keo, Phnom Penh, Cambodia - Tel: 012 1835 / 012 273 327 / 012 900 735 / 012 900 729 and 012 4409 - E-mail: chan_dara@online.com.kh / soriyana22@yahoo.com / hongsinara@yahoo.com / vanhong01@yahoo.com
サービス目的	カンボジアとアセアン加盟諸国及びカンボジアと協定を締結している諸国との二国間、多国間協力の一環として、国境を越えて運用される商業車・非商業車にライセンスを供与する。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> • 勅許により公布された道路交通法 No. NS/RKM/0207/007 2007年2月8日付 • 国家通過運輸調整委員会の設立に関する省令 No. 115 2001年11月21日付 • 国境を超える車輛の管理に関する公共事業運輸省省令 No. 374 2006年10月5日付 • 公共事業、道路運輸、水上運輸、商船に係る手数料に関する公共事業運輸省と経済財政省の省庁間省令 No. 531
適格性基準	カンボジア王国と大メコン圏諸国やアセアン諸国との間で二国間または多国間で国境を越える貨物や旅客の輸送を行おうとする、全ての法人、個人、運輸会社等。
サービス標準	<p>サービス申請者は下記の料金を支払わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 適用される書類 <ul style="list-style-type: none"> • 申請書 200 リエル • 印紙 7,000 リエル 2. 手数料 <ul style="list-style-type: none"> • 越境貨物輸送 200,000 リエル • 越境旅客輸送 200,000 リエル
必要書類	越境車両ライセンス申請者は下記の書類を完成させなくてはならな

	<p>い。</p> <p>1- 押印済の事業申請書フォーム 1部</p> <p>2- 車輛登録書 1部</p> <p>3- 車輛の技術的検査帳 1部</p> <p>4- 運転免許証 1部</p> <p>5- 越境事業ライセンス 1部</p> <p>6- 保険ライセンス 1部</p> <p>7- 年次パテント 1部</p>
備考	<p>カンボジア王国と大メコン圏諸国、アセアンとの間の協定で公式に設定された手続と必要事項が存在する。越境車両へのこれらの規程の適用がきちんとなされない場合、越境運輸ライセンスの取り消しに繋がる可能性がある。</p>

自動車の修理ガレージ登録

サービス名	自動車の修理ガレージ登録
サービス提供者	<p>公共事業運輸省</p> <p>1. 道路運輸部： カンボジア国内における農業機械修理ガレージを除き、250 m²以上の全ての種類の車両の修理ガレージ登録を受け付ける。 住所：Street 598, Sangkat Chrang Chamreh, Khan Russei Keo, Phnom Penh, Cambodia Tel/Fax: 023 864 107</p> <p>2. 州・都の公共事業運輸局： 都/州における農業機械修理ガレージを除き、250 m²の全ての種類の車両の修理ガレージ登録を受け付ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当者：州・都の公共事業運輸部長 ・ 運輸事務所（その他の州の公共事業運輸局） <p>3. 住所とコンタクト先</p> <p>3-1- プノンペン： St. 211, Sangkat Veal Vong, Khan Prampey Makara, Phnom Penh, Cambodia. Tel/Fax: 023 880 857</p> <p>3-2- コンボンチャム州： Villar #23, Kemara Phomin Street , Kampong Cham Commune, Krong Kampong Cham, Kampong Cham. Tel/Fax: 042 941 233 E-mail: kcdpwt@camintel.com</p> <p>3-3- プレイヴェン州： Village 1, kampong Leav Commune, Krong Prey Veng, Prey Veang Province Tel/Fax: 043 944 512/ 043 944 570 E-mail: pwtpv@camintel.com</p> <p>3-4- スヴァイリエン州： On the corner of road 1 chash and road 107, Svay Reang Commune, Krong Svay Reang, Svay Reang Province</p>

	<p>Tel/Fax: 044 945 721 E-mail: mpwt.svr@camnet.com.kh</p> <p>3-5- カンダール州 : St. 206, Deum Mean Village, Deum Mean Commune, Krong Thakmao, Kandal Province Tel/Fax: 023 983 402 E-mail: pwd_kd@yahoo.com</p> <p>3-6- コンボンスプー州 : National Road No.4, Boreykamkar Village, Roka Thom Commune, Krong Kampong Speu, Kanpong Speu Province Tel/Fax: 023 987 233 E-mail: mpwt.ksp@camnet.com.kh</p> <p>3-7- タケオ州 : St.21, Snou Village, Roka Khnong Commune, Krong Daun Keo, Takae Province Tel/Fax: 032 931 228/ 032 931 275 E-mail: dpwttk@yahoo.com</p> <p>3-8- カンポット州 : National Road 3, Krang Village, Krang Ampil Commune, Krong Kampot, Kampot Province Tel/Fax: 033 932 845 E-mail: kampotdpwt@gmail.com</p> <p>3-9- プリア・シアヌークビル : Vithei Phae Road, Villge 3, Sangkat 1, Krong Preah Sihanouk, Preah Sihanouk Province Tel/Fax: 034 933 403 E-mail: nopheng@yahoo.com</p> <p>3-10- コッコン州 : Village 2, Dang Tung Commune, Krong Khemarak Phumin, Koh Kong Province Tel: 035 936 576 Fax: 035 936 0196 E-mail: dpwt_kkg@camintel.com</p> <p>3-11- ケップ : Road 33, Kep Village, Sangkat Kep, Krong Kep, Kep Province E-mail: mpwt-kep@camintel.com</p>
--	---

	<p>3-12- パイリン : Road 57, Bordenneav Village, Sangkat 2, Krong Pailin, Pailin Province Tel/Fax: 055 956 091 E-mail: dpwtpl@yahoo.com</p> <p>3-13- バンテアイミエンチェイ州 : National Road 5, Keap Village, Tuk Thla Commune, Krong Serei Sophorn, Banteay Mean Chey Province Tel/Fax: 054 958 858 E-mail: dpwt_bm@yahoo.com</p> <p>3-14- バッタバン州 : National Road No.10, Damnak Hluong Village, Wat Kor Commune, Krong Battambang, Battambang Province Tel/Fax: 053 952 590 E-mail: pwtbb001@yahoo.com</p> <p>3-15- プルサット州 : Peal Nhek 2, Phteah Prey Commune, Krong Pursat, Pursat Province Tel/Fax: 052 951 454 E-mail: mpwtps@camintel.com</p> <p>3-16- コンボンチュナン州 : Khlaing Prak Village, Pae Commune, Krong Kampong Chhnang, Kampong Chhnang Province Tel: 026 770 080 Tel/Fax: 026 770 049 E-mail: dpwtkch@camintel.com</p> <p>3-17- シェムリアップ州 : Archaswar Road, Sala Kamroek Commune, Krong Siem Reap, Siem Reap Province Tel/Fax: 063 954 635</p> <p>3-18- オッドーミエンチェイ州 : Ansayrak Village, Samrong Commune, Krong Samronag, Uddor Meanchey Province E-mail: vyrinky@yahoo.com</p> <p>3-19- プレアビヒア州 : Road 2, Kampong Pranark Commune, Krong Tbang Meanchey,</p>
--	--

	<p>Preah Vihear Province E-mail: dpwtpvh@camintel.com</p> <p>3-20- コンボントム州 : Tirak Vithey Stung Sen Road, Kampong Thom Village, Kampong Thom Commune, Krong Stung Sen, Kampong Thom Province Tel/Fax: 062 961 249 E-mail: maolin_kth@yahoo.com</p> <p>3-21- ストウトウレン州 : Road 1, Prek Village, Steong Treng Commune, Krong Steong Treng, Steong Treng Province Tel/Fax: 074 973 735 E-mail: pwt.st@camintel.com</p> <p>3-22- クラティエ州 : Moha Khsattreyyany Kosamak Road, Kratie Commune, Krong Kratie, Kratie Province Tel: 072 794 545 Tel/Fax: 072 971 713 E-mail: dpw_krt@cmintel.com</p> <p>3-23- モンドルキリ州 : Chrey Sen Village, Monorom Commune, Krong Sen Monorom, Mondolkiri Province E-mail: dpwt_mkprovince@yahoo.com</p> <p>3-24- ラタナキリ州 : Road 78, Labanseak Commune, Krong Banlung, Ratanakiri Province Tel/Fax: 075 974 081 E-mail: dpwtrtk@yahoo.com</p>
サービス目的	<p>法律で義務付けられているように、正当な技術標準に準拠して、自動車修理技術・能力の向上と管理を促進するため。特に、公的秩序の維持・事業運営のため、機械工専門技術の供与を改良し、さらに社会体制・交通安全と環境を維持するため。</p>
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 勅許により公布された道路交通法 No. NS/RKM/0207/007 2007年2月8日付 ● 自動車修理ガレージ、加工・再組立ガレージの管理に関する政府の政令 No. 180ANKr/BK 2008年11月3日付

	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共事業、道路運輸、水上運輸、商船に係る手数料に関する公共事業運輸省と経済財政省の省庁間省令 No. 534 2007 年 12 月 11 日付 ● 運転試験登録管理、自動車技術監視、道路運送事業に関する公共事業運輸省の省令 No. 363 SK.DJ 2006 年 9 月 20 日付 ● 車両修理ガレージと車両加工・再組立ガレージ事業申請手続きに関する共通事業運輸省の省令 No. 068 BrK.SK 2009 年 2 月 6 日付 ● 自動車およびオートバイ運転教習所登録、運送会社登録、自動車販売店登録、自動車修理ガレージ登録と自動車加工・再組立ガレージ^①登録関係の行政サービス手数料の価値付けに関する公共事業運輸省と経済財政省の省庁間省令 No. BrK/SK ● 自動車修理ガレージと自動車加工・再組立ガレージの管理に関する公共事業運輸省の案内広告 No. 005 SNN.SK 2009 年 2 月 6 日付
適格性基準	車両修理ガレージ事業を設立する要望と申告条件に従って手続きや施策を履行したカンボジア国民、外国人、個人又は法人。
サービス標準	<p>A- 全ての種類の車両修理ガレージ^②登録に関する手数料：</p> <p>A-1. 250 平米以上の広さのガレージ：</p> <ul style="list-style-type: none"> － 軽量車両修理ガレージ登録 100,000 リエル － 重量車両修理ガレージ登録 100,000 リエル － オートバイ又は自動三輪車修理ガレージ登録 50,000 リエル － 自転車又は三輪車修理ガレージ登録 30,000 リエル <p>A-2. 250 平米未満の広さのガレージ：</p> <ul style="list-style-type: none"> － 軽量車両修理ガレージ登録 80,000 リエル － 重量車両修理ガレージ登録 80,000 リエル － オートバイ又は自動三輪車修理ガレージ登録 40,000 リエル － 自転車又は三輪車修理ガレージ登録 20,000 リエル <p>B- 顧客は下記の条件に履行しなければならない：</p> <ul style="list-style-type: none"> － 技術者一人又は車両専門家一人は技術を担当する － 当該地方当局の許可と環境法と標準に従って正当な場所 － 技術サービス供与を要求する標準に従って自分の事業のために十分な設備がある。
必要書類	<p>サービスを受けるためには、下記の全ての書類を完成させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 押印済の事業申請書フォーム 1 部

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族帳又は ID カード 1 部 ・ 有効パスポート（外国人） 1 部 ・ ガレージ所有者の写真付け履歴書 1 部 ・ 無犯罪証明（権威機関の承認） 1 部 ・ カラー写真（3X4） 1 部 ・ 会社・ガレージの定款 1 部 ・ 当該地方当局の許可のガレージ予定地図 ・ 技術者リスト（最低 2 年経験中級の技術者か中級専門家の一人） 1 部 ・ ガレージの使用設備表 1 部 ・ 車両修理・加工・再組立ガレージ名 ・ ガレージ種 ・ 他の必要書類
コメント	<p>車両修理ガレージは、正当な技術標準に準拠して、自動車の安全な使用を向上・維持する基礎であり、さらに社会体制・交通安全と環境の維持を支援する。省の技術指導に従って標準レベルで車両修理の技術を向上するために、また顧客の車両使用時に車両技術の安全を向上させるために、車両修理ガレージ登録は必要である。</p> <p>車両修理ガレージ登録を遅延した場合、法的拘束力に従って罰金を科される。</p>

①この省令は現在経済財政省からの正式承認を待っている。

②この手数料に関して経済財政省と公共事業運輸省の決定待ちである。

自動車の加工・再組立に関するライセンス

サービス名	自動車の加工・再組立に関するライセンス
サービス提供者	<p>公共事業運輸省</p> <p>1. 道路運輸部： カンボジア国内における農業機械修理ガレージを除き、250 m²以上の全ての種類の車両の加工・再組立ガレージ登録を受け付ける。 住所：Street 598, Sangkat Chrang Chamreh, Khan Russei Keo, Phnom Penh, Cambodia Tel/Fax: 023 864 107</p> <p>2. 州・都の公共事業運輸局： 都/州における農業機械修理ガレージを除き、250 m²の全ての種類の車両の加工・再組立ガレージ登録を受け付ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当者：州・都の公共事業運輸部長 ・ 運輸事務所（その他の州の公共事業運輸局） <p>3. 住所とコンタクト先</p> <p>3-1- プノンペン： St. 211, Sangkat Veal Vong, Khan Prampey Makara, Phnom Penh, Cambodia. Tel/Fax: 023 880 857</p> <p>3-2- コンボンチャム州： Villar #23, Kemara Phomin Street , Kampong Cham Commune, Krong Kampong Cham, Kampong Cham. Tel/Fax: 042 941 233 E-mail: kcdpwt@camintel.com</p> <p>3-3- プレイヴェン州： Village 1, kampong Leav Commune, Krong Prey Veng, Prey Veang Province Tel/Fax: 043 944 512/ 043 944 570 E-mail: pwtppv@camintel.com</p> <p>3-4- スヴァイリエン州： On the corner of road 1 chash and road 107, Svay Reang Commune, Krong Svay Reang, Svay Reang Province</p>

	<p>Tel/Fax: 044 945 721 E-mail: mpwt.svr@camnet.com.kh</p> <p>3-5- カンダール州 : St. 206, Deum Mean Village, Deum Mean Commune, Krong Thakmao, Kandal Province Tel/Fax: 023 983 402 E-mail: pwd_kd@yahoo.com</p> <p>3-6- コンボンスプー州 : National Road No.4, Boreykamkar Village, Roka Thom Commune, Krong Kampong Speu, Kanpong Speu Province Tel/Fax: 023 987 233 E-mail: mpwt.ksp@camnet.com.kh</p> <p>3-7- タケオ州 : St.21, Snou Village, Roka Khnong Commune, Krong Daun Keo, Takae Province Tel/Fax: 032 931 228/ 032 931 275 E-mail: dpwttk@yahoo.com</p> <p>3-8- カンポット州 : National Road 3, Krang Village, Krang Ampil Commune, Krong Kampot, Kampot Province Tel/Fax: 033 932 845 E-mail: kampotdpwt@gmail.com</p> <p>3-9- プリア・シアヌークビル : Vithei Phae Road, Villge 3, Sangkat 1, Krong Preah Sihanouk, Preah Sihanouk Province Tel/Fax: 034 933 403 E-mail: nopheng@yahoo.com</p> <p>3-10- コッコン州 : Village 2, Dang Tung Commune, Krong Khemarak Phumin, Koh Kong Province Tel: 035 936 576 Fax: 035 936 0196 E-mail: dpwt_kkg@camintel.com</p> <p>3-11- ケップ : Road 33, Kep Village, Sangkat Kep, Krong Kep, Kep Province E-mail: mpwt-kep@camintel.com</p>
--	---

	<p>3-12- パイリン : Road 57, Bordenneav Village, Sangkat 2, Krong Pailin, Pailin Province Tel/Fax: 055 956 091 E-mail: dpwtp1@yahoo.com</p> <p>3-13- バンテアイミエンチェイ州 : National Road 5, Keap Village, Tuk Thla Commune, Krong Serei Sophorn, Banteay Mean Chey Province Tel/Fax: 054 958 858 E-mail: dpwt_bm@yahoo.com</p> <p>3-14- バッタバン州 : National Road No.10, Damnak Hluong Village, Wat Kor Commune, Krong Battambang, Battambang Province Tel/Fax: 053 952 590 E-mail: pwtbb001@yahoo.com</p> <p>3-15- プルサット州 : Peal Nhek 2, Phteah Prey Commune, Krong Pursat, Pursat Province Tel/Fax: 052 951 454 E-mail: mpwtps@camintel.com</p> <p>3-16- コンボンチュナン州 : Khlaing Prak Village, Pae Commune, Krong Kampong Chhnang, Kampong Chhnang Province Tel: 026 770 080 Tel/Fax: 026 770 049 E-mail: dpwtkch@camintel.com</p> <p>3-17- シェムリアップ州 : Archaswar Road, Sala Kamroek Commune, Krong Siem Reap, Siem Reap Province Tel/Fax: 063 954 635</p> <p>3-18- オッドーミエンチェイ州 : Ansayrak Village, Samrong Commune, Krong Samronag, Uddor Meanchey Province E-mail: vyrinky@yahoo.com</p> <p>3-19- プレアビヒア州 : Road 2, Kampong Pranark Commune, Krong Tbang Meanchey,</p>
--	--

	<p>Preah Vihear Province E-mail: dpwtpvh@camintel.com</p> <p>3-20- コンボントム州 : Tirak Vithey Stung Sen Road, Kampong Thom Village, Kampong Thom Commune, Krong Stung Sen, Kampong Thom Province Tel/Fax: 062 961 249 E-mail: maolin_kth@yahoo.com</p> <p>3-21- ストウトウレン州 : Road 1, Prek Village, Steong Treng Commune, Krong Steong Treng, Steong Treng Province Tel/Fax: 074 973 735 E-mail: pwt.st@camintel.com</p> <p>3-22- クラティエ州 : Moha Khsattreyyany Kosamak Road, Kratie Commune, Krong Kratie, Kratie Province Tel: 072 794 545 Tel/Fax: 072 971 713 E-mail: dpw_krt@cmintel.com</p> <p>3-23- モンドルキリ州 : Chrey Sen Village, Monorom Commune, Krong Sen Monorom, Mondolkiri Province E-mail: dpwt_mkprovince@yahoo.com</p> <p>3-24- ラタナキリ州 : Road 78, Labanseak Commune, Krong Banlung, Ratanakiri Province Tel/Fax: 075 974 081 E-mail: dpwtrtk@yahoo.com</p>
サービス目的	<p>法律で義務付けられているように、全ての種類の車両の管理を促進するため。特に、公的秩序を維持し、車両の技術的安全性、貨物・旅客を輸送する際の美しさや快適さを確保し、車両による事故を最小化するため。</p>
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 勅許により公布された道路交通法 No. NS/RKM/0207/007 2007年2月8日付 ● 自動車ナンバープレートの発行に関する政令 No. 77 2003年11月28日付

	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車修理ガレージ、加工・再組立ガレージの管理に関する政府の政令 No. 180ANKr/BK 2008 年 11 月 3 日付 ● 運転試験登録管理、自動車技術監視、道路運送事業に関する公共事業運輸省の省令 No. 363 SK.DJ 2006 年 9 月 20 日付 ● 車両修理ガレージと車両加工・再組立ガレージ事業申請手続きに関する共通事業運輸省の省令 No. 068 BrK.SK 2009 年 2 月 6 日付 ● 自動車およびオートバイ運転教習所登録、運送会社登録、自動車販売店登録、自動車修理ガレージ登録と自動車加工・再組立ガレージ登録^③に係る行政サービス手数料に関する公共事業運輸省と経済財政省の省庁間省令 No. BrK.SK.SHV 2009 年 月 日付 ● 自動車修理ガレージと自動車加工・再組立ガレージの管理^③に関する公共事業運輸省の案内広告 No. 005 SNN.SK 2009 年 2 月 6 日付 ● 自動車ナンバープレートの発行に関する政令 No. 77 2003 年 11 月 28 日付を施行するための公共事業運輸省通達 No. 001 2004 年 1 月 14 日付
適格性基準	車両加工・再組立ガレージ事業を設立する要望と申告条件に従って手続きや施策を履行したカンボジア国民、外国人、個人又は法人。
サービス標準	<p>A- 全ての種類の車両修理ガレージ^④登録に関する手数料：</p> <p>A-1. 250 平米以上の広さのガレージ：</p> <ul style="list-style-type: none"> － 軽量車両修理ガレージ登録 100,000 リエル － 重量車両修理ガレージ登録 100,000 リエル － オートバイ又は自動三輪車修理ガレージ登録 50,000 リエル － 二輪車又は三輪車修理ガレージ登録 30,000 リエル <p>A-2. 250 平米未満の広さのガレージ：</p> <ul style="list-style-type: none"> － 軽量車両修理ガレージ登録 80,000 リエル － 重量車両修理ガレージ登録 80,000 リエル － オートバイ又は自動三輪車修理ガレージ登録 40,000 リエル － 二輪車又は三輪車修理ガレージ登録 20,000 リエル <p>B- 顧客は下記の条件に履行しなければならない：</p> <ul style="list-style-type: none"> － 技術者一人又は車両専門家一人は技術を担当する － 当該地方当局の許可と環境法と標準に従って正当な場所 － 技術サービス供与を要求する標準に従って自分の事業のために

	十分な設備がある。
必要書類	<p>サービスを受けるためには、下記の全ての書類を完成させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 押印済の事業申請書フォーム 1部 ・ 家族帳又は ID カード 1部 ・ 有効パスポート (外国人) 1部 ・ ガレージ所有者の写真付け履歴書 1部 ・ 無犯罪証明 (権威機関の承認) 1部 ・ カラー写真 (3X4) 1部 ・ 会社・ガレージの定款 1部 ・ 当該地方当局の許可のガレージ予定地図 ・ 技術者リスト (最低2年経験中級の技術者か中級専門家の一人) 1部 ・ ガレージの使用設備表 1部 ・ 車両修理・加工・再組立ガレージ名 ・ ガレージ種 ・ 他の必要書類
コメント	<p>車両加工・再組立ガレージは、正当な技術標準に準拠して、自動車の安全な使用を促進・維持する重要な基本であり、さらに社会体制・交通安全と環境の維持を支援する。省の技術指導に従って標準レベルで車両修理の技術を向上するために、また顧客の車両使用時に車両技術の安全を向上させるために、車両修理ガレージ登録は必要である。</p> <p>車両修理ガレージ登録を遅延した場合、法的拘束力に従って罰金を科される。</p>

③この省令は現在経済財政省からの正式承認を待っている。

④この手数料に関して経済財政省と公共事業運輸省の決定待ちである。

自動車及びオートバイ運転教習所に関するライセンス

サービス名	自動車及びオートバイ運転教習所に関するライセンス
サービス提供者	<p>公共事業運輸省</p> <p>1. 道路運輸部：カンボジア国内に位置する全ての種類の自動車及びオートバイ運転教習所の登録に関するサービスを受け付ける。 住所：Street598, Sangkat Chrang Chamreh, Khan Russei Keo, Phnom Penh, Cambodia Tel/Fax: 023 864 107</p> <p>2. 州・都の公共事業運輸局：所有者が永久居住する当該州・都内で、自動車及びオートバイ運転教習所に関する事業申請の提出にビザサービスを提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当者：州・都の公共事業運輸部長 ・ 運輸事務所（その他の州の公共事業運輸局） <p>3. 住所とコンタクト先</p> <p>3-1- プノンペン： St. 211, Sangkat Veal Vong, Khan Prampey Makara, Phnom Penh, Cambodia. Tel/Fax: 023 880 857</p> <p>3-2- コンボンチャム州： Villar #23, Kemara Phomin Street , Kampong Cham Commune, Krong Kampong Cham, Kampong Cham. Tel/Fax: 042 941 233 E-mail: kcdpwt@camintel.com</p> <p>3-3- プレイヴェン州： Village 1, kampong Leav Commune, Krong Prey Veng, Prey Veang Province Tel/Fax: 043 944 512/ 043 944 570 E-mail: pwtpv@camintel.com</p> <p>3-4- スヴァイリエン州： On the corner of road 1 chash and road 107, Svay Reang Commune, Krong Svay Reang, Svay Reang Province Tel/Fax: 044 945 721</p>

	<p>E-mail: mpwt.svr@camnet.com.kh</p> <p>3-5- カンダール州 :</p> <p>St. 206, Deum Mean Village, Deum Mean Commune, Krong Thakmao, Kandal Province</p> <p>Tel/Fax: 023 983 402</p> <p>E-mail: pwd_kd@yahoo.com</p> <p>3-6- コンボンスプー州 :</p> <p>National Road No.4, Boreykamkar Village, Roka Thom Commune, Krong Kampong Speu, Kanpong Speu Province</p> <p>Tel/Fax: 023 987 233</p> <p>E-mail: mpwt.ksp@camnet.com.kh</p> <p>3-7- タケオ州 :</p> <p>St.21, Snou Village, Roka Khnong Commune, Krong Daun Keo, Takae Province</p> <p>Tel/Fax: 032 931 228/ 032 931 275</p> <p>E-mail: dpwttk@yahoo.com</p> <p>3-8- カンポット州 :</p> <p>National Road 3, Krang Village, Krang Ampil Commune, Krong Kampot, Kampot Province</p> <p>Tel/Fax: 033 932 845</p> <p>E-mail: kampotdpwt@gmail.com</p> <p>3-9- プリア・シアヌークビル :</p> <p>Vithei Phae Road, Villge 3, Sangkat 1, Krong Preah Sihanouk, Preah Sihanouk Province</p> <p>Tel/Fax: 034 933 403</p> <p>E-mail: nopheng@yahoo.com</p> <p>3-10- コッコン州 :</p> <p>Village 2, Dang Tung Commune, Krong Khemarak Phumin, Koh Kong Province</p> <p>Tel: 035 936 576</p> <p>Fax: 035 936 0196</p> <p>E-mail: dpwt_kkg@camintel.com</p> <p>3-11- ケップ :</p> <p>Road 33, Kep Village, Sangkat Kep, Krong Kep, Kep Province</p> <p>E-mail: mpwt-kep@camintel.com</p> <p>3-12- パイリン :</p>
--	--

	<p>Road 57, Bordenneav Village, Sangkat 2, Krong Pailin, Pailin Province Tel/Fax: 055 956 091 E-mail: dpwtpl@yahoo.com</p> <p>3-13- バンテアイミエンチェイ州 : National Road 5, Keap Village, Tuk Thla Commune, Krong Serei Sophorn, Banteay Mean Chey Province Tel/Fax: 054 958 858 E-mail: dpwt_bm@yahoo.com</p> <p>3-14- バッタバン州 : National Road No.10, Damnak Hluong Village, Wat Kor Commune, Krong Battambang, Battambang Province Tel/Fax: 053 952 590 E-mail: pwtbb001@yahoo.com</p> <p>3-15- プルサット州 : Peal Nhek 2, Phteah Prey Commune, Krong Pursat, Pursat Province Tel/Fax: 052 951 454 E-mail: mpwtps@camintel.com</p> <p>3-16- コンボンチュナン州 : Khlaing Prak Village, Pae Commune, Krong Kampong Chhnang, Kampong Chhnang Province Tel: 026 770 080 Tel/Fax: 026 770 049 E-mail: dpwtkch@camintel.com</p> <p>3-17- シェムリアップ州 : Archaswar Road, Sala Kamroek Commune, Krong Siem Reap, Siem Reap Province Tel/Fax: 063 954 635</p> <p>3-18- オッドーミエンチェイ州 : Ansayrak Village, Samrong Commune, Krong Samronag, Uddor Meanchey Province E-mail: vyrinky@yahoo.com</p> <p>3-19- プレアビヒア州 : Road 2, Kampong Pranark Commune, Krong Tbang Meanchey, Preah Vihear Province</p>
--	--

	<p>E-mail: dpwtpvh@camintel.com</p> <p>3-20- コンボントム州 : Tirak Vithey Stung Sen Road, Kampong Thom Village, Kampong Thom Commune, Krong Stung Sen, Kampong Thom Province Tel/Fax: 062 961 249 E-mail: maolin_kth@yahoo.com</p> <p>3-21- ストウトウレン州 : Road 1, Prek Village, Steong Treng Commune, Krong Steong Treng, Steong Treng Province Tel/Fax: 074 973 735 E-mail: pwt.st@camintel.com</p> <p>3-22- クラティエ州 : Moha Khsattreyyany Kosamak Road, Kratie Commune, Krong Kratie, Kratie Province Tel: 072 794 545 Tel/Fax: 072 971 713 E-mail: dpw_krt@cmintel.com</p> <p>3-23- モンドルキリ州 : Chrey Sen Village, Monorom Commune, Krong Sen Monorom, Mondolkiri Province E-mail: dpwt_mkprovince@yahoo.com</p> <p>3-24- ラタナキリ州 : Road 78, Labanseak Commune, Krong Banlung, Ratanakiri Province Tel/Fax: 075 974 081 E-mail: dpwtrtk@yahoo.com</p>
サービス目的	<p>道路交通法の施行を促進する。特に交通安全を改善する主体者となる、能力があり正しい行動をとるドライバーを生み出すために規定された基準や規則に適合する、自動車・オートバイの運転教習のマネジメント能力を強化する。</p>
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 勅許により公布された道路交通法 No. NS/RKM/0207/007 2007年2月8日付 ● 運転教習所事業運営に関する公共事業運輸省省令 No. 582 1995年8月10日付 ● 運転試験登録管理、自動車技術監視、道路運送事業に関する

	<p>公共事業運輸省の省令 No. 363 SK. DJ 2006 年 9 月 20 日付</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 道路輸送、水上輸送、商船に係る手数料の決定に関する公共事業運輸省と経済財政省の省庁間省令 No. 534 2007 年 12 月 11 日付 ● 自動車およびオートバイ運転教習所登録、運送会社登録、自動車販売店登録、自動車修理ガレージ登録と自動車加工・再組立ガレージ登録^③に係る行政サービス手数料に関する公共事業運輸省と経済財政省の省庁間省令 No. BrK. SK. SHV 2009 年 月 日付
適格性基準	自動車・オートバイの運転教習事業を運営しようとし、申告条件に従って手続きや施策を履行したカンボジア国民、外国人、個人又は法人。
サービス標準	<p>サービス受領者は下記の料金を支払わなければならない。</p> <p>1ー 適用される書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請書 200 リエル ● 印紙 7,000 リエル <p>2ー 手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> 2.1ー各種自動車・オートバイ運転教習所 200,000 リエル 2.2ー各種オートバイ運転教習所 150,000 リエル 2.3ー中量・重量自動車運転教習所 100,000 リエル 2.4ー中量・軽量自動車運転教習所 100,000 リエル 2.5ー軽量自動車運転教習所 80,000 リエル 2.6ーオートバイ・自動三輪車運転教習所 50,000 リエル
必要書類	<p>自動車及びオートバイ運転教習所に関するライセンスの申請者は、下記の書類を作成しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自動車及びオートバイ運転教習所事業の運営に関する申請書フォーム 1部 (州・都の地方当局を通じて) ● 出生証明のコピー 1部 ● 写真 (3×4) 3枚 ● 登録済の教習所の土地所有権証明書または賃貸契約書 コピー1部 ● 教習用車両の保険証 1台毎に1部 ● 教習者のリストと資格 コピー1部 <p>教習所所有者が法人の場合は、以下の書類も提出のこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 会社の定款 1部 ● 会社の取締役任命書

備考	<p>自動車・オートバイ運転教習所登録は、法律に決定された条件とされる、法律の技術規則と拘束力標準に従って、各種自動車運転者のトレーニング能力を強化する。</p> <p>自動車・オートバイ運転教習所登録と適正な事業経営許可の所有は、公共事業運輸省の決定により各種自動車運転免許取得のための受験資格を持つ顧客を提出する基準とする。</p>
----	--



農林水産省

MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHRIES

Building #200, Preah Norodom Blvd, Sangkat Tonle Bassak, Khan

Chamkar Morn, Phnom Penh, Cambodia

Tel: (855-23) 211-051/322-893

Fax: (855-23) 217-320

E-mail: icomaff@camnet.com.kh

Website: <http://www.maff.gov.kh>

農業資材（AMs）に関する取引許可（1）

サービス名	農業資材（AMs）に関する取引許可（1）
サービス提供者	農林水産省 Building #200, Preah Norodom Blvd, Sangkat Tonle Bassak, Khan Camkarmorn, Phnom Penh, Cambodia Tel: (855-23) 211 532 Fax: (855-23) 217 230 Website: www.maff.gov.kh 農業法務部（DAL） 農業資材基準局（BAMS）
サービス目的	農業資材の取引、製造、保管、供給、再梱包、輸出及び輸入を行う権利を個人または法人に与える。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業投入財管理と基準に関する政令 No. 69 1998 年 10 月 28 日付 ● 家畜用薬品の取引、輸出入、生産、管理に関する省庁間省令 No. 363/745 2007 年 8 月 24 日付 ● 農業投入財管理と基準に関する政令 No. 69 の施行のための通達 No. 345 2002 年 10 月 21 日付
適格性基準	カンボジア及び外国の個人及び法人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 農林水産省は個人・法人に許可・不許可を 15 日以内に通知する。 - 手数料：（価格標準準備中）
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 押印済申請書（申請書公式フォームは 1 万リエル／部） 2 部 2. 地方当局証明済の出生証明書と写真（4×6） 2 部 3. 環境省証明済の倉庫の住所（殺虫剤の場合） 2 部 4. 商業省発行の取引登録リスト証明書 2 部 <p>家畜用薬品の場合は以下の追加書類も必要</p> <ol style="list-style-type: none"> 8. 設立される製造企業の組織 2 部 9. 農林水産省で認証済の獣医学学位証明のコピー 2 部 10. 保健省で認証済の薬学学位証明のコピー 2 部 11. 保健省発行の保健証明書（製造許可申請の場合） 2 部 12. 製造デザインと住所 2 部 13. 製造における製造チェーンシステムのデザイン 2 部

	<p>14. 製造用設備と原材料のリスト 2部</p> <p>15. 製造予定の家畜用薬品のリスト 2部</p>
備考	<p>カンボジアにおける農業資材の取引の枠組みでは、取引許可は、農林水産省発行の「特別取引ライセンス」である。これは、カンボジアで農業資材を生産、保管、再梱包、輸出入、流通、供給する権利を投資家・販売者に事前に与える法的条件となっている。</p>

農業資材（AMs）登録証（2）

サービス名	農業資材（AMs）登録証（2）
サービス提供者	<p>農林水産省</p> <p>Building #200, Preah Norodom Blvd, Sangkat Tonle Bassak, Khan Camkarmorn, Phnom Penh, Cambodia</p> <p>Tel: (855-23) 211 532</p> <p>Fax: (855-23) 217 230</p> <p>Website: www.maff.gov.kh</p> <p>農業法務部（DAL） 農業資材基準局（BAMS）</p>
サービス目的	<p>技術的障壁としての農業資材基準を管理するため、偽物の農業資材の輸入、製造、流通、供給を阻止し、農業・環境のサステナビリティを含めて、使用者、農業製品の安全、公衆衛生に影響を与えるような製品を禁止する。</p>
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> • 農業投入財管理と基準に関する政令 No. 69 1998 年 10 月 28 日付 • カンボジアの農業害虫の名称リストに関する省令 No. 598 2003 年 12 月 15 日付 • 農業投入財管理と基準に関する政令 No. 69 の施行のための通達 No. 345 2002 年 10 月 21 日付 • 農業投入財登録の登録・更新手数料に関する省令 No. 428 2002 年 12 月 26 日付 • 家畜用薬品の取引、輸出入、生産、管理に関する省庁間省令 No. 363/745 2007 年 8 月 24 日付
適格性基準	<p>農林水産省発行の農業資材取引許可を保有する、カンボジア・外国の個人及び法人</p>
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 農林水産省は個人・法人に許可・不許可を 10 日以内に通知する。 - 手数料は製品品目ごとに 15 万リエル（その他の手数料は今後決定される）
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 申請書（公式フォームは 1 万リエル／部） 2 部 2. 農業資材取引許可 コピー 2 部 3. クメール語または英語の当該製品の技術情報 2 部 4. 製造者からの品質証明 2 部

	<p>5. クメール語のラベル及びパッケージのモデル 2部</p> <p>6. 試験・分析用の製品サンプル 2部</p> <p>7. 農林水産省指定の研究所証明済の試験結果（試験費用は申請者負担） 2部</p> <p>8. 許可と登録を必要とする家畜用薬品の場合は以下の追加書類も必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● WTO 条件に従った家畜用薬品製造の品質管理証明書 2部 ● 製造国内の取引証明書、製造国または輸出先の登録証明書 2部
備考	<p>カンボジアで農業資材を製造、輸出入、保管、再梱包、流通、供給するためには、投資家・販売者は、取引許可を受領した上で、製造・輸出入する製品の品質を証明するために農林水産省から登録証を受領するために、全ての製品品目をまず登録しなければならない。投資家・販売者は、輸入、製造、流通、供給される農業資材が、登録されたものと同じ品質水準であると宣言しなければならない。</p>

農業投入財の輸出入許可

サービス名	農業資材の輸入許可 (3)
サービス提供者	農林水産省 Building #200, Preah Norodom Blvd, Sangkat Tonle Bassak, Khan Camkarmorn, Phnom Penh, Cambodia Tel: (855-23) 211 532 Fax: (855-23) 217 230 Website: www.maff.gov.kh 農業法務部 (DAL) 農業資材基準局 (BAMS)
サービス目的	品質基準を確保しつつ、農業生産で使用、市場で流通させるために、輸出入される農業資材を管理する
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業投入財管理と基準に関する政令 No. 69 1998 年 10 月 28 日付 ● カンボジアの農業害虫の名称リストに関する省令 No. 598 2003 年 12 月 15 日付 ● 農業投入財管理と基準に関する政令 No. 69 の施行のための通達 No. 345 2002 年 10 月 21 日付 ● 農業投入財登録の登録・更新手数料に関する省令 No. 428 2002 年 12 月 26 日付 ● 家畜用薬品の取引、輸出入、生産、管理に関する省庁間省令 No. 363/745 2007 年 8 月 24 日付
適格性基準	農林水産省発行の農業資材取引許可及び登録許可証を保有する、カンボジア・外国の個人及び法人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 農林水産省は個人・法人に許可・不許可を 10 日以内に通知する。 - 手数料は今後決定される。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業資材取引許可 コピー 2 部 ● 輸入される当該品目の登録証のコピー 2 部 ● 輸出国からの製品衛生証明書 (種子、家畜用飼料の場合) 2 部
備考	農林水産省により農業資材登録後正式な承認を得た農業資材を輸出入する目的であって、決定品質基準と農業資材品質基準を確保し、違反に輸入した模造品質の農業資材や予防農業資材が市場に流通さ

	<p>れることを防止するため。</p> <p>農業資材を輸出入するためには、貿易者は、農業資材の品質基準を確保するために、当該製品が農林水産省により登録され、公式に認証された後に、農林水産省により発行される「農業資材輸出入許可」を得る必要がある。これは、公衆衛生、社会環境及び自然環境をリスクにさらすような違法な業者からの禁止品目や偽物の流通・供給を避けるためである。</p>
--	---

ゴムの品質検査及び品質証明の発行

サービス名	ゴムの品質検査及び品質証明の発行
サービス提供者	農林水産省 カンボジアゴム研究所 国立規格試験所 Building #9, Street #289, Sangkat Boeng Kak I, Khan Tuol Kork, Phnom Penh Tel: 855-23 882 831 Homepage: www.crri.com.kh
サービス目的	カンボジア指定ゴム (CSR) 品質証明の発行により、カンボジア原産のゴムの取引を行う国内・国際市場に信頼を与える。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● ゴム品質証明の発行に関する政令 ● カンボジア指定ゴム (CSR) 商標のライセンスと承認状の発行のための手続きと必要事項に関する省令 ● カンボジア指定ゴム (CSR) 商標のライセンス、承認状、証明書、登録のモデルに関する省令 ● カンボジア指定ゴム (CSR) 品質証明書の申請と発行の手続きと必要事項に関する省令 ● カンボジア指定ゴム (CSR) スキームに関する省令 ● カンボジア指定ゴム (CSR) 商標の使用に係るロイヤリティ、証明書の発行、試験、登録のための手数料、承認手数料に関する省庁間省令
適格性基準	ゴム加工業者または試験所所有者
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 応答期間: ゴム品質証明発行には、サンプル受領後 4 営業日。 - カンボジア指定ゴム (CSR) 品質証明及び品質検査の手数料は、カンボジア指定ゴム (CSR) 商標の使用に係るロイヤリティ、証明書の発行、試験、登録のための手数料、承認手数料に関する省庁間省令 No. 579/1492 BrK. KSK. SHV 2008 年 12 月 5 日付により決定される。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 4- 品質検査及び証明書発行申請書 5- カンボジアゴム研究所が発行するカンボジア指定ゴム (CSR) 加工工場登録証 6- 品質検査のためのサンプリング方法
コメント	<ul style="list-style-type: none"> - ゴムブロックを輸出しようとする個人・法人は、サンプルに

	<p>使用するための 5kg 以下の輸出を除き、カンボジアゴム研究所または地方試験所が発行する、カンボジア指定ゴム（CSR）スキームに則ったゴム品質証明を有していなければならない</p>
--	---

ゴム加工工場及び地方試験所の登録

サービス名	ゴム加工工場及び地方試験所の登録
サービス提供者	農林水産省 カンボジアゴム研究所 国立規格試験所 Building #9, Street #289, Sangkat Boeng Kak I, Khan Tuol Kork, Phnom Penh Tel: 855-23 882 831 Homepage: www.crrri.com.kh
サービス目的	カンボジア指定ゴム (CSR) 加工工場または検査試験所を管理する。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● ゴム品質証明の発行に関する政令 ● カンボジア指定ゴム (CSR) 商標のライセンスと承認状の発行のための手続きと必要事項に関する省令 ● カンボジア指定ゴム (CSR) 商標のライセンス、承認状、証明書、登録のモデルに関する省令 ● カンボジア指定ゴム (CSR) 品質証明書の申請と発行の手続きと必要事項に関する省令 ● カンボジア指定ゴム (CSR) スキームに関する省令 ● カンボジア指定ゴム (CSR) 商標の使用に係るロイヤリティ、証明書の発行、試験、登録のための手数料、承認手数料に関する省庁間省令
適格性基準	ゴム加工業者または試験所所有者
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 応答期間：カンボジア指定ゴム加工工場・地方試験所となるための申請後 15 営業日以内。 - ゴム加工工場及び地方試験所の登録の手数料は、カンボジア指定ゴム (CSR) 商標の使用に係るロイヤリティ、証明書の発行、試験、登録のための手数料、承認手数料に関する省庁間省令 No. 579/1492 BrK. KSK. SHV 2008 年 12 月 5 日付により決定される。
必要書類	<p>1. ゴム加工業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● カンボジア指定ゴム (CSR) 加工工場登録申請書 ● ゴム加工工場に関する情報 ● ゴム加工工場の諸条件 ● ゴム加工工場の検査手続き

	<p>2. 試験所所有者</p> <ul style="list-style-type: none"> • 規格試験所登録申請書 • 試験所の検査手続き
備考	<ul style="list-style-type: none"> - カンボジア指定ゴム (CSR) 品質証明を申請しようとする工場所有者は、カンボジアゴム研究所でゴム加工工場の登録を申請する必要がある。 - カンボジア指定ゴム (CSR) 品質証明を発行しようとする規格試験所所有者は、カンボジアゴム研究所で試験所の登録を申請する必要がある。

地方試験所の承認

サービス名	地方試験所の承認
サービス提供者	農林水産省 カンボジアゴム研究所 国立規格試験所 Building #9, Street #289, Sangkat Boeng Kak I, Khan Tuol Kork, Phnom Penh Tel: 855-23 882 831 Homepage: www.crrri.com.kh
サービス目的	地方試験所に、品質検査を実施し、カンボジア指定ゴム（CSR）品質証明を発行する権限を与える。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● ゴム品質証明の発行に関する政令 ● カンボジア指定ゴム（CSR）商標のライセンスと承認状の発行のための手続きと必要事項に関する省令 ● カンボジア指定ゴム（CSR）商標のライセンス、承認状、証明書、登録のモデルに関する省令 ● カンボジア指定ゴム（CSR）品質証明書の申請と発行の手続きと必要事項に関する省令 ● カンボジア指定ゴム（CSR）スキームに関する省令 ● カンボジア指定ゴム（CSR）商標の使用に係るロイヤリティ、証明書の発行、試験、登録のための手数料、承認手数料に関する省庁間省令
適格性基準	試験所所有者
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 地方試験所承認状は、並列検査または二者間検査の成功後に発行される。 - 承認手数料は、カンボジア指定ゴム（CSR）商標の使用に係るロイヤリティ、証明書の発行、試験、登録のための手数料、承認手数料に関する省庁間省令 No. 579/1492 BrK. KSK. SHV 2008年12月5日付により決定される。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ● カンボジアゴム研究所発行の地方試験所登録証 ● 並行検査方法 ● 地方試験所承認状申請書
備考	カンボジア指定ゴム（CSR）品質証明を発行しようとする規格試験所所有者は、カンボジアゴム研究所で承認状を申請しなければならない。

カンボジア指定ゴム（CSR）の商標ライセンス

サービス名	カンボジア指定ゴム（CSR）の商標ライセンス
サービス提供者	農林水産省 カンボジアゴム研究所 国立規格試験所 Building #9, Street #289, Sangkat Boeng Kak I, Khan Tuol Kork, Phnom Penh Tel: 855-23 882 831 Homepage: www.crri.com.kh
サービス目的	ゴム加工工場またはゴム試験所にカンボジア指定ゴム（CSR）商標の使用の権利を与える
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● ゴム品質証明の発行に関する政令 ● カンボジア指定ゴム（CSR）商標のライセンス、承認状、証明書、登録のモデルに関する省令 ● カンボジア指定ゴム（CSR）品質証明書の申請と発行の手続きと必要事項に関する省令 ● カンボジア指定ゴム（CSR）スキームに関する省令 ● カンボジア指定ゴム（CSR）商標の使用に係るロイヤリティ、証明書の発行、試験、登録のための手数料、承認手数料に関する省庁間省令
適格性基準	ゴム加工業者または試験所所有者
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - カンボジア指定ゴム（CSR）商標のライセンスは、ゴム加工工場の登録、地方試験所の承認ののちに発行される。 - カンボジア指定ゴム（CSR）商標の使用に関するライセンスの手数料は、カンボジア指定ゴム（CSR）商標の使用に係るロイヤリティ、証明書の発行、試験、登録のための手数料、承認手数料に関する省庁間省令 No. 579/1492 BrK. KSK. SHV 2008 年 12 月 5 日付により決定される。
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. ゴム加工業者 <ul style="list-style-type: none"> - カンボジアゴム研究所が発行するゴム加工工場登録証 2. 試験所所有者 <ul style="list-style-type: none"> - カンボジアゴム研究所が発行する地方試験所登録証 - カンボジアゴム研究所が発行する地方試験所承認状
コメント	<ul style="list-style-type: none"> - カンボジア指定ゴム（CSR）品質証明を申請しようとする工場所有者は、カンボジアゴム研究所でカンボジア指定ゴム（CSR）

	<p>商標のライセンスを申請しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">- カンボジア指定ゴム (CSR) 品質証明を申請しようとする規格試験所所有者は、カンボジアゴム研究所でカンボジア指定ゴム (CSR) 商標のライセンスを申請しなければならない。
--	--



郵便電気通信省

MINISTRY OF POST AND TELECOMMUNICATION

At the corner of street #13 & 102, Sangkat Wat Phnom

Tel: (855-23) 724 809/428 246

Fax: (855-23) 426 011

Website: www.mptc.gov.kh

周波数ライセンスの発行

サービス名	周波数ライセンスの発行
サービス提供者	<p>郵便電気通信省</p> <ul style="list-style-type: none"> - 郵便電気通信総局 - ラジオ電気通信管理およびライセンス局 <p>Corner of St. 13 & 102, Sangkat Wat Phnom Tel: (855-23) 722 311 Fax: (855-23) 426 011 E-mail: freq-info@mptc.gov.kh Website: www.mptc.gov.kh</p>
サービス目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済と社会のために、最も効率的な電気通信周波数帯の使用を振興する。 ● 電気通信サービスの発展のために、技術的に効果的な電気通信周波数帯の使用を振興する。 ● 電気通信周波数帯の重複を防止する。 ● 電気通信周波数帯使用に関する地域又は国際的なカンボジアの義務を果たす。 ● 政府の要求に従い、電気通信周波数帯が保全されていることを保証する。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 通便と電気通信に関する政令 No. 05 ANK r 1987年3月5日付 ● 郵便電気通信省の設立と施行に関する政令 No. 66 ANK r。BK 1997年10月22日付 ● ラジオ周波数の管理と分割に関する省庁間省令 No. 109 BT. Br K 1995年9月5日付 ● 無線通信設備・ラジオ周波数の利用価格に関する省令 No. 072 BT. Br K 2008年3月19日付 ● ラジオ周波数の管理に関する、州・都の郵便電気通信局の任務に関する省令 No. 043 BT. BrK 1996年3月23日付 ● ラジオ周波数の利用を監視する委員会の設立に関する省庁間省令 No. 156 BT. Br K 2002年3月6日付 ● 全ての種類のラジオ周波数の利用に関する広告 No. 002 S. R 2002年10月18日付

	<ul style="list-style-type: none"> ラジオ局およびテレビ局ライセンスの準備に関する通達 No. 1630 BT.NKRA 2003年9月5日付 無線通信設備とラジオ周波数利用価格の管理に関する省令 No, 072 BT. B r K 2008年3月19日付
適格性基準	カンボジア人、外国人、個人、法人
サービス標準	ライセンスの発行には申請者から完全な書類を受け取って 15 営業日を要する
必要書類	<p>下記のための周波数ライセンスを供与する：</p> <p>1：全種の無線</p> <ul style="list-style-type: none"> 無線局事業ための周波数ライセンス申請書 無線技術明細書 (Technical Specifications) パテントのコピー 自動車確認書のコピー (可動自動車無線の場合) <p>2：アマチュア無線</p> <ul style="list-style-type: none"> アマチュア無線局事業ための周波数ライセンス申請書 アマチュア無線技術明細書 (Technical Specifications) パスポートのコピー又は ID カードのコピー (カンボジア人) アマチュアオペレーター承認書のコピー <p>3：ラジオ放送と全種のテレビ</p> <ul style="list-style-type: none"> ラジオ放送局およびテレビ局の事業ための周波数ライセンス申請書 放送機械とアンテナの技術明細書 (Technical Specifications) 会社のパテントのコピー パスポートのコピー又は ID カードのコピー (カンボジア人) 情報省発行の視聴部事業許可認証 <p>4：携帯電話の無線</p> <ul style="list-style-type: none"> 携帯電話ネットワーク事業用周波数ライセンス申請書 携帯電話サービス実施ライセンス 放送機械およびアンテナ技術明細書 (Technical Specifications) パスポートのコピー又は ID カードのコピー (カンボジア人)

	<p>5 : WIRELESS ACCESS 無線</p> <ul style="list-style-type: none"> • Wireless Access 用周波数ライセンス申請書 • Internet Service Provider (ISP)サービス又は Wireless Access ネットワークライセンス • 放送機械およびアンテナ技術明細書 (Technical Specifications) • パスポートのコピー又は ID カードのコピー (カンボジア人) <p>6 : 全種のマイクロ波無線</p> <ul style="list-style-type: none"> • 全種のマイクロ波無線用周波数ライセンス申請書 • 郵便電気通信省先発行の周波数確保許可書 (Frequencies Reservation) • マイクロ波ラジオ放送局事業に関するライセンス申請書の承認 • パスポートのコピー又は ID カードのコピー (カンボジア人) • Tx/Rx ラジオ放送局予定地の表の準備、明細住所、緯度・経度、周波数、アンテナの高さ、製造業者、形式、製造番号等 • ネットワーク図 <p>7 : 全種の衛星無線</p> <ul style="list-style-type: none"> • 衛星無線周波数利用申請書 • 衛星放送局事業ライセンス申請書の承認 • パスポートのコピー又は ID カードのコピー (カンボジア人)
備考	<ul style="list-style-type: none"> • 無線通信・放送無線・テレビの周波数の利用は、郵便電気通信省発行の周波数ライセンスがなくてはならない。 • 無線周波数の良い管理と無線通信利用の発展の支援は、音声/データの転送・受信からの混線の迷惑を縮小する。

無線通信設備輸入エージェント、無線通信設備輸入・販売・ 修理に関するライセンス、および無線通信設備認可書

サービス名	<ul style="list-style-type: none"> - 無線通信設備輸入エージェント - 無線通信設備輸入・販売・修理ライセンス - 無線通信設備認可書
サービス提供者	<p>郵便電気通信省</p> <ul style="list-style-type: none"> - 郵便電気通信総局 - ラジオ電気通信管理およびライセンス局 <p>Corner of St. 13 & 102, Sangkat Wat Phnom Tel: (855-23) 722 311 Fax: (855-23) 426 012 E-mail: freq-info@mptc.gov.kh Website: www.mptc.gov.kh</p>
サービス目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 技術標準に従ってサービスの質および無線通信設備管理を保証するため。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 通便と電気通信に関する政令 No. 05 ANK r 1987年3月5日付 ● 郵便電気通信省の設立と施行に関する政令 No. 66 ANK r。BK 1997年10月22日付 ● ラジオ周波数の管理に関する、州・都の郵便電気通信局の任務に関する省令 No. 043 BT. BrK 1996年3月23日付 ● ラジオ周波数の利用を監視する委員会の設立に関する省庁間省令 No. 156 BT. Br K 2002年3月6日付 ● 無線通信設備・ラジオ周波数の利用価格に関する省令 No. 072 BT. Br K 2008年3月19日付 ● カンボジア国内に無線通信設備輸入の予防と制止に関する通達 No. 321 B. T AKRA 2005年2月9日付
適格性基準	カンボジア人、外国人、個人、法人
サービス標準	周波数ライセンス/証明書の発行には15営業日を要する 証明書手数料は事業のタイプにより異なる
必要書類	<p>1- 無線通信設備輸入エージェント設立の申告</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 無線通信設備輸入エージェント設立申請書

	<ul style="list-style-type: none"> ● 有効パスポートのコピーまたは ID カードのコピー (カンボジア人) ● 商業省登録証明書コピー ● 商業省の承認する事業会社設立承認書 <p>2- 無線通信設備認可書 (RADIOCOMMUNICATION EQUIPMENT TYPE APPROVAL)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請書 ● 申請書の承認 (Type Approval) ● 有効パスポートのコピーまたは ID カードのコピー (カンボジア人) ● 商業登録証明書コピー ● 商業省の承認する事業会社設立承認書 <p>3- 無線通信設備輸入・販売・修理証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請書 ● パテントのコピー ● 有効パスポートのコピーまたは ID カードのコピー (カンボジア人)
備考	<p>営業中会社・事業者または全種の無線通信設備を輸入しようとする会社・事業者は、郵便電気通信省のラジオ電波局まで連絡してください。これによって、法的に事業経営権利を得るための手続きを経て、関係当局職員による管理を行い、無登録による無線電気通信市場に対するリスクを起すような輸入を予防する。</p>

インターネットサービスおよび付加サービスに関するライセンス

サービス名	インターネットサービスおよび付加サービスに関するライセンス
サービス提供者	郵便電気通信省 <ul style="list-style-type: none"> - 郵便電気通信総局 - 通常電気通信局 <p style="margin-left: 40px;">Corner of St. 13 & 102, Sangkat Wat Phnom Tel: (855-23) 725 384 / 722 350 / 723 694 Fax: (855-23) 722 981 E-mail: telecomadmin@mptc.gov.kh Website: www.mptc.gov.kh</p>
サービス目的	<ul style="list-style-type: none"> - 国際標準に従って効力のあるインターネットサービスとシステム管理。 - 一般国民への技術通信サービスおよび情報を広範にオープンする。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● カンボジア国内におけるインターネットサービスと VoIP サービスの設立と管理に関する省令 No. 155 BrK 2001年6月16日付 ● インターネットサービスのライセンスに関する省令 No. 179 B.T BrK 2000年9月18日付 ● 国家機関により DNS 登録代金決定と年次支払いに関する通達 No. 1319 B.T 2002年7月29日付 ● インターネットサービスのライセンスの供与に関する通達 No. 527 B.T BrK 2002年3月22日付
適格性基準	カンボジア人、外国人、個人、法人
サービス標準	ライセンスの発行には申請者から完全な書類を受け取って15営業日を要する
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書 1部 ● IDカードまたはパスポートのコピー 1部 ● 会社概要 ● 技術計画・サービス事業計画 ● カンボジア商業登録証明書 ● 会社住所証明書

備考	このサービスを受けた者、DNS 登録者はカンボジアの法律およびライセンスに記載された条件を遵守しなければならない。
----	---

ネットワークサービスおよび全ての電気通信サービスに関する するライセンス

サービス名	ネットワークサービスおよび電気通信サービスに関するライセンス
サービス提供者	<p>郵便電気通信省</p> <ul style="list-style-type: none"> - 郵便電気通信総局 - 通常電気通信局 <p style="margin-left: 40px;">Corner of St. 13 & 102, Sangkat Wat Phnom Tel: (855-23) 723 694 / 722 350 Fax: (855-23) 722 981 E-mail: telecomadmin@mptc.gov.kh Website: www.mptc.gov.kh</p>
サービス目的	<ul style="list-style-type: none"> - 市場を管理し、安全と効果のある良質な電気通信セクターを開発する。 - 電気通信セクターの投資を永久に促進する。 - 透明性と公正な競争を保証する。 - 利用者利益を保護する。 - 規制の正確性を供与する。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● カンボジア王国の投資法 ● カンボジア王国の投資法律改善に関する勅許 No. NA/RKM/0303/009 2003年3月24日付 ● 情報に関する法律 2007年10月19日付 ● 郵便電気通信に関する政令 No. 05 ANK r 1987年3月5日付 ● 郵便電気通信省の設立および施行に関する政令 No. 66 ANK r . BK 1997年10月22日付 ● 郵便電気通信省の各局の改正と追加に関する政令 No. 86 ANK r . BK 2002年8月19日付 ● カンボジア国内におけるインターネットサービスとVoIPサービスの設立と管理に関する省令 No. 155 BrK 2001年6月16日付 ● 電気システムの接続に関する省令 No. 259 B. T BrK 2003年7月23日付 ● 国際電気通信窓口の施行に関する通達 No. 228 B. T BrK 2000年11月28日付

適格性基準	カンボジア人、外国人、個人、法人
サービス標準	ライセンスの発行には申請者から完全に書類を受け取って15営業日を要する。料金はライセンスの種類によって異なる。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書 1部 ● IDカードまたはパスポートのコピー ● 会社概要 (Company Profile) ● 技術計画・サービス事業計画 ● カンボジア商業登録証明書 ● 会社住所証明書
備考	郵便電気通信省発行の有効なライセンス又は正確なライセンスを有しない個人又は法人は、電気通信のネットワーク設立や実施などをする権利がない。

国際スピード郵便（EMS）に関するライセンス

サービス名	国際スピード郵便（EMS）に関するライセンス
サービス提供者	<p>郵便電気通信省</p> <ul style="list-style-type: none"> - 郵便電気通信総局 - 通常電気通信局 <p>Corner of St. 13 & 102, Sangkat Wat Phnom Tel: (855-23) 724 613 / 724 235 Fax: (855-23) 426 991 E-mail: song-mptc@camnet.com.kh / thachsam@camnet.com.kh Website: www.mptc.gov.kh</p>
サービス目的	<p>国際スピード郵便サービスの認可は、人びとの需要を満たし、郵便サービスを補完するために、国営事業の郵便サービスに加えて、手紙・小包・大型小包等の全ての受領・収集・輸送・配達等の事業活動を運営する民間セクターの個人・法人にライセンスを発行することを目的とする。</p>
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 郵便分野法の公布に関する勅許 No. NS/RKM/0702/012 2002 年 7 月 11 日付 ● 国際スピード郵便(EMS)ライセンスに関する省庁間省令 No. 1120 BrK. BT. SHV. CMP 2006 年 11 月 10 日付 ● 国際スピード郵便(EMS)ライセンスの第 11 章の改善に関する省庁間省令 No. 1242 BrK. BT. SHV. CMP 2006 年 11 月 29 日付 ● 国際スピード郵便(EMS)ライセンスの発行に関する通達 No. 2511 B. T 2006 年 12 月 8 日付
適格性基準	カンボジア人、外国人、個人、法人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - ライセンスの発行には申請者から完全な書類を受け取って 15 営業日を要する。 - 手数料： 省庁間省令に記載された条件により
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書 1 部 ● ID カードのコピーまたはパスポートのコピー ● 国際スピード郵便の配達または郵便事業の経験があること ● カンボジア王国の商業登記証明書 ● 適切な事務所、明確な証明書
備考	郵便電気通信省発行の有効なライセンス又は正確なライセンスを有

	しない個人又は法人は、国際スピード郵便サービス運営をする権利がない。
--	------------------------------------

郵便エージェントに関する許可

サービス名	郵便エージェントに関する許可
サービス提供者	郵便電気通信省 <ul style="list-style-type: none"> - 郵便電気通信総局 - 通常電気通信局 <p>Corner of St. 13 & 102, Sangkat Wat Phnom Tel: (855-23) 724 613 / 724 235 Fax: (855-23) 426 991 E-mail: song-mptc@camnet.com.kh / thachsam@camnet.com.kh Website: www.mptc.gov.kh</p>
サービス目的	<ul style="list-style-type: none"> - 個人が郵便エージェントに関する許可を受領し、郵便切手・印紙・航空便・絵葉書・アルバム切手・手紙・500グラムまでの小包等のサービス販売を受け付ける。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 郵便分野法の公布に関する勅許 No. NS/RKM/0702/012 2002年7月11日付 ● 郵便エージェントに関する省令 No. 038 B. T BrK 2004年2月10日付 ● 個人に郵便エージェントを許可する承認に関する通達 No. 1089 B. T 2004年6月17日付
適格性基準	カンボジア国籍の個人
サービス標準	郵便エージェント許可書代金は、省庁間省令に記載される。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書 1部 ● カンボジア人 ID カードのコピー ● 能力のある身体 ● 郵便証明書、又は証明書、又はいずれかの国の郵便機関の承認された郵便職員により指導された経験を有すること ● 適切な事務所、明確な証明書。各郵便エージェントの場所は他のエージェントの事務所、郵便局との距離が最低 500 メーター以上離れていること ● 無犯罪証明書
備考	郵便電気通信省発行の有効なライセンス又は正確なライセンスを有しない個人は、郵便エージェント運営をする権利がない。

教育・青少年・スポーツ省

MINISTRY OF EDUCATION, YOUTH AND SPORT

Address: #80, Preah Norodom Blvd, Phnom Penh, Cambodia

Tel: (855-23) 217 253

Fax: (855-23) 217 250/427 396/426 951/215 128

Website: www.moeys.gov.kh

教育機関の設立に関するライセンス

サービス名	教育機関の設立に関するライセンス
サービス提供者	<p>教育・青少年・スポーツ省</p> <p>住所：#169, Preah Norodom Blvd., Phnom Penh</p> <p>Tel: (885-23) 217 253</p> <p>Website: www.moeys.gov.kh</p> <p>高等教育部 Department of Higher Education, 中等教育部 Department of Secondary Education, 初等教育部 Department of Primary Education, 幼児教育部 Department of Early Childhood Education, 教員養成部 Department of Teacher Training, 法務部 Department of Legislation</p>
サービス目的	教育ライセンスの発行により、全ての法人は、全ての教育機関、トレーニングコースを法的に運営できる。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> • 教育法第3章管理と教育マネジメント第10条、11条、12条、13条 • 公立・私立双方の教育機関の設立と管理に関する省令
適格性基準	公的法人、民間法人、個人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> • ライセンスの供与までに15日間から1か月を要する（教育・青少年・スポーツ省が作成中の公立・私立双方の教育機関の設立と管理に関する省令により更に明確に定義される予定） - 手数料：適切な手数料水準を準備中
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> • 全ての階層の教育管理と当該地方当局の統一するライセンス申請書 3部 • ライセンス申請書 コピー3部 • 申請者のIDカード、パスポート コピー3部 • 申請者の写真 4×6 3枚 • 教育機関の事業範囲と内規 コピー3部 • 教育機関の教育情報の広告と配布の申請書 • ライセンスを申請する教育機関保有者の無犯罪証明書 • 教育機関の最低資本金を証明する銀行保証書 原本（教育・青少年・スポーツ省の省令で定義される） • 上記全てについて、教育・青少年・スポーツ省が作成中の公立・私立双方の教育機関の設立と管理に関する省令により更

	に明確に定義される予定
備考	カンボジア王国内で教育機関を新規に開設する・タイプを変更する場合は、カンボジア王国政府に申請し、事前に許可を得ることが必要である。第一ステップとして、教育機関を新規に開設する・タイプを変更することと希望する公的法人・民間法人・個人は、教育セクターを担当する省に教育ライセンス申請を提出しなければならない。教育セクターを担当する省は、教育機関、トレーニングコースが現行法に従って運営できるように、申請をチェックし、申請者に教育ライセンスを発行する手続きを準備する。

私立幼稚園の設立に関するライセンス

サービス名	私立幼稚園の設立に関するライセンス
サービス提供者	<p>教育・青少年・スポーツ省</p> <p>住所：#169, Preah Norodom Blvd., Phnom Penh</p> <p>Tel: (885-23) 217 253</p> <p>E-mail: echild.edu@gmail.com</p> <p>幼児教育部 Department of Early Childhood Education</p>
サービス目的	教育ライセンスの発行は、民間法人又は個人に自分の私立幼稚園の設立および運営に法的な権利を与える。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育に関する法律
適格性基準	民間法人、個人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書を受けてからライセンスの供与までに遅くても2か月を要する - 手数料：認定されていない
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園の設立申請書、目的と教育レベルを明確に表示して教育・青少年・スポーツ大臣へ提出する ● 幼稚園の経営基礎構造・内規・範囲および定款などを添付した運営書類 ● 校長・副校長・部長・課長の履歴書、証明書と職歴を表示して、証明書原本の正式なコピーを添付する ● 教育・青少年・スポーツ省の教育プログラムに従った、明細な水準の教育プログラム ● 場所・土地面積・建物および基礎構造の報告書 ● 基本設備（机・いす・掲示板・教科書・他の設備または道具）の報告書 ● 被雇用者・教師のリスト（水準卒業証明書・専門・職歴を証明して、履歴書と証明書原本の正式なコピーを付加する） ● 経営者や被雇用者が外国人の場合、法的にカンボジア国内滞在権限を有し、IDカード又はパスポートの正式なコピーが必要 ● 幼稚園経営者の無犯罪証明書の原本 ● 幼稚園の最低資本金を証明する銀行保証書 原本 ● 教育機関の教育情報の広告と配布の申請書
備考	<ul style="list-style-type: none"> ● カンボジア王国内で教育機関を新規に開設しようとする・タ

	<p>イプを変更しようとする民間法人又は個人は、教育セクターを担当する省に申請し、事前に許可を得ることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第一ステップとして、民間法人・個人は、教育セクターを担当する省に教育ライセンス申請と上記関係書類を提出しなければならない。 ● 教育セクターを担当する省は、申請をチェックし、評価して申請者に教育ライセンスを発行する手続きを準備する。
最新情報	<ul style="list-style-type: none"> ● この欄に記載された情報を拝見し、正確であることを確認した。 <ul style="list-style-type: none"> － 教育・青少年・スポーツ省 － 印 － 署名

私立初等教育機関の設立に関するライセンス

サービス名	私立初等教育機関の設立に関するライセンス
サービス提供者	<p>教育・青少年・スポーツ省</p> <p>住所：#169, Preah Norodom Blvd., Phnom Penh</p> <p>Tel: (885-23) 726 226 / 023 309 991</p> <p>E-mail: ped@moeys.gov.kh</p> <p>初等教育部 Department of Primary Education</p>
サービス目的	教育ライセンスの発行は、民間法人に自分の私立教育機関の設立および運営に法的権利を与える。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育法第3章管理と教育マネジメント第10条、11条、12条、13条 ● 公立・私立双方の教育機関の設立と管理に関する省令
適格性基準	民間法人、個人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請書を受けてからライセンスの供与までに遅くとも1か月を要する - 手数料：準備中
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 全ての階層の教育管理と当該地方当局（市・区・都・州・首都）の統一するライセンス申請書 3部 ● 申請者のIDカード又はパスポートのコピー 3部 ● 申請者の写真4cmX6cm 3枚 ● 私立教育機関設立申請関係書類 3部 <p>初等教育部ワーキンググループにより評価される書類：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 建物・等級・生徒・教室の統計 - 当該地方当局認証の学校設計図 - 経営者の履歴書と教育証明書のコピー - 従業員リスト - 従業員履歴書と証明書 - 動産と不動産リスト - 教育プログラム（カンボジア語と外国語） - スケジュール - 教育機関内規 - 教育・青少年・スポーツ省との契約書 - 州・都教育・青少年・スポーツ部の評価書 1部 <ul style="list-style-type: none"> ● 私立教育機関の最低資本金を証明する銀行保証書 原本

	<p>(教育・青少年・スポーツ省の省令の認定による)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 教育機関所有者の無犯罪証明書の原本 ● 教育機関の教育情報の広告と配布の申請書
備考	<ul style="list-style-type: none"> ● カンボジア王国内で教育機関を新規に開設する・タイプを変更する場合は、カンボジア王国政府に申請し、事前に許可を得ることが必要である。 ● 第一ステップとして、教育機関を新規に開設する・タイプを変更することと希望する公的法人・民間法人・個人は、教育セクターを担当する省に教育ライセンス申請とサービスを得るために決定された必要の関係書類を提出しなければならない。 ● 教育セクターを担当する省は、教育機関が現行法に従って運営できるように、申請をチェックし、申請者に教育ライセンスを発行する手続きを準備する。
最新情報	<p>この欄に記載された情報を拝見し、正確であることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 教育・青少年・スポーツ省 - 印 - 署名

私立中等教育機関の設立に関するライセンス

サービス名	私立中等教育機関の設立に関するライセンス
サービス提供者	<p>教育・青少年・スポーツ省</p> <p>住所：#169, Preah Norodom Blvd., Phnom Penh</p> <p>Tel: (885-23) 726 226 / 023 309 991</p> <p>E-mail: ped@moeys.gov.kh</p> <p>中等教育部 Department of Secondary Education</p>
サービス目的	教育ライセンスの発行は、民間法人に自分の私立教育機関の設立および運営に法的権利を与える。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育法第3章管理と教育マネジメント第10条、11条、12条、13条 ● 公立・私立双方の教育機関の設立と管理に関する省令
適格性基準	民間法人、個人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> ● ライセンス申請提出日からライセンスの供与までに遅くても1か月を要する（休日・祝日除き） - 手数料：準備中
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 全ての階層の教育管理と当該地方当局（市・区・都・州・首都）の統一するライセンス申請書 3部 ● 州・都の教育・青少年・スポーツ部の申請書（地域社会のレター参照） 1部 ● 州・都の教育・青少年・スポーツ部の評価書 ● 中等教育機関概略履歴書 1部 ● 教育機関での就職する教師リスト（名前・性別・生年月日・就職日付・専門・州・都の教育・青少年・スポーツ部の認可） 1部 ● 教室・等級の統計、全ての財産明細書（教育機関長の認証） 1部 ● 新学校に通学する従属学校の生徒統計 1部 ● 当該地方認証の土地所有権（区・市・都・州） 1部 <p>公立中等教育機関の高位職者変更に対する必要書類：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ライセンス申請書（教育部の全ての階層からの統一と高位職者の署名） ● 州・都の教育・青少年・スポーツ部が認証した変更理由の概

	<p>略履歴 1部</p> <p>公立中等教育機関の拡張</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全ての階層の教育管理と当該地方当局（市・区・都・州・首都）の統一するライセンス申請書 3部 ● 高校で教える計画の教師リスト（名前・性別・生年月日・就職日付・専門・州・都の教育・青少年・スポーツ部の認可） 1部 ● 新学校への通学する生徒の現学校、教育建物 1部 ● 教育建物統計、名簿、等級、教室および全ての財産詳細 1部 <p>私立中等教育機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請者はカンボジア国籍を有すること ● 教育機関での就職する教師リスト（名前・性別・生年月日・就職日付・専門・州・都の教育・青少年・スポーツ部の認可） 1部 ● 全ての階層の教育管理と当該地方当局（市・区・都・州・首都）の統一するライセンス申請書 3部 ● 申請者の ID カード又はパスポートのコピー 3部 ● 申請者の写真 4cmX6cm 3枚 ● 私立中等教育機関設立申請関係書類 3部： <ul style="list-style-type: none"> - 建物・等級・生徒・教室の統計 - 当該地方当局認証の学校設計図 - 従業員リストと概略履歴書 - 動産と不動産リスト - 教育プログラム（カンボジア語と外国語）とスケジュール - 教育機関内規 - 教育・青少年・スポーツ省との契約書 ● 州・都教育・青少年・スポーツ部の評価書 1部 ● 教育機関の教育情報の広告と配布の申請書 ● 教育機関所有者の無犯罪証明書の原本
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ● 私立教育機関の最低資本金を証明する銀行保証書 原本 (教育・青少年・スポーツ省の省令の認定による) <p>私立中等教育機関の拡張</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全ての階層の教育管理と当該地方当局（市・区・都・州・首都）の統一するライセンス申請書 3部 ● 教師の概略履歴書と証明書のコピー 1部 ● 教育プログラムとスケジュール 1部 ● 中等教育部の評価書 1部
備考	<ul style="list-style-type: none"> ● カンボジア王国内で教育機関を新規に開設する・タイプを変更する場合は、カンボジア王国政府に申請し、事前に許可を得ることが必要である。 ● 第一ステップとして、教育機関を新規に開設する・タイプを変更することと希望する公的法人・民間法人・個人は、教育セクターを担当する省に教育ライセンス申請とサービスを得るために決定された必要の関係書類を提出しなければならない。 ● 教育セクターを担当する省は、教育機関が現行法に従って運営できるように、申請をチェックし、申請者に教育ライセンスを発行する手続きを準備する。
最新情報	<p>この欄に記載された情報を拝見し、正確であることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 教育・青少年・スポーツ省 - 印 - 署名

公立と私立高等教育機関の設立に関するライセンス

サービス名	公立と私立高等教育機関の設立に関するライセンス
サービス提供者	教育・青少年・スポーツ省 住所：#169, Preah Norodom Blvd., Phnom Penh Tel: (885-23) 217 937 Fax: まだ不可 高等教育部 Department of Higher Education
サービス目的	教育ライセンスの発行は、公正かつ良質な登録を拡張することを目的とする。また、民間法人に自分の私立教育機関の設立および運営に法的権利を与える。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> • 教育法第3章管理と教育マネジメント第10条、11条、12条、13条 • 大学設立の判断基準に関する政令 No. 54 • 高等教育・トレーニングコース教育機関の設立と管理に関する政令 No. 01 • 高等教育の設立の条件と詳細判断基準に関する省令 No. 1435 AYK. B r K 2007年9月12日付
適格性基準	公的法、民間法人、個人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> • ライセンス申請受付日から（書類に関して間違いがない場合）監査するためには最低50日間、ライセンスを発行するために政府に提出して、高等教育機関の設立と管理に関する政令により継続監視する（監視期間は政府に依存） • 手数料：未決定
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> • 当該地方当局（市・区・都・州・首都）の承認の教育機関の位置とライセンス申請書 2部 • 高等教育部のワーキンググループの教育機関の状況、基礎構造、建物の位置、教室、道具の監査レポート 1部 • 教育機関所有者と当該地区監査との協力協定、大学および教育機関の設立申請に関する大臣への報知レター 1部 • 教育機関準備契約書（戦略計画の1つの付録）、計画、年次経費 1部 • IDカード又はパスポート 1部 • 最低資本金を証明する銀行保証書（原本） 1部 • カンボジア法律の遵守に関する、教育・青少年・スポーツ省

	<p>との大学又は教育機関の承認申請者の代表者の契約書</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外国の非政府組織とカンボジア政府とのメモランダム（申請者が外国人の場合） 1部 ● 大学又は教育機関の管理組織および管理政策 1部 ● 大学又は教育機関の定款 ● 大学又は教育機関の図書館の内規 1部 ● 大学又は教育機関の賢人委員会の内規 1部 ● 大学校長又は教育機関長の概略履歴書 1部 ● 経営組織 1部 ● 総合大学の学部、専門学校名表 1部 ● 教師リスト 1部 ● 教師ための就職契約書（パートタイム就職の場合フルタイム就職の機関からの表示） 1部 ● 大学校長選挙条件と方式 1部 ● 大学又は教育機関の承認に関する政府の政令 1部
備考	<ul style="list-style-type: none"> ● カンボジア王国内で教育機関を新規に開設する・タイプを変更する場合は、カンボジア王国政府に申請し、事前に許可を得ることが必要である。 ● 第一ステップとして、高等教育機関を新規に開設する・タイプを変更することと希望する公的法人・民間法人・個人は、教育セクターを担当する省に教育ライセンス申請とサービスを得るために決定された必要の関係書類を提出しなければならない。 ● 教育セクターを担当する省は、高等教育機関が現行法に従って運営できるように、申請をチェックし、申請者に教育ライセンスを発行する手続きを準備する。
最新情報	<p>この欄に記載された情報を拝見し、正確であることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 教育・青少年・スポーツ省 - 印 - 署名

学士資格、証明書に関するライセンス

サービス名	学士資格、証明書に関するライセンス
サービス提供者	教育・青少年・スポーツ省 住所：#169, Preah Norodom Blvd., Phnom Penh Tel: (885-23) 217 937 Fax: まだ不可 高等教育部 Department of Higher Education
サービス目的	学士資格および証明書に関するライセンスの発行は、公正に利用できる。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育法第3章管理と教育マネジメント第14条 ● 教育済学生の教育証明書に省の責任者の署名を得るための依頼に関する通達 No. 323 AYK. US 2004年2月4日付 ● 卒業済学生の卒業証明書に省の責任者が署名するための書類提出に関する通達 No. 2313 AYK. SNN 2004年8月11日付
適格性基準	公的法人、民間法人、個人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> ● 学生に証明書の供与式前、ライセンス申請した日から最低1ヶ月（祝日除き） ● 手数料：未決定
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育済学生の教育証明書に省の責任者の署名を得るための依頼に関する通達 No. 323 AYK. US 2004年2月4日付 ● 卒業済学生の卒業証明書に省の責任者が署名するための書類提出に関する通達 No. 2313 AYK. SNN 2004年8月11日付 ● 教育・青少年・スポーツ大臣への教育機関長の署名済申請書類 ● 卒業学生リスト 1部 ● 学生の証明書（正確に内容を記入、正書法であること、こすって消さない） 1部 ● 特徴的な学生に対しての関係書類 ● 高校卒業証明書、又は同一証明書、又は教育筆写（Transcription）は関係局が事前に確認するため、学生達が1年目の勉強の内に高等教育部に提出しなければならない ● 省の責任者の署名の申請大学証明書、または他の種類の証明書は、文字等をこすって消してなくきれいに記入されたもの。学生の名前・性別・生年月日は、高校卒業証明書、又は同一証明書とは等しいこと。この証明書は、証明書供与式日

	<p>の45日前に高等教育部に提出しなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"> • 特定卒業済学生（転学学生、教育遅延学生、外国での通学奨学金学生）の場合、証明書と参照書類を提出する必要 • 高等教育部発行の証明書、写真4cmX6cm付け
備考	<ul style="list-style-type: none"> • 証明書を法的に利用することを要望する公的法人、民間法人、又は個人は、申請し、教育・青少年・スポーツ省のの標準に従って手続きをして、省からの認証を事前に受ける必要がある。 • 教育セクターを担当する省は、トレーニング業務と試験をチェックし、申請者に証明書に関するライセンスを発行する手続きを準備する。
最新情報	<p>この欄に記載された情報を拝見し、正確であることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 教育・青少年・スポーツ省 - 印 - 署名

教科書・書類の出版および報道に関する許可

サービス名	教科書・書類の出版および報道に関する許可
サービス提供者	<p>教育・青少年・スポーツ省</p> <p>住所：St. 380, Chao Punhgneahok Primary School surrounding area（教育プログラム開発部 Department of Education Program Development）</p> <p>Tel: (885-23) 2145 355</p> <p>教育プログラム開発部 Department of Education Program Development、教育総局 General Department of Education、事務と財務総局 General Department of Administration and Finance</p>
サービス目的	出版および報道の許可を供与する。（全ての基本教科書と教育道具は、一般知識の学校に使用される前に出版および報道の許可を得なくてはならない）。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> 教科書および教育道具の承諾システムに関する案内状 No. 3842 AYK. SNN 2000年12月8日付
適格性基準	公的法、民間法人、個人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> 許可を供与するには4週間～5週間必要とする（一般知識学校での使用教科書・書類の出版および宣伝に関する公告に詳細に記載されてある。）教育・青少年・スポーツ省が準備中 承諾代金 1ページ付き：US\$2.4（教科書） 承諾代金 1ページ付き：US\$2.4 それに一表題につき US\$50 追加（追加読書用の本）
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 承諾申請書 1部 承諾申請の手書き書類 1部 申請に関係参照書類 1部
備考	<ul style="list-style-type: none"> カンボジア王国内の学生や学校が事前に教育・青少年・スポーツ省に申請し許可を得たことを告示し、許可を供与するためである。第一ステップとして、教科書と書類の出版や報道を希望する公的法、民間法人又は個人は、教育・青少年・スポーツ省（教育プログラム開発部）に出版と報道の許可を申請しなければならない。 教育プログラム開発部（教科書と教育道具を承諾する委員会事務局）は、申請者が法的に出版できるために、評価して許

	可発行の手続きを準備する。
最新情報	この欄に記載された情報を拝見し、正確であることを確認した。 - 教育・青少年・スポーツ省 - 印 - 署名

カンボジア開発評議会

カンボジア投資委員会

Council for Development of Cambodia

Cambodia Investment Board

Government Palace, Sisowath Quay, Wat Phnom,

PhnomPenh, Cambodia

Tel: (855-23) 981 177

Fax: (855-23) 986 033

Website: www.cambodianinvestment.gov.kh

適格投資プロジェクトの登録

サービス名	適格投資プロジェクトの登録
サービス提供者	カンボジア開発評議会/カンボジア投資委員会 Government Palace, Sisowath Street, Wat Phnom, Phnom Penh, Cambodia Tel: (855-23) 981 177 FAX: (855-23) 986 033 Website: www.cambodiainvestment.gov.kh 投資プロジェクト評価・優遇部 Department: Investment Project Evaluation and Incentives, Cambodia Investment Board
サービス目的	投資ライセンスと関連する優遇措置を求める全ての投資家を促進する
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> カンボジア王国の投資法を改正する法律 No. NS/RKM/0303/009 2003年3月24日付 カンボジア王国投資法施行に関する政令第111号 2005年9月27日
適格性基準	カンボジア人、外国人、法人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> 条件付登録の場合のライセンス発行には3営業日を要する 完全登録の場合のライセンス発行には28営業日を要する。 手数料は700万リエル（カンボジア報告投資法施行に関する政令第111号 2005年9月27日 第5条第1項）
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> 企業の定款 プロジェクトのフィージビリティスタディ 投資申請フォーム パスポートまたはIDカードのコピー 外国株主の無犯罪記録 株主の写真 事務所所在地証明書類（所有、リース契約、土地コンセッション契約、計画及び地図） 国内銀行により発行された、登録資本金額の最低25%の預金証明書 株主が法人の場合は以下の書類も必要 <ul style="list-style-type: none"> 法人の商業登記証 法人を代表する委任状

	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 法人の代表者の ID カード・パスポートのコピー ▪ 代表者の写真（4×6） <p>10. 建物の図面と地図。登録住所がリースの場合は、土地タイトルとリース契約を地図に示さなくてはならない。</p>
備考	<p>カンボジア開発評議会の<ワンストップサービス>の進行を効果的に強化し、投資家は関係省又は機関からライセンス・許可証書の申請に関するサービスを受けることができる。法律と政令の意図に従って、投資家へ快適さを与えて、より良い投資交流の魅力を向上させる。</p>

法律関係業務サービス

サービス名	法律関係業務サービス
サービス提供者	<p>カンボジア開発評議会/カンボジア投資委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ Government Palace, Sisowath Street, Wat Phnom, Phnom Penh, Cambodia ▪ Tel: (855-23) 992 098 (855-90) 613 300 (855-16) 910 678 ▪ FAX: (855-23) 986 033 ▪ Website: www.cambodiainvestment.gov.kh <p>カンボジア開発評議会の投資管理法律局</p>
サービス目的	<p>適格投資プロジェクトの以下の承認申請について支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社の株式譲渡 2. 会社の住所、本店、事業場所、名称等の変更 3. 役員及び持株会社代表の変更 4. 登録資本金の増減 5. 事業運営終了 6. M&A 7. 以前に対策を得た投資計画を適正な計画に正規化
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● カンボジア王国の投資法を改正する法律 No. NS/RKM/0303/009 2003年3月24日付 ● カンボジア王国投資法施行に関する政令第111号 2005年9月27日
適格性基準	適格投資プロジェクトに限る
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 10営業日を要する - 手数料は不要
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. CDC/CIB発行の投資許可対策（存在会社）、最終登録証明書 （カンボジア王国の投資法を改正した後に登録した会社） 2. 会社の古い定款 3. 会社からの公式申請 4. 申請に関する役員会議決 5. 会社が国に対して支払うべき税に関する関税総局の支払証明書 6. 会社の株の譲渡に関する社長の保証書

	<ol style="list-style-type: none"> 7. 株譲渡表と新しい株主表 8. 会社の新しい定款 9. 株主の ID カード（カンボジア人）、パスポート（外国人）のコピー 10. 土地所有権利書または賃貸契約書 11. 外国人の場合は新株主の無犯罪証明書 12. IEA 契約 13. 当該地区の証明書 14. 事務所所在地証明書類（所有、リース契約、計画及び地図） 15. 株主が法人の場合、以下も必要 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 法人の登記証 ▪ 法人の代表委任状および持株会社からの委任状（株譲渡の場合） ▪ 法人の代表株主のパスポートコピーまたは ID カードのコピーと 4cmX6cm 写真 3 枚
備考	<p>上記サービス提供は、カンボジア開発評議会に適格投資プロジェクトとして登録された投資会社の依頼を解決することが目的である。</p>

適格投資プロジェクトのための生産設備・建設資材・生産 投入財の輸入申請の審査 — 輸入関税は政府負担の場合

サービス名	適格投資プロジェクトのための生産設備・建設資材・生産投入財の 輸入申請の審査 — 輸入関税は政府負担の場合
サービス提供者	カンボジア開発評議会/カンボジア投資委員会 Government Palace, Sisowath Street, Wat Phnom, Phnom Penh, Cambodia Website: www.cambodiainvestment.gov.kh 1. 投資プロジェクト評価・優遇部 Department of Investment Project Evaluation and Incentives Tel: (855-12) 865 228 Fax: (855 23) 986 033 2. 省庁間調整部 Department: Inter-Ministerial Coordination Tel: (855 11) 977 074 (855 23) 981 257 Fax: (855 23) 981 257 3. 投資プロジェクトモニタリング部 Department: Investment Project Monitoring Tel: (855 12) 915 577 Fax: (855 23) 990 490 E-mail: vallerocdc@yahoo.com
サービス目的	カンボジアにおける投資の促進と振興
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● カンボジア王国の投資法を改正する法律 No. NS/RKM/0303/009 2003年6月24日 ● コンセッション法 2007年10月19日 ● カンボジア王国投資法施行に関する政令第111号 2005年 9月27日
適格性基準	適格投資プロジェクト (QIP)
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 7営業日を要する - 手数料は不要
必要書類	1. 最終登録証明書

	<ol style="list-style-type: none"> 2. 輸入申請物品のマスターリスト 3. 投資プロジェクトに関係する全ての物品の免税での輸入の申請書（輸入関税は政府負担） 4. 商業登記証 5. 付加価値税登録証明書 6. パテント 7. コンプライアンス証明書（2年目以降） 8. 鉱工業エネルギー省の化学品使用基準証明書（生産に化学薬品等を使用する場合） <ul style="list-style-type: none"> ・投資プロジェクトに関連する免税（輸入関税は政府負担）での全ての輸入品の四半期輸入報告書の表 ・輸出に関する四半期報告書の表
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1. 免税での輸入許可（輸入関税は政府負担）は、投資プロジェクト承認に沿った会社の生産需要に応える重要な目的である。輸入後、CDC は、モニタリングチームを任命して上記輸入品が適正に使用されているかどうかをフォローアップする。輸入して6か月後に、省庁間監査グループが事後監査の形で査察を行う。会社の投資優遇措置の悪用が発見された場合には、当該会社は、法と規則に則り、税金支払、罰金、処罰に直面することとなる。 2. 会社の国に対する支払義務は適時に支払われなければならない。支払がなされない場合、次回の輸入申請はペンディングとなる。 3. その他の法令違反、例えば、環境保全関係の不適切対応等についても、関係当局の指導に従って、上記と同様の対応がなされることとなる。

経済特別区の設立に関するライセンス

サービス名	経済特別区の設立に関するライセンス
サービス提供者	カンボジア開発評議会/カンボジア投資委員会 Government Palace, Sisowath Street, Wat Phnom, Phnom Penh, Cambodia Tel: (855-23) 992 931 FAX: (855-23) 992 931 Website: www.cambodiainvestment.gov.kh プロジェクト登録調査部 Department of Project Registration and Study, Cambodia Special Economic Zone Board
サービス目的	全ての投資活動の促進、投資家のための優遇措置の振興、投資環境の改善。これらにより、商品生産の生産性向上、競争力、国家経済成長、輸出促進、雇用機会の増加に寄与し、貧困を削減する。
法的基盤	経済特別区の設立と管理に関する政令 No. 148 2005年12月29日
適格性基準	カンボジア人、外国人、法人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 28 営業日を要する - 手数料：700 万リエル（経済特別区の設立と管理に関する政令 No. 148 の第 3.2 章の 1 号 2005 年 12 月 29 日）
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会社の定款コピー3部 2. プロジェクトのフィージビリティスタディ 3. 投資申請フォーム 4. パスポートまたは ID カードのコピー 5. 外国人株主については無犯罪証明書 6. 株主の写真 7. 位置を示す書類（所有権、賃貸契約書、土地コンセッション契約書、配置計画書・地図） 8. 株主が法人の場合、以下の書類も必要 <ol style="list-style-type: none"> a. 法人の商業登記証 b. 法人を代表する委任状 c. 法人の代表者のパスポートまたは ID カードのコピー d. 代表者の写真 4×6 9. 建物の図面及び配置計画
備考	投資登録ライセンスは、投資家が、投資のための設備・原材料の

	関税免税での輸入等、カンボジア王国政府からの優遇措置を享受するのに重要であり、大変有利である。
--	---

保健省

Building 151-153, Kampuchea Krom Blvd, Phnom Penh,
Cambodia

Tel: 023 722 873 / 023 980 261 / 023 881 405 / 023 881 409

Fax: 023 426 841 / 023 722 873 / 023 880 261 / 023 366 18

E-mail: procure.pcu@bigpond.com.kh

Website: <http://www.moh.gov.kh>

看護室開設許可

サービス名	看護室開設許可
サービス提供者	州・都の保険局
サービス目的	看護室開設許可の発行は、看護師が下記の仕事をするため： <ul style="list-style-type: none"> - 医者の処方と診察に従って看病する - 患者の傷害を滅菌し、包帯をする - 医者の処方箋に従って薬を供与する - 医療責任サービスへの移送ための病気の進展を継続検診する - 治療する医者と手術する医者との良い関係を保つ - 保健省の指導・対策に従って患者の看病を実施する
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> - 治療、治療エスコート、治療補助セクターの個人の専門的職業の業務を管理する法律の布告に関する勅許 No. NS/RKM/1100/10 2000年11月3日 - 妊娠婦人の診察室、マッサージ治療室、看護室の開設又は閉鎖又は住所変更に関する手続きと技術的条件に関する案内状 No. 001 ABS/MP 2007年1月2日付 - 治療サービス、治療エスコートサービス、治療補助サービスに関する開設、閉鎖、組織変更又は住所などの変更手続きと技術的条件に関する省令 No. 021 ABS/PM 2003年9月4日の改正に関する省令 No. 011 ABS/PM 2004年3月30日 - 治療サービス、治療エスコートサービス、治療補助サービスに関する開設、閉鎖、組織変更又は住所などの権限供与に関する省令 No. 041 ABS/PM 2002年10月22日
適格性基準	カンボジア人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 許可の供与は技術的に適格な申請書を受付けた後 30 営業日を要する - この許可は州・都の保険局が発行し、3年間有効とするもの
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> 1- サービス開設申請書 3,000 リエルの印紙済 2- 州・都当局の証明された保健省と教育・青少年・スポーツ省が認証された看護師証明書のコピー 3- 看護師集団登記と登録証明書

	<p>4- 本人の履歴書（見本有）、機関長の推薦状、退職又は不登録の場合は居住地の当局の証明書が必要</p> <p>5- 本人の契約“見本有”</p> <p>6- 健康診断証明書</p> <p>7- 区役所の承認の住所図面</p> <p>8- 本人の写真 4cmX6cm 5枚</p> <p>9- 本人は上記の書類を完成して州・都の保険局に提出しなければならない。</p>
備考	<p>看護室開設許可の発行は、看護師が法律、通達と案内状を遵守し、問題が起きた場合法律に従って責任を持つことが目的である。一方、証明書のない治療者を排除する。また、看護室内での薬の販売は禁止される。</p>

妊娠婦人診察室開設許可

サービス名	妊娠婦人診察室開設許可
サービス提供者	州・都の保険局
サービス目的	<p>妊娠婦人診察室開設許可の発行は、助産婦が下記の仕事をするため：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 妊娠婦人を検診する - 出産前後の看護 - 健康教育 - 出産前の予防注射（Vaccine） - 医者処方箋に従って薬を供与する
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> - 治療、治療エスコート、治療補助セクターの個人の専門的職業の業務を管理する法律の布告に関する勅許 No. NS/RKM/1100/10 2000年11月3日 - 妊娠婦人の診察室、マッサージ治療室、看病質の開設又は閉鎖又は住所変更に関する手続きと技術的の条件に関する案内状 No. 001 ABS/MP 2007年1月2日付 - 治療サービス、治療エスコートサービス、治療補助サービスに関する開設、閉鎖、組織変更又は住所などの変更手続きと技術的の条件に関する省令 No. 021 ABS/PM 2003年9月4日の改正に関する省令 No. 011 ABS/PM 2004年3月30日 - 治療サービス、治療エスコートサービス、治療補助サービスに関する開設、閉鎖、組織変更又は住所などの権限供与に関する省令 No. 041 ABS/PM 2002年10月22日
適格性基準	カンボジア人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 許可の供与は技術的に適格な申請書を受付けた後 30 営業日を要する - この許可は州・都の保険局が発行し、3年間有効とするもの
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> 1- サービス開設申請書 3,000 リエル印紙済 2- 州・都当局の証明された保健省と教育・青少年・スポーツ省が認証された産婆証明書のコピー 3- 助産婦集団登記と登録証明書 4- 本人の履歴書（見本有）、機関長の推薦状、退職又は不登録の場合は居住地の当局の証明書が必要

	<p>5- 本人の契約（見本有）</p> <p>6- 健康診断証明書</p> <p>7- 区役所の承認の住所図面</p> <p>8- 本人の写真 4cmX6cm 5 枚</p> <p>9- 本人は上記の書類を完成して州・都の保険局に提出しなければならない。</p>
備考	<p>妊娠婦人診察室開設許可の発行は、助産婦が法律、通達と案内状を遵守し、問題が起きた場合法律に従って責任を持つことである。妊娠中絶および診察室での出産、また妊娠診察室内での薬の商売などは禁止となる。</p>

マッサージ治療室開設許可

サービス名	マッサージ治療室開設許可
サービス提供者	州・都の保険局
サービス目的	<p>マッサージ治療室開設許可の発行の目的は、マッサージ治療人が下記の仕事をするため：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 傷害者や障害者を復帰させる目的で医者の方から処方に従ってマッサージする - サービスに使用する必要用具は標準に従ったものとし、患者の安全を保護して使用する - マッサージする人は治療医と手術する医者との関係部との連絡と相談を行い、マッサージでの治療を更に効果的にする - 患者に安全な雰囲気の中で治療をし、診察受付もする
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> - 治療、治療エスコート、治療補助セクターの個人の専門的職業の業務を管理する法律の布告に関する勅許 No. NS/RKM/1100/10 2000 年 11 月 3 日 - 妊娠婦人の診察室、マッサージ治療室、看病質の開設又は閉鎖又は住所変更に関する手続きと技術的の条件に関する案内状 No. 001 ABS/MP 2007 年 1 月 2 日付 - 治療サービス、治療エスコートサービス、治療補助サービスに関する開設、閉鎖、組織変更又は住所などの変更手続きと技術的の条件に関する省令 No. 021 ABS/PM 2003 年 9 月 4 日の改正に関する省令 No. 011 ABS/PM 2004 年 3 月 30 日 - 治療サービス、治療エスコートサービス、治療補助サービスに関する開設、閉鎖、組織変更又は住所などの権限供与に関する省令 No. 041 ABS/PM 2002 年 10 月 22 日
適格性基準	カンボジア人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 許可の供与は技術的に適格な申請書を受付けた後 30 営業日を要する - この許可は州・都の保険局が発行し、3 年間有効とするもの
必要書類	<p>1- サービス開設申請書 3,000 リエル印紙済</p> <p>2- 州・都当局の証明された保健省と教育・青少年・スポーツ省</p>

	<p>が認証された助産婦証明書のコピー</p> <p>3- 助産婦集団登記と登録証明書</p> <p>4- 本人の履歴書（見本有）、機関長の推薦状、退職又は不登録の場合は居住地の当局の証明書が必要</p> <p>5- 本人の契約（見本有）</p> <p>6- 健康診断証明書</p> <p>7- 区役所の承認の住所図面</p> <p>8- 本人の写真 4cmX6cm 5枚</p> <p>9- 本人は上記の書類を完成して州・都の保険局に提出しなければならない。</p>
備考	<p>マッサージ治療室開設許可の発行は、マッサージ治療人が法律、通達と案内状を遵守し、問題が起きた場合法律に従って責任を持つことである。自分自身の知識能力を超えて治療することと治療室内での薬の商売などは禁止となる。</p>

病気の治療・診察室開設許可

サービス名	病気の治療・診察室開設許可
サービス提供者	州・都の保険局
サービス目的	<p>病気の治療・診察室開設許可の発行の目的は、治療医師が下記の仕事をするため：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 病気を診断し、処方箋を出す - 病気を診断し、治療する - 治療用ベッド1台～2台がある
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> - 治療、治療エスコート、治療補助セクターの個人の専門的職業の業務を管理する法律の布告に関する勅許 No. NS/RKM/1100/10 2000年11月3日 - 治療サービス、治療エスコートサービス、治療補助サービスに関する開設、閉鎖、組織変更又は住所などの変更手続きと技術的条件に関する省令 No. 021 ABS/PM 2003年9月4日 - 治療サービス、治療エスコートサービス、治療補助サービスに関する開設、閉鎖、組織変更又は住所などの変更手続きと技術的条件に関する省令 No. 021 ABS/PM 2003年9月4日の改正に関する省令 No. 011 ABS/PM 2004年3月30日 - 治療サービス、治療エスコートサービス、治療補助サービスに関する開設、閉鎖、組織変更又は住所などの権限供与に関する省令 No. 041 ABS/PM 2002年10月22日
適格性基準	カンボジア人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 許可の供与は技術的に適格な申請書を受付けた後30営業日を要する - この許可は州・都の保険局が発行し、3年間有効とするもの
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> 1- サービス開設申請書 3,000 リエル印紙済 2- 州・都当局の証明された保健省と教育・青少年・スポーツ省が認証された医師証明書のコピー 3- 医師集団登記と登録証明書 4- 本人の履歴書（見本有）、機関長の推薦状、退職又は不登録の場合は居住地の当局の証明書が必要 5- 本人の契約（見本有）

	<p>6- 健康診断証明書</p> <p>7- 区役所の承認の住所図面</p> <p>8- 本人の写真 4cmX6cm 5 枚</p> <p>9- 本人は上記の書類を完成して州・都の保険局に提出しなければならぬ。</p>
備考	<p>病気の診察・治療室開設許可の発行は、治療医師が治療、治療エスコート、治療補助に関する法律、通達と案内状を遵守し、問題が起きた場合法律に従って責任を持つことである。2 日以上の入院治療と治療室内での薬の商売などは禁止となる。</p>

口と歯の診察・治療室開設許可

サービス名	口と歯の診察・治療室開設許可
サービス提供者	州・都の保険局
サービス目的	口と歯の診察・治療室開設許可の発行の目的は、歯科医、歯医者、又は口と歯専門医者が下記の仕事をするため： <ul style="list-style-type: none"> - 口と歯の病気を診断し、処方箋を出す - 口と歯の病気を診断し、治療する（修理、入れ歯、抜歯） - 歯専用の椅子 1 台～2 台がある
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> - 治療、治療エスコート、治療補助セクターの個人の専門的職業の業務を管理する法律の布告に関する勅許 No. NS/RKM/1100/10 2000 年 11 月 3 日 - 治療サービス、治療エスコートサービス、治療補助サービスに関する開設、閉鎖、組織変更又は住所などの変更手続きと技術的条件に関する省令 No. 021 ABS/PM 2003 年 9 月 4 日 - 治療サービス、治療エスコートサービス、治療補助サービスに関する開設、閉鎖、組織変更又は住所などの変更手続きと技術的条件に関する省令 No. 021 ABS/PM 2003 年 9 月 4 日の改正に関する省令 No. 011 ABS/PM 2004 年 3 月 30 日 - 治療サービス、治療エスコートサービス、治療補助サービスに関する開設、閉鎖、組織変更又は住所などの権限供与に関する省令 No. 041 ABS/PM 2002 年 10 月 22 日
適格性基準	カンボジア人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 許可の供与は技術的に適格な申請書を受付けた後 30 営業日を要する - この許可は州・都の保険局が発行し、3 年間有効とするもの
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> 1- サービス開設申請書 3,000 リエル印紙済 2- 州・都当局の証明された保健省と教育・青少年・スポーツ省が認証された歯科医証明書のコピー 3- 歯科医集団登記と登録証明書 4- 本人の履歴書（見本有）、機関長の推薦状、退職又は不登録の場合は居住地の当局の証明書が必要 5- 本人の契約（見本有）

	<p>6- 健康診断証明書</p> <p>7- 区役所の承認の住所図面</p> <p>8- 本人の写真 4cmX6cm 5 枚</p> <p>9- 本人は上記の書類を完成して州・都の保険局に提出しなければならない。</p>
備考	<p>口と歯の病気の診察・治療室開設許可の発行は、歯科医および歯医者または口と歯専門医者が治療、治療エスコート、治療補助に関する法律、通達と案内状を遵守し、問題が起きた場合法律に従って責任を持つことである。口・歯の手術と治療室内での薬の商売などは禁止となる。先祖から学んだ歯の修理人には許可を発行しない。</p>

医学実験所開設に関する公告

サービス名	医学実験所開設に関する公告
サービス提供者	保健省 病院部 住所：No. 151-153 Kampucheakrom Blvd, Phnom Penh Tel: (855-12) 869 838
サービス目的	医学実験所開設に関する公告の発行の目的は、医者、薬剤師、看護師が下記の仕事をするため： <ul style="list-style-type: none"> - 医学分析 - 医学研究と清潔および健康保護に関する教育の提供 - 分析レポートを3ヶ月毎に保健省に提出する
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> - 治療、治療エスコート、治療補助セクターの個人の専門的職業の業務を管理する法律の布告に関する勅許 No. NS/RKM/1100/10 2000年11月3日 - カンボジア国内に外国人の個人が治療者、治療エスコート者又は治療補助者とするに関する許可の手續きと条件に関する政令 No. 94 ANK r・BK 2002年9月11日 - 治療サービス、治療エスコートサービス、治療補助サービスに関する開設、閉鎖、組織変更又は住所などの変更手續きと技術的条件に関する省令 No. 021 ABS/PM 2003年9月4日 - 治療サービス、治療エスコートサービス、治療補助サービスに関する開設、閉鎖、組織変更又は住所などの変更手續きと技術的条件に関する省令 No. 021 ABS/PM 2003年9月4日の改正に関する省令 No. 011 ABS/PM 2004年3月30日
適格性基準	カンボジア人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 許可の供与は技術的に適格な申請書を受付けた後30営業日を要する - この許可は州・都の保険局が発行し、4年間有効とするもの
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> 1- サービス開設申請書 1,000 リエル印紙済（見本有） 2- 州・都当局の証明された保健省と教育・青少年・スポーツ省が認証した医者証明書、薬剤師証明書、看護師証明書のコピー 3- 専門集団登記と登録証明書

	<p>4- 専門証明書のコピー（必要な場合）</p> <p>5- 本人の履歴書（見本有）、機関長の推薦状、退職又は不登録の場合は居住地の当局の証明書が必要</p> <p>6- 本人の契約（見本有）</p> <p>7- 健康診断証明書</p> <p>8- 区役所の承認の住所図面</p> <p>9- 本人の写真 4cmX6cm 5枚</p> <p>10- 司法省発行の3ヶ月以内の無犯罪証明書</p> <p>11- 公務仕事の延期状（給料不要）、退職証明、又は辞職辞令</p> <p>12- 本人は上記の書類を完成して保健省の病院部に提出しなければならない。</p>
備考	<p>医学実験所開設許可の発行は、医者、薬剤師、看護師が治療、治療エスコート、治療補助に関する法律、公告と案内状を遵守し、問題が起きた場合法律に従って責任を持つことが目的である。</p>

産科病院開設に関する公告

サービス名	産科病院開設に関する公告
サービス提供者	保健省 病院部 住所：No. 151-153 Kampuchekrom Blvd, Phnom Penh Tel: (855-12) 869 838
サービス目的	産科病院開設に関する公告の発行の目的は、産科部で少なくとも 5 年経験し、公務を延期した又は退職又は辞職した医者が下記の仕事を するため： <ul style="list-style-type: none"> - 婦人病の診断・治療 - 出産前後の妊娠婦人の診断・診察・治療 - 保健省の対策に従って母親と幼児の健康、予防注射、出産制御に関する教育を提供する - 専門的に手術、必ず患者又は患者の家族の合意が大事 - 治療に関する血液の使用は国が認証した実験所からの監視が必要 - 分析レポートを 3 ヶ月毎に保健省に提出する
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> - 治療、治療エスコート、治療補助セクターの個人の専門的職業の業務を管理する法律の布告に関する勅許 No. NS/RKM/1100/10 2000 年 11 月 3 日 - カンボジア国内に外国人の個人が治療者、治療エスコート者又は治療補助者とするに関する許可の手續きと条件に関する政令 No. 94 ANK r・BK 2002 年 9 月 11 日 - 治療サービス、治療エスコートサービス、治療補助サービスに関する開設、閉鎖、組織変更又は住所などの変更手續きと技術的条件に関する省令 No. 021 ABS/PM 2003 年 9 月 4 日 - 治療サービス、治療エスコートサービス、治療補助サービスに関する開設、閉鎖止、組織変更又は住所などの変更手續きと技術的条件に関する省令 No. 021 ABS/PM 2003 年 9 月 4 日の改正に関する省令 No. 011 ABS/PM 2004 年 3 月 30 日
適格性基準	カンボジア人、外国人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 許可の供与は技術的に適格な申請書を受付けた後 30 営業日を要する

	<p>- この許可は州・都の保険局が発行し、4年間有効とするもの</p>
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> 1- サービス開設申請書 1,000 リエル印紙済 “見本有” 2- 州・都当局の証明された保健省と教育・青少年・スポーツ省が認証された医学実験専門証明書を持つ医者の医者証明書、薬剤師証明書、看護師証明書のコピー 3- 専門集団登記に登録証明書 4- 専門証明書のコピー（必要場合） 5- 本人の履歴書 “見本有” 機関長の推薦状参照、退職又は不登録証明書の場合は居住地の当局の証明書が必要 6- 本人の契約 “見本有” 7- 健康診断証明書 8- 区役所の承認の住所図面 9- 本人の写真 4cmX6cm 5 枚 10- 司法省発行の 3 ヶ月以内の無犯罪証明書 11- 公務仕事の延期状（給料不要の）、退勤状、又は追放状 12- 本人は上記の書類を完成して州・都の保健局を通して保健省の病院部に提出しなければならない。
備考	<p>産科病院開設に関する公告の発行は、医者、薬剤師、看護師が治療、治療エスコート、治療補助に関する法律、公告と案内状を遵守し、問題が起きた場合法律に従って責任を持つことが目的である。</p>

口と歯科病院開設許可

サービス名	口と歯科病院開設許可
サービス提供者	州・都の保険局 病院部 住所：151-153、Kampuchekrom Blvd、Phnom Penh Tel：(855 12) 869 838
サービス目的	口と歯病院開設許可の発行の目的は、歯科医が少なくとも5年経験し、公務を延期した又は退職又は辞職して、下記の仕事をするため： <ul style="list-style-type: none"> - 口と歯の病気を診断し、処方箋を出す - 口と歯の病気を診断し、治療する（修理、入れ歯、抜歯） - 歯の手術 - 歯専用の椅子3台以上持つ - 保健省に3ヶ月ごとに分析レポートを提出する
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> - 治療、治療エスコート、治療補助セクターの個人の専門的職業の業務を管理する法律の布告に関する勅許 No. NS/RKM/1100/10 2000年11月3日 - カンボジア国内に外国人の個人が治療者、治療エスコート者又は治療補助者とするに関する許可の手続きと条件に関するの政令 No. 94 ANK r・BK 2002年9月11日 - 治療サービス、治療エスコートサービス、治療補助サービスに関する開設、閉鎖、組織変更又は住所などの変更手続きと技術的条件に関する省令 No. 021 ABS/PM 2003年9月4日 - 治療サービス、治療エスコートサービス、治療補助サービスに関する開設、閉鎖、組織変更又は住所などの変更手続きと技術的条件に関する省令 No. 021 ABS/PM 2003年9月4日の改正に関する省令 No. 011 ABS/PM 2004年3月30日
適格性基準	カンボジア人、外国人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 許可の供与は技術的に適格な申請書を受付けた後30営業日を要する - この許可は州・都の保険局が発行し、4年間有効とするもの
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> 1- サービス開設申請書 1,000 リエル印紙済（見本有） 2- 州・都当局の証明された保健省と教育・青少年・スポーツ省

	<p>が認証された歯科医専門証明書を持つ医者の医者証明書、薬剤師証明書、看護師証明書のコピー</p> <p>3- 専門集団登記に登録証明書</p> <p>4- 専門証明書のコピー(必要な場合)</p> <p>5- 本人の履歴書(見本有)、機関長の推薦状、退職又は不登録の場合は居住地の当局の証明書が必要</p> <p>6- 本人の契約(見本有)</p> <p>7- 健康診断証明書</p> <p>8- 区役所の承認の住所図面</p> <p>9- 本人の写真 4cmX6cm 5枚</p> <p>10- 司法省発行の3ヶ月以内の無犯罪証明書</p> <p>11- 公務の延期状(給料不要)、退職証明、又は辞職辞令</p> <p>12- 本人は上記の書類を完成して州・都の保健局を通して保健省の病院部に提出しなければならない。</p>
備考	<p>口と歯病院開設許可の発行は、歯科医が治療、治療エスコート、治療補助に関する法律、公告と案内状に遵守し、問題が起きた場合法律に従って責任を持つためである。ただし、先祖から学んだ歯の修理人には許可を発行しない。</p>

病気の診察・治療病院開設許可

サービス名	病気の診察・治療病院開設許可
サービス提供者	州・都の保険局 病院部 住所：151-153、Kampuchekrom Blvd、Phnom Penh Tel: (855 12) 869 838
サービス目的	病気の診察・治療病院開設許可の発行の目的は、治療医者が少なくとも5年経験し、公務を延期した又は退職又は辞職して、下記の仕事をするため： <ul style="list-style-type: none"> - 外来患者と入院患者の病気を診断し、診察と治療をする - 治療補助の分析と予防注射 - 病気を予防するための清潔と健康保護に関する教育を患者に提供する - 専門的の手術は必ず患者と患者の家族の同意が必要 - 治療に関する血液の使用は国が認証した実験所からの監視が必要 - 分析レポートを3ヶ月毎に保健省に提出する
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> - 治療、治療エスコート、治療補助セクターの個人の専門的職業の業務を管理する法律の布告に関する勅許 No. NS/RKM/1100/10 2000年11月3日 - カンボジア国内に外国人の個人が治療者、治療エスコート者又は治療補助者とする事に関する許可の手續きと条件に関するの政令 No. 94 ANK r・BK 2002年9月11日 - 治療サービス、治療エスコートサービス、治療補助サービスに関する開設、閉鎖、組織変更又は住所などの変更手續きと技術的条件に関する省令 No. 021 ABS/PM 2003年9月4日 - 治療サービス、治療エスコートサービス、治療補助サービスに関する開設、閉鎖、組織変更又は住所などの変更手續きと技術的条件に関する省令 No. 021 ABS/PM 2003年9月4日の改正に関する省令 No. 011 ABS/PM 2004年3月30日
適格性基準	カンボジア人、外国人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 許可の供与は技術的に適格な申請書を受付けた後30営業日を要する - この許可は州・都の保険局が発行し、4年間有効とするもの

<p>必要書類</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1- サービス開設申請書 1,000 リエル印紙済（見本有） 2- 州・都当局の証明された保健省と教育・青少年・スポーツ省が認証された医師専門証明書を持つ医者の医者証明書、薬剤師証明書、看護師証明書のコピー 3- 専門集団登記と登録証明書 4- 専門証明書のコピー（必要の場合） 5- 本人の履歴書（見本有）、機関長の推薦状、退職又は不登録証明書の場合は居住地の当局の証明書が必要 6- 本人の契約（見本有） 7- 健康診断証明書 8- 区役所の承認の住所図面 9- 本人の写真 4cmX6cm 5 枚 10- 司法省発行の 3 ヶ月以内の無犯罪証明書 11- 公務仕事の延期状（給料不要）、退職証明、又は辞任辞令 12- 本人は上記の書類を完成して州・都の保健局を通して保健省の病院部に提出しなければならない。
<p>備考</p>	<p>病気の診察・治療病院開設許可の発行は、治療医者が治療、治療エスコート、治療補助に関する法律、公告と案内状を遵守し、問題が起きた場合法律に従って責任を持ち、入院患者を受け付けるためである。</p>

病気の診療ポリクリニック開設許可

サービス名	病気の診療ポリクリニック開設許可
サービス提供者	州・都の保険局 病院部 住所：151-153、Kampuchekrom Blvd、Phnom Penh Tel: (855 12) 869 838
サービス目的	病気の診療ポリクリニック開設許可の発行の目的は、治療医者が少なくとも5年経験し、公務を延期した又は退職又は辞任して、下記の仕事をするため： <ul style="list-style-type: none"> - 外来患者と入院患者の病気を診断し、診察と治療をする - 治療補助の分析と予防注射 - 病気を予防するための清潔と健康保護に関する教育を患者に提供する - 専門的な手術は必ず患者と患者の家族の同意が必要 - 治療に関する血液の使用は国が認証した実験所からの監視が必要 - 分析レポートを3ヶ月毎に保健省に提出する
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> - 治療、治療エスコート、治療補助セクターの個人の専門的職業の業務を管理する法律の布告に関する勅許 No. NS/RKM/1100/10 2000年11月3日 - カンボジア国内に外国人の個人が治療者、治療エスコート者又は治療補助者とする事に関する許可の手續きと条件に関するの政令 No. 94 ANK r・BK 2002年9月11日 - 治療サービス、治療エスコートサービス、治療補助サービスに関する開設、閉鎖、組織変更又は住所などの変更手續きと技術的条件に関する省令 No. 021 ABS/PM 2003年9月4日 - 治療サービス、治療エスコートサービス、治療補助サービスに関する開設、閉鎖、組織変更又は住所などの変更手續きと技術的条件に関する省令 No. 021 ABS/PM 2003年9月4日の改正に関する省令 No. 011 ABS/PM 2004年3月30日
適格性基準	カンボジア人、外国人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 許可の供与は技術的に適格な申請書を受付けた後30営業日を要する - この許可は州・都の保険局が発行し、4年間有効とするもの

<p>必要書類</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1- サービス開設申請書 1,000 リエル印紙済（見本有） 2- 州・都当局の証明された保健省と教育・青少年・スポーツ省が認証された医師専門証明書を持つ医者の医者証明書、薬剤師証明書、看護師証明書のコピー 3- 専門集団登記と登録証明書 4- 専門証明書のコピー（必要な場合） 5- 本人の履歴書（見本有）、機関長の推薦状、退職又は不登録の場合は居住地の権威の証明書が必要 6- 本人の契約（見本有） 7- 健康診断証明書 8- 区役所の承認の住所図面 9- 本人の写真 4cmX6cm 5 枚 10- 司法省発行の 3 ヶ月以内の無犯罪証明書 11- 公務仕事の延期状（給料不要）、退職証明、又は辞職辞令 12- 本人は上記の書類を完成して州・都の保健局を通して保健省の病院部に提出しなければならない。
<p>備考</p>	<p>病気の診療ポリクリニック開設許可の発行は、治療医者が治療、治療エスコート、治療補助に関する法律、公告と案内状を遵守し、問題が起きた場合法律に従って責任を持ち、入院患者を受け付けるためのものである。</p>

近代薬・伝統薬およびサプリメント、医学用具、化粧用の 試薬・告示書に関する証明書および登録

サービス名	近代薬・伝統薬およびサプリメント、医学用具、化粧用の試薬・告示書に関する証明書および登録
サービス提供者	<p>州・都の保険局</p> <ul style="list-style-type: none"> - 薬品・食糧・医学用具・化粧品部 - 登録事務所 <ul style="list-style-type: none"> ▪Building No. 8、Ung Pokun St.、Sangkat Mittapheap、Khan 7Makara、Phnom Penh ▪Tel: 023 880 247 / 023 880 248 ▪Fax: (855) 023 880 274
サービス目的	<ul style="list-style-type: none"> - 国民に病気の治療の質・安全・効果を保証するために、薬品・医学用具・および化粧品を管理する。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> - 薬品の管理法に関する勅許 No. JS/RKM/0696/02 1996年6月17日付 - 薬品の管理法の改正法に関する勅許 No. NS/RKM/1207/037 2007年12月28日付 - 薬品登記・証明書に関する政令 No. 44 ANKr 1994年8月10日付 - 薬品登記・証明書の実施に関する省令 No. 364 SRB 1994年10月26日付 - 薬品登記・証明書の改善手続きに関する省令 No. 149 SRB 1996年9月23日付 - 化粧品管理に関する政令 No. 122 ANK r. BK 2008年8月28日付 - 一回使用された医学用具の証明登記手続きに関する省令 No. 145 ABS/UABS 2001年3月14日付 - 病名診断と保健行政の生物学分析用の試薬の証明登記手続きに関する省令 No. 719 ABS/UABS 2000年9月19日付 - 薬製造企業の登記に関する保健省の案内状 No. 0308 SRS/UABS 2007年9月10日付 - 薬品の商用名・商標・様式の確認に関する保健省の通達 No. 0307 SRS/UABS 2007年4月10日付
適格性基準	カンボジア人、外国人、法人

サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 近代薬・伝統薬およびサプリメント、医学用具、化粧用の試薬の登記証明書の発行には3ヶ月を要する - 化粧品の告示番号の発行には5営業日を要する - 薬品の商用名・商標・様式の決定には15営業日を要する - 薬製造企業の登記証明書の発行には1年を要する - 手数料は、薬品の行動関係の監視手数料・許可の発行などに関する保健省本部の通達 No. 325 ABS/UABS 1998年11月27日付 と化粧品の告示番号の発行に関する保健大臣と経済財務大臣との省庁間省令ドラフトに記載された。 - 有効期間 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 薬品登録証明書 5年間 ▪ 伝統薬品登録証明書 3年間 ▪ 医学用具と試薬登録証明書 3年間 ▪ 化粧品の告示 2年間 ▪ 薬品の商用名・商標・様式の決定 1年間 ▪ 薬製造機関登録証明書 5年間
必要書類	<p>A- 近代薬品</p> <p>1- 国内生産薬品</p> <p>1-1- 事務書類 (Administrative Dossier)</p> <p>1-2- 薬品質書類 (Quality Dossier)</p> <p>1-3- 薬理学概要書類 (Summary of Pharmacological Dossier)</p> <p>1-4- クリニック概略書類 (Summary of Clinical Dossier)</p> <p>1-5- 薬品のモデル 2単位</p> <p>1-6- 証明手数料 1セットの書類に付き US\$200</p> <p>2- 外国からの輸入薬品</p> <p>2-1- 事務書類 (Administrative Dossier)</p> <p>2-2- 薬品質書類 (Quality Dossier)</p> <p>2-3- 薬理学概略書類 (Summary of Pharmacological Dossier)</p> <p>2-4- クリニック概略書類 (Summary of Clinical Dossier)</p> <p>2-5- 薬品のモデル 2単位</p> <p>2-6- 証明手数料 1セットの書類に付き US\$200</p> <p>B- 伝統薬品</p> <p>1- 国内生産伝統薬品</p>

	<p>1-1- 事務書類 (Administrative Dossier)</p> <p>1-2- 薬品質書類 (Quality Dossier)</p> <p>1-3- 薬理学概略書類 (Summary of Pharmacological Dossier)</p> <p>1-4- クリニック概略書類 (Summary of Clinical Dossier)</p> <p>1-5- 薬品のモデル 2 単位</p> <p>1-6- 証明手数料 1 セットの書類に付き US\$50</p> <p>2- 外国からの輸入伝統薬品</p> <p>2-1- 事務書類 (Administrative Dossier)</p> <p>2-2- 薬品質書類 (Quality Dossier)</p> <p>2-3- 薬理学概略書類 (Summary of Pharmacological Dossier)</p> <p>2-4- クリニック概略書類 (Summary of Clinical Dossier)</p> <p>2-5- 薬品のモデル 2 単位</p> <p>2-6- 証明手数料 1 セットの書類に付き US\$50</p> <p>3- サプリメント</p> <p>3-1- 事務書類 (Administrative Dossier)</p> <p>3-2- 薬品質書類 (Quality Dossier)</p> <p>3-3- 薬理学概略書類 (Summary of Pharmacological Dossier)</p> <p>3-4- クリニック概略書類 (Summary of Clinical Dossier)</p> <p>3-5- 薬品のモデル 2 単位</p> <p>3-6- 証明手数料 1 セットの書類に付き US\$50</p> <p>C- 薬品証明登録の修正</p> <p>1- 商品名、商品証明書 (ID)、箱、説明書、商標などに関する変更の申請の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> - 理由を示す変更申請書 - 生産者の宣誓 (Declaration)、生産・監視施策・品質の変更ないことについて - 薬品のモデル 2 単位 (説明書の変更申請は、新しい説明書 (Leaflet) を参照する必要) <p>2- 材料を保持して、数量や重量または容量に関するパッケージの変更申請の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> - 理由を示す変更申請書 1 部 - 生産者の宣誓 (Declaration)、生産・監視施策・品質
--	--

	<p>の変更ないことについて</p> <ul style="list-style-type: none"> - 薬品のモデル 2 単位、液体 (Forme Liquide) 又は濃厚薬品 (Patause) 又は多数容量 (Multidose) の薬品の場合、新しい商品の耐用度証明書類を参照する (Etude de Stabilité) <p>3- 有効期限変更申請の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> - 理由を示す変更申請書 1 部 - 商品耐用度の効果に関する書類 (Resultat de l' étude de stabilité du nouveau produit) - 薬品のモデル 2 単位 <p>4- 使用方法変更申請の場合 (Mode d' emploi) (使い方 (Voie d'administration intramusculaire et intraveineuse par exemple)、使用標準 (Posologie) 又は治療質 (Indication Thérapeutique))</p> <ul style="list-style-type: none"> - 理由を示す変更申請書 1 部 - 生産国の当局の改正許可 (Certificate de rectification de l' AMM) - 変更の妥当性に関する書類 (Document justifiant cette modification) <p>5- 材料、色主成分の変更申請の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> - 理由を示す変更申請書 1 部 - 変更の妥当性に関する書類 - 薬品のモデル 2 単位 <p>保護混成成分と香り成分変更の申請書は、新しい商品の耐用度に関する調査を参照する</p> <p>6- ほかの混成成分変更申請の場合 (Autre excipients)</p> <ul style="list-style-type: none"> - 理由を示す変更申請書 1 部 - 変更の妥当性に関する書類 - 古い商品と新しい商品を比較して流動性の調査 - 薬品のモデル 2 単位 <p>7- 薬品の本質的変更申請の場合 (Principe actif) 申請者は薬品の証明登録申請手続きと等しい書類の完成をする</p> <p>D- 化粧品の告示書の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> - 化粧品の告示作成申請書 - 化粧品の告示フォーム (見本有) <p>E- 薬品製造企業登録</p>
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> - 薬品製造企業登録申請書 - 薬品製造企業情報の書類 <p>F- 薬品の商用名・商標・様式確認の申請法性</p> <ul style="list-style-type: none"> - 薬品の商用名・商標・様式確認申請書 - 薬品の商用名・商標・様式のモデル 2単位 - 薬品の本質の用量と混成成分用量のレシピ 2単位 - 薬品説明書 2単位
備考	<p>カンボジア王国内で営業している薬品製造企業、薬品・医学用具・化粧品輸出入貿易会社、全ての代表事務所は保健省の管理下となる。事業運営するためには、申請者は、薬品と学用具製造貿易許可を得るために医薬品製造企業・輸出入貿易会社・代表事務所を保健省に登録しなければならない。次に、医薬品製造企業・輸出入貿易会社・代表事務所は、商品の貿易をするために保健省に証明登録申請と告示番号申請書類を提出しなければならない。</p>

薬局・ドラッグストアの開設・閉鎖・場所変更に関する 許可

サービス名	薬局・ドラッグストアの開設・閉鎖・場所変更に関する許可
サービス提供者	保健省 州・都の保険局
サービス目的	<ul style="list-style-type: none"> - 国民に病気の治療の質・安全・効果を保証するために、薬品・医学用具・および化粧品を管理する。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> - 薬品の管理法に関する法律 1996年5月9日付 - 薬品の管理法に関する法律の改正に関する法律 2007年12月28日付 - 薬局・ドラッグストアの開設・閉鎖・場所変更申請法性と条件に関する省令 No. 155 ABS/UABS 2000年3月21日付 - AとBタイプの薬局・ドラッグストアの開設・閉鎖・場所変更、又は責任者および営業有効期限延長に関する管理、監視、および許可の供与の権利をプノンペン市役所および州・都の保健局へに譲渡する通達 No. 0892 ABS/UABS 2006年8月11日付 - AとBタイプの薬局・ドラッグストアの開設・閉鎖・場所変更、又は責任者および営業有効期限延長に関する管理、監視、および許可の供与の権利を州・都の保健局へに譲渡する通達 No. 689 ABS/UABS 2002年5月27日付
適格性基準	保健省から薬品営業許可を得たカンボジア人または外国人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 薬局・ドラッグストアの開設・閉鎖・場所変更に関する許可の供与は（申請書の受付日を含む）30営業日を要する - 薬局・ドラッグストアの開設・閉鎖・場所変更に関する許可は、2年間有効とする
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> - 開設申請書（見本有） - 保健省発行の高等薬剤師・中等薬剤師の証明書、又は保健省の認証証明書 - 退職証明（退職した保健公務員の場合） - 本人の履歴書 - 国立病院発行の健康証明書 - 3ヶ月を超えない無犯罪証明書 - 当該地区当局承認の場所の図面

	- 本人の写真 4 cmX6cm 5 枚
備考	薬品の品質、安全と効果を保証する目的のため、薬局とドラッグストアを管理する。

美容手術室開設の公告

サービス名	美容手術室開設の公告
サービス提供者	保健省 病院部 住所：151-153、Kampuchekrom Blvd、Phnom Penh
サービス目的	<ul style="list-style-type: none"> - 美容手術室開設の公告の発行は、5年経験し、公務を延期した又は退職又は辞職した美容手術専門の医者が下記の仕事を <ul style="list-style-type: none"> ● 顧客を診察・診断する ● 顔面の形の整形手術、例：口唇の手術やまぶたの手術など
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> - 治療、治療エスコート、治療補助セクターの個人の専門的職業の業務を管理する法律の布告に関する勅許 No. NS/RKM/1100/10 2000年11月3日 - カンボジア国内に外国人の個人が治療者、治療エスコート者又は治療補助者とする事に関する許可の手續きと条件に関するの政令 No. 94 ANK r・BK 2002年9月11日 - 治療サービス、治療エスコートサービス、治療補助サービスに関する開設、閉鎖、組織変更又は住所などの変更手續きと技術的条件に関する省令 No. 021 ABS/PM 2003年9月4日 - 治療サービス、治療エスコートサービス、治療補助サービスに関する開設、閉鎖、組織変更又は住所などの変更手續きと技術的条件に関する省令 No. 021 ABS/PM 2003年9月4日の改正に関する省令 No. 011 ABS/PM 2004年3月30日
適格性基準	カンボジア人または外国人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 許可の供与は技術的に適格な申請書を受付けた後30営業日を要する - この許可は保険省が発行し、4年間有効とするもの
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> 1- サービス開設申請書 1,000リエル印紙済（見本有） 2- 州・都当局の証明された保健省と教育・青少年・スポーツ省が認証した医学専門証明書を持つ医者の医者証明書、薬剤師証明書、看護師証明書のコピー 3- 専門集団登記と登録証明書 4- 専門証明書のコピー（必要の場合） 5- 本人の履歴書（見本有）、機関長の推薦状、退職又は不登録

	<p>の場合は居住地の当局の証明書が必要</p> <p>6- 本人の契約（見本有）</p> <p>7- 健康診断証明書</p> <p>8- 区役所の承認の住所図面</p> <p>9- 本人の写真 4cmX6cm 5 枚</p> <p>10- 司法省発行の 3 ヶ月以内の無犯罪証明書</p> <p>11- 公務仕事の延期状（給料不要）、退職証明、又は辞任辞令</p> <p>12- 本人は上記の書類を完成して州・都の保健局を通して保健省の病院部に提出しなければならない。</p>
備考	<p>美容手術室開設の公告の発行は、美容手術専門医者が治療、治療エスコート、治療補助に関する法律、公告と案内状を遵守し、問題が起きた場合法律に従って責任を持つためである。</p>

保健省の証明登録用の薬品・医学用具生産品質分析の告示

サービス名	保健省の証明登録用の薬品・医学用具生産品質分析の告示
サービス提供者	<p>州・都の保険局</p> <ul style="list-style-type: none"> - 国立保健実験機関 <ul style="list-style-type: none"> ▪ Building No. 36, Zhork Deumitrov St. ,Sangkat Mittapheap, Khan 7Makara、Phnom Penh ▪ Tel: 023 882 945 ▪ Fax: 023 880 732
サービス目的	<ul style="list-style-type: none"> - 良い品質の製品を調査し、国民に効果的に病気の治療と健康介護するために、製品を監視する。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> - 薬品管理法律 - 薬品証明登録に関する政令 No. 44 ANK r 1994年8月10日付 - 一回のみ使用された医学用具の証明登録法性に関する省令 No. 145 ABS/UABS 2006年6月14日付 - 薬品の証明登録実施に関する省令 No. 364 SNU 1994年10月26日付 - 薬品の証明登録手数料と薬品分析手数料に関する通達 No. 601 ABS/UABS 2001年11月11日付 - 国立保健実験機関から公衆行政機関に改善されることに関する政令 No. 06 ANK r .BK 2008年1月24日付
適格性基準	国内/海外の会社又は工場
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 40営業日を要する - 手数料: 薬品の証明登録手数料と薬品分析サービス料に関する通達 No. 601 TBS/UABS 2001年7月11日付に記載され、国立保健実験機関の委員会の決定により変更可能
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> - 品質分析告示申請書 - 薬品技術書類 - 製品モデル - 薬品の参照物質 (Reference Substance)
備考	<ul style="list-style-type: none"> - 薬品・医学用具運営会社と製造工場は、製品が規定品質標準に従って品質耐久性を有することを表示するために、製品の品質分析をしなければならない。 - 国民の病気を治療する、および健康介護の良い品質と効果のある製品を提供する。

薬品・医学用具・食品の品質分析の告示

サービス名	薬品・医学用具・食品の品質分析の告示
サービス提供者	<p>州・都の保険局</p> <ul style="list-style-type: none"> - 国立保健実験機関 <ul style="list-style-type: none"> ▪ Building No. 36, Zhork Deumitrov St. ,Sangkat Mittapheap, Khan 7Makara、Phnom Penh ▪ Tel: 023 882 945 ▪ Fax: 023 880 732
サービス目的	<ul style="list-style-type: none"> - 良い品質の製品を調査し、国民に効果的に病気の治療と健康介護するために、製品を監視する。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> - 薬品管理法律 - 薬品証明登録に関する政令 No. 44 ANK r 1994年8月10日付 - 一回のみ使用された医学用具の証明登録法性に関する省令 No. 145 ABS/UABS 2006年6月14日付 - 薬品の証明登録実施に関する省令 No. 364 SNU 1994年10月26日付 - 薬品の証明登録手数料と薬品分析手数料に関する通達 No. 601 ABS/UABS 2001年11月11日付 - 国立保健実験機関から公衆行政機関に改善されることに関する政令 No. 06 ANK r .BK 2008年1月24日付
適格性基準	カンボジア人、外国人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 7営業日～30営業日を要する - 手数料:薬品の証明登録手数料と薬品分析サービス料に関する通達 No. 601 TBS/UABS 2001年7月11日付に記載され、国立保健実験機関の委員会の決定により変更可能
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> - 品質分析告示申請書 - 製品モデル
備考	<ul style="list-style-type: none"> -薬品・医学用具運営会社と製造工場は、製品が規定品質標準に従って品質耐久性を有することを表示するために、製品の品質分析をしなければならない。 -国民の病気を治療する、および健康介護の良い品質と効果のある製品を提供する。

薬品製造機関の開設・閉鎖・場所変更の許可に関する公告

サービス名	薬品製造機関の開設・閉鎖・場所変更の許可に関する公告
サービス提供者	<ul style="list-style-type: none"> - 保健技術総局長 - 薬品・食糧・医学用具・化粧品総局長 - 薬品正規局 - Building No.8, St. Ung Pokun (109), Sangkat Mittapheap, Khan 7Makara, Phnom Penh
サービス目的	国民のために病気治療用薬品の品質、安全と効果を保証する。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> - 薬品の管理法に関する法律 1996年5月9日付 - 薬品の管理法に関する法律の改正に関する法律 2007年12月28日付 - 薬品製造機関の開設、閉鎖、場所変更の申請法性と条件に関する省令 No. 505 ABS/UABS 1998年9月25日付 - 薬品製造機関の技術者の適格性に関する省令 No. 63 ABS/UABS 2004年7月8日付
適格性基準	保健省から薬品営業許可を得たカンボジア人または外国人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 薬品製造機関に関する許可の供与は30営業日を要する（申請書の受付日を含む） - 薬品製造機関に関する許可は、2年間有効とする
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> - 開設申請書（見本有） - 保健省認証の薬剤師証明書 - 薬剤師の職歴書と写真 4cmX6cm 4枚 - 国立病院発行の健康証明書 - 3ヵ月を超えない無犯罪証明書 - 州・都当局発行の営業所許可書 - 場所の図面と写真 - 生産室の生産チェーンの図 - 生産に使用の機械、設備、道具リスト - 予定製造薬品名リスト
備考	薬品製造機関開設は、国内薬品製造の向上を技術的に奨励する。

食堂およびレストランの清潔証明書

サービス名	食堂およびレストランの清潔証明書
サービス提供者	保健省 <ul style="list-style-type: none"> - 薬品・食糧・医学用具・化粧品総局長 - 食糧安全局 - 住所：Building No. 151-153, Kampucheakrom Blvd, Phnom Penh - Tel: 855 23 722 150 - Fax: 855 23 722 150
サービス目的	食堂およびレストランの清潔と食品の安全を保証する。
法的基盤	参照： <ul style="list-style-type: none"> - 政府の通達 No. 03 SR 第 号 2005 年 6 月 24 日付 - 食堂・レストランの清潔条件と食堂およびレストランの判断基準の評価表に関する通達 No. 0330 ABS/UABS 2005 年 4 月 1 日付 - レストラン運営会社・エージェントに観光許可を供与するに関する観光省の省令 No. 32 BrK 2001 年 5 月 2 日付
適格性基準	食堂所有者およびレストラン所有者
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 証明書の供与は技術的に適格の申請書を受付けてから 30 営業日を要する - 10 年間有効とする
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> - 開設申請書（見本有） - 所有者又は経営者の写真付履歴書 1 部 - 清潔担当者の写真付履歴書 1 部 - パスポートのコピー（外国人の場合） - 料理人と食事サービス人の州・都の保健局発行の健康証明書 - 当該地区発行の営業所証明書、食堂およびレストランの正面写真 1 枚、店内の写真 1 枚
備考	<ul style="list-style-type: none"> - 食堂およびレストランの清潔の監視は、薬品・食糧・医学用具・化粧品部の任務である。 - 全ての食堂およびレストランの運営は、保健省に食堂・レストランの清潔証明書を申請しなければならない。

**薬品輸出入貿易事業所の開設・閉鎖・場所変更、伝統薬品
販売店・薬品と薬原料輸出入に関する許可、化粧品運営事
業に関する決定**

サービス名	薬品輸出入貿易事業所の開設・閉鎖・場所変更に関する許可 ビューティーサロンの開設・閉鎖・場所変更に関する許可 薬品および薬原料の輸出入に関する許可 化粧品の告示
サービス提供者	保健省 <ul style="list-style-type: none"> - 保健技術総局 - 薬品・食糧・医学用具・化粧品局 - 薬品事業部 Building No. 151-153, Kampucheakrom Blvd, Phnom Penh
サービス目的	サービスの質を強化する目的で、薬品輸出入貿易事業所、伝統薬品販売店、および化粧品販売店を管理するためである。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> - 薬品の管理法に関する勅許 No. JS/RKM/0696/02 1996年6月17日付 - 薬品の管理法の改正法に関する勅許 No. NS/RKM/1207/037 2007年12月28日付 - 麻薬監視法 - 化粧品管理に関するカンボジア政府の政令 No. 122 ANK r . BK 2008年8月28日付 - 伝統薬品販売店の蛍雪・閉鎖・場所変更の法性と条件に関する省令 No. 570 ABS/UABS 1998年10月6日付 - 薬品の輸出入貿易に関する保健省の省令 No. 82 ABS/UABS 1999年3月31日付の改正に関する保健省の省令 No. 1031 ABS/UABS 2008年11月3日付 - 美容手術センターとビューティーサロンの開設・閉鎖・場所変更の法性と技術条件に関する保健省の省令 No. 008 ABS. MP 2010年1月26日付 - 美容手術センターとビューティーサロンの管理に関する保健省の決心 No. 0209 ABS/UABS 2010年3月18日付
適格性基準	カンボジア人、外国人、法人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 1ヵ月有効の薬品輸出入の許可

	<ul style="list-style-type: none"> - 輸出入貿易事業所および化粧品販売店の開設許可 2年有効 - ビューティーサロン開設許可 2年有効
必要書類	<p><u>薬品輸出入貿易事業所の開設</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - 申請書 3部 - 薬剤師の履歴書 1部 - 事業所写真、看板付真正面の写真 1枚 - 会社の定款 1部 - 薬剤師証明書 1部 - 健康証明書 1枚 - 3ヵ月を超えない無犯罪証明書 <p><u>伝統薬品販売店の開設</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - 申請書 1部 - ビューティーサロントレーニング証明書のコピー - 本人履歴書 1部 - 健康証明書 1枚 - 場所の図面 - 3ヵ月を超えない無犯罪証明書 - ビューティーサロンセンターの写真（正面と内側）1部 - 本人の写真 4cmX6cm 7枚 <p>輸入申請書：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 薬品輸入申請書（見本有）下記の書類を参照する必要： <ol style="list-style-type: none"> 1. 船積書類 Ocean Bill of Lading Original 1部+コピー 1部 又は航空貨物送付状 Airway Bill Original 1部+コピー 1部 2. インボイス Commercial Invoice Original 1部+コピー 1部 3. パッキングリスト Packing List Original 1部+コピー 1部 4. 輸入薬品登録表 2部 - 薬品輸出申請書（見本有）下記の書類を参照する必要： <ol style="list-style-type: none"> 1. インボイス Commercial Invoice Original 1部+コピー 1部

	<p>2. パッキングリスト Packing List Original 1部+コピー 1部</p> <p>3. 製品リスト List Products</p> <p>化粧品販売店の場合：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 申請書 1部 - 会社の社長の履歴書 - 会社の定款 - 化粧品の告示リスト - 健康証明書 - 3ヶ月を超えない無犯罪証明書
備考	<p>カンボジア王国内で事業運営する薬品輸出入事業所、伝統薬品販売店および化粧品販売店は、保健省の指導を遵守しなければならない。</p>

水資源・気象省

MINISTRY OF WATER RESOURCE AND METEOROLOGY

Building No.47, Preah Norodom Blvd, Phnom Penh

Tel: (855) 23 724 289 / 725 989

Fax: (855) 23 426 345

E-mail: mowram@cambodia.gov.kh

Website: <http://www.mowram.gov.kh>

水ライセンス

サービス名	- 水ライセンス
サービス提供者	水資源・気象省 - Building No.47, Preah Norodom Blvd, Phnom Penh - Tel: (855) 23 724 289 / 725 989 - Fax: (855) 23 426 345 - E-mail: mowram@cambodia.gov.kh - Website: http://www.mowram.gov.kh
サービス目的	水使用者が使用権利を得て、そしてライセンス条件に従って営業できる。
法的基盤	カンボジア王国内の水資源の管理法律の公布に関する勅許 No. NS. RKM. 0607. 016 2007年6月29日付
適格性基準	個人、公的法人、民間法人
サービス標準	適格に準備中
必要書類	適格に準備中
備考	<ul style="list-style-type: none"> ● 水ライセンスの発行は、水の使用に関する紛争の管理と永続を保護する。 ● 家庭の水使用以外、すべての水使用者はライセンスを申請しなければならない。 ● 水ライセンスは水資源・気象省に申請する ● 申請フォームは水資源・気象省にて提供される

文化芸術省

MINISTRY OF CULTURE AND FINE ARTS

Building No. 227, Preah Norodom Blvd、Sangkat
Tonle Basac, Khan Chamkar Morn, Phnom Penh,
Cambodia

Tel: 023 217 645

Fax: 023 218 148

E-mail: info@mcfa.gov.kh

Website: <http://www.mcfa.gov.kh>

ビデオ・映画サービスの輸出入会社のライセンス

サービス名	ビデオ・映画サービスの輸出入会社のライセンス (地区事務所を通す)
サービス提供者	文化芸術省 映画芸術と文化伝達部 Building No. 70, St. 200, Boeung Raing, Khan Daun Penh, Phnom Penh Tel・Fax: 023 211 004 Fax: 023 215 469
サービス目的	営業者、顧客がビデオ・映画の輸出入事業を開始できるようにする。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> 映画・ビデオセクターの管理、監視に関する政令 No. 63 ANK r.BK 2000年9月4日付 文化芸術省の指導通達 No. 07 SJN 2000年10月20日付
適格性基準	カンボジア王国内に永久居住権を持ち、最低 18 歳で健康なカンボジア人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> 遅くとも 15 営業日を要する 手数料: 映画・ビデオライセンス代金の決定に関する省庁間省令 No. 647 SHV.BrK 2007年7月26日付
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> - 申請書 200 リエル印紙付 1 部 - 職業契約書 1 部 - 写真 4cmX6cm 3 枚 - 履歴書 1 部 - 身分証明書 (コピー) 1 部 - 場所の図面 (当該地区の発行) 1 部 - 本人は最低 18 歳で健康な人

ビデオ・映画サービスの画像スタジオのライセンス

サービス名	ビデオ・映画サービスの画像スタジオのライセンス (地区事務所を通す)
サービス提供者	文化芸術省 映画芸術と文化伝達部 Building No. 70, St. 200, Boeung Raing, Khan Daun Penh, Phnom Penh Tel・Fax: 023 211 004 Fax: 023 215 469
サービス目的	営業者、顧客がビデオ・映画の画像スタジオ事業をできるようにする。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> 映画・ビデオセクターの管理、監視に関する政令 No. 63 ANK r.BK 2000年9月4日付 文化芸術省の指導通達 No. 07 SJN 2000年10月20日付
適格性基準	カンボジア王国内に永久居住権を持ち、最低 18 歳で健康なカンボジア人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> 遅くとも 15 営業日を要する 手数料: 映画・ビデオライセンス代金の決定に関する省庁間省令 No. 647 SHV.BrK 2007年7月26日付
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> - 申請書 200 リエル印紙付 1 部 - 職業契約書 1 部 - 写真 4cmX6cm 3 枚 - 履歴書 1 部 - 身分証明書 (コピー) 1 部 - 場所の図面 (当該地区の発行) 1 部 - 居住証明書 (当該地区の認証) 1 部 - スタジオに使用道具リスト 1 部 - 本人は最低 18 歳で健康な人

ビデオ・映画サービスのプロダクションのライセンス

サービス名	ビデオ・映画サービスのプロダクションのライセンス
サービス提供者	文化芸術省 映画芸術と文化伝達部 Building No. 70, St. 200, Boeung Raing, Khan Daun Penh, Phnom Penh Tel・Fax: 023 211 004 Fax: 023 215 469
サービス目的	営業者、顧客がビデオ・映画のアフレコ、スタジオ事業をできるようにする。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> 映画・ビデオセクターの管理、監視に関する政令 No. 63 ANK r.BK 2000年9月4日付 文化芸術省の案内通達 No. 07 SJN 2000年10月20日付
適格性基準	カンボジア王国内に永久居住権を持ち、最低 18 歳で健康なカンボジア人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> 遅くとも 15 営業日を要する 手数料: 映画・ビデオライセンス代金の決定に関する省庁間省令 No. 647 SHV.BrK 2007年7月26日付
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> - 申請書 200 リエル印紙付 1 部 - 職業契約書 1 部 - 写真 4cmX6cm 3 枚 - 履歴書 1 部 - 身分証明書 (コピー) 1 部 - 場所の図面 (当該地区の発行) 1 部 - 居住証明書 (当該地区の認証) 1 部 - 商標 1 部 - 商業登録証書 1 部 - 本人は最低 18 歳で健康な人

外国プロダクションの映画・ビデオ制作ライセンス

サービス名	外国プロダクションのビデオ・映画製作ライセンス
サービス提供者	文化芸術省 映画芸術と文化伝達部 Building No. 70, St. 200, Boeung Raing, Khan Daun Penh, Phnom Penh Tel・Fax: 023 211 004 Fax: 023 215 469 E-mail: producerdany@yahoo.com
サービス目的	映画・ビデオの芸術を優良に管理し、カンボジア国内で映画・ビデオを制作しようとする法人と外国人個人に良いサービスを提供し、貧困を減少する。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 映画・ビデオセクターの管理、監視に関する政令 No. 63 ANK r.BK 2000年9月4日付 ● 文化芸術省の指導通達 No. 07 SJN 2000年10月20日付
適格性基準	<ul style="list-style-type: none"> - 法人 - 会社と确实住居を持つ個人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> ● 遅くとも15営業日を要する ● 手数料: 映画・ビデオライセンス代金の決定に関する省庁間省令 No. 647 SHV.BrK 2007年7月26日付
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> 1- 外国の個人又はプロダクションの公式申請書 1部 2- 作品のシナリオ カンボジア語版1部、英語版1部 3- 設備リスト 1部

国内の映画・ビデオプロダクションの映画・ビデオサービスに関する製作のライセンスと証明書発行

サービス名	<p>クメール映画・ビデオサービスに関するライセンスと証明書発行</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. クメールのロングスケールとショートスケールの映画・ビデオ、記録映画、教育スポット、広告スポットの製作ライセンス 2. クメールのロングスケールとショートスケールの映画・ビデオ、記録映画、教育スポット、広告スポットの証明書
サービス提供者	<p>文化芸術省 映画芸術と文化伝達部 Building No. 70, St. 200, Boeung Raing, Khan Daun Penh, Phnom Penh Tel・Fax: 023 211 004 Fax: 023 215 469</p>
サービス目的	<ul style="list-style-type: none"> - カンボジア文化を発展させるために支援し、有効に管理するためである。 - クメール映画・ビデオの演出を訂正し、品質を監督する
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 映画・ビデオセクターの管理、監視に関する政令 No. 63 ANK r.BK 2000年9月4日付 ● 文化芸術省の案内通達 No. 07 SJN 2000年10月20日付
適格性基準	<ul style="list-style-type: none"> - 映画・ビデオプロダクション製作しようとするプロダクション会社又は個人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> ● 遅くとも 15 営業日を要する ● 手数料：映画・ビデオライセンス代金の決定に関する省庁間省令 No. 647 SHV.BrK 2007年7月26日付
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> - クメール映画・ビデオ製作申請書 1部 - 作品のシナリオと概略 1部 - 俳優及び声優の写真 3枚 - プロダクション開設の決定、又はプロダクション延長許可 1部 - 政府発行の組織体の設立の許可 1部

映画・ビデオサービスの登録に関するライセンスと証明書 発行

サービス名	クメール映画・ビデオサービスに関するライセンスと証明書発行 1. 外国から輸入の映画・ビデオ登録 2. 外国の映画・ビデオに証明書供与
サービス提供者	文化芸術省 映画芸術と文化伝達部 Building No. 70, St. 200, Boeung Raing, Khan Daun Penh, Phnom Penh Tel・Fax: 023 211 004 Fax: 023 215 469
サービス目的	－ 外国からの悪影響ある文化を予防し、外国映画を有効に管理するためである。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 映画・ビデオセクターの管理、監視に関する政令 No. 63 ANK r.BK 2000年9月4日付 ● 文化芸術省の案内通達 No. 07 SJN 2000年10月20日付
適格性基準	－ 文化・芸術省の認証許可を得たビデオ輸出入会社
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> ● 遅くとも15営業日を要する ● 手数料: 映画・ビデオライセンス代金の決定に関する省庁間省令 No. 647 SHV.BrK 2007年7月26日付
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> － 映画・ビデオ承認申請書 8部 (映画・ビデオ参照) － 証明書申請書 1部 － 映画・ビデオの輸出入会社開設の文化・芸術省の許可 1部

映画・ビデオサービスのアフレストアジオに関するライセンス

サービス名	映画・ビデオサービスのアフレストアジオに関するライセンス
サービス提供者	文化芸術省 映画芸術と文化伝達部 Building No. 70, St. 200, Boeung Raing, Khan Daun Penh, Phnom Penh Tel・Fax: 023 211 004 Fax: 023 215 469
サービス目的	映画・ビデオサービスのアフレストアジオ事業者を顧客が営業できるようにする。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 映画・ビデオセクターの管理、監視に関する政令 No. 63 ANK r.BK 2000年9月4日付 ● 文化芸術省の案内通達 No. 07 SJN 2000年10月20日付
適格性基準	カンボジア王国内に永久居住権を持ち、最低 18 歳で健康なカンボジア人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> ● 遅くとも 15 営業日を要する ● 手数料: 映画・ビデオライセンス代金の決定に関する省庁間省令 No. 647 SHV.BrK 2007年7月26日付
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> - 申請書 200 リエル印紙付 1部 - 職業契約書 1部 - 写真 4cmX6cm 3枚 - 履歴書 1部 - 身分証明書 (コピー) 1部 - 場所の図面 (当該地区の発行) 1部 - 居住証明書 (当該地区の認証) 1部 - スタジオに使用する道具リスト 1部 - 声優のリスト 1部 - 本人は最低 18 歳で健康な人

芸術品の輸出入監視と許可

サービス名	芸術品の輸出入監視と許可						
サービス提供者	文化芸術省 映画芸術と古代物件の文化伝達部 Building No. 253, St. 180, Boeung Raing, Khan Daun Penh, Phnom Penh Tel・Fax: 023 218 148 Fax: 023 217 645 E-mail: bolin_antiquities@yahoo.com						
サービス目的	古代物件の輸出を予防し、およびカンボジア芸術への外国製品の輸入を予防する。						
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> - 遺産保護義務法律 - 遺産保護義務実施に関する政令 No. 98 ANK r .BK 2002 年 9 月 17 日付 						
適格性基準	自国の観光客と国際観光客						
サービス標準	木造・金属造・石造の芸術物件						
	測定	輸出手数料 (リエル)			輸入手数料 (リエル)		
		木	金属	石	木	金属 石	
	高度 1cm-20cm	2,000	2,000	3,000	3,000	3,000	4,500
	高度 21cm-50cm	5,000	6,000	6,000	7,500	9,000	9,000
	高度 51cm-100cm	8,000	8,000	10,000	12,000	12,000	15,000
	高度 101cm-150cm	12,000	12,000	14,000	18,000	18,000	21,000
	高度 151cm-200cm	16,000	20,000	20,000	24,000	30,000	30,000
	高度 201cm 以上	30,000	30,000	30,000	45,000	45,000	45,000
	ほかの資材造の芸術物件 (焼土・布地・紙等)						
測定	輸出手数料 (リエル)			輸入手数料 (リエル)			
高度 1cm-10cm	2,000			3,000			
高度 10cm-50cm	4,000			6,000			
高度 51cm-120cm	10,000			15,000			
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> - 申請書 - 芸術物件リスト - 許可書 						
備考	芸術物件輸出入の監視により、古代芸術物件の輸出を予防でき、更に国の						

予算として一部収入できる。

著作権保護登録および無国籍または遺産著作についての営業

権の申請

サービス名	著作権保護登録および無国籍または遺産著作についての営業権の申請
サービス提供者	文化芸術省 著作権権利および同一権利部 Building No. 227, Preah Norodom Blvd, Sangkat Tonle Basac, Khan Chamkar Morn, Phnom Penh Tel・Fax: 023 217 645 Fax: 023 218 148 E-mail: copyright_dep@yahoo.com
サービス目的	<ul style="list-style-type: none"> - 文化的製品の営業を法的に施行する目的のため、著作権および同種権利を保証し、作家の文化著作、俳優、プロダクションと放送機関を保護する。 - 事業者顧客が、無国籍、遺産又は無相続者の文学作品、芸術、音楽に関する事業を運営できるようにして、さらにカラオケ、ビデオおよび映画を製作できるようにする。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 著作権と同種権利に関する法律 2003年3月5日に公布 ● 無国籍、遺産又は無相続の文学作品、芸術、音楽の事業用の文化的製品の製作申請手数料の価格決定に関する省庁間省令 No. 649 SHV. Br K 2007年7月26日付 ● 著作権と同種権利の侵害犯からの保護に関する商業省と文化芸術省の省庁間省令 2005年7月20日付 ● 著作権と同種権利の侵害犯を直ちに中止させることに関する省令 No. 60 BrK. VVS 2003年3月18日付
適格性基準	個人、法人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> ● 無国籍、遺産又は無相続の文学作品、芸術、音楽の事業の許可は1年有効 ● 手数料の支払い（無国籍、遺産又は無相続の文学作品、芸術、音楽の事業用の文化的製品の製作申請手数料の価格決定に関する省庁間省令を参照） ● 著作権保護の登録と無国籍、遺産又は無相続の文学作品、芸術、音楽の事業用の文化製品の製作権の申請は15営業日を要する。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 著作権保護登録証書は3年有効
必要書類	<p>1ー 著作権保護登録</p> <ul style="list-style-type: none"> - 申請書 - 著作権保護登録契約 - 著作原本 - 申請者の身分証明書（コピー、個人の場合） - 著作保護状（可能場合） - 文化芸術省発行のプロダクション開設に関する決定、又は商業省発行の商業登録証書（コピー、法人の場合） - 権利譲渡関係書類 <p>2ー 無国籍、遺産又は無相続の著作の事業権利申請</p> <ul style="list-style-type: none"> - 申請書 - 著作原本（本、原文、歌のタイトル、歌のメロディ、歌の音律） - 申請者の身分証明書（コピー、個人の場合） - 文化芸術省発行のプロダクション開設に関する決定、又は商業省発行の商業登録証書（コピー、法人の場合） - 権利譲渡関係書類
備考	<ul style="list-style-type: none"> - 無国籍の著作の事業運営を法的に施行することと違反事業の予防を保証する。 - 政府機関が著作の所有者とする者を認証する。

国立博物館入場券の販売サービスに関するライセンス

サービス名	国立博物館入場券販売サービスに関するライセンス
サービス提供者	文化芸術省 博物館部（国立博物館） Preah Bat Ang Eng Street (No. 13) , Sangkat Chey Chumneas, Khan Daun Penh, Phnom Penh Tel・Fax: 023 211 753 E-mail: museum_cam@camnet.com.kh
サービス目的	先祖伝来の文化遺産を自国と国際観光客に伝達する。
法的基盤	最新事情に基づく観光セクター開発強化と促進に関する政府の案内通達 No. 14 SRNN 2001年12月18日付
適格性基準	カンボジア人、学生、学士、外国観光客
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> ● カンボジア人入場費 500 リエル（カンボジア国籍の学生、学士、お坊さん、軍人、障害者は入場券不要） ● 外国人観光客には入場料は3ドル
必要書類	文化芸術省の許可を持つ自国や国際代議員団

労働・職業訓練省

MINISTRY OF LABOR AND VOCATIONAL TRAINING

Building No.3, Russian Blvd, Sangkat Tuk Laak 1, Khan

Toul Kork, Phnom Penh, Cambodia

Tel: (023) 880 102 / (023) 882 730

(023) 881 848 / (023) 884 375 / (023) 882 948

Fax: (023) 884 376

Website: <http://mlvt.gov.kh> / www.ntb.gob.kh

教育機関の設立に関するライセンス

サービス名	教育機関の設立に関するライセンス
サービス提供者	<p>労働・職業訓練省</p> <p>プノンペン都</p> <ul style="list-style-type: none"> － 教育・技術・職業訓練総局 － 教育・技術・職業訓練事業管理部 － 教育機関管理局 <p>住所：Building No. 3, Russian Blvd, Sangkat Tuk Laak 1, Khan Toul Kork, Phnom Penh</p> <p>Tel: (885-23) 884 375</p> <p>Fax: (855 23) 884 376</p> <p>Website: www.mlvt.gov.kh / www.ntb.gov.kh</p>
サービス目的	<p>教育・技術・職業訓練ライセンスの発行は、関連法人を設立するためである（すべての教育機関、教育・技術・職業訓練コースを管理する。ライセンスを得てから事業運営ができる）</p>
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 高等と専門教育機関の設立と管理に関する政令 No. 01 ANKr 1992年1月20日付 ● 労働・職業訓練省の準備と施行に関する政令 No. 52 ANK r . BK 2005年1月1日付 ● 前社会問題・労働・職業訓練・青少年更正省、女性・退役軍人省、教育・青少年・スポーツ省と労働・職業訓練省との行政職員・幹部の譲渡に関する政令 No. 33 ANK r . BK 2004年8月3日付 ● 国家トレーニング委員会の設立に関する政令 No. 790 ANKr. TT 2005年10月14日付 ● プログラムコース、技術・職業訓練教育機関を承認する副委員会の設立に関する省令 No. 133 BrK 2008年10月10日付 ● 技術・専門トレーニング教育総局下の機関の準備と施行に関する省令 No. 027 K. K. B. V/BrK 2007年2月20日付 ● プノンペンの労働・職業訓練局の準備と施行に関する省令 No. 001 KB/B r K 2008年1月11日付 ● 州・都の労働・職業訓練局の準備と施行に関する省令 No. 052 K. K. B. V/B r K 2006年3月15日付
適格性基準	公的法人、民間法人、個人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> ● ライセンスの供与までに15日間から1か月を要する（労

	働・職業訓練省が作成中の公立・私立双方の教育機関の設立と管理に関する省令により更に明確に定義される予定)
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ● ライセンス申請書 コピー3部 ● 申請者の ID カード、パスポート コピー3部 ● 申請者の写真 4×6 3枚 ● 教育機関の事業範囲と定款 コピー3部 ● 教育機関の教育情報の広告と配布の申請書 ● ライセンスを申請する教育機関保有者の無犯罪証明書 ● 教育機関の最低資本金を証明する銀行保証書 原本 ● 上記全てについて、労働・職業訓練省が作成中の公立・私立双方の教育機関の設立と管理に関する省令により更に明確に定義される予定
備考	カンボジア王国内で教育機関を新規に開設する・タイプを変更する場合は、カンボジア王国政府に申請し、事前に許可を得ることが必要である。第一ステップとして、教育機関を新規に開設する・タイプを変更することと希望する公的法人・民間法人・個人は、労働・職業訓練省に教育ライセンス申請を提出しなければならない。省は、教育機関、トレーニングコースが現行法に従って運営できるように、申請をチェックし、申請者にライセンスを発行する手続きを準備する。

60人以上を雇用する工場、企業、機関、会社の技能習得者 へのトレーニング

サービス名	60人以上雇用人利用する工場、企業、機関、会社の技能習得者へのトレーニング
サービス提供者	労働・職業訓練省 プノンペン：職業市場情報部 住所：Building No. 3, Russian Blvd, Sangkat Tuk Laak 1, Khan Toul Kork, Phnom Penh Tel: (855 23) 882 948 州：労働・職業訓練局：職業訓練課
サービス目的	<ul style="list-style-type: none"> - 技能習得者、ワーカー、被雇用者への技術・職業の専門を供与する - ワーカー・被雇用者の技術・職業の専門を向上させる - 近代技術の開発と職業市場のニーズに従って、国民・学生・学士への技術・職業の専門を向上させる - 労働力を強化して国内および国際職業市場の競争に参加する - 国民の収入を増加し、貧困を減少する。
法的基盤	法律、政令、省令それぞれの関係サービス <ul style="list-style-type: none"> - 労働法、第3条技術習得者へのトレーニング - 技術習得者へのトレーニングに関する省令 No. 004 S. K. B. Y 2000年1月5日付 - 技術習得者へのトレーニングに関する省令 No. 004 S. K. B. Y 2000年1月5日付の施行に関する案内状 No. 003 SKBY - 技術習得者トレーニング証明書作成手数料の決定、ワーカー・被雇用者試験、職業専門証明書と承認書に関する案内状 No. 35 S. K. B. Y/BT 2001年6月14日付
適格性基準	<ul style="list-style-type: none"> - カンボジア人、学生、学士、ワーカー、被雇用者、雇用人、職人、事業者など - 企業、機関、会社、手工芸、営業 - 教育・技術職業訓練国立機関と中央政府・全ての州・都の教育・技術職業訓練センター
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> ● サービスを得るには1週か2週を要する ● 手数料：1年・一人につき18,000リエル

必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業・機関・会社の申請書 1部 ● 技術習得者とワーカーの履歴書 1部 ● 技術習得者トレーニング契約 1部
備考	<ul style="list-style-type: none"> - 技術習得者トレーニングプログラム 1部 - 企業・機関の技術習得者トレーニングに関する内規 1部 ILO, GMAC, CAMFEBA, Order, Employee, 企業連合 - 国内および国際職業に適合させるため、国民・学生・学士・技術習得者・ワーカー・被雇用者・特に女性への教育・技術と職業専門をトレーニングする責任を持つ全ての関係機関、特に労働・職業訓練省下の機関の管理者、ADB、と他の社会組織団体の参加を要求する。

企業設立、被雇用者に関する通達公告

サービス名	企業設立、被雇用者に関する通達公告
サービス提供者	<p>労働・職業訓練省</p> <p>住所：Building No. 3, Russian Blvd, Sangkat Tuk Laak 1, Khan Toul Kork, Phnom Penh</p> <p>労働検閲部</p> <p>労働検閲総局建物、労働検閲部、3階</p> <p>Tel: (855 23) 882 730</p> <p>Fax: (855 23) 882 574</p>
サービス目的	<ul style="list-style-type: none"> - 企業、機関に法人格を供与し、企業、機関の登録証書を発行する。 - 企業、機関登録をする。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> - 労働法 - 企業、機関の開設・閉鎖に関する公告に関する省令 No. 288 S.K.B.Y 2001年11月5日付
適格性基準	法人、個人
サービス標準	<p>企業、機関の開設・閉鎖に関する公告の登録サービスの供与：</p> <ul style="list-style-type: none"> - サービスを得るには10営業日から30営業日を要する。また、反対者がいる場合はこれ以上の期間を要する。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係省のライセンス（コピー） ● 企業、機関の定款（コピー） ● パテント証書（コピー） ● 企業名 ● 企業開設日付 ● 企業事務所の住所、電話番号、ファックス番号 <ul style="list-style-type: none"> - 企業持主名前、年齢、性別、国籍、生年月日 - 企業社長名前、年齢、性別、国籍、生年月日 ● 企業の公正な定款 ● 企業種 ● 経済的行動部門 ● 重要な製品 ● 供給方式 ● 企業住所、電話番号、ファックス番号 ● ワーカー・被雇用者数：名字・名前、年齢、性別、国籍、生年月日、就職日付、職業、教育水準、又は職業水準、給料、

	<p>勤務時間</p> <ul style="list-style-type: none"> - 15歳～18歳以下の年齢のワーカー・被雇用者 - 外国人雇用人数、女性と男性の総計 <ul style="list-style-type: none"> ● 労働協約を有する場合の女性用および子供用の約款。勤務時間と約款業務種 ● 18歳を超える雇用人が企業に住み込むかどうか ● 機械種類、および危険な用具と原料の使い方
備考	<ul style="list-style-type: none"> - 全ての企業、機関、およびプノンペンに位置する支社は、早急に労働・職業訓練省の労働検閲部にて登録をしなければならない。不履行の場合、労働法に従って罰せられる。

機関の労務記録書

サービス名	機関の労務記録書
サービス提供者	労働・職業訓練省 住所：Building No. 3, Russian Blvd, Sangkat Tuk Laak 1, Khan Toul Kork, Phnom Penh 労働検閲部 労働検閲総局建物、労働検閲部、3階 Tel: (855 23) 882 730 Fax: (855 23) 882 574
サービス目的	<ul style="list-style-type: none"> - 企業、機関に法人格を供与し、企業、機関の登録証書を発行する。 - 企業、機関登録をする。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> - 労働法 - 機関の記録表に関する公告に関する省令 No. 268 S. K. B. Y 2001年10月11日付
適格性基準	法人、個人
サービス標準	機関の記録表に関する登録サービスを得るには5営業日から7営業日を要する。
必要書類	1- 企業名 2- 企業事務所の住所 <ul style="list-style-type: none"> - 企業持主名前 - 企業社長名前 3- 企業種 4- 経済的行動部門
備考	<ul style="list-style-type: none"> - 全ての企業、機関、およびプノンペンに位置する支社は、早急に労働・職業訓練省の労働検閲部にて登録をしなければならない。不履行の場合、労働法に従って罰せられる。

企業・機関の労務内規

サービス名	企業・機関の労務内規
サービス提供者	労働・職業訓練省 住所：Building No. 3, Russian Blvd, Sangkat Tuk Laak 1, Khan Toul Kork, Phnom Penh 労働検閲部 労働検閲総局建物、労働検閲部、3階 Tel: (855 23) 882 730 Fax: (855 23) 882 574
サービス目的	<ul style="list-style-type: none"> - 企業、機関に法人格を供与し、企業、機関の登録証書を発行する。 - 企業、機関に証明書の発行をする。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> - 労働法 - 企業・機関の内規の作成に関する公告に関する通知 No. 14 S. K. B. Y 2002年8月16日付
適格性基準	法人、個人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 企業・機関の証明書発行に関するサービスの供与 - サービスを得るには15営業日から30営業日を要する。また、反対者がいる場合はこれ以上の期間を要する。
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> 1- 企業名 2- 企業種 3- 経済的行動部門 4- 供給方式 5- 週間休日 6- 週間勤務時間 7- 勤務開始時間
備考	<ul style="list-style-type: none"> - 全ての企業、機関、およびプノンペンに位置する支社は、早急に労働・職業訓練省の労働検閲部にて証明書登録をしなければならない。不履行の場合、労働法に従って罰せられる。

給与帳

サービス名	給与帳
サービス提供者	<p>労働・職業訓練省</p> <p>住所：Building No. 3, Russian Blvd, Sangkat Tuk Laak 1, Khan Toul Kork, Phnom Penh</p> <p>労働検閲部</p> <p>労働検閲総局建物、労働検閲部、3階</p> <p>Tel: (855 23) 882 730</p> <p>Fax: (855 23) 882 574</p>
サービス目的	<ul style="list-style-type: none"> - 企業、機関に法人格を供与し、企業、機関の登録証書を発行する。 - 企業、機関の登録をする。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> - 労働法 - 給与帳の作成に関する省令 No. 269 S. K. B. Y 2001年10月11日付
適格性基準	法人、個人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 企業・機関の給与帳登録に関するサービスの供与 - サービスを得るには5営業日から7営業日を要する。また、反対者がいる場合はこれ以上の期間を要する。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 1- 企業名 2- 企業事務所の住所 <ul style="list-style-type: none"> - 企業持主名前 - 企業社長名前 3- 企業種 8- 経済的行動部門
備考	<ul style="list-style-type: none"> - 全ての企業、機関、およびプノンペンに位置する支社は、早急に労働・職業訓練省の労働検閲部にて登録をしなければならない。不履行の場合、労働法に従って罰せられる。

カンボジア人労働者を募集、訓練、海外へ送る会社への許可に関する公告の発行

サービス名	カンボジア人労働者を募集、訓練、海外へ送る会社への許可に関する公告の発行
サービス提供者	労働・職業訓練省 プノンペン：労働総局 職業・人力部 就職紹介課
サービス目的	カンボジア人労働者を募集、訓練、海外（大韓民国除き）へ送る会社に権利を供与する。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> - カンボジア労働者を海外へ送ることに関する政令 No. 57 ANK r .BK 1995年11月20日付 - 労働者（男女）法的に海外への就職用の通常パスポートの発行に関する政令 No. 195 ANK r .BK 2008年11月21日付
適格性基準	<p>パートナーとして選択される適格民間会社：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 商業省又はカンボジア開発評議会にて登録済 - 会社はカンボジア王国内に正確な敷地を持ち、労働者を募集、訓練、海外発送、管理する従業員がいる - 会社は、職業訓練教育学校を所有し、発送前の初等専門の訓練コースを実施できるための適格な用具を持つ
サービス標準	サービスを得るには30営業日を要する。
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> 1- 商業省又はカンボジア開発評議会の登録証書 2- 国への税金支払い証書 3- 会社の定款 4- カンボジア中央銀行に10,000米ドルを預金する

情報省

MINISTRY OF INFORMATION

Building No.62, Preah Monivong Blvd, Sangkat Srah
Chork, Khan Daun Penh

TeL: (023) 430 700

Fax: (855) 23 426 059

Website: www.information.gov.kh

情報提供契約

サービス名	情報提供契約
サービス提供者	情報省 カンボジアテレビ総局 Building No.62, Preah Monivong Blvd, Sangkat Srah Chork, Khan Daun Penh, Phnom Penh Tel: (023) 724 149 Fax: (855) 23 430 752 Website: www.tvk.gov.kh E-mail: nawaddha@yahoo.com / info@tvk.gov.kh P.O.Box: 984 - Postal Code: 12201
サービス目的	“新しく、迅速に、信用され、どこでも、いつでも”の標語に基づいて、国内および海外のテレビ視聴者に情報、知識、教育、娯楽を提供し、視聴者からのコメントを受ける。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> - 情報省の設立に関する法律の公布に関する勅許 No. NS/RKM 0196/14 1996年1月24日付 - 情報省の準備と実施に関する政令 No. 70 ANK r .BK 1999年8月5日付 - カンボジアテレビ総局の準備と実施に関する情報省の公告 No.017/03 P.M. BrK 2003年1月23日付
適格性基準	国内と海外の国民は、カンボジアテレビからの情報、教育、娯楽を受けられる権利が十分にある。
サービス標準	料金：正当に準備中
必要書類	A- 情報収集サービス： 依頼状を提出する又は電話で連絡する機関又は組織体： <ul style="list-style-type: none"> ● 国内情報 Tel: 011 873 178, 012 884 507, 012 683 968 ● 一部情報およびおはようカンボジアプログラム Tel: 016 944 052 / 012 852 957 / 012 683 968 ● フランス語情報 Tel: 023 724 054 / 012 653 492 ● エクイティ情報 Tel: 012 840 832 / 012 854 636 ● “優良都市－交通安全”プログラム Tel: 012 894 828

	<ul style="list-style-type: none"> ● 両親への手紙 Tel: 012 457 017 <p>B- 宣伝サービスおよびその他の報道 Tel: 012 848 205 / 012 831 771 / 012 910 189</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> ● 確実な、新たな、迅速な情報を国内と海外のテレビ視聴者へ提供することを保証するため ● 国としてのアイデンティティを称賛し、国の伝統・文化・威厳を保護する ● テレビ視聴者に全てのセクターに関する知識と教育を提供する ● 人権と民主主義を称賛する

ウェブサイトでの情報サービス提供と写真提供

サービス名	ウェブサイトでの情報サービス提供と写真提供ト
サービス提供者	<p>情報省</p> <p>カンボジア情報管理総局 AKP</p> <p>Building No.62, Preah Monivong Blvd, Sangkat Srah Chork, Khan Daun Penh, Phnom Penh</p> <p>Tel: (023) 430 564</p> <p>Fax: (855) 23 427 945</p> <p>E-mail: akp@camnet.com.kh (現在使用中)</p> <p>Website: http://www.camnet.com.kh/akp (現在使用中)</p> <p>E-mail: akp@information.gov.kh (新設定)</p> <p>Website: http://www.akp.information.gov.kh (現在使用中)</p> <p>旧アドレスを見れない場合は、新設定で未利用だったイーメールやウェブサイトの新しいアドレスの利用が始められる。</p>
サービス目的	ウェブサイトにて、カンボジアの社会各セクターの政府の公式の情報を全ての水準の国民、国内と海外人民に提供する。また、海外情報ネットワークと各海外滞在のカンボジア大使館および世界中の人民へ完全に情報を提供できる。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> - 情報省の設立に関する法律の公布に関する勅許 No. NS/RKM 0196/14 1996年1月24日付 - 情報省の準備と実施に関する政令 No. 70 ANK r .BK 1999年8月5日付 - カンボジア情報管理総局 AKP の準備と実施に関する情報省の広告 No. 103/02 P. M. BrK 2002年5月2日付
適格性基準	国内と海外に居住しているカンボジア人又は外国人、法人、個人
サービス標準	料金：正当に準備中
必要書類	サービスを得るには、コンピューター機器と重要な用具が必要。
備考	参照ための情報と写真の利用は、AKP 情報源を表示しなければならない。

カンボジア王国におけるイベントに関する写真と書類の提供サービス

サービス名	カンボジア王国におけるイベントに関する写真と書類の提供サービス
サービス提供者	情報省 カンボジア情報管理総局 AKP Building No.62, Preah Monivong Blvd, Sangkat Srah Chork, Khan Daun Penh, Phnom Penh Tel: 012 920 955 E-mail: akp_photo@information.gov.kh (新アドレス、まだ利用していない)
サービス目的	政府の対策を宣伝する
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> - 情報省の設立に関する法律の公布に関する勅許 No. NS/RKM 0196/14 1996 年 1 月 24 日付 - 情報省の準備と実施に関する政令 No. 70 ANK r .BK 1999 年 8 月 5 日付 - カンボジア情報管理総局 AKP の準備と実施に関する情報省の広告 No. 103/02 P.M. BrK 2002 年 5 月 2 日付
適格性基準	省、機関、都、州、記者、および組織体
サービス標準	料金：正当に準備中
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 機関の証明書 ● 顧客の身分証明書 ● 写真サービスの要求目的
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1. 申請目的以外に写真の利用をしてはならない。 2. 利用する写真の AKP 情報源を表示しなければならない。 3. 写真の利用に AKP 情報源を表示しない場合、カンボジア情報管理総局 AKP は、その写真の利用を中止する権利がある。

読書およびその他の書類調査サービス

サービス名	読書およびその他の書類調査サービス
サービス提供者	情報省 カンボジア情報管理総局 AKP Building No.62, Preah Monivong Blvd, Sangkat Srah Chork, Khan Daun Penh, Phnom Penh Tel: 016 678 674 E-mail: akp_document@information.gov.kh (新アドレス、利用していない)
サービス目的	1. 学生、学士、青少年、博士、国内記者と国際記者への書類調査提供および教育提供 2. 全てのレベルの国民と人民にクメール語と外国語の本、雑誌、告示、新聞の読書を提供する
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> - 情報省の設立に関する法律の公布に関する勅許 No. NS/RKM 0196/14 1996年1月24日付 - 情報省の準備と実施に関する政令 No. 70 ANK r .BK 1999年8月5日付 - カンボジア情報管理総局 AKP の準備と実施に関する情報省の広告 No. 103/02 P. M. BrK 2002年5月2日付
適格性基準	全てのレベルの青少年、博士、記者、人民、僧侶
サービス標準	料金：正当に準備中
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 身分証明書 ● 機関の証明書
備考	我が社会の恩恵のために、顧客の皆様が稀少で重要な書類を保護するようにお願いします。

情報提供契約

サービス名	情報提供契約
サービス提供者	情報省 <ul style="list-style-type: none"> - カンボジア国立放送総局 AM918+FM105.7MH z Building No. 6, Street 19 corner with Street 102, Sangkat Wat Phnom, Khan Daun Penh, Phnom Penh Tel: 023 722 869 Fax: 023 427 319 Website: www.rnk.gov.kh - FM96MH z カンボジア国立放送局 住所: ステウンミアンチェイ放送局、Street Chamkar Dong, Sangkat Steung Mean Chey, Khan Mean Chey, Phnom Penh Fax: 023 995 845
サービス目的	放送の言論を保証し、放送範囲を広げて、全国の聴取者へに情報、知識および娯楽を提供し、またコメントのフィードバックを受け取る。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> - カンボジア国立放送総局の設立と実施に関する公告 No. 185 PM. BrK 2002年7月29日付
適格性基準	全国の人民、僧侶はカンボジア国立放送からの情報、教育および娯楽を受ける権利がある。
サービス標準	放送代金： <ul style="list-style-type: none"> - 通常情報：1 ページ 一回放送につき 5,000 リエル - 通常情報：1 ページ超える 10,000 リエル - 宣伝スポット 1分 (3回に1回フリー) 一回放送につき 2 米ドル
必要書類	顧客又は組織体は完全な文書を準備しなければならない。文章が書かれてない場合、カンボジア国立放送局は文章のサイズ内容によって (料金は 5,000 リエルから 200,000 リエル) 料金を請求する形で各サービスを受付ける。 連絡先：016 690 656、092 444 405、098 501 161
備考	<ul style="list-style-type: none"> - 聴取者に確実な情報を、迅速に放送することを保証する - 社会文化・伝統・科学知識および生活などを報知する - 伝統芸術と近代芸術を保護し、援助する - 人権と民主制を称賛し、各種紛争行為を減少させる - カンボジアの法律と基準などの遵守を向上させる

出版所営業許可の発行

サービス名	出版所営業許可の発行
サービス提供者	情報省 Building No.62, Preah Monivong Blvd, Sangkat Srah Chork, Khan Daun Penh, Phnom Penh Tel: 023 724 514 / 023 430 336 Fax: 023 430 227 Website: www.information.gov.kh E-mail: sovanphos@yahoo.com
サービス目的	カンボジア王国憲法および政策に従って、カンボジアにおける出版・報道の自由を保護するためである。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> - 情報省の設立に関する法律の公布に関する勅許 No. NS/RKM 0196/14 1996年1月24日付 - 新聞体制法 - 情報省の準備と実施に関する政令 No. 70 ANK r .BK 1999年8月5日付 - 事務・視聴総局を事務・財務総局と情報・視聴総局に改善することに関する政令 No. 71 ANK r .BK 2007年7月13日付 - 事務・視聴総局の準備と実施と出版管理局の設立に関する省令 No. 303/02 P.M. BrK 2002年11月27日付
適格性基準	法人、又はカンボジア人の個人、又は法的に任命のカンボジア滞在中外国人
サービス標準	放送代金：正当に準備中
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> - 事業経営申請書 1部 - 無犯罪証明書 1部 - 履歴書 2部 - IDカード又は家族帳 2部 - 写真(4cmX6cm) 4枚 - 出版所の写真 3枚 - 被雇用者・出版機関担当者リスト 1部 - 契約書 2部 - 一般観察表 2部 - 出版所敷地証明書 2部 - 備品・部品・機械レポート 2部 - 定款 1部

	<ul style="list-style-type: none"> - 公式・非公式監督報告 1部
備考	<ul style="list-style-type: none"> - 出版・報道管理に関する一般の法律を遵守する - 国の習慣・伝統と文化、また社会安全と公共秩序に影響する卑猥な画像や文書などの出版をしてはならない - 作者、会社、又は関係の省からの許可なしで、文書、書類および本の出版の受付をしてはいけない - 本、雑誌、新聞、告示などの出版に関するデータと統計を保護し、コピーを情報・視聴総局の出版所管理局に提出しなければならない

新聞、雑誌、告示の事業運営許可の発行

サービス名	新聞、雑誌、告示の事業運営許可の発行
サービス提供者	<p>情報省</p> <p>Building No.62, Preah Monivong Blvd, Sangkat Srah Chork, Khan Daun Penh, Phnom Penh</p> <p>情報・視聴総局</p> <p>Tel: 023 724 514 / 023 430 604</p> <p>Fax: 023 430 227 / 023 427 475</p> <p>Website: www.information.gov.kh</p> <p>E-mail: sovanphos@yahoo.com</p>
サービス目的	新聞自由権を向上させ、情報の出版と報道セクターを強化して拡大するため。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> - 情報省の設立に関する法律の公布に関する勅許 No. NS/RKM 0196/14 1996年1月24日付 - 新聞体制法 - 情報省の準備と実施に関する政令 No. 70 ANK r .BK 1999年8月5日付 - 事務・視聴総局を事務・財務総局と情報・視聴総局に改善することに関する政令 No. 71 ANK r .BK 2007年7月13日付
適格性基準	法人、又はカンボジア人の個人、又は法的に任命のカンボジア滞在中外国人
サービス標準	手数料：不要
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> - 事業経営申請書 - 無犯罪証明書 - 経営者と被雇用者の履歴書 - 組織の基礎構造 - IDカード又は家族帳又は家族カード（コピー）、居住証書、機関の事務所証書、出版所住所 - 契約書 - 組織の内規定款 - 組織の宣伝施策 - 使用備品表と株証書（株会社の場合） - 履歴書 2部 - 証明書のコピー
備考	- 個人自由権の行使は他人の自由権に影響してはいけない

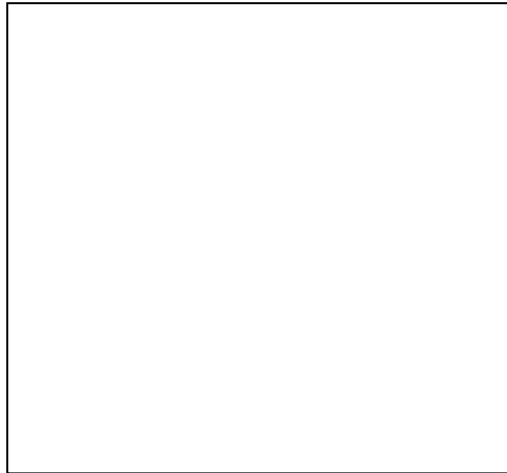
	<ul style="list-style-type: none">- 自由権の行使は法律に則って行う- どんな人でも、他人の名義、社会の優良な習慣、公衆秩序、および国の安全に影響を与えるような形で、この自由権を乱用してはならない- 各号の新聞の出版書類を保護する- 新聞ページに管理者名、事務所と出版所の住所を発行しなければならない- 我身を犠牲としているカンボジア王国の国王に対して影響を与える注釈をしてはならない- 文学理論に従って正字を使用する- 国家機関、政府指導高位、上院、下院などを軽蔑しない- 卑劣な言葉、不穏当な言葉などを使用しない、また他人の正確な名前を偽造しない- 犬などの動物に比喻するおどけた絵を描いてはいけない- 卑猥な画像や文書を出版・発行してはならない
--	---

ラジオ・テレビ・ケーブルテレビおよびその他のラジオ・

テレビ放送システムの事業運営に関する許可

サービス名	ラジオ・テレビ・ケーブルテレビおよびその他のラジオ・テレビ放送システムの事業運営に関する許可
サービス提供者	情報省 Building No.62, Preah Monivong Blvd, Sangkat Srah Chork, Khan Daun Penh, Phnom Penh 情報・視聴総局 Tel: 023 724 514 / 023 430 440 Fax: 023 430 227 / 023 427 440 Website: www.information.gov.kh E-mail: sovanphos@yahoo.com
サービス目的	国内と国際情報の報道自由権を強化し広げるために、“新しく、迅速に、信用され、いつでも、どこでも”のスローガンに従って、ラジオ、テレビ、ケーブルテレビにてカンボジア国内と国際の人民に一般教育、娯楽を提供する。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> - 情報省の設立に関する法律の公布に関する勅許 No. NS/RKM 0196/14 1996年1月24日付 - 新聞体制法 - 情報省の準備と実施に関する政令 No. 70 ANK r .BK 1999年8月5日付 - 事務・視聴総局を事務・財務総局と情報・視聴総局に改善することに関する政令 No. 71 ANK r .BK 2007年7月13日付
適格性基準	法人、又はカンボジア人の個人、又は法的に任命の外国人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 視聴業務サービス代金の支払いに関する省令 No. 0397/99 P.M 2009年12月22日付に従って施行する - 再放送するラジオ・テレビ放送局用の視聴業務サービス代金の支払いに関する省令 No. 141/05 P.MBrK 2005年4月19日付 - 情報省と経済財務省の省庁間省令により料金を再決定する調整中
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> - ラジオ・テレビ・ケーブルテレビ放送局事業経営申請書（当該地区の認証） - 写真（4X6）付きの履歴書（区役所の認証）

	<ul style="list-style-type: none"> - 無犯罪証明書 - IDカード又は家族帳、写真（4cmX6cm）4枚 - 事業契約 - 備品・部品の明細表、出版機械のカタログを参照（Catalogue Transmitter） - フィージビリティ調査計画、又は一般観察表 - 事業所敷地図（区役所の認証） - 定款又は関係省のライセンス - 機関の出版レポート
備考	<ul style="list-style-type: none"> - 民主的で自由な複数政党制 Democracy Free Multi Parties を保証する憲法の第3条の思想自由権と出版自由権に関する141章を遵守する - カンボジア王国の新聞体制法と政府政策を遵守して履行する - 情報・視聴セクターの電子放送システムの技術標準の永続を保証するために、全ての報道は国の安全や他国との関係に影響してはいけない。また、国籍、人種、性別、言語、宗教、又は正字対策、信仰、元国籍、地位、社会、およびその他の状況などを識別するような挑発情報の報道を避け、個人権利を乱用しない、そしてカンボジアの道義・文化・伝統に影響を与える卑猥の画像や紛争の画像の出版は禁止とする。 - 人民のために、国内と国際情報、教育、一般知識、娯楽などの放送を増進するように努力する。それに、“新しく、迅速に、信用され、いつでも、どこでも”のスローガンに従ってカンボジアの同一性、文化、伝統を保護する情報放送を保証する。



民間航空局

SECRETARIATE OF CIVIL AVIATION

Building No. 62, Preah Norodom Blvd, Phnom Penh, Cambodia

Tel: 023 427 141 / 360 617

Fax: 023 427 141 / 426 169

E-mail: civilaviation@cambodia.gov.kh

航空訓練学校

サービス名	航空訓練学校
サービス提供者	民間航空局 Building No. 62, Preah Norodom Blvd, Phnom Penh Tel: 023 427 141 Fax: 023 427 141 証明書課
サービス目的	最低限要求に基づき、航空訓練学校の設立と経営を管理する。
法的基盤	<ul style="list-style-type: none"> - 民間航空に関する法律の第3条、第2章 - Cambodian Civil Aviation Regulation Part 3
適格性基準	カンボジア人、外国人
サービス標準	<ul style="list-style-type: none"> - 航空訓練学校証明書を供与するには60営業日を要する - 最初の証明書は6ヶ月間有効 - 2回目からの証明書の有効期間は2年である - 手数料：必要
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> - 申請書 1部 - 写真 2枚 - 学校の目的および活動 - 学校の基礎構造および専門家リスト - 安全 - 学校とその他のパートナーとの契約 - 学校を確実に観察した職員のレポート <ul style="list-style-type: none"> • 教室の位置 • 使用する設備など
備考	<ul style="list-style-type: none"> - 航空学生は、航空訓練を受けるために有効のライセンスを持たなければならない。 - ライセンスを延長するには、有効の健康診断書第2種を持たなければならない。 - ライセンスがない場合、又は不有効なライセンスを持つ場合、航空法の第10条の53章に従って罰せられる。

主要な住所とウェブサイト

主要な住所とウェブサイト

No.	各省名
	<p>閣僚評議会事務局 (The Office of the Council of Ministers) House#41, Russian Federation Blvd, Phnom Penh, Cambodia Tel: 012 804 442 Fax: 023 880 624 E-mail: infor@pressocm.gov.kh Website: http://www.pressocm.gov.kh</p>
	<p>農林水産省 (Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries) Building#200, Preah Norodom Blvd, Phnom Penh, Cambodia Tel : (855-23) 211 051、322 893 Fax: (855-23) 217 320 E-mail: icomaff@camnet.com.kh Website: http://www.maff.gov.kh</p>
	<p>商業省 (Ministry of Commerce) Street Ministry of Commercial (St.113B) 、Sangkat Tuk Thlar, Khan Sensok, Phnom Penh, Cambodia Tel : (855-23) 866-469 Fax: (855-23) 866-469 Website: http://www.moc.gov.kh</p>
	<p>文化芸術省 (Ministry of Culture and Fine Arts) House#227, Norodom Blvd, Phnom Penh, Cambodia Tel: 023 217 645 Fax: 023 725 749 E-mail: mcfa@cambodia.gov.kh Website: http://www.mcfa.gov.kh</p>
	<p>経済財政省 (Ministry of Economy and Finance) Building #60, St.92, Khan Daun Penh, Phnom Penh, Cambodia Tel: 023 428 960/023 428 634-5 Fax: 023 427 798/ 023 430 960 E-mail: efi@camnet.com.kh Website: http://www.mef.gov.kh</p>
	<p>教育・青少年・スポーツ省 (Ministry of Education, Youth and Sport) Building #80, Preah Norodom Blvd, Phnom Penh, Cambodia</p>

	<p>Tel: 023 217 253 Fax: 023 212 512 E-mail: iec@everyday.com.kh Website: http://moeys.gov.kh</p>
	<p>環境省 (Ministry of Environment) House#48, Preah Norodom Blvd, Phnom Penh, Cambodia Tel: 023 427 894 Fax: 023 427 844 E-mail: moe-cabinet@camnet.com.kh Website: http://www.camnet.com.kh/moe/</p>
	<p>外務・国際協力省 (Ministry of Foreign Affairs and International Cooperation) House#3, Vithei Samdach Hunsen, Sangkat Tunle Basac, Khan Chamkarmorn, Phnom Penh, Cambodia Tel: 023 214 441 / 216 122 Fax: 023 216 144/023 216 141 E-mail: mfaicasean@bigpond.com.kh Website: http://www.mfaic.gov.kh</p>
	<p>保健省 (Ministry of Health) House#151-153, Kampucheakrom Blvd, Phnom Penh, Cambodia Tel: 023 722 873/023 880 261/023 881 405/023 881 409 Fax: 023 426 841/023 722 873/023 880 261/023 366 186 E-mail: procure.pcu@bigpond.com.kh Website: http://www.moh.gov.kh</p>
	<p>鉱工業・エネルギー省 (Ministry of Industry, Mines and Energy) Buidling#45, Preah Norodom Blvd, Phnom Penh, Cambodia Tel: 023 723 077/023 724 477 Fax: 023 428 263 E-mail: mine@cambodia.gov.kh Website: http://www.mime.gov.kh</p>
	<p>情報省 (Ministry of Information) Building#62, Preah Monivong Blvd, Sangkat Srah Chork, Khan Daun Penh, Phnom Penh, Cambodia Tel: 023 430 700 Fax: 023 426 059 Website: http://information.gov.kh</p>

	<p>内務省 (Ministry of Interior) Building#275, Preah Norodom Blvd, Khan Chamkarmorn, Phnom Penh, Cambodia Tel: 023 212 707/ 023 726 148 Fax: 023 726 052 E-mail: moi@interior.gov.kh Website: http://www.interior.gov.kh</p>
	<p>司法省 (Ministry of Justice) Building#240, Sothearos Blvd, Phnom Penh, Cambodia Tel: 023 360 327/ 023 363 204/ 023 360 421/ 023 360 329/ 023 212 693 Fax: 023 364 119 E-mail: moj@cambodia.gov.kh Website: http://www.moj.gov.kh</p>
	<p>労働・職業訓練省 (Ministry of Labor and Vocational Training) Building #3, Russian Blvd, Sangkat Tuk Laak 1, Khan Tuol Kork, Phnom Penh, Cambodia Tel: 023 880 102 / 023 882 730 023 881 848 / 023 884 375 / 023 882 948 Fax: 023 884 376 Website: http://www.mlvt.gov.kh / www.ntb.gov.kh</p>
	<p>国土整備・都市化・建設省 (Ministry of Land Management, Urban Planning and Construction) Mondial Center, Building H, 3rd-4th floor and Psar Neak Meas, 1st floor, Sangkat Psar Deum Kor, Khan Tuol Kork, Phnom Penh, Cambodia Tel/Fax: - 内閣 : 023 880 790 / 023 880 791 - 事務総局 : 023 881 232 / 023 881 510 E-mail: gdamin-mlmupc@camnet.com.kh (事務総局) (General Department of Admin.) gdcg-mlmupc@camnet.com.kh (General Dept. of Cadastre & Geo.) gdlup-mlmupc@camnet.gov.kh (General Dept. of Land Management) gdc-mlmupc@camnet.com.kh (General Dept. of Construction) Website: http://www.mlupc.gov.kh</p>
	<p>国防省 (Ministry of National Defense) Russian Federation Blvd, On corner of St.175, Phnom Penh, Cambodia Tel: 023 883 184/ 023 428 171</p>

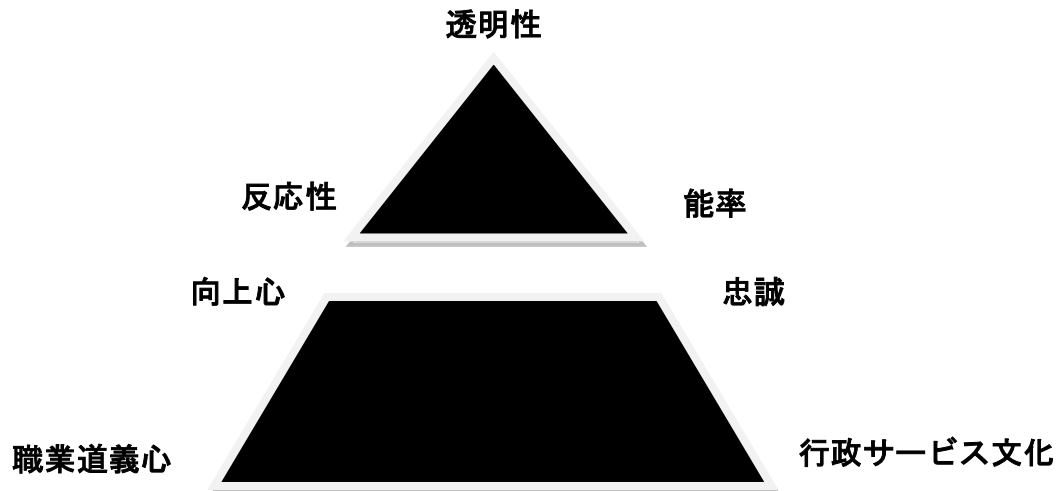
	<p>Fax: 023 883 184</p> <p>E-mail: info@mond.gov.kh</p> <p>Website: http://www.mond.gov.kh</p>
	<p>上院・下院関係・検察省 (Ministry of National Assembly-Senate Relations and Inspection)</p> <p>Chavahallaneru (St.215), Phnom Penh, Cambodia</p> <p>Tel: 023 884 261/ 023 884 254</p> <p>FaxⓉ855-23) 884 264</p> <p>E-mail: mnasrl@cambodia.gov.kh</p> <p>Website: http://www.mnasrl.gov.kh</p>
	<p>計画省 (Ministry of Planning)</p> <p>House#386, Preah Monivong Blvd, Phnom Penh, Cambodia</p> <p>Tel: 023 212 049/ 023 720 901/ 023 720 902/ 023 212 055/ 023 215 071</p> <p>Fax: (855-23) 210 698/210 944</p> <p>E-mail: mop@cambodia.gov.kh</p> <p>Website: http://www.mop.gov.kh</p>
	<p>郵便電気通信省 (Ministry of Post and Telecommunication)</p> <p>Ang Ieng (St.13), On corner of St.102, Sangkat Wat Phnom, Phnom Penh, Cambodia</p> <p>Tel: 023 724 809/ 023 428 246</p> <p>Fax: (855-23) 426 011</p> <p>E-mail: ieng-mptc@camnet.com.kh</p> <p>Website: http://www.mptc.gov.kh</p>
	<p>公共事業・運輸省 (Mistry of Public Works and Transportation)</p> <p>Building#106, Preah Norodom Blvd, Phnom Penh, Cambodia</p> <p>Tel: 023 427 862</p> <p>Fax: (855-23) 427 862</p> <p>E-mail: mpwt@mpwt.gov.kh</p> <p>Website: http://www.mpwt.gov.kh</p>
	<p>宗教省 (Ministry of Cults and Religion)</p> <p>Preah Sisovath, On corner of St.240, Phnom Penh, Cambodia</p> <p>Tel: 023 725 099/722 699/724 499/725 699</p> <p>Fax: (855-23) 725 699</p> <p>E-mail: morac@cambodia.gov.kh</p> <p>Website: http://www.morac.gov.kh</p>
	<p>農村開発省 (Ministry of Rural Development)</p>

	<p>On the corner of St.169, Phnom Penh, Cambodia</p> <p>Tel: 023 426 850/ 884 639/ 426 552</p> <p>Fax: (855-23) 366 790/ 426 823</p> <p>E-mail: mrd@cambodia.gov.kh</p> <p>Website: http://www.mrd.gov.kh</p>
	<p>社会問題・退役軍人・青少年更正省 (Ministry of Social Affairs, Veterans and Youth Rehabilitation)</p> <p>House#688B, Preah Monivong Blvd, Phnom Penh, Cambodia</p> <p>Tel: 023 218 437</p> <p>Fax: (855-23) 726 086</p> <p>E-mail: mosalvy@cambodia.gov.kh</p> <p>Website: http://www.mosalvy.gov.kh</p>
	<p>観光省 (Ministry of Tourism)</p> <p>Lodge No. 3A, St.169, Sangkat Veal Vong, Khan 7Makara, Phnom Penh, Cambodia</p> <p>Tel: 023 884 972</p> <p>Fax: 023 884 924</p> <p>E-mail: admin@mot.gov.kh</p> <p>Website: http://www.mot.gov.kh</p>
	<p>水資源・気象省 (Ministry of Water Resource and Meteorology)</p> <p>House#47, Preah Monivong Blvd, Phnom Penh, Cambodia</p> <p>Tel: (855) 23 724 289/725 989</p> <p>Fax: (855) 23 426 345</p> <p>E-mail: mowram@cambodia.gov.kh</p> <p>Website: http://www.mowram.gov.kh</p>
	<p>女性省 (Ministry of Women's Affairs)</p> <p>Building#3, Preah Monivong Blvd, Phnom Penh, Cambodia</p> <p>Tel: 023 428 965</p> <p>Fax: (855-23) 428 965</p> <p>E-mail: mwva@bigpond.com.kh</p> <p>Website: http://www.mwva.gov.kh</p>
	<p>人事院 (Secretariate of Civil Service)</p> <p>Building #409-411, Preah Monivong Blvd, Sangkat Bieng Kenkang 3, Khan Chamkarmorn, Phnom Penh, Cambodia</p> <p>Tel: 023 210 071</p> <p>Fax: N/A</p>

	<p>E-mail: sspf@cambodia.gov.kh Website: http://www.sspf.gov.kh</p>
	<p>民間航空局 (Secretariate of Civil Aviation) Building#62, Preah Monivong Blvd, Phnom Penh, Cambodia Tel: 023 360 617/ 427 141 Fax: (855-23) 426 169/ 725 938/ 211 019 E-mail: civilaviation@cambodia.gov.kh Website: http://www.civilaviation.gov.kh</p>
	<p>カンボジア開発評議会 (Council for the Development of Cambodia) Government Palace Building, Sothearos Watphnom, Phnom Penh, Cambodia Tel: (855-23) 981 154 Fax: (855-23) 428 426/(855-23) 427 597 E-mail: cdc.cib@online.com.kh Website: http://www.cambodiainvestment.gov.kh</p>
	<p>プノンペン市役所 (Phnom Penh Municipality Hall) Building #69, Preah Monivong Blvd, Sangkat Sras Chak, Khan Daun Penh, Phnom Penh, Cambodia Tel: 023 722 054/ 724 126 Fax: (855-23) 724 156 E-mail: phnompenh@phnompenh.gov.kh Website: http://www.phnompenh.gov.kh</p>
	<p>カンボジア中央銀行 (National Bank of Cambodia) Building# 2 2-24, Preah Norodom Blvd, Phnom Penh, Cambodia Tel: 023 722 221/ 275 063/ 724 866 Fax: (855-23) 426 117</p>
	<p>税関・消費税総局 (Department of Customs and Excise) Preah Norodom Blvd, Phnom Penh, Cambodia Tel: (855-23) 214 065 Fax: (855-23) 214 065 E-mail: customs@camnet.com.kh Website: http://www.camnet.com.kh/customs/</p>
	<p>プノンペン商工会議所 (Phnom Penh Chamber of Commerce) Building#7B, St.81, On corner of St.109, Phnom Penh, Cambodia Tel: 023 212 265 Fax: (855-23) 212 270 E-mail: ppcc@camnet.com.kh</p>

	Website: http://www.ppcc.org.kh
	アプサラ権威 (Apsara Authority) Building Angkor Koix, North Round-about, St.60, Siem Reap Province Tel: 063 630 0012 E-mail: apsara-admin@camnet.com.kh
	カンボジア電気 (Electricity of Cambodia) Tel: 023 723 971 Fax: 023 426 018
	Council for Administration Reform Building of Council of Minister 41, Russian Blvd, Phnom Penh, Cambodia Tel: 023 212 436 Fax: 023 221 449

国民により良いサービスを



公務員は、向上心をもち、忠誠に、職業道義心をもち、行政サービス文化に配慮して業務を遂行します。また、国民により良いサービスを提供することを目的として、行政を更に透明で、迅速に反応する、能率的なものとして、実施します。

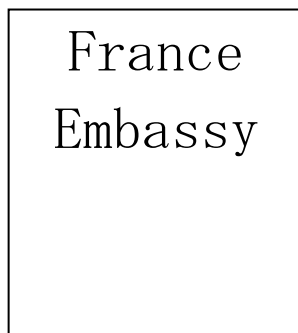
行政改革評議会の事務総局は、いつでもご批判・コメントを受け付けています
追加情報は下記の連絡先にて：

Tel: 023 212 436

Fax: 023 221 449

E-mail: npar@par.gov.kh

出版援助者



gtz

